嵐山町議会平成３０年第３回定例会会議録

目　　次

招集告示……１
応招・不応招議員……２

第　１　号　（９月５日）

議事日程……３
出席議員……４
欠席議員……４
本会議に出席した事務局職員……４
説明のための出席者……４
開会の宣告……７
開議の宣告……７
会議録署名議員の指名……７
会期の決定……７
諸般の報告……８
行政報告……９
常任委員会所管事務調査報告……１１
議員定数等検討特別委員会所管事務調査報告……３５
報告第４号の上程、説明、質疑……３９
報告第５号の上程、説明、質疑……４１
認定第１号～認定第６号の上程、説明、質疑……４３
議案第４８号の上程、説明、質疑……７２
決算審査特別委員会の設置、委員会付託……７４
決算審査特別委員会委員の選任……７４
決算審査特別委員会正副委員長の互選結果報告……７５
休会の議決……７５
散会の宣告……７６

第　２　号　（９月１０日）

議事日程……７７
出席議員……７８
欠席議員……７８
本会議に出席した事務局職員……７８
説明のための出席者……７８
開議の宣告……８１
諸般の報告……８１
一般質問……８１
２番　森　一　人　議員……８１
１番　吉　本　秀　二　議員……１０４
６番　畠　山　美　幸　議員……１３１
５番　青　柳　賢　治　議員……１５２
発言の訂正……１６０
散会の宣告……１６９

第　３　号　（９月１１日）

議事日程……１７１
出席議員……１７２
欠席議員……１７２
本会議に出席した事務局職員……１７２
説明のための出席者……１７２
開議の宣告……１７５
諸般の報告……１７５
一般質問……１７５
１３番　渋　谷　登美子　議員……１７５
３番　大　野　敏　行　議員……２０８
９番　川　口　浩　史　議員……２１９
８番　河　井　勝　久　議員……２４６
散会の宣告……２６５

第　４　号　（９月１２日）

議事日程……２６７
出席議員……２６８
欠席議員……２６８
本会議に出席した事務局職員……２６８
説明のための出席者……２６８
開議の宣告……２７１
諸般の報告……２７１
諮問第２号の上程、説明、質疑、採決……２７１
同意第１号の上程、説明、質疑、採決……２７４
同意第２号の上程、説明、質疑、採決……２７５
議案第３９号の上程、説明、質疑、討論、採決……２７６
議案第４０号の上程、説明、質疑、討論、採決……２８３
議案第４１号の上程、説明、質疑、討論、採決……２８７
議案第４２号の上程、説明、質疑、討論、採決……２９３
議案第４２号の修正案の提出……３１３
議案第４３号の上程、説明、質疑、討論、採決……３２８
議案第４４号の上程、説明、質疑、討論、採決……３３２
議案第４５号の上程、説明、質疑、討論、採決……３３４
議案第４６号の上程、説明、質疑、討論、採決……３３９
議案第４７号の上程、説明、質疑、討論、採決……３４１
休会の議決……３４７
散会の宣告……３４７

第　５　号　（９月２７日）

議事日程……３４９
出席議員……３５１
欠席議員……３５１
本会議に出席した事務局職員……３５１

説明のための出席者……３５１
開議の宣告……３５３
諸般の報告……３５３
認定第１号の委員長報告、質疑、討論、採決……３５４
認定第２号～認定第６号、議案第４８号の委員長報告、質疑、討論、採決……３６８
議員派遣の件について……３７６
閉会中の継続調査の申し出について……３７６
日程の追加……３７６
発議第２７号の上程、説明、質疑、討論、採決……３７７
発議第２８号の上程、説明、質疑、討論、採決……３７８
発議第２９号の上程、説明、質疑、討論、採決……３８１
発議第３０号の上程、説明、質疑、討論、採決……３８３
発議第３１号の上程、説明、質疑、討論、採決……３８７
発議第３２号の上程、説明、質疑、討論、採決……３９２
発議第３３号の上程、説明、質疑、討論、採決……３９４
発議第３４号の上程、説明、質疑、討論、採決……３９５
発議第３５号の上程、説明、質疑、討論、採決……３９６
発議第３６号の上程、説明、質疑、討論、採決……３９８
発議第３７号の上程、説明、質疑、討論、採決……４００
発議第３８号の上程、説明、質疑、討論、採決……４０３
町長挨拶……４１６
議長挨拶……４１７
閉会の宣告……４１７

署名議員……４１９

◎　招　集　告　示

嵐山町告示第１５９号

平成３０年第３回嵐山町議会定例会を次のとおり招集する。

平成３０年８月２４日

嵐山町長　　岩　澤　　勝

１．期　　日　　平成３０年９月５日

２．場　　所　　嵐山町議会議場

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○応招議員（１３名）

１番　吉　本　秀　二　議員	２番　森　　一　人　議員
３番　大　野　敏　行　議員	４番　長　島　邦　夫　議員
５番　青　柳　賢　治　議員	６番　畠　山　美　幸　議員
７番　吉　場　道　雄　議員	８番　河　井　勝　久　議員
９番　川　口　浩　史　議員	１１番　松　本　美　子　議員
１２番　安　藤　欣　男　議員	１３番　渋　谷　登美子　議員
１４番　佐久間　孝　光　議員	

○不応招議員（１名）

１０番　清　水　正　之　議員

平成３０年第３回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第１号）

９月５日（水）午前１０時開議

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　諸般の報告（佐久間議長）

日程第　４　行政報告（挨拶並びに行政報告　岩澤町長）

（行政報告　　永島教育長）

日程第　５　常任委員会所管事務調査報告

日程第　６　議員定数等検討特別委員会所管事務調査報告

日程第　７　報告第　４号　平成２９年度嵐山町健全化判断比率の報告について

日程第　８　報告第　５号　平成２９年度嵐山町資金不足比率の報告について

日程第　９　認定第　１号　平成２９年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第１０　認定第　２号　平成２９年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１１　認定第　３号　平成２９年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１２　認定第　４号　平成２９年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１３　認定第　５号　平成２９年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１４　認定第　６号　平成２９年度嵐山町水道事業会計決算認定について

日程第１５　議案第４８号　平成２９年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○出席議員（１３名）

１番　吉　本　秀　二　議員	２番　森　　一　人　議員
３番　大　野　敏　行　議員	４番　長　島　邦　夫　議員
５番　青　柳　賢　治　議員	６番　畠　山　美　幸　議員
７番　吉　場　道　雄　議員	８番　河　井　勝　久　議員
９番　川　口　浩　史　議員	１１番　松　本　美　子　議員
１２番　安　藤　欣　男　議員	１３番　渋　谷　登美子　議員
１４番　佐久間　孝　光　議員	

○欠席議員（１名）

１０番　清　水　正　之　議員

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	菅　原　浩　行
書　　記	新　井　浩　二

○説明のための出席者

岩　澤　　勝	町　　長
安　藤　　實	副　町　長
岡　本　史　靖	技　　監
青　木　　務	総務課長
伊　藤　恵一郎	地域支援課長
山　岸　堅　護	税務課長
村　田　　朗	町民課長
前　田　宗　利	子育て支援課長
近　藤　久　代	健康いきいき課長
山　下　次　男	長寿生きがい課長
村　田　泰　夫	環境課長
杉　田　哲　男	農政課長
山　下　隆　志	企業支援課長

藤	永	政	昭	まちづくり整備課長
内	田	恒	雄	上下水道課長
金	井	敏	明	会計管理者兼会計課長
永	島	宣	幸	教育長
村	上	伸	二	教育総務課長
田	畑		修	文化スポーツ課長
杉	田	哲	男	農業委員会事務局長 農政課長兼務
堀	江	國	明	代表監査委員
畠	山	美	幸	監査委員

◎開会の宣告

○佐久間孝光議長　皆さん、おはようございます。第３回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しております。よって、平成30年第３回嵐山町議会定例会第１日目は成立いたしました。

これより開会いたします。

（午前　９時５８分）

◎開議の宣告

○佐久間孝光議長　直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○佐久間孝光議長　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第12番　　安　藤　欣　男　議員

第13番　　渋　谷　登美子　議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○佐久間孝光議長　日程第２、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

青柳議会運営委員長。

〔青柳賢治議会運営委員長登壇〕

○青柳賢治議会運営委員長　おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第３回定例会を前にして、８月29日に議会運営委員会を開会いたしました。当日の出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として佐久間議長、並びに出席要

求に基づく出席者として岩澤町長、安藤副町長、青木総務課長にご出席をいただきまして、提出されます議案について説明を求めました。

長提出議案については、報告２件、諮問１件、人事２件、条例３件、予算６件、認定６件及びその他１件の合計21件ということでございます。なお、議員提出議案も予定されています。

その後、委員会で慎重に協議した結果、第３回定例会は本日９月５日から９月27日までの23日間とすることに決定いたしました。

会議予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

また、一般質問につきましては受け付け順として、９月10日に１番の森一人議員から４番の青柳賢治まで、９月11日に５番の渋谷登美子議員から８番の河井勝久議員とします。

以上、議会運営委員会から決定しましたことをご報告申し上げます。

○佐久間孝光議長　お諮りいたします。

会期につきましては、委員長報告のとおり本日９月５日から９月27日までの23日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長　ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から９月27日までの23日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○佐久間孝光議長　日程第３、諸般の報告をいたします。

初めに、今定例会中の予定及び本日の議事日程をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。

町長提出議案は、報告２件、諮問１件、人事２件、条例３件、予算６件、認定６件、その他１件の計21件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。なお、議員提出議案も予定されております。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、堀江代表監査委員につきましては、決算に関する議案審議の際にご出席いた

だくということで、本日からご出席いただいておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、６月定例会から８月までの間の議会活動状況につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、教育委員会教育長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第１項の規定により、教育委員会の事務に関する点検・評価報告書が提出されました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員派遣について報告いたします。平成30年７月12日、全国町村議員会館において、全国町村議会議長会主催の町村議会広報クリニックに広報広聴常任委員７名が出席いたしました。以上、議員を派遣いたしましたので、報告いたします。

次に、さきの定例会において可決されました発議第15号　原発事故汚染土を公共工事に利用しないことを求める意見書の提出について、発議第17号　主要農作物種子法に代わる公共品種・自家採種の権利を守る法制定を求める意見書の提出について、発議第25号　性暴力被害者支援のための法整備と予算を求める意見書の提出について及び発議第26号　ハラスメント行為を禁止する法制定を求める意見書の提出について、以上４件につきましては、内閣総理大臣、衆参両院議長、関係大臣及び県知事に提出しておきましたので、ご了承願います。

最後に、本職宛て提出のありました陳情第３号　核も戦争もない平和な二十一世紀を求める要望書、陳情第４号　臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で、議長よりの諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○佐久間孝光議長　日程第４、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。なお、町長から行政報告にあわせて本定例会招集の挨拶を求められておりますので、この際これを許可します。

それでは、挨拶、行政報告の順でお願いいたします。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議長のお許しをいただきましたので、挨拶並びに行政報告を申し上げます。

本日ここに平成30年嵐山町議会第３回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、平成29年度嵐山町一般会計歳入歳出決算をはじめ、当面する諸案件につきましてご審議を賜りますことは、町政進展のために、まことに感謝にたえないところであります。

また、堀江代表監査委員並びに畠山議会選出監査委員におかれましては、猛暑の中、連日極めてご熱心な監査をいただきまして、深く感謝を申し上げる次第でございます。

本議会に提案をいたします議案は、報告２件、諮問１件、人事２件、条例３件、予算６件、認定６件、その他１件の計21件であります。各議案の提案理由並びに説明につきましては、日程に従いましてその都度申し述べる予定であります。何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案のとおり可決、ご承認を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

次に、平成30年５月から７月までの主要な施策に関しましては、地方自治法第122条による事務に関する説明書でご報告を申し上げましたので、ご高覧を願いたいと思います。

さて、過日の７月豪雨災害では、西日本各地に甚大な被害をもたらせました。また、昨日も大変な被害が出ております。お亡くなりになりました方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました方々に心よりお見舞いを申し上げます。

近年の異常気象、そして毎年のように発生する自然災害には、この辺は大丈夫だろうという甘えは禁物です。災害は必ずやってくる。いつでも、どんな状況においても対応できるよう、万全を期してまいりたいと思います。

今後とも議員各位のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶並びに行政報告を終わらせていただきます。

○佐久間孝光議長　ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

永島教育長。

〔永島宣幸教育長登壇〕

○永島宣幸教育長　議長のお許しをいただきましたので、教育委員会から報告をさせていただきます。

お手元の説明書に基づき、特に２点ご報告をさせていただきます。

資料34ページをごらんください。教育総務課、１、庶務関係、（３）、嵐山町立小中学校適正規模等検討委員会開催状況でございます。昨年の８月23日に第１回を開催し、本年８月24日開催されました11回目の検討委員会におきまして、中間答申をいただきました。８月29日水曜日、ホームページにアップさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

続きまして、資料40ページをごらんください。５番、図書館関係、（１）、事業実施状況、ア、おはなし会関係、子育て支援課連携事業でございます。本年度から子育て支援課と連携いたしまして、町民ホール、北部交流センターにおいて、おはなし会を開催することとし、読書活動の推進に努めているところでございます。

その他の事業につきましては、お手元の説明書のとおりでございますので、ご高覧いただければと思います。

最後になりますが、議員の皆様には、５月26日、中学校体育祭、６月２日、小学校運動会では、お忙しい中、また暑い中、多数ご出席をいただきましたことに、この場をおかりして御礼を申し上げます。ありがとうございました。

また、今月15日には、両中学校の文化祭が開催されますので、よろしくお願いいたします。

以上で、教育委員会からの行政報告を終わらせていただきます。

○佐久間孝光議長　ご苦労さまでした。

以上で、行政報告を終わります。

◎常任委員会所管事務調査報告

○佐久間孝光議長　日程第５、常任委員会所管事務調査報告を行います。

初めに、総務経済常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

大野総務経済常任委員長。

〔大野敏行総務経済常任委員長登壇〕

○大野敏行総務経済常任委員長　議長からご指名いただきましたので、委員会報告をさせていただきます。

なお、読み上げて報告にかえさせていただきます。文字数が多いため少し早口になるかとも思いますが、ご承知おき願いたいと思います。

平成30年９月５日

嵐山町議会議長　佐久間　孝　光　様

総務経済常任委員長　大　野　敏　行

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告いたします。

記

１　調査事項

「駅周辺10年計画について」、「若者会議について」及び「農業の活性化について」

２　調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「駅周辺10年計画について」、「若者会議について」及び「農業の活性化について」を調査するため、６月19日、７月３日、７月19日及び８月17日に委員会を開会し、調査研究を行った。

（１）６月19日の委員会について

当日は藤永まちづくり整備課長に出席を求め、駅周辺10年計画のアンケート調査結果について、資料に基づき説明を受けた。また、16時から大妻嵐山高等学校の生徒との意見交換会を同校において開催した。

ア　駅周辺10年計画のアンケート調査結果について

まちづくり整備課より資料提供を受け、このうち主に39ページの部分について説明があった。なお、資料については最終的なものではなく、この後もう一度精査をして、町ホームページに掲載するとのことであった。

○説明後の主な質疑応答

（問）配布の方法は。

（答）駅利用者には手配り、12月10日に500通、12月12日に500通、そのうち401通の返信があった。高校生は余り受け取らなかった。

（問）自由記述欄に記入がないのは。

（答）設問内容と同一の答えが多かったから。

（問）地元説明会の状況は。

（答）５月12日（土）に開催し、参加者は30名程度で菅谷５区の方が出席、今年度の予定について説明した。町側の出席者は町長、副町長、総務課長、地域支援課長、まちづくり整備課長。地元からの意見は、「やるからにはしっかりと計

画してやってほしい、いろいろな関係者ごとの説明会を望む」等で、今回、反対の意見はなかった。

（問）地権者の割合は。

（答）おおむね地権者だと思う。

（問）ロータリー部分の地権者の人数は。

（答）４名になると思う。

○今後の進め方

・高齢者や駅利用者等の多世代交流拠点としての憩いの場と、近接する子育て拠点「嵐丸ひろば」との連携をどのように実践していくのか。

→　町観光協会との意見交換会を申し込む。

・ロータリーをつくって、にぎわいのできた先進地があれば、視察研修を行う。

意見として、

・ひとり暮らしの高齢者が気楽に買い物できて、お金の出し入れができることが望まれる。コンビニ機能が欲しい。

○その他

・寄居町若者会議の視察研修を、寄居町の担当課に申し込む。

イ　大妻嵐山高等学校の生徒との意見交換会について

16時から17時の間、大妻嵐山高等学校において、同校生徒の皆さんから意見を伺う。学校側の参加者は、生徒21名、井上教頭先生、松村教諭。

○生徒からの主な意見

・中学から大妻に通っているが、地域の方が「気をつけてね」と、いつも声をかけてくれる。温かいと感じる。パトロールセンターに人がいて安心である。

・帰りに街灯が少なくて暗い。街灯をもっとふやしてほしい。

・中学から生徒会活動をしている。挨拶運動がよかった。

・嵐山町に通ってきて、国蝶オオムラサキを飼育し、成長過程を観察できたのは感動した。

・私は熊谷市に住んでいるが、嵐山町のことを知らなかった。嵐山町のよさをＳＮＳ等で発信していきたい。

・嵐山町で若い子に受けるインスタ映えスポットとして、オオムラサキの羽を模したものを背負えるなど。

・ハッシュタグ・大平山の写真等で自然を売り出す。
・現在、大妻を調べるにはホームページが一番である。アニメや芸能人とのコラボを。
・臨時でもよいから、ライブ会場をつくる。野外ライブもよい。
・ライブ会場で嵐山町のものを売る。辛モツ焼きそば、のらぼう菜料理など。
・地元産の食材を使うカフェがあるとよい。
・見た目にインパクトのある食べ物。「オオムラサキアイス」など。
・地元産果物のスイーツ・ゼリー等があるとよい。
・合同説明会など利用し、嵐山町をアピールしたらよい。
・嵐山町のイベントポスター等が他町村で見当たらない。嵐山町にも他町村の案内ポスターがない。もっと広域で協力し合えばよい。
・私は川島町に住んでおり、川島町はＢ級グルメ「すったて」が優勝した。北斗晶等の芸能人が来ている。嵐山町もＢ級グルメ選手権に行ったほうがよい。
・都会から比較的来やすいが、拠点までの交通手段がない。
・池袋駅から森林公園駅行きを、武蔵嵐山駅まで引っ張ってきてほしい。武蔵嵐山駅は不便のイメージ。
・駅姫「二次元の女の子」イラストがあるとよい。
・嵐山町の「山」を生かしたマラソンコースやサイクリングコースをつくったらよい。
・嵐山渓谷について、年間を通じて来られるよう、ライトアップ等をする。
・蜂蜜をつくり、お菓子などで売り出す。
・嵐山町は「紫色」を全面的に押し出していく。
・駅の中にコンビニが欲しい。
・きれいな川にすむ「プラナリア」が都幾川の二瀬橋付近で見られる。生かしたい。
・若い人たちが住みよい環境の整備。家族で暮らしやすいまちづくり。
・公園に遊具がなくなっている。深谷市の農林公園のような総合公園が欲しい。
・深谷市の「くるりん」号のように、街中を200円程度の運賃で、ぐるぐる回っている車が必要。
・出席者にアンケートをとりまして、嵐山町の自然が大切と思う人、14名、大型商業施設が大切と思う人、７名。

（２）７月３日の委員会について

当日はまちづくり整備課より、「駅周辺10年計画について」の意向調査の問20、自由意見内容一覧表の資料提供を受け、資料に30分程度目を通してから意見交換を行った。その後、前回の大妻嵐山高等学校生徒との意見交換会の取りまとめを行った。

ア　駅周辺10年計画について（意向調査の自由意見資料について）

〇委員からの主な意見

・駅中や周辺にコンビニを求める声が多い。

・買い物、歩道の歩きづらさ、キャスターつきバッグの車道移動、駐車場の問題等、住民の意見を取り入れて、自分たちの生活をどう向上させるのかが重要。町長は生活を重点に政策を行うと言っている。大型バスは東口に来られる。

・ロータリーを拡大してほしいという意見は数少ない。町の進める方向性がいまいちである。

・駅周辺の人たちの日常生活をどのようにできるのか、便利になる方向で進めるべき。買い物に行ける便利さが必要。バス会社は営利が目的なので、手を引くと思う。

・駅中のコンビニは、駅の乗降客数で出店が決まってくる。川越駅や東松山駅は営業しているが、武蔵嵐山駅では路面店でないと難しいと思う。

・コンビニ的なイメージの店があればよい。人件費を稼ぎ出せるよう。野田市は生協に依頼してやっている。

・ヤオコーもコンビニも、今まであったが、撤退していった。民間活力を利用するためには、人の動きを活発化させることが大切。その仕掛けをどのようにしていくのか。東口のロータリーは今では狭い。西口に大きなロータリーが必要である。

・東口のロータリーは狭くない。嵐山町の住民がバスを駅までの通勤に使うとは考えられない。北部、南部の人たちは、買い物に生協をうまく利用している。５年間で10億円を計上し、道路拡幅は本当に必要なのか。

・大型バスを入れるロータリーがなぜ必要なのか。坂戸市ですら駅前での買い物をしない状況。買い物難民対策をどのように考えるのかが先である。

委員会として、①駅西口ロータリーの必要性、②道路拡幅の必要性、③買い物難民対策の３点について、町長に考えを聞きたいとの意見が出た。ただし、次回の日

程は決定しており、町長が出席可能かは定かでない。嵐山町と同じような状況の先進地があれば、視察研修に行きたいとの依頼も出ており、調査を進める。

イ　大妻嵐山高等学校生徒との意見交換会の取りまとめについて

・地元産の食べ物について関心が強い。そして、ラベンダーも含めた「紫色」を全面的に押し出した、オオムラサキアイス、ラベンダーアイスまたはソフトクリームを早くつくり出すこと。

・国蝶オオムラサキを利用したインスタ映えスポットや、蝶の羽を背負う場所。羽を大妻の生徒の皆さんにつくっていただいたらよいと思う。予算については、町や関連団体に協力をお願いする。

今回の大妻嵐山の生徒との意見交換を通して、視点の違う高校生と継続的に意見交換会の場を持つことの重要さを感じた。町は率先して実行していただきたい。

・一人の生徒より、学校から武蔵嵐山駅に歩く過程で、街灯が少なくてとても暗く感じるとの発言があった。街灯のＬＥＤ化を行っているが、菅谷小学校付近の墓地なども気になるのかと思う。冬場など、部活動で帰りが遅くなることがあるとのことであり、我々も夜間に現場を見てみることも必要と感じた。

・嵐山町産の食材を利用して、お客様にもわかるように表示をしている店は、カフェわ、シスル、サレッタ等の３軒程度しかない。もっと嵐山町産を前面に押し出していただきたいと思う。

（３）７月19日の委員会について

当日は藤永まちづくり整備課長に出席を求め、前回の委員会において３項目の質問事項を町長宛てに説明依頼した件について説明を受けた。また、説明後には若者との意見交換会について確認を行った。

ア　駅周辺10年計画に関する町長への質問について

①駅西口ロータリーの必要性と②道路拡幅の必要性の２件については、関連があるとのことであり、一括で説明があった。

事前に町が行ったアンケートでは、多くの町民より要望されたのが、「町の顔である駅の活性化」と「駅に続く道路と駅前のにぎやかさを取り戻す」ことであった。現状は、車道の幅が７メートル、歩道が両側１メートルずつ、合計９メートルである。車道と歩道の間には20センチ幅でブロックが設置してある。このため歩道を人がすれ違うことが困難である。車道は、４トン車までは入れるが、大型車は入れな

い。また、歩行者との接触の可能性があり、安心・安全とは言えない。西口側には観光地を控えており、大妻嵐山高等学校・中学校や国立女性教育会館等を利用する上でも必要となってくる。さらに、町が観光の発信地とも考えているラベンダー苑の本格オープンが来年である。太陽インキの送迎バスも西口を利用している。いずれにしても幅員と西口ロータリーの設計はこれからである。

③買い物難民対策については、コンビニ、飲食店、スーパー等が駅前にないことに対して、多くの土地が民地のため、駅前広場の改造とともに民間活力を大いに発揮していただけるよう計画をしていきたい。以前、ドラッグストアより問い合わせ等もいただいており、誘致活動も検討中である。

○説明後の主な質疑応答

（問）県との協議はいつから始まるのか。

（答）2017年より既に始まっている。駅前広場についてどのような形にするのかを協議中であり、業務委託を行う。

（問）打ち合わせ記録はあるか。

（答）県土整備部都市計画課にあると思う。

（問）混雑の基準とは何なのか。

（答）朝夕の車の集中時は大変な混みようである。駅利用者の場合は、１位が歩行者、２位が自転車、３位が車である。

（問）西口は観光の拠点である。企業からも依頼が出ているが。

（答）課内で協議を重ねている。バリアフリー化を図り、車椅子で乗り入れ可能な状況にしていきたい。イベント会場や災害時の避難場所としても活用していきたい。

（問）財政計画について町の考えは。

（答）駅前広場は、お金を多くかけてつくろうとは思っていない。必要最低限で進めたい。

（問）当件と同様の先進地はあるか。

（答）新潟県妙高市の新幹線駅前にはコンテナ店舗による事例がある。また後日、東武動物公園駅を担当課で視察予定である。あとは武州長瀬駅や新河岸駅がある。

（問）にぎわいづくりをどのように行っていくのか。

（答）よりよい計画設計の提案をしてゆく。広場面積は2,500から2,600平方メートル程度になる。東口は2,500平方メートルであり、この面積は嵐山町の人口の評価で決まってくる。

（問）駐車場を含めた開発の範囲はどのようになるのか。

（答）道路の駐車と一時駐車の場合と両方ある。民間の駐車場をお願いする。

（問）電車を利用する人のための駐車場だと、にぎわいにつながらないが。

（答）いろいろな状況を踏まえ検討を図る。現在、資料集めに奔走している。本件については計画段階のため、委員会内での話し合いはもう少し具体的になってから行うこととした。

イ　若者との意見交換について

成人式実行委員会の歴代委員長の皆さん宛てに「会議への参加可能ですか」との問い合わせに対し、２名（津田さん・福本さん）より回答をいただいた。お二人の都合のよい日は８月13、14、16、17日の夜であり、お盆休みの中のため、委員が都合のよい８月17日（金）午後７時より９時までの２時間と決定した。場所はふれあい交流センター104会議室で決定。日程・場所とも決定したことから、アンケートに回答のなかった人たちや出席の回答のお二人には、町外・県外を問わず、友人・知人をお連れしてくださるよう内容の案内文書とした。テーマは「嵐山町の活性化につながる起こせる事業（ビジネス）は」とした。

（４）８月17日の委員会について

当日は、成人式実行委員会の歴代委員長のほか、２月21日の委員会でもお話を伺った、まちづくりディレクター神岡氏とその仲間にもお集りいただき、テーマを「嵐山町の活性化につながる起こせる事業（ビジネス）は」として意見交換を行った。

出席者：成人式実行委員会元委員長の福本氏、津田氏、永島氏、青少年相談員の宇敷氏（姉）、宇敷氏（妹）、松本氏、まちづくりディレクターの神岡氏、その知人の安藤氏、飯嶋氏、森田氏の10名、委員会委員７名の計17名です。

〇参加者の主な意見

・嵐山町はよいところであり、農村社会的な文化が基本としてある。横のつながりが強いが、逆に悪い点でもある。「稼ぐ」という観点から、ロケの誘致、林業の６次産業化、嵐山町の産物を使用して、ふるさと納税の返礼品を開発していく「ふるさと納税商社」をつくりたい。

・私は地元生まれ・地元育ちである。消防団活動も19年、地元が持っている財産を内側の視点で見ることができる。また、町外に住んでいたこともあるので、外側の視点も持っている強みがある。名産品・特産品が埼玉には少ない。特別なものを特産品としたらよい。嵐山町にはため池がたくさんあるので、それを活用し、淡水の生物（魚のホンモロコや亀のスッポンなど）で、特にスッポンを特産にしてはどうか。

・私はイベント企画等を仕事としている。外側の視点で町内を活性化させるため、ハロウィンイベントを始めて今年で４年目を迎える。最近では、青少年育成のヌエックフェスティバルを始めた。越畑の金泉寺のアジサイを紹介したが、多くの参加者が町外からで、皆さんが「こんなによいところとは知らなかった。知っていたら知人を連れてきた」と言われた。しかし、「駅からのバスがなくなってしまったので、もう行かない」とも口々に言われ、交通の整備が必要とつくづく感じた。環境を整えれば、春の桜、夏のアジサイ・ラベンダー・ブルーベリー、秋の紅葉等、嵐山町には人を呼べる場所はある。

・自然がきれい、ラベンダー畑、国蝶オオムラサキなど、メディアに発信することが大切。ＳＮＳも利用し、知名度を上げることが肝心。

・循環バスを出してほしい。

・私は埼玉大学に通っている。学生仲間に「嵐山町ってどこ」と聞かれ、知名度が低いと感じる。金泉寺や杉山城跡も連れていきたいが、交通手段がない。

・交通が不便と感じる。遠過ぎて、駅から歩いての見学はしない。駅近くにコンビニ等がない。

・私は玉ノ岡中学校出身だが、城跡の中に学校があり、すごいところである。嵐山町には昆虫もいる。歴史もある。興味のある人をターゲットに情報発信したらよい。

・嵐山町をまず「知る」ことが課題である。

・私は映画監督で、自主制作の映画を撮りたい。嵐山町のことをまとめて紹介してくれる人がいない。

一通り参加者からの意見が出たところで、次のとおり意見交換を行った。

○意見交換

・ＳＮＳのハッシュタグをつくり、写真を撮っていただく。

・神社、寺もたくさんあるが、人がいないし、整備もされていない。仲間内で御朱印めぐりがブームだが、御朱印の押せる場所がない。
・金泉寺は、アジサイの時期だけは、事前にお願いしておけば、御朱印を押印していただける。
・例えば、無人でも御朱印された用紙が準備されており、代金を入れる箱があればよいと思う。それだけでも人は来る。
・青少年活動の実態は、ここ数年は参加者減で、実行まで至っていない。子供たちをイベント等に連れていきたいという考えはある。
・今年から森の活性化で、ヒノキの皮むきを始めた。参加者を募って、子供たちを連れて行ったら良いのでは。
・９月に２回目の皮むきを計画している。ぜひ参加してほしい。
・森の活性化という点では、天然物の山菜で人が呼べる。
・山菜収穫ツアーを計画してみてはいかがか。
・若い人の意見を集約するシステム化がされていない。
・今回のメンバー間も、知らない者同士である。お互いを知ることが必要。
・ＳＮＳ等で、このメンバー間の連絡を取り合いましょう。
・嵐山町では、子供のイベントを多く行うということをやり、町外へも発信したら良いと思う。
・課題は人を呼ぶことではなく、お金を落としていただくことである。
・花いっぱい運動の中で、いろいろな季節ごとの花を植えて、それをむさし蘭丸等の形にするとかはどうか。
・ユーチューバーに発信を町から委託する。有料で花を植えてもらう。
・嵐山町を知る、お互いを知る、そして２回目の会合という観点より、お互いの都合のつくときに、嵐山歩きを飯嶋さんの案内でやってもらう。
・２回目の会合は、自主的に計画する。議会総務経済常任委員会の委員は、都合のつく限り参加する。

　今回の委員会委員による若者会議の着地点は、来年６月ごろまでとの状況を参加者にお話しし、同意をいただいた。参加者からは、周囲の人たちにも参加を呼びかけ、仲間を増やしていきたいとのご意見もいただいた。

以上、中間報告といたします。

○佐久間孝光議長　ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　ないようですので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

松本文教厚生常任委員長。

〔松本美子文教厚生常任委員長登壇〕

○松本美子文教厚生常任委員長　それでは、議長の指名がございましたので、文教厚生常任委員会より、朗読をもちまして報告とさせていただきます。

嵐山町議会議長　佐久間　孝　光　様

文教厚生常任委員長　松　本　美　子

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告いたします。

記

1　調査事項

「教育環境の充実について」及び「介護・健康増進・福祉について」

2　調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「教育環境の充実について」及び「介護・健康増進・福祉について」を調査するため、６月26日、７月10日及び７月27日に委員会を開会し、調査研究を行った。

（１）６月26日の委員会について

当日は、ＩＣＴ教育先進地の調査研究及び玉ノ岡中学校における部活動の現地視察を行った。

①　ＩＣＴ教育先進地の調査研究について

５月11日の委員会で、公立の先進的な学校との比較も必要との意見で一致し、ＩＣＴ教育先進地における資料調査を行った。資料は、ＩＣＴ教育先進地である茨城県つくば市及び埼玉県戸田市等に関する次の資料を参照した。

・平成28年度つくば市ＩＣＴ教育推進プログラム

・つくば市先進的ＩＣＴ教育実践事例集

・埼玉県戸田市のＩＣＴ教育の情報

・平成28年度学校における教育の情報化の実態に関する調査結果（文部科学省資料）

②　各委員からの主な意見

・つくば市では、機具的にもよく整備されており、総合的なＩＣＴの活用がなされている。また、戸田市の資料では、2020年に学校教育に導入予定のプログラミング教育を、他の自治体に先駆けて取り組んでいるとあった。自分で考えて、コンピューターをどのように使っていくかというレベルだと思われ、興味深く感じた。

・つくば市総合教育研究所では、夏休み中に10回講座を開催し、各学校から受講者を受け入れ、先生のスキルアップを図っている。比企郡規模の広域的取り組みが必要だと感じた。

・オンラインスタディはわからないこと、勉強したいことを自分で機具を使って勉強し、それを先生が一緒に見ることや一人一人の学習履歴をオンラインで確認することができる。こうした環境整備を図ることも日本一の教育の町というアピールになってくると思う。

・つくば市は、マイクロソフト社とつくば市の共同研究や、つくば市、筑波大学、インテル社との地域連携事業を行うなど、様々な面でレベルが違う。隣接する東松山市には、大東文化大学、東京電機大学もあるので、広域的連携等も考えてやっていくことが効率のいい進め方になっていくのでは。

・文部科学省のＩＣＴ調査資料では、全国での埼玉県の位置は全てが中間から上にいる。嵐山町が参考にするのは中間から上の位置が目標になってくる。

・先生のスキルを上げるには、タブレットの空いている状況を見ながらではスキルは上がらない。常時１人１台、個々で使えるようにする必要がある。

・先進地を資料だけで調査するのは難しい。実際に視察して調査しないと、よい提言はできない。

・機具の問題ではない。機具を使ったソフト、応用の仕方だ。機具をそろえても簡単にはできない。指導力、ソフトの開発もあるので、先進地は視察する必要がある。

③　玉ノ岡中学校の部活動の視察について

当日は、午後３時40分から竹之下学校長、下村教頭の案内により視察を開始した。体育館では、バレーボール部（女子）とバスケットボール部（男子）が準備運動を開始していた。蒸すような暑さの体育館で、２年生部員と１年生部員が大きな声を

かけ合い活気にあふれていた。部員数を伺うと、バレーボール部（女子）は、２年生５人、１年生８人の13人。バスケットボール部（男子）は、２年生９人、１年生９人の18人とのことであった。

校舎外周をバドミントン部員がランニング中であった。体育館を使っての練習が競合するため、外での活動を取り入れている。部員数は、２年生14人、１年生３人の17人。グラウンドでは、野球部、ソフトテニス部（男子）及びソフトテニス部（女子）が真っ黒に日焼けした顔で、野球部は遠投、ソフトテニス部は手投げ練習にはつらつと取り組んでいた。部員数は、野球部は２年生４人、１年生10人の14人、ソフトテニス部（男子）は２年生12人、１年生６人の18人、ソフトテニス部（女子）は２年生６人、１年生８人の14人である。各クラブとも、子供たちの活気で満ちあふれていた。

（２）７月10日の委員会について

当日は、村上教育総務課長に出席を求め、町立小中学校の統合問題及び学習支援教室の進捗状況について説明を受けた。

①　町立小中学校の統合問題

ア　説明員による説明

昨年度から嵐山町立小中学校適正規模等検討委員会を立ち上げ、平成29年８月23日に第１回委員会を開催した。その後、おおむね月１回のペースで既に10回の委員会を開催している。

平成28年５月、国が実施した「学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査」では、全都道府県、全市町村の８割以上が課題はあると認識している。そのうち42％は検討の予定は立っていないという状況がある。嵐山町は、昨年度から緊急課題として検討委員会を立ち上げたもので、県内でも早い対応の部類になると思っている。

教育委員会としては、検討委員会の自主性に委ねており、検討委員会からの具体的な質問等に答えるという形で資料提供や説明をしている。例えば、

・施設の修繕、工事状況について

平成23年度から平成28年度の６年間で5,600万円をかけている。また、子供の数と関係なく、学校は１校年間1,000万円から1,500万円の維持管理費がかかる。

・施設の老朽化、統廃合に対する国の方針について

通常20年くらいで大規模改修、40年、50年で新たにつくるという方針のところ、40年くらいで長寿命化改修を行い、耐用年数を80年に延ばすことで費用面を抑えるという方針を示している。

・統廃合に係る費用について

統合後に施設が１校となった例の新・増築の平均では、小・中学校とも１校約20億円、うち市区町村負担額は12億円から13億円になる。

・実際学校をつくる場合の予算について

５校を大規模改修で57億円、建て替えで91億円、小中一貫校をつくると40億円になる。

・学校の規模についての現状と今後の推計について

現在の段階で適正規模と言われている12から18学級（義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令）に当てはまっているのは、菅谷小学校の13学級だけ。これも2040年には適正規模を割ってしまう数になり、玉ノ岡中学校は2025年には５学級になり、菅谷中学校も2030年に６学級になるという予測で、それぞれ小規模の範囲に入る。また、全ての小中学校を嵐山町で１つにした場合、小学校は28学級、中学校は14学級になるが、中学校は2025年には12学級、小学校も2045年には小規模校に移行していく状況である。

・学校編成について

子供の数と学級数によって教員の配置数基準がある。玉ノ岡中学校は６学級だが、中学校の６学級だと校長を含めた教員が12名になる。校長、教頭は通常教科を教えないので、実際に中学校の授業は10教科になり、教科を教えられる先生が足りなくなるということが発生する。

こうした資料提供のほか、学校現場の視察調査も実施している。嵐山町内の学校視察、通学区の視察、大規模な改修をしてＩＣＴ環境も整備した大妻嵐山中学校ほか、近隣の滑川町立月の輪小学校、滑川中学校を視察調査している。

今後の方向性としては、

・統合という形は小学校も中学校もやむを得ない。ただ学校を新しくつくるのではなく、学校が町の故郷になるような、町の中心になるような形に位置づけられないか、地域にも開かれた学校、大人も子供も集まるような学校ということで、複合施設等々も考える必要がある。

・教育環境を充実させ、卒業した子供たちが一度は仕事で嵐山町を離れても、自分の子供を自分が卒業した学校に入れて育てたいと思えるような環境の学校がつくれればよいのではないか。といった、基本的なコンセプトといった考えで検討していこうという形で現在進んでいる。より具体的な方向性が見えたところで、中間報告という形で正式に経過報告をしたいと考えている。

イ　説明後の主な質疑応答

（問）志賀小学校は現在９クラス、もっと児童の多いときもあったわけだが、空き教室等余裕は。

（答）当時と違うのは特別支援学級というのがあり、基本的には空き教室はない。

（問）菅谷小学校が5,734平米、菅谷中学校が4,961平米、これを大規模に改修した場合、菅谷中学校８クラス、玉ノ岡中学校６クラスが入り込める面積になるのか。

（答）ある程度はあると思っている。昭和56年の菅谷小学校は973人で、現在は当時の半分すらいない。ただ、小中一貫になった場合、それぞれのグラウンドも考えなければならず、体育館をどうする、道場をどうするということを考えると、一定の面積は必要になる。

（問）あと何回ぐらいすれば中間報告が出せるのか。

（答）できれば今年度内、もっと早くなれば年内ぐらいというのが事務方の考えではある。

（問）地域に開かれた学校の先進事例はどこなのか、視察等は実施したのか。

（答）視察はしていない。全国には老人福祉施設、図書館等さまざまな複合施設を取り入れているところがある。複合化で補助事業の対象等持ち出しが少なく、いい施設ができるかを研究しながら委員会を進めていく。

（問）学級数と教員の人数の関係だが、統合した場合、子供たちへの教育が行き届いていくのか。

（答）２校を１校にした場合に、教員数が大幅に減るように見えるが、統合することによって必要な先生の数というのは各教科で何人と、きっちり配置できるので、先生の負担がふえる、子供のケアが減少してしまうということにはならない。

ウ　各委員からの主な意見

・中間報告までに時間がかかり過ぎている。

・20年後を見据え、学校を町の中心にした、Ｕターンが狙えるような学校づくりをしたいといった意見が出ているが、そうしたものも含めて中間報告が出てくると思う。文教では、介護・健康増進・福祉関係の調査と並行して、統廃合問題を継続させていくべきである。

・統廃合の方向は避けられない。施設の複合化を目指すのはその通りだと思っている。20年後の児童数・生徒数を考えれば、検討委員会の流れはこれでいいと思う。あとは、中間報告を受けて文教として協議していけばいい。

②　学習支援教室の進捗状況について

ア　説明員による説明

学習支援教室は、平成29年度事業として予算化した。つまずきを覚える９歳の壁の解消と、高校進学に向けた不安症対応と基礎学力の向上を目的に、小学３・４年生の国語と算数、中学３年生の英語と数学を対象とした学習支援事業として、当初予算額1,116万8,000円を計上し可決された。

予算化された事業を効率よく執行するということで情報収集から取り組み、公益財団法人全国学習塾協会が公教育との連携協力を事業としており、大阪市などで学習支援事業の実績があることがわかり、嵐山町での委託を教育委員会事務局案として決定し、４月21日の教育委員会において承認され具体化の動きとなった。

学習支援教室事業状況は下記の表のとおりであります。

学習支援教室の効果としては、８月と12月の試験で１回目より成績が上がった者は、小学３年生の国語で12名（48％）、算数が12名（48％）と半数弱が上がり、４年生も同様の状況で、目標であった９歳の壁の解消という意味では、小学３年生、４年生を対象としたことの効果が認められた。また、中学３年生の英語では８名（72.7％）が上がり、３月には中学３年生の全員が進学できた。

さらに、準要保護・要保護家庭は、小学生６名（9.7％）、中学生３名（18.8％）が参加している中で、成績が上がった小学生は国語２名（33.3％）、算数６名（100％）、中学生では１人（33.3％）が伸びたということで、貧困対策とした事業ではないが、そうした家庭の子供の学力にも寄与できている。

なお、平成29年度事業終了前に行ったアンケートから、学校の授業がとてもわかるようになったと答えた者は、小学３年生では95.9％、小学４年生では96.9％、中学３年生では90％と、子供、保護者からも効果があると受けとめられている。

課題は、前年度の78名から今年度は109名と、29.1％参加率が上がり、これ以上参加者が増えた場合、会場の変更も考える必要がある。また、１年間やってみて改めて子供たちの能力を伸ばすことの難しさが分かった。一人一人に向き合った上で、その子に合った教え方なり支援をしなければならない。それなりのスキルを持った教え方、きちんとしたカリキュラムがないと厳しいと感じている。

イ　説明後の主な質疑応答

（問）学年費の補助と比べて不公平感を感じている人がいる。109人でいっぱいいっぱいという状況があるが、公平感を保つためには編成基準を考える必要があるのではないか。

（答）参加希望が増えた場合、内々であるが、会場変更の検討も必要と考えている。選定をすると不公平感が出るので、希望者は全て受け入れたいと考えている。

（問）中学校３年生の英語では３分の１くらいは大きく学力が伸びている中で、偏差値の10、20の底辺の子供たちをどう救い出していくかを考える必要があるのでは。

（答）全国学習塾協会の先生方とクラス分けや席順に配意している。少人数のクラスへの編成や、一番前に席を置き、目が届くようにやっている。週１回の中で、よく把握されており、今後も学習塾協会の支援の継続が必要と感じている。

（問）学力の低い子供たちに対する学校の関わりと学習支援教室との連携は。

（答）学校では支援員を入れて授業を行っている現実がある。学校で学ぶことというのは、集団生活の場でもあり、学習だけではない面がある。学習支援教室は、日本一の教育の町という嵐山町の施策としての位置づけであり、子供たちが成長していくために必要なものを身につけてもらうための支援事業だと考えている。そういった面で学校と連携した上で事業を充実させていければと考えている。

（問）学習支援であるから底辺で理解できていない子供に重点を置くのが、この事業の本来だと思う。２クラスではなく、細かい区分けをして支援すべきでは。

（答）参加者の状況、能力習熟度別等も含めて考えていければと思っている。

ウ　各委員からの主な意見

・詳しい説明が聞けた。支援教室の良さもわかり、難しさもわかった。教育総務課として先々のことも考えられており、希望する児童・生徒の受け入れは全て受け入れ、公平性を保持していくということなので、学習支援教室についてはこれで

いいと思っている。

・基礎学力の必要な子供たちに焦点を当てるような方向に持っていく必要がある。

③　部活動現地視察に対する各委員からの主な意見

・生徒が少ないながら、活動が競合する体育館の利用では、バスケットボール、バレーボール、バドミントンの３クラブが創意工夫をしながら一生懸命取り組んでいたという印象を受けた。

・体育館の暑い中での練習状況を見て、たくましさを感じた。野球、ソフトテニスでは、あれだけのグラウンドを活用できることは、以前と比較すると逆にありがたい状況だと感じた。

・生徒数は少なくなってきているが、学校現場では部活動をうまく運営していると感じた。

・週２日以上の休暇という点では、土日は練習試合が多く、親の負担もあったが、少しは軽減されてくると思う。

④　今後の進め方についての各委員会からの主な意見

○ＩＣＴについて

・戸田市では、英会話向上に対応するため、ＩＣＴを使った取り組みを行っていることがテレビで紹介されていた。一人一人の机に機械を置いて話しかけるとネイティブな英語で返ってくるという。こうした取り組みを行っているところを見ておく必要がある。

・機械の充実は予算的に難しいところがあるが、嵐山に当てはまるか否かは別として、中身的にどこまで進んでいるのか、見ておくことも勉強になる。

・進んでいるところは機械だけ進んでいるのではなく、考え方も進んでいる。そういったところから学ばないと、本当の調査研究にならない。

○部活動について

・部活動の課題として

　１つは、生徒数の減少がクラブ数の減少につながり、部活動に対する意欲に影響はないのか。

　２つは、チームを組めないクラブの練習や試合に支障を来している状況はないのか。

　３つは、土日に他校との練習試合が遠方の学校で行われることもあり、親の負

担が増大しているという声もある。

といった課題があるということで調査してきた。

しかし、関係者の説明、部活動の視察等から、複数校の合同練習は移動手段の問題で困難。試合では学校間の合同チームで対応されている。土日の練習試合の親の負担については、ガイドラインが示されることにより軽減が見込める。さらに、子供たちのはつらつとした部活動現場も確認できた。学校現場でないと対応できないことも多く、見守る形で調査を終えてもいいのではないか。

（３）７月27日の委員会について

当日の委員会は、先に町長から求められていた「嵐山町ストップ温暖化地域推進計画の実績報告に対する意見」の扱いに対し、平成30年６月５日開会の議員全員協議会において文教厚生常任委員会に付託され、環境課千野副課長から説明を受けた。

その後、その他の議題において、前回、部活動の調査を終了にしてはとの意見があったが、嵐山町のガイドラインに対する説明を聞いていないので、確認する必要があるのではとの意見が出され、説明を受けることで一致した。

３　まとめ

今後の委員会は、「介護・健康増進・福祉について」の調査・研究に入るが、並行して、「ＩＣＴについて」は、ＩＣＴ先進校における視察調査、「統廃合について」は、適正規模等検討委員会の中間報告を受けての調査・研究、「部活動について」は、嵐山町の運動部活動に関する活動方針について、継続して調査することで意見一致した。

また、学習支援教室については、事業の効果、課題も明確に示され、それらに対応した事業取り組みがなされていることから、委員会における学習支援教室調査を終了することで意見一致いたしました。

以上、中間報告とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　５ページの下の学習支援教室なのですが、今回の調査で終わるということなので、もう少し続けていく必要があるのではないかなと思うのです。もう一度、委員会では考え直していただきたいと思うのです。

ここで、小学３年生の国語で12名、算数も12名、この子供たちが８月の試験から12月の試験が伸びたということです。12名が伸びたと、48％、全体で幾つなのかな。つまり残りの52％の子供は、同じか下がっているわけですよね、そういうところをきちんと捉えていけば、私はこの学習支援教室の目的は本当に達成しているのかということが言えると思うのですよ、見られると思うのです。

それで、その辺の問題点については何か説明があったのか、質問があったのか１点伺いたいのと、それと中段なのですが、３月には中学３年生の全員が進学できたということで、嵐山の進学率というのはどのくらいになっているのか。かつては100％ということもあったわけなので、決してこれが、この学習塾があるからということが本当に言えるのか、その点についてどうなのかちょっと伺いたい。

それと、準要保護、要保護の関係ですが、この子たちの成績が上がったということも、パーセント的には大変低いなというふうに思うのです。つまりこの逆の人たちは多数派で、上がってないか、同じか、下がったという子供たちです。そっちが多いわけですから、これは評価として言えるのかということを思うのですけれども、その辺の説明があったのか、質問があったのか、問題点としてあるのではないかと、今後の調査として。そう思うのですけれども、いかがでしょうか。

○佐久間孝光議長　会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開の時間を11時20分といたします。

休　　憩　午前１１時１０分

再　　開　午前１１時２１分

○佐久間孝光議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

松本文教厚生常任委員長。

○松本美子文教厚生常任委員長　ただいまの川口委員さんのほうからの質問のお答えをさせていただきますけれども、まず小学３年生の12名の算数と国語ということで、これが上がったのですけれども、全体で見ると52％下がっているのではないかというふうな質問等もありましたけれども、全体で26人の生徒数ですから、そういった中で、この学習支援に参加した人数での計算ですので、その人数からしますと上がってきていると、そういうふうなことでございます。

それから、中学生の全員の進学ができたのかということは、100％できております。

これは、学習支援に入っている生徒はもちろん全員ですけども、全体的で100％ということだというふうに解釈しておりましたので、報告させていただきました。

それから、準要保護と要保護ですか、こちらにつきましてなのですけれども、こちらは人数的には、これも貧困の対策が目的ではないけれども、こういった方たちも参加ができて、少しずつですけれども、始めてみましたらば参加した子供さんたちにつきましては、成果が出て上がってきているというふうに報告等がありました。

それと、何よりも今年度の参加人数の全体よりも、来年度にかけての人数のほうが圧倒的に多く、先ほども報告させていただきましたけれども、78から今年度は109名というふうに参加率が上がってきているということは、それだけの評価が出てきているというふうに感じておりますし、今後にも期待をさせていただきながら、このような答弁、報告等がありましたのでさせていただきました。

それともう１点、これからも続けていったほうがいいのではないかというような質問を受けましたけれども、いずれにしても今後の問題でつながってくることですので、何かその時点で問題があれば、続けていくというような方向性になるかもわかりません。とりあえずここまでの経過については、確かに成績も上がるし子供たちも増えてきていると、そういった点で一度ここで区切りをつけさせていただくということで報告等をさせていただいたというふうに感じてますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○佐久間孝光議長　ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長　ないようですので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

次に、広報広聴常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

長島広報広聴常任委員長。

〔長島邦夫広報広聴常任委員長登壇〕

○長島邦夫広報広聴常任委員長　議長から指名をされましたので、広報広聴常任委員会の委員会報告を行います。

なお、朗読をもってかえさせていただきます。

平成30年９月５日

嵐山町議会議長　佐久間　孝　光　様

広報広聴常任委員長　長　島　邦　夫

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告いたします。

記

1　調査事項

「広報広聴について」

2　調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「広報広聴について」を調査するため、６月22日、６月29日、７月９日、７月17日及び７月27日に委員会を開会し、調査研究を行った。

（１）議会だより171号発行について

平成30年６月定例会審議内容を主とし、主な議案、一般質問、各委員会、一部事務組合報告、第13回議会報告会等を掲載、さまざまな議会活動を分かりやすい便りとなるよう努める。

①入稿準備（６月22日）

提出された議会だより原稿を全ページにわたり確認、各担当者に配布。今回も未提出の原稿もあるが26日までに事務局提出を確約し、会議を終了する。

②入稿（６月29日）

入稿に際し、印刷業者が来庁。１ページより順次、各担当より入稿、多少の原稿差し替えがあったが、予定通り最終ページまで終了する。

③初校（７月９日）

初校読み合わせは２グループにて、１、24、３、４、５、６ページを１グループ（責任者：長島委員長)、残りページを１グループとし（責任者：吉本副委員長）で実施する。大きな問題点はなく、再校にて指摘点の確認をすることで初校作業を終了。

④再校（７月17日）

初校読み合わせ、業者指摘点を重点に確認作業を進めるが、一部再々校ページも発生、７月19日に正副委員長で再確認となった。及び前号での一般質問ページにおいて、個人責任の部分もあるが構成上の不備を発見することができなかったところがあったため、特に注意をし、読み合わせを確実に進めた。

⑤その他議会だより決定事項

・一般質問発言者の顔写真については毎回の変更ではなく、６、９月定例会を同写真、12、３月定例会を同写真で掲載決定。
・原稿作成に当たり、正確さを重視した原稿提出の確認、注意がされた。
・７月12日、全国広報研修大会への参加にて、議会だより発行の様々な全国事例を学ぶ。（全国町村議員会館にて）
・委員会にて議会だより編集要項作成、例規審査会を経て決定。全員協議会でも報告する。及び編集手引きについては委員会内の確認事項であり、当委員会内にとどめる。
・議会だより172号について協議、日程は最終納品日を10月31日とし、印刷業者にも確認し決定する。及び役割分担についても予想される定例会議案をもとに委員全員の役割を決定する。

（２）第13回議会報告会・意見交換会報告書の作成及び次回開催について

①今回も議会報告は最小限の報告にとどめ、意見交換に多くの時間をとった。テーマは「子育て環境の充実について」、「地域のつながり（コミュニティ）について」とし、住民生活、参加者に身近なこともあり、多くの意見が出され、活発な討論となった。参加者の望む方向になりつつの委員意見も出された。報告書は書記より提出された原稿にアンケート等を織りまぜ、理解しやすい報告書に注意、また発言者の言葉をなるべく変えることなく完成。ホームページ掲載、役場及びふれあい交流センターで配布の確認がされる。

②平成30年２回目の議会報告会は、日程上、多忙が予想されるが、前回同様の形式で実施する方向で同意がされ、実施日は11月10日（土）午前、町民ホール、午後、ふれあい交流センターの開催予定となる。この決定事項は、８月３日の全員協議会で報告となる。

③次回議会報告会意見交換テーマは、９月以降の委員会で審議、決定していく。

（３）ＩＣＴタブレット導入審査及び決定事項について

①富士見市議会タブレット導入研修成果について

富士見市議会のタブレット導入経緯は、議員自己のパソコン、タブレットを試験使用から始まり、モアノートトライアル、モアノート社の導入選定の数段階を経ている。

②嵐山町議会への電子機器導入は、どのような効果が考えられるかについて審議、

現代社会全てがＩＴ化へ進み、利用されている。現代議会に即した活用としては、

・ペーパーレス化による紙資源の削減。（富士見市議会では平成29年９月に２万8,000枚、平成30年３月の議会では３万2,000枚の削減効果の説明があった）

・議会活動、災害現場について写真、動画の撮影が可能となり、記録、送信の敏速化。各種説明資料等への活用。

・議案等膨大な資料をタブレット内に収められ、即効の利用が可能。

・執行側の議会対応効率化、資料の差しかえも敏速、確実となり、人件費の削減も図られる。

・議会・議員活動、事務局諸連絡の効率化、委員会活用、議会だより作成、広報広聴活動等への活用。

③ＩＣＴ導入効果の早期の検証として

・町執行へ、９月議会での議会対応各課資料作成後の紙転換枚数、ペーパー転換時間、配布時間の実績値、他事務局の同様実績等、ペーパーの削減値をカウントしていただく委員会同意がされ、委員長より議長に依頼する。

・上記調査結果をもとに、委員会意見を照らし合わせ、最終的な費用対効果を確認する委員会同意がされる。

・モアノートの研修を議員全員で出張研修ができるかどうか、通常は10.5インチであるが、12.7インチなど大きい機種にも対応できるかの依頼確認も進める。（大きい方が書き込み等はしやすいが、持ち運び等には不便の意見あり）

④広報広聴常任委員会では、委員個人タブレット、事務局現状機器を活用し、ペーパーレス化のほか、様々なＩＣＴ導入効果検証を進める同意がされる。事例として、

・事務局よりの諸連絡、資料及び議員からの事務局送信。

・議員同士の相互交信。

・委員会での受信資料の閲覧、会議記録の保存。

・写真、動画の記録、活用。これについては、希望者のみでございます。

⑤今後の委員会の検討課題

・モニターとの意見交換会の開催について意見があり、可能となる日程は12月定例会以降との同意がされた。

・当委員会は、各視察等の予算化がされている。活用について、次回委員会で検討

を始めることが決定された。

・全員協議会（８月３日）での９月定例会における議会対応の紙使用枚数について調査依頼の経過及び議員個人のタブレットの委員会導入の説明。

以上、中間報告といたします。

○佐久間孝光議長　ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　３ページのほうで、広報公聴委員会では個人タブレットがあって、それでＩＣＴ導入の効果の検証をするということですが、メール発信でいくのか、具体的にはどのよう形でなさっていくのか伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長　長島広報広聴常任委員長。

○長島邦夫広報広聴常任委員長　ここに書かれていることしかできないかなというふうに思います。メールでの発信とか、例えばメール等で膨大な量になってしまうとメールが不可能な場合については、差し込む器具がございますよね、記録する器具がありますけれども、それ等で出し入れをするということまでもちょっと考えております。まだ実際始まっておりませんので、何人の方が応募していただいて、その試験的なものができるかどうかも決まっておりません。今お話はかけておりますが、まだお返事はいただいていない状況でございます。

○佐久間孝光議長　ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長　ないようですので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

以上で、常任委員会所管事務調査報告を終わります。

◎議員定数等検討特別委員会所管事務調査報告

○佐久間孝光議長　日程第６、議員定数等検討特別委員会の調査報告を委員長に求めます。

河井議員定数等検討特別委員長。

〔河井勝久議員定数等検討特別委員長登壇〕

○河井勝久議員定数等検討特別委員長　議長のご指名を受けましたので、特別委員会報告を文書を読み上げまして報告をいたします。

嵐山町議会議長　佐久間　孝　光　様

議員定数等検討特別委員長　河　井　勝　久

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告いたします。

記

1　調査事項

「議員定数等について」

2　調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として、議員定数等についてを調査するため、６月13日、６月27日、７月17日及び８月３日に委員会を開会し、調査研究を行った。

（１）６月13日の委員会について

①　４月23日から５月25日までの間、町民1,000名を無作為に抽出して行った議員定数等に関するアンケートについて、集計結果について議論を行った。

回収については郵送232名、公共施設24名の総数256名、うち男性122名、女性133名、未記入１名であった。アンケートと共に寄せられた意見では定数に対し、増員すべき0.4％、現状維持35.5％、削減すべき42.6％、わからないと無回答が合わせて21.5％であり、報酬については、増額すべき10％、現状35％、減額27％、わからないと未回答が合わせて28％であり、様々な意見と理由が書き込まれていた。アンケート調査の結果について、町民の声を重く受けとめ「議会だより」に結果報告、町のホームページに全て掲載することとした。

②　また５月27日に開催された町民との意見交換会に出席された方からのアンケート回答内容について、意見も含めホームページに掲載することとした。

（２）６月27日の委員会について

①　５月27日に開催された町民との意見交換会を振り返り協議を行った。議員意見は、

ア　女性の参加が少なかったこと。

イ　先に中村ファシリテーターからの話を聞いた後の意見交換は、発言や意見を出しやすく進行され結果はよかった。

ウ　参加者アンケートも一生懸命答えてくれた。

などが出された。

② ８月19日、開催予定されている公聴会について、７月10日締め切りとして公述人を募集したが６月27日時点で申し込みがなかった。中止となる可能性があるので結果協議は締め切り後の次回委員会に行うこととした。

（３）７月17日の委員会について

① ８月19日開催予定の議員定数・報酬についての公聴会公述人の募集について、７月10日の締め切りまでに申し込みがなく、委員会で協議の上、公聴会の中止を決定した。

なお中止について広報並びにホームページにお知らせを載せることとした。

② 公聴会開催中止により、今後の予定と進め方について協議した。意見として議員アンケートは既に出されているが、それぞれ考えている定数・報酬について、メリット、デメリットを次回に出すこととした。

③ 委員会のスケジュールについて協議、意見として「10月の委員会で定数について結論を出せるように協議を早めるべきだ」との意見に委員会の同意がされ、報酬についてもあわせて協議を進めていくこととした。

（４）８月３日の委員会について

① 定数・報酬について、メリット・デメリットに対する見方と出された意見は主に次のようなものであった。

ア 定数

（ア）増員の場合

〇メリット

・委員会活動の向上

・議員１人当たりの負担の減

・議会力が増す

・多角的視点で物事を見ることができる

〇デメリット

・選挙において無投票の可能性が高くなる

（イ）現状維持の場合

〇メリット

・議会構成を改めて考えなくてよい

・現在の議会力を保持できる

〇デメリット

・議会改革を進めにくい

・選挙において無投票の可能性がある

（ウ）削減の場合

〇メリット

・選挙になる可能性が高くなる

・一人一人の発言力が増す

・一人一人の責任が強くなる

・議員力の向上、スキルアップ

・民意に沿う形となる

〇デメリット

・議員１人当たりの負担の増

・意見が偏りがちとなる可能性がある

・住民意見が反映されにくくなり、嵐山町の南北に長い地形にそぐわない

・町政の課題に応えられない部分が出てくる

イ　報酬

（ア）増額の場合

〇メリット

・報酬を考えた上で立候補、議員のなり手不足を解消できる可能性もある

〇デメリット

・町財政への負担が増大する

・民意に沿わない形となる

（イ）現状維持の場合

メリット、デメリットともに意見なし。

（ウ）減額の場合

メリット、デメリットともに意見なし。

②　これまでの議員定数・報酬に関する特別委員会の結論を求めることについて、スケジュール等の案を確認し進めることとした。あらかじめ用意した参考資料に基づき、

ア　先に議員定数について検討し、一人一人の意見を出し議論を深める。その上

で結論を出していく。

イ　議員定数条例の改正が必要との結論に至った場合、その手続を進め、委員会もしくは議員提出議案として上程する。

ウ　次に議員報酬等について検討し、一人一人の意見を出し議論を深める。その上で結論を出していく。

エ　報酬額の変更が必要との結論に至った場合、議長より町長宛てに特別職報酬審議会への諮問を依頼する。その答申を受け、議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正案を作成、委員会もしくは議員提出議案として上程する。

ものとした。

また、スケジュール案としては、議員定数について、９月末から10月上旬に議員定数案の委員会採決、10月中に例規審査会への確認依頼、11月に委員会報告の作成、条例改正案の確認、12月の定例会に委員会報告と議案の提出とした。議員報酬等についてはスケジュール案に基づき協議を進めながら11月に報酬案の採決、報酬審議会へ諮問、その後審議会経過を踏まえ改正案の作成、議案提出とすることと決めた。

以上、中間報告といたします。

○佐久間孝光議長　ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長　ないようですので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

以上で、議員定数等検討特別委員会所管事務調査報告を終わります。

ここで休憩とします。

休　　憩　午前１１時５０分

再　　開　午前１１時５０分

○佐久間孝光議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第４号の上程、説明、質疑

○佐久間孝光議長　日程第７、報告第４号　平成29年度嵐山町健全化判断比率の報告についての件を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　報告第４号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第４号は、平成29年度嵐山町健全化判断比率の報告についての件でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定に基づきまして、平成29年度嵐山町健全化判断比率について、監査委員の意見をつけ議会に報告をするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木総務課長。

〔青木　務総務課長登壇〕

○青木　務総務課長　それでは、報告第４号の細部につきましてご説明をさせていただきます。

報告第４号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定に基づきまして、実質赤字比率など４項目につきまして報告をさせていただくものでございます。

報告書の裏面をごらんをいただきたいと存じます。まず、実質赤字比率でございますが、地方公共団体の最も主要な会計である一般会計に生じている赤字の大きさを団体の財政規模に対する割合であらわすものでございまして、また次の連結実質赤字比率につきましては、一般会計以外の全ての会計に生じている赤字の大きさを団体の財政規模に対する割合であらわすものでございますが、いずれも赤字ではございませんので、数値は表示をされておりません。

次に、実質公債費比率でございますが、町の借入金の返済額及び一部事務組合等の返済額等を含めまして、公債費の大きさを団体の財政規模に対する割合で指標化して資金繰りの危険度を示すものでございますが、8.4％でございます。

次に、将来負担比率でございますが、一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担、現時点での残高の程度を指標化するものでございまして、84.7％でございます。

以上、４項目の比率につきましては、それぞれの指標の括弧内に示しております早期健全化判断比率に達しておりませんので、本町におきましては健全な財政運営が行われているものと評価されるものでございます。

なお、参考資料といたしまして、健全化判断比率の状況としての各比率の算出数値の資料を添付させていただいておりますので、こちらにつきましては後ほどご高覧をいただきたいと存じます。

以上、報告第４号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○佐久間孝光議長　提案説明及び細部説明を終わります。

次に、平成29年度嵐山町健全化判断比率に関しまして、監査委員の報告を求めます。

堀江代表監査委員。

〔堀江國明代表監査委員登壇〕

○堀江國明代表監査委員　議長の許可をいただきましたので、平成29年度嵐山町健全化判断比率について、審査結果をご報告申し上げます。

審査は、去る７月20日に役場205会議室におきまして、畠山監査委員とともに実施いたしました。各健全化判断比率は、早期健全化基準を下回るか、または算定されない状況であり、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

以上、甚だ簡単でございますが、審査結果の報告とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　ご苦労さまでした。

以上で、提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わりました。

この際、何かお聞きしたいことはありませんか。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　質疑がないようですので、本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定による報告でありますので、これにて終わります。

◎報告第５号の上程、説明、質疑

○佐久間孝光議長　日程第８、報告第５号　平成29年度嵐山町資金不足比率の報告についての件を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　報告第５号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第５号は、平成29年度嵐山町資金不足比率の報告についての件でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第１項の規定に基づき、平成29年度嵐山町資金不足比率について、監査委員の意見をつけ議会に報告をするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

内田上下水道課長。

〔内田恒雄上下水道課長登壇〕

○内田恒雄上下水道課長　それでは、報告第５号　平成29年度嵐山町資金不足比率の報告につきまして、細部説明をさせていただきます。

報告書の裏面をごらんください。平成29年度嵐山町資金不足比率報告書でございます。水道事業会計及び下水道事業特別会計とも資金不足はありませんので、ここに数字的な表示はされておりません。

なお、備考の金額につきましては、事業費の規模について記載をさせていただいております。

水道事業会計につきましては、営業収益から受託工事費を差し引いた金額４億7,327万2,000円につきまして掲載をしております。

次に、下水道事業特別会計の２億9,729万5,000円の内容につきましては、下水道使用料及び浄化槽使用料と手数料収入、さらには諸収入を合計した事業収益から受託工事収益を差し引いた金額について記載をしております。

なお、報告第５号の参考資料につきましては説明を省略させていただきますので、後ほどご高覧いただければと存じます。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長　提案説明及び細部説明を終わります。

次に、平成29年度嵐山町資金不足比率に関しまして、監査委員の報告を求めます。

堀江代表監査委員。

〔堀江國明代表監査委員登壇〕

○堀江國明代表監査委員　議長の許可をいただきましたので、平成29年度嵐山町資金不足比率について、審査結果をご報告申し上げます。

審査は、去る７月20日に役場205会議室におきまして、畠山監査委員とともに実施いたしました。各会計の資金不足比率は算定されない状況であり、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

以上、甚だ簡単でございますが、審査結果の報告とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　ご苦労さまでした。

以上で、提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わりました。

この際、何かお聞きしたいことはありませんか。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　質疑がないようですので、本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第１項の規定による報告でありますので、これにて終わります。

会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

午後の再開を１時30分といたします。

休　　憩　正　　午

再　　開　午後　１時２７分

○佐久間孝光議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第１号～認定第６号の上程、説明、質疑

○佐久間孝光議長　日程第９、認定第１号　平成29年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件、日程第10、認定第２号　平成29年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第11、認定第３号　平成29年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第12、認定第４号　平成29年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第13、認定第５号　平成29年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件及び日程第14、認定第６号　平成29年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件、以上の決算認定６件

を一括議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　それでは、認定第１号から順次ご説明申し上げます。

認定第１号は、平成29年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額65億9,504万9,643円、歳出総額62億8,181万8,049円、歳入歳出差引額３億1,323万1,594円であります。また、繰越明許費繰越額は3,294万9,000円、事故繰り越し繰越額は118万5,520円であります。実質収支額は２億7,909万7,074円であります。

続きまして、認定第２号についてご説明申し上げます。認定第２号は、平成29年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額26億3,457万9,552円、歳出総額24億8,242万8,848円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は１億5,215万704円であります。

続きまして、認定第３号についてご説明申し上げます。認定第３号は、平成29年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額１億9,729万1,074円、歳出総額１億9,348万5,022円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は380万6,052円であります。

続きまして、認定第４号についてご説明申し上げます。認定第４号は、平成29年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額12億7,242万4,521円、歳出総額12億204万4,484円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は7,038万37円であります。

続きまして、認定第５号についてご説明申し上げます。認定第５号は、平成29年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額６億2,298万115円、歳出総額６億1,573万939円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は724万9,176円であります。

以上、第１号から第５号までは、地方自治法第233条第３項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

続きまして、認定第６号についてご説明申し上げます。認定第６号は、平成29年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件でございます。平成29年度の業務状況は、

給水人口１万7,939人、給水戸数7,796戸、年間総配水量286万945立方メートル、総有収水量267万1,613立方メートル、有収率は93.38％と、前年度に比べ1.8％の減となりました。

経営状況は、税抜きで事業収益５億1,710万6,327円に対し、事業費用は４億4,806万3,757円、当年度純利益6,904万2,570円であります。

次に、資本的収入及び支出についてでございますが、収入額は84万円に対し、支出額9,874万7,666円で、不足する額9,790万7,666円は減債積立金、建設改良積立金等で補填をいたしました。

以上、認定第６号は、地方公営企業法第30条第４項の規定に基づきまして、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

なお、細部につきましては、会計管理者及びそれぞれの担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長　続いて、金井会計管理者兼会計課長から、一般会計歳入歳出決算及び財産に関する調書についての細部説明を求めます。

金井会計管理者兼会計課長。

〔金井敏明会計管理者兼会計課長登壇〕

○金井敏明会計管理者兼会計課長　それでは、認定第１号　平成29年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定につきまして、その内容をご説明申し上げます。

最初に、主要な施策の説明書でご説明いたしますので、説明書をご高覧いただきたいと思います。

12ページをお開きください。１、決算の概要の（１）、総括収支の状況であります。歳入合計は65億9,504万9,643円、歳出合計は62億8,181万8,049円であります。前年度と比較いたしますと、歳入で１億1,072万93円、歳出で１億5,685万1,065円と、いずれも減額となりました。歳入歳出差引額は３億1,323万1,594円でありますが、繰越明許費繰越額が６事業11件で3,294万9,000円、事故繰り越し繰越額が１事業１件で118万5,520円でありますので、差し引き翌年度繰越額は２億7,909万7,074円となりました。

次に、（２）、歳入の款別の状況であります。単位は1,000円であります。主なところを何点か申し上げます。まず、１款町税でありますが、決算額は28億1,141万4,000円でありまして、歳入に占める割合は42.6％であります。前年度と比較いたしますと

8,553万4,000円の増額であります。

次に、10款地方交付税でありますが、決算額は７億8,794万円で、歳入に占める割合は11.9％であります。前年度と比較いたしますと2,979万3,000円の増額であります。

次に、14款国庫支出金ですが、決算額は７億4,647万6,000円でありまして、歳入に占める割合は11.3％、前年度と比較いたしますと6,530万1,000円の増額であります。

次に、21款町債ですが、決算額は５億1,965万7,000円でありまして、歳入に占める割合は7.9％、前年度と比較いたしますと6,447万8,000円の減額であります。

次に、15款県支出金の決算額は３億8,767万8,000円でありまして、歳入に占める割合は5.9％、前年度と比較いたしますと１億6,947万5,000円の減額であります。

次に、18款繰入金ですが、決算額は３億3,457万8,000円で、歳入に占める割合は5.1％、前年度と比較いたしますと536万円の増額であります。

次に、６款地方消費税交付金ですが、決算額は３億305万8,000円で、歳入に占める割合は4.6％、前年度に比較いたしますと1,434万9,000円の増額であります。

次に、19款繰越金ですが、決算額は２億6,710万1,000円でありまして、歳入に占める割合は4.1％、前年度に比較いたしますと7,950万2,000円の減額であります。

続きまして、13ページの（３）、歳出の款別の状況でありますが、こちらも主なところを申し上げます。単位は1,000円であります。まず、２款総務費でありますが、決算額は９億9,164万7,000円でありまして、歳出に占める割合は15.8％であります。前年度と比較いたしますと、6,703万1,000円の減額であります。減額の主なものは、財政調整基金管理事業、町税還付事業等の減額であります。

次に、３款民生費でありますが、決算額は18億7,038万5,000円でありまして、歳出に占める割合は29.8％であります。前年度と比較いたしますと、１億7,165万9,000円の減額であります。増減額の主なものは、介護給付訓練等給付事業、後期高齢者医療保険事業、子どものための教育・保育給付事業等の増額、臨時福祉給付金事業、地域密着型サービス等整備助成事業、国民健康保険特別会計繰出事業、学童保育室事業、児童手当特例給付支給事業、保育所保育事業等の減額であります。

次に、４款衛生費でありますが、決算額は５億1,346万8,000円でありまして、前年度に比較いたしますと327万5,000円の減額であります。減額の主なものは、予防接種事業、空き家等管理事業などであります。

次に、６款農林水産業費でありますが、決算額は１億9,652万6,000円で、前年度に

比較いたしますと4,361万2,000円の増額であります。増額の主なものは、農業者支援事業、土地改良事業等であります。

次に、７款商工費でありますが、決算額は３億3,814万8,000円で、前年度に比較いたしますと１億9,646万5,000円の増額であります。増減額の主なものは、企業誘致事業、地域活力創出拠点整備事業等の増額、情報発信拠点整備事業、川のまるごと再生事業等の減額であります。

次に、８款土木費でありますが、決算額は７億46万2,000円でありまして、歳出に占める割合は11.1％で、前年度に比較いたしますと1,053万5,000円の減額であります。増減額の主なものは、生活道路整備事業、橋梁改修事業、平沢土地区画整理事業等の増額、道路修繕事業、幹線道路整備事業、東原土地区画整理事業、川のまるごと再生事業等の減額であります。

次に、９款消防費でありますが、決算額は３億2,486万9,000円でありまして、前年度に比較いたしますと1,982万2,000円の減額であります。減額の主なものは、防災行政無線施設整備管理事業等であります。

次に、10款教育費でありますが、決算額は５億3,079万6,000円でありまして、歳出に占める割合は8.4％で、前年度に比較いたしますと１億5,791万7,000円の減額であります。増減額の主なものは、学校給食運営管理事業等の増額、小学校施設改修事業等の減額であります。

次に、12款公債費でありますが、決算額は７億899万4,000円でありまして、歳出に占める割合は11.3％で、前年度に比較いたしますと3,041万7,000円の増額となりました。

以上、概要を申し上げましたが、予算執行率につきましては、歳入予算の執行率は100.7％、また歳出予算の執行率は95.9％でありました。

続きまして、一般会計歳入歳出決算書の事項別明細書に基づきましてご説明申し上げます。恐れ入りますが、決算書14ページ、15ページをごらんください。

１款町税ですが、１項町民税の１目個人、１節現年課税分の収入済額は８億4,107万926円で、前年度と比較いたしますと12万228円の減額となりました。２目法人の１節現年課税分の収入済額は２億7,359万円で、前年度と比較いたしますと8,227万7,900円の増額となりました。

２項固定資産税、１目固定資産税の１節現年課税分の収入済額は15億1,925万871円

で、前年度と比較いたしますと515万6,545円の増額となりました。

３項軽自動車税、１目軽自動車税、１節現年課税分の収入済額は4,543万6,200円で、前年度と比較いたしますと186万9,200円の増額となりました。

４項町たばこ税、１目町たばこ税の収入済額は１億559万6,622円で、前年度と比較いたしますと729万7,927円の減額となりました。

18、19ページをお願いいたします。下段になります。10款地方交付税、１項地方交付税、１目地方交付税ですが、備考欄の１、普通交付税は６億9,352万3,000円で、前年度と比較いたしますと2,667万4,000円の増額、２、特別交付税は9,441万7,000円で、前年度と比較いたしますと311万9,000円の増額となりました。

24、25ページをお願いいたします。下段になります。13款使用料及び手数料の２項手数料、４目土木手数料の４節開発許可等申請手数料の備考欄でございます。１、事務手数料144万7,150円は、事務手数料条例の規定に基づく開発許可申請等に係る手数料71件分が収入されたものであります。

26、27ページをお願いします。下段になります。14款国庫支出金の２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金の１節総務費補助金の備考欄でございます。２、地方創生推進交付金は、嵐山町総合戦略に記載され先駆性を有する事業に対し交付されるもので、らんざん活性化チームプロジェクトに215万4,067円が交付されました。１行下の３、公衆無線ＬＡＮ環境整備支援事業補助金298万3,000円は、防災拠点及び被災場所として想定される拠点等にワイファイ環境を整備するための経費に対し交付されたものであります。

28、29ページをお願いします。中段になります。14款国庫支出金、２項４目農林水産業費補助金、１節農業費補助金の備考欄でございます。１、地方創生推進交付金2,204万4,199円は、千年の苑事業及びめんこ61プロジェクトに対し交付されたものであります。１行下の２、地方創生拠点整備交付金563万5,000円は、千年の苑の施設、手芸用施設整備事業に対し交付されたものであります。

34、35ページをお願いします。備考欄の一番上になります。15款県支出金、２項県補助金、３目衛生費県補助金の１節保健衛生費補助金の備考欄６、早期不妊治療費等補助金12万円は、早期不妊治療費等助成事業に要する経費に対し交付されたものであります。

備考欄中段になります。15款県支出金、２項５目教育費県補助金の２節教育振興費

補助金の備考欄でございます。１、教育認定子どもに係る施設型給付費等補助金として22万6,809円が交付されました。

44、45ページをお願いします。備考欄の中段より少し上になります。20款諸収入、５項雑入、４目雑入の７節雑入ですが、上から７行目になります。３、公益財団法人埼玉県市町村振興協会市町村交付金1,478万8,000円は、サマージャンボ宝くじ及びオータムジャンボ宝くじの売り上げの一部が助成されたもので、予防接種事業に充てたものであります。

続きまして、歳出ですが、62、63ページをお願いいたします。２款総務費になります。備考欄の中段になりますが、１項総務管理費、１目一般管理費の19住民税情報システム運用管理事業の13委託料、11電算委託料3,830万8,705円は、埼玉県町村情報システム共同化事業の委託料のほか、社会保障・税番号システム整備事業に伴うシステム改修業務、介護保険制度の改修に伴うシステム改修業務、マイナンバーカード等の記載事項の充実に伴う住基システム改修業務等の委託料であります。

64、65ページをお願いいたします。備考欄の上から５行目になります。２款総務費、１項１目一般管理費の20財政管理事業の13委託料、12財務書類作成支援業務委託280万440円は、新公会計制度財務書類作成支援業務の委託料であります。

中段にあります21電子自治体推進事業の13委託料、11電算委託料951万3,141円は、内部情報系システム更新業務委託料のほか、情報セキュリティー強化対策におけるインターネット仮想化のライセンスの追加業務、ファイル暗号化ソフトのライセンスの追加業務等の委託料であります。

それから、８行下の15工事請負費、１工事請負費655万3,440円は、ＬＡＮ整備工事のほか公衆無線ＬＡＮ環境整備工事として、防災、観光拠点６カ所と、北部交流センター、花見台工業団地管理センター、観光案内所、Ｂ＆Ｇ海洋センター、嵐山渓谷バーベキュー場、杉山城跡に公衆無線ＬＡＮアクセスポイント等整備工事を行ったものであります。

66、67ページをお願いいたします。備考欄の中段より少し下になります。２款総務費、１項２目文書広報費の07情報発信事務事業の14使用料及び賃借料、１使用料10万1,088円は、嵐山町の地域情報を積極的に発信するための武蔵嵐山駅東西連絡通路のデジタルサイネージ使用料であります。

70、71ページをお願いいたします。備考欄の一番上になります。２款総務費、１項

４目財産管理費の01庁舎管理事業の15工事請負費、１工事請負費562万4,640円は、庁舎高圧ケーブル交換工事、サーバー室内の空調機器更新工事、非常用発電機給油装置ポンプ・モーター交換工事等を行ったものであります。

74、75ページをお願いします。備考欄の中段になります。２款総務費、１項６目企画費の08子育て世帯等転入奨励事業の19負担金補助及び交付金の２子育て世帯等転入奨励金510万円は、20世帯に交付し62人の転入がございました。

備考欄の中段より少し下にあります11地域活性化事業の19負担金補助及び交付金、２地域活性化人材費補助金510万8,135円は、地域活性化コーディネーターの活動に要した経費を補助したものであります。

76、77ページをお願いします。中段になります。２款総務費、１項８目自治振興費の03コミュニティ推進事業の19負担金補助及び交付金、２地域コミュニティ事業補助金208万7,500円は、23団体に交付したものであります。

80、81ページをお願いします。備考欄の上段になります。２款総務費、１項９目町民活動推進費の05交流センター改修事業の15工事請負費、１工事請負費1,999万7,690円は、北部交流センター改修事業の償還金であります。

84、85ページをお願いします。備考欄の下から３行目になります。２款総務費、１項12目諸費の06町制施行50周年事業の19負担金補助及び交付金、２記念事業実施団体補助金110万2,000円は、11団体へ補助を行いました。

92、93ページをお願いいたします。備考欄の下段になります。２款総務費、４項選挙費、２目衆議院議員選挙費の01衆議院議員選挙執行事業896万3,675円は、昨年10月に執行された衆議院議員選挙費用であります。

続きまして、96、97ページをお願いします。備考欄の上から８行目になります。２款総務費、５項統計調査費、２目指定統計調査費の06就業構造基本調査事業17万3,895円は、国民の就業、不就業の状態を明らかにし、全国及び地域別の就業構造に関する調査に要した費用であります。

中段にあります07住宅・土地統計調査事業11万538円は、住宅、土地の保有状況及び世帯の居住状況の実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにするための調査に要した費用であります。

108、109ページをお願いします。３款民生費になります。備考欄の下から３行目になります。１項社会福祉費、２目老人福祉費の10高齢者外出支援事業の13委託料、12高

齢者外出支援タクシー実施委託料は520万270円で、申請者680人、利用者は524人でした。

110、111ページをお願いいたします。備考欄の一番上になります。３款民生費、１項２目老人福祉費の12高齢者運転免許証自主返納支援事業は、運転免許証を自主返納した70歳以上の方に対し、タクシー料金の一部等を助成するための事業であり、タクシー料金助成券の印刷、タクシー実施委託料、運転経歴証明書交付手数料補助金で、15万6,670円となるものであります。

116、117ページをお願いいたします。備考欄の下段になります。３款民生費、２項児童福祉費、１目児童福祉総務費の03児童遊園地管理事業の15工事請負費、１工事請負費311万6,880円は、志賀堂沼公園給水施設設置工事、堂沼公園ブランコ安全柵設置工事、古里地内公園の滑り台撤去及び砂運搬工事を行ったものであります。

118、119ページをお願いします。備考欄の上段になります。３款民生費、２項１目児童福祉総務費の05こども医療費給付事業の20扶助費の11こども医療費給付金は、4,857万286円でした。内訳は、乳幼児医療費給付金が登録者数769人で1,842万9,269円、こども医療費給付金が登録者数1,019人で3,014万1,017円でした。

120、121ページをお願いします。備考欄の下段になります。３款民生費、２項２目児童措置費の02児童手当特例給付支給事業の20扶助費、５児童手当は２億2,896万円で、延べ児童数は２万577人でありました。７特例給付は408万5,000円で、延べ児童数は817人でありました。

次に、128、129ページをお願いいたします。４款衛生費になります。備考欄の下段になりますが、１項保健衛生費、２目予防費の01予防接種事業の13委託料、12予防接種医師委託料は4,151万2,650円で、接種人数は5,878人でした。

130、131ページをお願いします。備考欄の上段より少し下になります。４款衛生費、１項２目予防費、03がん検診等事業の13委託料、12がん検診委託料1,164万8,980円の内訳ですが、がん集団検診業務が458万9,244円で、受診者数は1,341人、健康増進法等の健康増進事業に関する業務、こちらは個別がん検診でございますが、705万9,736円で、受診者数は1,979人でありました。

同じページの備考欄の下段になります。４款衛生費、１項３目母子衛生費の03妊婦健康診査事業の13委託料、12妊婦健康診査委託料は888万5,010円で、延べ受診者数は1,884人でした。

132、133ページをお願いします。備考欄の上段になります。４款衛生費、１項３目母子衛生費の05不妊治療支援事業の19負担金補助及び交付金、２不妊治療費助成金32万円は、出産を希望する方のうち不妊治療等を行う方を経済的に支援するための経費で、４名の方へ助成を行ったものであります。

134、135ページをお願いします。備考欄の下段になります。４款衛生費、１項４目環境衛生費の11地球温暖化防止事業の19負担金補助及び交付金、２太陽光発電・高効率給湯器設置補助金は180万円で、該当数は60件でありました。

144、145ページをお願いします。６款農林水産業費になります。備考欄の中段になります。１項農業費、３目農業振興費の02農業者支援事業の13委託料、２測量設計委託料144万7,200円は、千年の苑事業観光手芸用施設設計業務委託料であります。

２行下の12千年の苑事業推進計画策定業務委託料464万4,000円は、ラベンダーまつりの企画や集客予測、動線検証、情報発信の体制検証を行ったものであります。さらに、５行下の15工事請負費、１工事請負費1,235万円の内訳ですが、千年の苑事業臨時駐車場整備工事が108万円、観光手芸用施設建築工事の、こちらは前払い金でございますが、1,127万円となるものであります。

146、147ページをお願いいたします。備考欄の上から６行目になります。６款農林水産業費、１項３目農業振興費の05担い手育成らん丸塾運営事業の19負担金補助及び交付金、２らん丸塾運営費補助金252万9,000円は、農業の新たな担い手を確保、育成するため、らん丸塾へ補助したものであります。

備考欄の上段より少し下になります。06地域六次産業化推進事業の18備品購入費、１備品購入費591万4,224円ですが、めんこ61事業に伴う費用でありまして、製粉機の購入や厨房機器、業務用冷凍冷蔵庫などを購入したものであります。

備考欄の下段になります。６款農林水産業費、１項５目農地費の01土地改良事業の15工事請負費、１工事請負費1,799万2,800円は、吉田地区排水路整備工事、延長が443.5メートルを行ったものであります。

148、149ページをお願いします。備考欄の上段より少し下になります。６款農林水産業費、１項５目農地費の02農業用施設整備事業の13委託料、２測量設計委託料507万6,000円は、農村地域防災減災事業、ため池耐震点検調査業務委託として三ツ沼、下沼の土質調査、土質解析等調査、路線測量などを行ったものであります。

同じページの備考欄の下段になります。６款農林水産業費、２項林業費、１目林業

振興費の01林業振興事業の13委託料、12伐採委託料1,600万5,600円は、里山を再生整備するため里山・平地林再生事業森林再生業務委託として約1,800本の枯損木、不良木等の処理と、約６ヘクタールのササ、灌木、竹林伐採整理等を行ったものであります。

150、151ページをお願いします。７款商工費になります。備考欄の下段になります。１項商工費、１目商工総務費の05子育て高齢者応援リフォーム補助事業の19負担金補助及び交付金、２子育て高齢者応援リフォーム補助金102万3,000円は、子育て世帯に対する中古住宅リフォーム及び高齢者世帯のバリアフリーリフォーム改修費用に対して補助を行ったものであります。件数は７件ございました。

152、153ページをお願いします。備考欄の中段になります。７款商工費、１項２目商工振興費の05企業誘致事業の13委託料、12花見台及びインターチェンジランプ地区事業推進業務委託料626万4,000円は、企業誘致を目的とした花見台等の地区の土地利用を推進するために委託したものであります。その６行下の19負担金補助及び交付金、２企業奨励金は、３件で2,191万5,000円でした。

同じページの備考欄の下段になります。７款商工費、１項２目商工振興費の06地域活力創出拠点整備事業の15工事請負費、１工事請負費で繰越明許でございますが、２億3,667万2,280円は、駅未利用地に就労、居住の相談や観光案内等を行う地域活力創出拠点として、嵐山町ステーションプラザ「嵐なび」の整備工事を行ったものであります。

156、157ページをお願いいたします。備考欄の上段より少し下になります。７款商工費、１項４目観光費の02観光施設等管理事業の15工事請負費、１工事請負費432万円は、学校橋観光トイレの合併浄化槽布設替工事を行ったものであります。

160、161ページをお願いいたします。８款土木費になります。備考欄の中段になります。１項道路橋りょう費、２目道路維持費の02道路修繕事業の15工事請負費、１工事請負費1,153万3,835円の内訳でございますが、道路修繕工事が町内25カ所で422万9,453円、側溝修繕工事が19カ所で372万8,156円、道路敷砂利工事が30カ所で350万626円、舗装修繕工事として古里地内の町道古里75号線が７万5,600円となるものでございます。

162、163ページをお願いします。備考欄の一番上になります。８款土木費、１項３目道路新設改良費の03生活道路整備事業、13委託料、２測量設計委託料の繰越明許

766万8,000円は、町道大蔵256号線の測量設計業務委託料であります。４行下の１工事請負費繰越明許2,626万9,920円は、町道菅谷30号線の道路改築工事、千手堂87号線の側溝整備工事、菅谷30号線の歩道整備工事を行ったものであります。

同じページの備考欄、中段より少し下になります。04幹線道路整備事業の15工事請負費、１工事請負費2,311万9,320円は、越畑地内の町道１―３号の道路改築工事、延長356メートル及び町道１―３号の農業用水管移設工事、延長370メートルを行ったものであります。１行下の繰越明許でございますが、2,778万3,040円は、越畑地内町道１―３号、延長308メートルの道路改築工事であります。

164、165ページをお願いします。備考欄の上段より少し下になります。８款土木費、１項４目交通安全施設整備費の03道路照明灯施設設置事業の14使用料及び賃借料、７機械器具借上料562万4,640円は、ＬＥＤ照明灯1,698灯の12カ月分の賃借料でございます。３行下の１工事請負費143万856円は、道路照明灯設置工事としてＬＥＤ照明を12基、それから防犯灯設置工事としてＬＥＤ照明灯５基を設置したものであります。

同じページ、備考欄中段になりますが、８款土木費、１項５目橋りょう維持費、01橋りょう改修事業の13委託料、２測量設計委託料、繰越明許でございますが、1,369万3,320円は、道路構造物点検の一括発注に関する年度協定書及び橋梁修繕詳細設計業務委託であります。４行下の工事請負費522万720円は、川袋橋の修繕工事及び上高城橋の撤去工事を行ったものであります。１行下の繰越明許1,187万7,840円は、八幡橋の修繕工事を行ったものであります。

176、177ページをお願いします。９款消防費になります。備考欄の上から６行目になります。１項消防費、３目消防施設費の02消防施設整備管理事業の15工事請負費、１工事請負費52万9,200円は、嵐山消防団第１分団第３部車庫のサイレン取りかえ修繕工事を行ったものであります。

同じページ、備考欄の中段になります。９款消防費、１項４目防災費の01防災対策事業、11需用費、１消耗品費ですが、防災意識の普及促進を図るため、住民と嵐山町で非常用持ち出し袋1,560個を共同購入いたしました。消耗品費544万9,249円のうち、非常用持ち出し袋共同購入費用は312万円でありました。

186、187ページをお願いします。10款教育費になります。備考欄の上段になります。１項教育総務費、２目事務局費の15学校教育ＩＴ推進事業の14使用料及び賃借料、７機械器具借上料1,263万2,544円は、各小中学校のパソコン、タブレットパソコン、イ

ンターネット機器等の借り上げ料であります。

それから、６行下の16検定受検料補助事業の19負担金補助及び交付金、２検定受検料補助金45万9,400円は、小学５、６年生の日本語検定及び中学生の英語検定の受検料の補助金であります。

同じページの中段になります。17学習支援教室運営事業の13委託料、12学習支援教室運営委託料268万1,640円は、基礎学力の向上を図るため、学習支援教室の運営委託料であります。

196、197ページをお願いいたします。備考欄の下段になります。10款教育費、２項小学校費、１目学校管理費の06小学校施設改修事業の15工事請負費、１工事請負費429万1,920円につきましては、七郷小学校の階段手すり取りつけ工事及び志賀小学校の屋内消火栓ポンプユニット更新工事を行ったものであります。

216、217ページをお願いします。備考欄の下から２行目になります。10款教育費、５項社会教育費、２目図書館費の03図書館管理事業の15工事請負費、１工事請負費162万円は、図書館のエレベーター修繕工事及び高圧交流負荷開閉器交換工事を行ったものであります。

218、219ページをお願いします。備考欄の下から４行目になります。10款教育費、５項３目文化財保護費の02指定文化財保存管理事業の15工事請負費、１工事請負費の496万8,000円は、日本赤十字埼玉県支部旧社屋の保存修理工事を行ったものであります。

続きまして、359ページをお願いいたします。財産に関する調書であります。１、公有財産の（１）、土地及び建物ですが、土地の決算年度末現在高は、行政財産、普通財産を合わせまして111万3,210平方メートル、建物につきましては、行政財産、普通財産を合わせまして５万2,075平方メートルでした。

下段の表の行政財産で、数値に変更が生じたところの変更理由を申し上げます。まず土地ですが、公共用財産のうち、その他の施設１万9,267平方メートルの増は、鎌形野球場及び総合運動公園の公有地化等により増となったものであります。

建物につきましては、公共用財産のうち、その他の施設の非木造253平方メートルの増は、嵐山町ステーションプラザ「嵐なび」の増であります。

次のページをお願いいたします。中段の表ですが、普通財産の土地1,061平方メートルの増につきましては、千年の苑観光手芸用施設用地の公有地化及び川島地区にお

ける土地の寄附等による増であります。普通財産の建物につきましては、変更はございませんでした。

次に、361ページをお願いいたします。（２）、出資による権利でございますが、年度中の変更はございませんでした。

次のページをお願いします。２、物品でございますが、金額が50万円以上のものを362ページから364ページに掲載してございます。Ｂ型ロール式製粉機、店舗用（冷蔵）ディプレイショーケースの増がございました。後ほどご高覧お願いいたします。

次に、365ページをお願いいたします。３、基金の状況でございます。積立基金は、取り崩し、積み立て等を行いまして、決算年度末現在高の総額は、９基金で４億6,100万9,000円となりました。

財政調整基金の債権１億7,800万円につきましては、歳計現金の不足によりまして、３月末までに積み立てを行わなかったため、債権として処理をさせていただいたものでございます。平成30年４月５日に、１億7,800万円を財政調整基金に積み立てをしております。

また、定額基金につきましては５基金で、決算年度末現在高は現金6,453万8,000円で、貸付金3,856万5,000円となりました。また、土地につきましては3,037.11平方メートルとなりました。定額基金の運用状況につきましては、別に配付いたしました定額基金の運用状況調書をご高覧願います。

なお、決算の詳細につきましては、平成29年度主要な施策の説明書をご参照いただきたいと思います。

以上、認定第１号　平成29年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

○佐久間孝光議長　続いて、各特別会計の細部説明を担当課長に求めます。

まず、国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について細部説明を求めます。

村田町民課長。

〔村田　朗町民課長登壇〕

○村田　朗町民課長　それでは、認定第２号　平成29年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての細部説明をさせていただきます。

決算書の248、249ページをお開きください。歳入ですが、１款国民健康保険税は、

一般被保険者及び退職被保険者等を合わせて、収入済額４億1,280万5,070円でありました。

250、251ページをお開きください。３款国庫支出金は、収入済額５億3,747万9,271円でありました。前年度と比較し4,220万3,653円の増となっております。内訳といたしまして、１項国庫負担金、１目療養給付費等負担金は、収入済額３億8,724万3,417円が交付されました。これは、療養給付費分、介護納付金分及び後期高齢者支援金分の納付に要する費用として、国負担分として定率32％分が交付されたものであります。２目高額医療費共同事業負担金は、標準高額医療費拠出金の４分の１に相当する額1,808万2,854円が交付されました。

次に、２項国庫補助金、１目財政調整交付金は、保険者の財政力の不均衡を調整するために、収入済額１億2,539万円が交付されたものであります。そのうち特別調整交付金におきまして、町国保行政の全体的な状況を評価され、経営努力分といたしまして1,236万円、また保険者努力支援制度前倒し分といたしまして377万8,000円が交付されました。

３目システム開発費等補助金は、収入済額331万4,000円が交付されました。これは、平成30年度の広域化に係る制度改正システム、情報集約システムの改修費で、10分の10の補助率で交付されたものであります。

次に、４款療養給付費等交付金は、収入済額3,634万2,000円が交付されました。これは、退職被保険者等に係る医療給付に対し、社会保険診療報酬支払基金から交付されたものであります。

252、253ページをお開きください。５款前期高齢者交付金は、収入済額７億1,070万6,069円が交付されました。これは、全国平均の前期高齢者加入率15％を基準にして、前期高齢者加入率が全国平均を上回る市町村国保に交付されたものであります。町の前期高齢者加入率は、平成29年度末現在で51.1％となっております。

次に、６款県支出金ですが、２項県補助金、１目第１号県調整交付金は、収入済額9,091万円が療養給付に対して定率９％分が交付されました。

また、２目第２号県調整交付金は、収入済額6,395万円が人間ドック等検診費用、レセプト点検及び徴収評価等の国保事業に対し交付され、前年度と比較し2,168万7,000円増加しております。

254、255ページをお開きください。７款共同事業交付金、１項１目共同事業交付金

は、収入済額１億2,195万8,130円が交付されました。これは、レセプト点検１件80万円を超える高額療養費について対象件数241件分に対し、その超える額の100分の59に相当する額が交付されたものであります。

２目の保険財政共同安定化事業交付金は、収入済額４億5,665万4,616円が交付されました。これは、全てのレセプトを対象とし、交付基準に基づき交付されたもので、対象件数は７万3,399件であります。

次に、９款繰入金ですが、１項１目一般会計繰入金は、収入済額7,902万301円であります。この内訳といたしまして、１節の保険基盤安定繰入金は、低所得者に係る保険税の軽減相当額、３節の国保財政安定化支援事業繰入金は、国保財政の健全化、国保税負担の平準化のため交付税措置された額、４節のその他繰入金は、事務費及び保健事業に要する経費、そして５節の保険基盤安定繰入金は、保険税軽減対象になった一般被保険者数に応じて算定した額が、それぞれ繰り入れられたものであります。

なお、平成29年度は交付金などの歳入増加もあり、歳入不足見込み分の繰り入れは行わずに、事業運営を実施することができました。

256、257ページをお開きください。10款繰越金は、収入済額9,745万9,007円で、前年度繰越金でございます。

258、259ページをお開きください。以上、歳入合計ですが、予算現額は25億1,991万5,000円で、調定額27億1,307万4,542円に対し、収入済額は26億3,457万9,552円で、不納欠損額578万4,819円、収入未済額は7,271万171円でありました。

260、261ページをお開きください。次に、歳出ですが、１款総務費は支出済額1,167万3,351円で、人件費、事務執行経費等でございます。

262、263ページをお開きください。２款保険給付費は、支出済額15億7,787万7,840円であります。内訳といたしまして、１項１目一般被保険者療養給付費は12億9,869万2,944円で、全体の件数は減少したものの、医療技術の高度化による影響と思われ費用額は上昇しており、前年度と比較し増加している状況でございます。

また、２目退職被保険者等療養給付費、支出済額2,530万7,131円、４目退職被保険者等療養費、支出済額34万1,002円は、退職者医療制度の廃止に伴う被保険者数の減少により、どちらも減額となっております。

264、265ページをお開きください。２項高額療養費は、支出済額２億3,128万2,912円であります。支払い件数は、一般被保険者分3,135件、退職被保険者分73件などであ

り、前年度と比較し、一般被保険者分は件数、金額ともに増加しております。

266、267ページをお開きください。３款後期高齢者支援金ですが、１項１目後期高齢者支援金は、支出済額２億6,490万2,213円であります。これは、後期高齢者医療制度の被保険者に係る医療費のうち、４割を現役世代の保険税から拠出するもので、被保険者数１人当たりの負担額等により算出された額を社会保険診療報酬支払基金に支出したものであります。

268、269ページをお開きください。８款共同事業拠出金は、支出済額４億7,513万5,585円であります。この制度には、高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業の２事業があり、高額医療費の発生による保険者の財政運営の不安定を緩和するための事業に要する費用及び県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、全ての医療費の医療給付費を対象とし、その一定割合を埼玉県国保連合会へ拠出したものでございます。

次に、９款保健事業費は、支出済額3,742万5,313円であります。270、271ページをお開きください。１項１目疾病予防費は、支出済額1,872万891円で、内容は人間ドック・がん等の検診業務、生活習慣病重症化予防対策事業が主なものであり、新規事業といたしまして、埼玉県コバトン健康マイレージ事業に参加いたしました。

２項１目特定健康診査等事業費は、特定健康診査及び特定保健指導に係るもので、1,796万7,922円であります。主な内容といたしまして、特定健診業務、特定健診未受診者対策事業を実施いたしました。特定健康診査の受診率については、平成28年度の47.32％に対し49.78％で、県内市町村でも上位に位置し、ここ２年間実施しております未受診者対策事業による効果があらわれております。

272、273ページをお開きください。12款諸支出金、１項３目償還金は、支出済額300万6,467円で、平成28年度分の療養給付費等負担金返還金ほか１件でございます。

２項１目一般会計操出金は、支出済額2,000万円で、平成28年度に一般会計から歳入不足見込み分として繰り入れしたものであります。

274、275ページをお開きください。以上、歳出合計ですが、予算現額25億1,991万5,000円に対し、支出済額は24億8,242万8,848円で、不用額は3,748万6,152円でございます。

276ページをお開きください。実質収支に関する調書でございますが、３の歳入歳出差引額は１億5,215万704円で、５の実質収支額も同額でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

続きまして、認定第３号　平成29年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての細部説明をさせていただきます。

決算書の284、285ページをお開きください。歳入ですが、１款後期高齢者医療保険料は、収入済額１億5,517万4,460円であります。前年比較1,043万2,370円の増額となっており、被保険者数の増加による保険料の増額によるものです。収納率は、特別徴収分が100％、普通徴収の現年度分が99.4％でありました。また、平成29年度末現在の被保険者数は2,565人で、前年度と比較して100人、率にして4.1％増加しております。

次に、４款繰入金は、収入済額3,877万6,070円で、一般会計から事務費分及び低所得者等の保険料軽減分として、県と町負担分を合わせた保険基盤安定分を繰り入れております。

次に、５款繰越金は、収入済額323万8,096円で、前年度繰越金でございます。

286、287ページをお開きください。以上、歳入合計ですが、予算現額は１億9,648万6,000円で、調定額１億9,759万9,904円に対し、収入済額は１億9,729万1,074円、収入未済額は30万8,250円でございました。

288、289ページをお開きください。歳出ですが、１款総務費は支出済額97万1,412円で、これは保険料徴収に要する事務経費でございます。

次に、２款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額１億9,246万9,090円で、これは徴収した保険料及び低所得者等の保険料軽減分の県と町負担分を合わせた額を広域連合へ納付したものでございます。

290、291ページをお開きください。歳出合計は、予算現額１億9,648万6,000円に対し、支出済額は１億9,348万5,022円で、不用額は300万978円でございます。

次に、292ページをお開きください。実質収支に関する調書でございますが、３の歳入歳出差引額は380万6,052円で、５の実質収支額も同額でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長　会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開時間を２時50分といたします。

休　　憩　午後　２時４０分

再　　開　午後　２時５０分

○佐久間孝光議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、介護保険特別会計歳入歳出決算についての細部説明を求めます。

山下長寿生きがい課長。

〔山下次男長寿生きがい課長登壇〕

○山下次男長寿生きがい課長　それでは、認定第４号　平成29年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての細部についてご説明申し上げます。

決算書の302、303ページをお開きください。事項別明細書の歳入、１款保険料ですが、調定額２億9,677万2,620円に対し、収入済額２億9,011万2,139円、不納欠損額198万3,220円、収入未済額467万7,261円となり、歳入総額に占める割合は22.8％となっております。収納率は97.76％で、前年度比0.2ポイント増加しております。

次に、２款国庫支出金ですが、収入済額は２億5,123万7,260円で、このうち１項国庫負担金の介護給付費負担金が、定率負担分として１億9,789万8,600円交付されております。

２項国庫補助金の１目調整交付金については、後期高齢者の割合や所得による市町村間の財政力格差を調整するもので、平成29年度調整基準標準給付費の2.43％に調整率を乗じた額等で4,192万9,000円が交付されたものであります。

２目、３目については地域支援事業交付金で、28年度より開始した介護予防・日常生活支援総合事業に係るものと、それ以外の地域支援事業等ということで、857万2,800円と283万6,860円が交付をされております。

304、305ページをお開きください。次に、３款支払基金交付金ですが、収入済額は３億464万1,000円で、これは第２号被保険者の保険料が財源となっており、社会保険診療報酬支払基金から平成29年度の標準給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費の28％が交付されたものであります。

次に、４款県支出金の収入済額１億7,124万9,530円については、１項の県負担金として介護給付費の定率負担分１億6,515万4,350円、また２項の県補助金として国と同様に介護予防・日常生活支援総合事業に係るものと、それ以外の地域支援事業ということで467万6,750円と141万8,430円が交付をされました。

306、307ページをお開きください。６款繰入金ですが、収入済額は１億7,758万5,000円で、このうち１項の一般会計繰入金１億5,958万5,000円を介護給付費及び地

域支援事業の定率町負担分として繰り入れたもの、それから事業費分等として一般会計負担分を繰り入れたもの、また低所得者の介護保険料を軽減した分を繰り入れたものであります。

２項の基金繰入金については、介護給付費等の支払金に充てるため、介護保険介護給付費支払準備基金から1,800万円を繰り入れたものであります。

308、309ページをお開きください。次に、７款繰越金については、7,601万1,973円を前年度から繰り越ししたものであります。

310、311ページをお願いいたします。一番下になりますが、歳入合計、予算現額12億6,304万8,000円、調定額12億7,908万5,002円に対して、収入済額は12億7,242万4,521円となっております。

312、313ページをお開きください。歳出ですが、１款総務費は支出済額1,515万3,744円で、事務執行に係る経費が主なものですが、そのうち３項介護認定審査会費の1,228万8,782円については、比企広域市町村圏組合への負担金及び主治医意見書の作成手数料等となっております。

314、315ページをお願いいたします。中段になりますが、２款保険給付費は、支出済額10億7,212万5,005円で、制度を開始してから初めて10億円を超え、前年度比較9,499万946円、9.7％の大幅な増となっており、歳出決算額の89.2％を占めております。

１項介護サービス等諸費のうち、１目の居宅介護サービス給付費４億1,871万4,585円は、指定居宅介護サービス事業者が要介護者に提供したサービス費用の９割または８割を給付したもので、年度末現在で382人の方が利用をされております。

３目の地域密着型介護サービス給付費については、支出済額が１億2,777万8,568円で、地域密着型介護サービス事業者が要介護者に提供したサービス費用の９割または８割を給付したもので、年度末現在88人の方が利用されております。前年度比29％の大幅な増になっておりますが、認知症対応型生活介護、これはグループホームですが、の定員が９人から18人になったことが主な要因となっております。

５目の施設介護サービス給付費については、支出済額が３億8,806万8,093円で、年度末現在では昨年度より31人多い143人の方が利用をされております。

316、317ページをお開きください。中段になりますが、９目の居宅介護サービス計画給付費は、支出済額5,541万9,331円で、要介護者に対しケアプランを作成した費用

として、4,114件分を介護支援サービス事業者に10割給付したものであります。

次に、２項の介護予防サービス等諸費については、支出済額1,715万9,803円で、これは介護認定審査の結果、要支援１または２と判定された方に対し、状態の改善と悪化予防のためのサービスを提供したものでございます。

１目の介護予防サービス給付費1,318万7,814円は、指定居宅介護サービス事業者が要支援者に提供した居宅サービス費用の９割または８割を給付したもので、年度末現在56人の方が利用をされております。

318、319ページをお開きください。５目の介護予防サービス計画給付費は、支出済額263万9,600円で、介護予防サービス事業者が要支援者に対し作成したケアプランの費用として599件分を10割給付したものであります。

中段やや下の４項高額介護サービス等費、支出済額2,071万1,689円については、１割または２割の利用者負担額が高額になった場合にサービス利用料を軽減する制度で、一定の負担額を超えた1,990件分について償還払いで交付をしたものであります。

５項高額医療合算介護サービス等費、支出済額252万8,471円については、医療保険の一部負担金と、介護保険の利用者負担の１年間の総額が一定額を超えた97件分について償還払いで交付したものであります。

320、321ページをお開きください。６項特定入所者介護サービス等費、支出済額3,468万5,110円については、介護保険施設等における低所得者の食費と居住費の負担限度額を超えた部分について、1,563件分を給付したものでございます。

次に、３款地域支援事業費、１項介護予防・日常生活支援総合事業費、支出済額3,160万9,631円については、28年度から開始した総合事業に係る経費で、第１号訪問事業、第１号通所事業等を行ったものであります。

322、323ページをお開きください。下段の３目一般介護予防事業費、支出済額771万2,922円については、介護や支援を必要としない元気な高齢者を対象に、やすらぎトレーニング事業、地域介護予防支援事業や地域リハビリテーション活動支援事業、またシニアいきいき講座や脳の健康教室等、介護予防のための多様な事業を実施したものでございます。

328、329ページをお開きください。２項包括的支援事業・任意事業費、支出済額582万3,846円ですが、主なものとしては、１目総合相談事業費、支出済額105万5,581円で、支え合いマップの更新や高齢者等の見守り事業を行ったものでございます。

一番下の４目任意事業費、支出済額198万1,118円については、おおむね65歳以上の高齢者だけの世帯等への配食サービス事業が主なものとなってございます。

330、331ページをお願いいたします。５目生活支援体制整備事業費、支出済額183万8,840円については、総合事業を円滑に推進していくために必要なサービスの発掘や開発等を行う、生活支援コーディネーター業務委託料が主なものでございます。

一番下の４款基金積立金については、介護保険介護給付費支払準備基金積立金として4,503万2,102円を積み立てました。これにより年度末の基金残高は２億1,365万8,879円となっております。

332、333ページをお願いいたします。５款諸支出金については、支出済額3,230万156円で、主な内訳としては１項２目償還金で、平成28年度決算に伴う国、県への返還金1,345万770円と、２項繰出金で、平成28年度決算に伴う一般会計への繰出金1,877万8,366円となっております。

歳出合計は、予算現額12億6,304万8,000円に対して、支出済額12億204万4,484円、不用額は6,100万3,516円で、執行率は95.2％でございました。

334ページをお開きください。最後に、実質収支に関する調書ですが、３の歳入歳出差引額は7,038万37円で、５の実質収支額も同額でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長　続いて、下水道事業特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算について細部説明を求めます。

内田上下水道課長。

〔内田恒雄上下水道課長登壇〕

○内田恒雄上下水道課長　それでは、認定第５号　平成29年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、細部説明をさせていただきます。

最初に、主要な施策の説明書221ページをごらんください。１、事業の概要、平成29年度末現在の整備状況でございます。全体計画面積418ヘクタール、認可計画面積343.6ヘクタール、処理区域面積304.4ヘクタールにつきましては、変更はございません。行政人口は１万7,964人となり、前年度より12人の増でございます。また、全体計画人口１万1,800人につきましては、変更はございません。処理区域内人口は１万1,921人で、前年度より94人の増、水洗化人口は１万391人で、前年度より227人の増でございます。人口普及率は66.4％となりました。面積普及率72.8％につきましては、変更は

ございません。水洗化人口は87.2％となり、前年度より1.3ポイントの増となりました。以上が、平成29年度末の整備状況でございます。

続きまして、決算書の事項別明細書に沿ってご説明を申し上げます。

決算書342、343ページをごらんください。まず、歳入でございます。第１款分担金及び負担金、１項１目浄化槽事業分担金、収入済額は363万6,000円でございます。こちらは、浄化槽事業費の１割相当額を分担金として納付いただいたものでございます。

次に、２項１目下水道事業負担金でございます。収入済額は492万5,090円でございます。公共下水道区域において接続可能となった区域に対し、賦課対象面積に応じて負担をお願いしている受益者負担金でございます。

続きまして、第２款使用料及び手数料でございます。１項１目下水道使用料の収入済額は２億6,395万8,355円でございます。平成29年度の使用者戸数は4,610戸で、前年度より80戸増加しております。現年度賦課分の収納率でございますが、96.3％、不納欠損額につきましては16万4,752円でございます。こちらの不納欠損額につきましては、地方自治法第236条第１項の規定による金銭債務の消滅時効として処理したものでございます。

次に、１項２目浄化槽使用料、収入済額は2,667万1,691円でございます。平成29年度の町管理型浄化槽整備推進事業による使用者戸数は691戸で、前年度より29戸増加しております。また、現年度賦課分の収納率は99.1％でございます。

続きまして、第３款国庫支出金でございます。１項１目浄化槽整備事業費国庫補助金、収入済額は1,853万3,000円でございます。こちらは、単独浄化槽から合併浄化槽に転換、くみ取りトイレから合併浄化槽への転換等、設置された浄化槽に対して補助されたものでございます。補助対象基数につきましては、36基でございます。

続きまして、第４款県支出金でございます。344、345ページをごらんください。１項１目浄化槽整備事業費補助金の収入済額は900万円でございまして、浄化槽の配管費及び既設浄化槽やくみ取りトイレの撤去費に対して、それぞれ補助されたものでございます。

続きまして、第５款繰入金でございます。１項１目一般会計繰入金、収入済額は２億4,273万6,000円でございます。

次に、第６款繰越金でございます。１項１目前年度繰越金、収入済額は45万5,209円でございます。

続きまして、第７款の諸収入でございます。３項１目雑入の収入済額は660万269円でございます。このうち632万1,100円につきましては、平成26、27年度分の消費税及び地方消費税の更正に伴う還付金でございます。

続きまして、346、347ページをごらんください。第８款町債でございます。１項１目下水道事業債、収入済額は3,640万円でございます。内訳につきましては、流域下水道事業債が2,220万円、浄化槽市町村整備事業債が1,420万円でございます。

次の１項２目公営企業会計適用債の収入済額は１,000万円でございます。

そうしまして、歳入合計でございます。予算現額６億2,527万5,000円に対しまして、収入済額は６億2,298万115円でございます。

それでは、続きまして、348、349ページをごらんください。歳出でございます。第１款公共下水道費でございます。１項１目一般管理費の支出済額は2,846万929円でございます。主な支出は、下水道事業実施に要する人件費などでございます。

続まして、350、351ページをごらんください。２項１目建設事業費、支出済額は2,308万9,082円でございます。19節負担金補助及び交付金の市野川流域下水道事業建設負担金が主な支出内容でございます。

次に、２目維持管理費、支出済額は１億6,121万8,172円でございます。13節の委託料、そして19節負担金補助及び交付金の市野川流域維持管理負担金が主な支出の内容でございます。

続きまして、３目公営企業会計適用化事業費、支出済額は1,000万円でございます。内容につきましては、下水道事業地方公営企業会計移行支援業務委託料でございます。

続きまして、第２款の浄化槽費でございます。352、353ページをごらんください。１項１目一般管理費、支出済額は626万4,611円で、浄化槽事業の実施に要する人件費が主な支出の内容でございます。

２項浄化槽事業費、１目建設事業費、支出済額は5,246万円でございます。17節公有財産購入費は、町管理型浄化槽整備推進事業実施に伴い買収しました浄化槽76基分の費用でございます。また、19節負担金補助及び交付金は、浄化槽配管費の補助、既設浄化槽の撤去に対する補助及び浄化槽推進地域へ補助した額でございます。

続きまして、354、355ページをごらんください。２目維持管理費でございます。支出済額は5,203万6,667円でございます。13節委託料は、町が管理する浄化槽の保守管理委託、浄化槽の清掃委託、浄化槽使用料徴収委託に要した額でございます。

続きまして、第３款公債費、１項公債費、１目元金及び２目利子でございます。平成29年度に合計で２億8,220万1,478円を償還いたしまして、平成29年度末現在額が24億3,776万9,669円となるものでございます。

歳出合計でございますが、予算現額６億2,527万5,000円に対しまして、支出済額が６億1,573万939円となりました。前年度の支出済額と比較しまして1,769万7,717円の増となっております。

以上をもちまして、認定第５号の細部説明とさせていただきます。

続きまして、認定第６号　平成29年度嵐山町水道事業会計決算認定につきまして細部説明をさせていただきます。なお、業務の事業量の説明につきましては省略をさせていただきたいと存じます。

それでは、決算書の370、371ページをごらんください。平成29年度嵐山町水道事業決算報告書でございます。（１）、収益的収入及び支出でございますが、収入、第１款事業収益、決算額は５億5,495万8,516円でございます。

第１項の営業収益は、水道料金、加入金等の収入５億1,101万9,242円でございます。前年度と比較して1,728万2,182円の増額となっております。

次に、第２項営業外収益ですが、4,393万9,274円でございます。

第３項の特別利益の収入はございません。

次に、支出でございます。第１款事業費用の決算額は４億7,925万8,155円でございます。

第１項営業費用の決算額４億3,333万3,311円となりまして、前年度と比較して4,564万8,032円の増額となっております。

第２項営業外費用の決算額は2,633万8,471円でございます。

次の第３項特別損失の決算額でございますが、1,958万6,373円でございまして、この内容は、その他特別損失としまして退職給付費に対する引当金等でございます。

第４項の予備費の支出はございません。

次に、372、373ページをごらんください。（２）、資本的収入及び支出でございます。収入ですが、第１款資本的収入の決算額は84万円でございます。第１項補助金の収入はございません。

第２項負担金は84万円でございます。

次に、支出でございます。第１款資本的支出の決算額は9,874万7,666円でございま

す。地方公営企業法第26条の規定による翌年度繰越額が316万4,400円でございます。

第１項建設改良費の決算額は6,991万255円で、翌年度繰越額316万4,400円の内容につきましては、第１浄水場ナンバー１送水電動弁及び第２浄水場電灯分電盤更新工事に要した費用でございます。この送水電動弁の更新に当たり、深く関連するナンバー２送水チャッキ弁の故障に対応するため、受注生産である材料の納品に期間を必要としたことから、工期の延長を行ったことによります繰り越しでございます。

第２項企業債償還金の決算額は2,883万7,411円でございます。

なお、欄外の記載でございますが、資本的収入額84万円が資本的支出額9,874万7,666円に対しまして不足する額9,790万7,666円を減債積立金2,880万円、建設改良積立金4,180万円、過年度損益勘定留保資金2,291万9,483円及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額438万8,183円で補填をさせていただいたものでございます。

続きまして、375ページをごらんください。平成29年度嵐山町水道事業損益計算書でございます。計算書の金額につきましては税抜きの表示でございます。

１、営業収益は（１）の給水収益と（２）のその他営業収益の営業収益合計額で、４億7,327万1,674円となりました。

２の営業費用は、（１）の原水及び浄水費から（５）の資産減耗費までの営業費用合計額で４億2,043万613円となりました。これによりまして、営業利益は5,284万1,061円となりました。

３の営業外収益は、（１）、受取利息及び配当金から（３）、雑収益までの営業外収益合計額、こちらが4,383万4,653円となりました。

４の営業外費用は、（１）、支払利息及び（２）、雑支出の合計額で804万6,771円となりました。

３の営業外収益から４の営業外費用を差し引いた額は3,578万7,882円となりまして、経常利益は8,862万8,943円となりました。

次の５、特別利益はございません。

６の特別損失は、（１）、過年度損益修正損と（２）、その他特別損失の合計額で1,958万6,373円でございます。

経常利益8,862万8,943円から特別損失の1,958万6,373円を引いた当年度純利益は6,904万2,570円となり、前年度の当年度純利益と比較しますと4,304万4,036円の減となりました。

次に、前年度繰越利益剰余金は6,628円でございます。その他未処分利益剰余金変動額につきましては7,060万円でございます。その結果、当年度未処分利益剰余金につきましては１億3,964万9,198円となります。

続きまして、376、377ページをごらんください。平成29年度嵐山町水道事業剰余金計算書につきまして説明をさせていただきます。なお、剰余金計算書の表の中段ほどに当年度変動額の行がございますが、この行の変動額を中心に説明をさせていただきます。

まず、資本金につきましては変動がなく、当年度末残高は34億5,657万5,033円でございます。

次に、剰余金のうち資本剰余金につきましては、受贈財産評価額から国庫補助金まで、全てにおいて変動はございません。したがいまして、資本剰余金合計の当年度末残高は２億3,376万124円でございます。

次に、利益剰余金でございますが、減債積立金及び建設改良積立金につきましては、資本的収入及び支出のところで補填をしております。その額が減債積立金は2,880万円、建設改良積立金は4,180万円でございます。これによりまして、減債積立金の当年度末残高は１億3,440万円、また建設改良積立金の当年度末残高は19万円でございます。

次に、未処分利益剰余金でございますが、当年度変動額は１億3,964万2,570円で、未処分利益剰余金の当年度末残高は１億3,964万9,198円となるものでございます。

利益剰余金合計の年度末残高につきましては、２億7,423万9,198円でございます。

嵐山町水道事業剰余金計算書の一番右側、資本合計の当年度末残高でございますが、39億6,457万4,355円となるものでございます。

続きまして、平成29年度嵐山町水道事業剰余金処分計算書の案でございます。処分案につきましては、改めて議決をいただく予定となっておりますが、未処分利益剰余金の当年度末残高１億3,964万9,198円を減債積立金へ2,310万円、自己資本金への組み入れとして１億1,653万3,202円それぞれ積み立て、組み入れの処分をする案としているものでございます。

続きまして、378、379ページをごらんください。平成29年度嵐山町水道事業貸借対照表でございます。初めに、資産の部の１、固定資産でございます。（１）、有形固定資産のイの土地からヌの建設仮勘定までの有形固定資産合計は39億3,851万5,210円で

ございます。次に、（２）、無形固定資産は68万5,900円で、前年度と変動はございません。固定資産合計は39億3,920万1,110万円でございます。

続きまして、２、流動資産でございます。（１）の現金預金から（５）の前払金までの流動資産合計が15億3,148万9,274円でございます。資産合計は54億7,069万384円でございます。

次に、379ページをごらんください。負債の部でございます。３、固定負債の（１）、企業債から（３）、引当金までの固定負債合計は５億4,106万4,455円でございます。

次に、４の流動負債でございます。（１）、企業債から（８）、浄化槽使用料までの流動負債合計は２億1,817万1,348円でございます。

次に、５、繰延収益でございます。（１）、長期前受金と（２）、長期前受金収益化累計額の繰延収益合計は７億4,688万226円でございます。負債合計は15億611万6,029円でございます。

続きまして、資本の部でございます。６、資本金につきましては、（１）、固有資本金と（２）、組入資本金の資本金合計額が34億5,657万5,033円でございます。

７、剰余金のうち（１）、資本剰余金でございますが、イの受贈財産評価額からチ、国庫補助金までの資本剰余金合計は２億3,376万124円でございます。

次に、（２）の利益剰余金でございますが、イ、減債積立金、ロ、建設改良積立金、ハ、当年度未処分利益剰余金の利益剰余金の合計は２億7,423万9,198円でございます。利益剰余金の合計は、５億799万9,322円となりました。また、資本合計は39億6,457万4,355円となりまして、負債資本合計は54億7,069万384円でございます。これが資産合計と合致するものでございます。

次に、389ページをごらんください。こちらは、平成29年度重要契約12件につきまして記載をさせていただいております。ごらんいただければと思います。

続きまして、390ページをごらんください。企業債の概況でございます。平成29年度末未償還残高は９口分で１億9,218万7,460円となっておりまして、前年度と比較しまして2,883万7,411円の減となっております。

その他決算附属書類、参考資料につきましてはご高覧いただければと存じます。

以上をもちまして、認定第６号の細部説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長　以上で、提案説明及び細部説明を終わります。

次に、監査委員から監査結果の報告を求めます。

堀江代表監査委員。

〔堀江國明代表監査委員登壇〕

○堀江國明代表監査委員　議長の許可をいただきましたので、平成29年度嵐山町の一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、水道事業会計の６会計及び定額基金の運用の状況につきまして、決算審査の結果をご報告申し上げます。

審査は、去る７月20日から７月31日までの間、主に役場執行部控室におきまして畠山監査委員とともに実施いたしました。

審査結果でありますが、審査に付されました各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書、並びに水道事業会計の決算書、業務報告書及び収益費用明細書等は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。

また、定額基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認めた次第であります。

それでは、一般会計及び各特別会計における決算審査の意見を述べさせていただきます。

平成29年度の我が国の経済は、雇用、所得環境の改善が続く中で、穏やかに回復しています。海外経済が回復するもとで、輸出や生産の持ち直しが続くとともに、個人消費や民間設備投資が持ち直すなど民需が改善し、経済の好循環が実現しつつあります。

政府は、持続的な経済成長の実現に向け、生産性革命と人づくり革命を車の両輪として、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、平成29年12月８日に新しい経済政策パッケージを閣議決定いたしました。あわせて、追加財政需要に適切に対処するため、平成29年12月22日に29年度補正予算を閣議決定いたしました。雇用、所得環境の改善が続く中、各種政策の効果もあって、今後の景気情勢も穏やかな回復が続くと見込まれます。

そうした中で、嵐山町の財政については、前年度と比べ法人町民税、固定資産税及び軽自動車税は増収、個人町民税、町たばこ税は減収となり、結果として町税全体では約8,161万3,000円の増収となりました。また、平成29年度の地方交付税につきまし

ても７億8,794万円で、前年度より2,979万3,000円の増額となりました。しかしながら、日本全体の人口が減少傾向にある中、納税者からの持続的な税収増は見込めない状況であり、依然として厳しい状況下での財政運営が続くものと思われます。

平成29年度の決算は、このような財政状況のもとで、町政の進展と住民福祉の向上に取り組まれた結果を反映したものであると言えます。各会計とも町の基本方針を示した第５次総合振興計画に沿い、町を取り巻く社会状況を念頭に、自主財源の確保、経済対策関連の活用等に組織を挙げ努力されたことに対し、敬意を表する次第です。

今後も、社会経済情勢の動向や制度改正など、地方自治体を取り巻く環境変化に一層注視され、また財政の健全化にも配慮しつつ、町民の負託に応えていただくよう願っております。

続きまして、水道事業会計における決算審査の意見を述べさせていただきます。今年度は、昨年度と比べて給水人口、年間総配水量及び総有収水量は増加となりました。有収率につきましては減少いたしました。営業費用の増加により、当年度純利益は昨年度より減少したものの、約6,900万円が確保されています。

安定供給、安心安全な水道水、そして安価であることが住みよい町として重要な点であると考えます。今後も設備の更新など計画的に実施し、これまで同様、水道事業の適正な運用に努めていただくよう希望いたします。

以上、６会計についての審査結果をご報告いたしました。

申し上げるまでもございませんが、地方自治体における行政はサービス事業です。これからも奉仕の精神で住民サービスの向上に努めるよう希望いたします。

以上、甚だ簡単でございますが、決算審査の結果報告とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　ご苦労さまでした。

以上で、提案説明及び細部説明並びに監査報告の全てが終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、決算議案６件を一括して行います。どうぞ。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　質疑を終結いたします。

◎議案第４８号の上程、説明、質疑

○佐久間孝光議長　日程第15、議案第48号　平成29年度嵐山町水道事業会計未処分利益

剰余金の処分についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第48号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第48号は、平成29年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件でございます。

地方公営企業法第32条第２項の規定に基づきまして、平成29年度嵐山町水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

内田上下水道課長。

〔内田恒雄上下水道課長登壇〕

○内田恒雄上下水道課長　それでは、議案第48号　平成29年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきまして細部説明をさせていただきます。

議案書の裏面をごらんください。平成29年度嵐山町水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。

未処分利益剰余金当年度末残高１億3,964万9,198円のうち、議会の議決によります処分額としまして１億3,963万3,202円の処分につきまして、ご提案させていただくものでございます。

議会の議決によります処分の額の内訳としましては、減債積立金への積み立てに2,310万円積み立て処分をさせていただくほか、自己資本への組み入れとして１億1,653万3,202円を組み入れる内容でございます。これにより、処分後の残高を１万5,996円とするものでございます。なお、この１万5,996円につきましては繰越利益剰余金となるものでございます。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　質疑を終結いたします。

◎決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○佐久間孝光議長　お諮りします。

本決算認定６件及び議案第48号の審査に当たっては、会議規則第39条の規定により12人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長　ご異議なしと認めます。

よって、本決算認定６件及び議案第48号は、12人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

なお、お諮りします。ただいま決算審査特別委員会に付託いたしました決算認定６件及び議案第48号につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長　ご異議なしと認めます。

よって、決算認定６件及び議案第48号につきましては、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎決算審査特別委員会委員の選任

○佐久間孝光議長　続いて、お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第７条第４項の規定によって、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長　ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決しました。

委員長、副委員長互選のため、この際暫時休憩いたします。

休　　憩　午後　３時４５分

再　　開　午後　４時０６分

○佐久間孝光議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎決算審査特別委員会正副委員長の互選結果報告

○佐久間孝光議長　先ほど設置されました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定をいたしましたので、報告いたします。

委員長、森一人議員、副委員長、大野敏行議員が互選されました。

この際、決算審査特別委員会委員長より就任のご挨拶をお願いいたします。

森一人決算審査特別委員長。

〔森　一人決算審査特別委員長登壇〕

○森　一人決算審査特別委員長　このたび委員長に就任いたしました森でございます。しっかりとした審査を皆さんができるように委員会進行をするのはもちろんのことではございますが、同時にスムーズな委員会進行を心がけてまいりたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長　ありがとうございました。

この際、暫時休憩いたします。

休　　憩　午後　４時０８分

再　　開　午後　４時０８分

○佐久間孝光議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎休会の議決

○佐久間孝光議長　お諮りいたします。

議事の都合により、９月６日、７日を休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長　ご異議なしと認めます。

よって、９月６日、７日を休会といたすことに決しました。

◎散会の宣告

○佐久間孝光議長　以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　４時０９分）

平成３０年第３回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第２号）

９月１０日（月）午前１０時開議

日程第　１　一般質問

第２番議員　　森　　一　人　議員

第１番議員　　吉　本　秀　二　議員

第６番議員　　畠　山　美　幸　議員

第５番議員　　青　柳　賢　治　議員

○出席議員（１３名）

１番　吉　本　秀　二　議員	２番　森　　一　人　議員
３番　大　野　敏　行　議員	４番　長　島　邦　夫　議員
５番　青　柳　賢　治　議員	６番　畠　山　美　幸　議員
７番　吉　場　道　雄　議員	８番　河　井　勝　久　議員
９番　川　口　浩　史　議員	１１番　松　本　美　子　議員
１２番　安　藤　欣　男　議員	１３番　渋　谷　登美子　議員
１４番　佐久間　孝　光　議員	

○欠席議員（１名）

１０番　清　水　正　之　議員

○本会議に出席した事務局職員

事　務　局　長	菅　原　浩　行
書　　記	新　井　浩　二

○説明のための出席者

岩　澤　　勝	町　　長
安　藤　　實	副　町　長
岡　本　史　靖	技　　監
青　木　　務	総　務　課　長
伊　藤　恵一郎	地域支援課長
山　岸　堅　護	税　務　課　長
村　田　　朗	町　民　課　長
前　田　宗　利	子育て支援課長
近　藤　久　代	健康いきいき課長
山　下　次　男	長寿生きがい課長
藤　永　恵　子	長寿生きがい課副課長
村　田　泰　夫	環　境　課　長
杉　田　哲　男	農　政　課　長

山　下　隆　志	企業支援課長
藤　永　政　昭	まちづくり整備課長
内　田　恒　雄	上下水道課長
金　井　敏　明	会計管理者兼会計課長
永　島　宣　幸	教　育　長
村　上　伸　二	教育総務課長
田　畑　　修	文化スポーツ課長
杉　田　哲　男	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○佐久間孝光議長　皆さん、おはようございます。第３回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しております。よって、平成30年第３回嵐山町議会定例会第６日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（午前　９時５８分）

◎諸般の報告

○佐久間孝光議長　ここで報告をいたします。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○佐久間孝光議長　日程第１、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に従い、順次行います。

なお、お一人の持ち時間は質問、答弁及び反問を含め100分以内となっております。

◇　森　　一　人　議　員

○佐久間孝光議長　それでは、本日最初の一般質問は、受付番号１番、議席番号２番、森一人議員。

初めに、質問事項１の熱中症対策・対応についてからです。どうぞ。

〔２番　森　一人議員一般質問席登壇〕

○２番（森　一人議員）　おはようございます。議席番号２番、森一人です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。私の一般質問は、大項目で１点、２点になりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、１点目から質問させていただきます。熱中症対策・対応について。今年の夏、テレビで天気予報を見ますと、連日のように気象予報士が「命の危険にかかわる暑さ」という言葉をしきりに発しておりました。これは、オーバーな表現ではなく、

まさに猛暑、酷暑でありました。７月23日は、熊谷市で最高気温41.1度を記録して歴代全国１位になるなど、記録的な暑さと大雨に見舞われたこの夏の天候は、本当に異常であります。この異常な暑さによって、熱中症にかかり体調を崩した方も多いと思います。熱中症は、予防が第一であると言います。そこで、以下についてお聞きいたします。

（１）、熱中症予防について。町は、町民に向けてどのような広報、情報発信を行っているのか、お伺いいたします。

（２）、小中学校における熱中症対策、対応についてお伺いします。

ア、町内小中学校で熱中症の発生状況は。

イ、学校で取り組んでいる具体的な熱中症対策、対応は。

お願いいたします。

○佐久間孝光議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）について、近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長　質問項目１の（１）につきましてお答えいたします。

今年６月から８月の猛暑日の日数は、８月26日現在、鳩山で33日と、昨年の同じ時期の13日を大きく上回っている状況です。町では、町民の皆さんが熱中症予防の正しい知識を持ち適切に予防できるよう、熱中症予防５つのポイントを「広報嵐山」や回覧、健康づくりや介護予防に関する教室、高齢者の見守り訪問等で周知し、民生・児童委員さんにはリーフレット配布の協力をいただいているところでございます。

これらの周知に加え、防災無線とあんしんメールによる注意喚起を行いました。防災無線による注意喚起につきましては、タイムリーに多くの方に呼びかけられる反面、受け手側として不要と感じている方もあることから、運用につきましては検討課題であります。

また、埼玉県で実施するまちのクールオアシス推進事業の協力施設として、役場やふれあい交流センター等、町の７施設を登録し、暑さの厳しい中に外出した際の一時休息所として利用いただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　次に、小項目（２）について、村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　それでは、私のほうから質問項目１の（２）、まずアにつきましてお答えいたします。

１学期中の各学校の熱中症の発生状況は、小学校では菅谷小16人、七郷小０人、志賀小０人の計16人、中学校では菅谷中16人、玉ノ岡中７人の計23人で、小中学校の合計は39人でした。

小学校での状況は、授業中に気分が悪くなった等により、養護教諭の指示で保健室において安静にするなどの状況であり、いずれも軽度なものでありました。中学校では23人中、授業中12人、部活動中等11人で、早退した者が３人、救急搬送された生徒は１人おりましたが、いずれも軽度なもので、重症化した児童生徒はおりませんでした。

続きまして、質問項目１、（２）、イにつきましてお答えいたします。具体的な取り組みといたしましては、各校一斉ということではありませんが、朝会議に養護教諭から熱中症についての話と安全担当からの指導、登校時に各教室のエアコン指導、外気温により、休み時間のグラウンド使用を中止、児童のペットボトルに氷と水の補給、職員室入口にコップと飲み物を設置、気温の状況により部活動の短縮、中止、体育館ミーティングルームのエアコンを常時稼働させ、休憩時に生徒に使用させる。テニスコート外側にミスト設置等、学校現場では、それぞれ施設状況に応じて柔軟に対応いたしました。

また、熱中症予防への対応といたしましては、小学校の終業式を２校は各教室において放送で行い、１校は体育館で実施しましたが、座って話を聞き時間短縮で行いました。中学校においても、終業式前日及び当日の部活動中止、終業式での時間短縮や、続けて実施予定であった県大会壮行会も、一度教室に戻し体操着に着がえて、水分補給をさせてから開催するなどの対応をいたしました。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　第２番、森一人議員。

○２番（森　一人議員）　ご答弁をいただきましたとおりに、町は防災無線とかも適切に対応して、いいタイミングで放送されているのではないかと思います。また、高齢者に対しても民生委員の方々などの協力を得て、高齢者の方々の安全に対しまして大変ご協力いただいていると思っております。

ここで、よく消防庁のデータによりますと、大体熱中症にかかる人の半数以上が65歳以上というデータがございます。声かけ、見守り活動を今民生委員の方々でお願いして、リーフレット配布を手伝っていただいているということでございましたが、高齢

者の方々も元気な方が多いもので、夏のイベントだったりとか、高齢者の集える事業なんかにも、夏でもよく足を運んでいる方もいらっしゃると思いますので、そういったところでリーフレットの配布をイベント関係者にお願いするだとか、そういったところはご検討いただけないでしょうか、お伺いいたします。

○佐久間孝光議長　近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長　リーフレットの配布ですが、確かに高齢者とか成人を対象にした教室等では配布をしておりますが、イベントにつきましては配布をしていなかったものですから、今後配布できるようにしたいと思います。

以上です。

○佐久間孝光議長　第２番、森一人議員。

○２番（森　一人議員）　ありがとうございます。それでは、（１）については結構でございます。

（２）に移らせていただきます。先ほどご答弁をお聞きいたしまして、児童生徒の安全面を考慮して、さまざまな対応、対策をとっていただいていると安心いたしました。また、当町においては、小中学校の教室に先進的にエアコン設置を進められたことに、大変敬服いたすところでございます。

教室のエアコンについてお伺いしたいと思います。４月に、文科省は小中学校における教室の望ましい環境を定めた学校環境衛生基準を一部改正しました。以前は、教室の温度は夏は30度以下、冬は10度以上であることが望ましいとされていましたが、エアコンになれた児童生徒が多いということで、17度以上28度以下に変更されました。これを受けて、当町での対応をお伺いしたいと思います。

○佐久間孝光議長　村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　お答えさせていただきます。

今森議員おっしゃいましたとおり、17度以上28度以下が望ましいということで、嵐山町においては、普通教室についてはエアコン設置率100％でございますので、この気温に応じてエアコンを稼働させていると。ただ、実際学校に行きますと、風通しのいい学校、悪い学校等々ありますので、その辺は現場で状況を見て対応をしているということでございます。ただ、特別教室につきましては設置率が43.41％ということで、全てがついているわけではございません。この辺も、気温の状況に応じて授業等対応しているところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第２番、森一人議員。

○２番（森　一人議員）　この学校環境衛生基準、「温度の基準については、健康を保護し、かつ快適に学習する上で概ねその基準を遵守することが望ましいものであることに留意すること」と難しい文言の言い回しになっておりますが、柔軟に対応するようにということでございます。よく昔は、エアコンなんか学校になかったわけでございまして、結構過保護だというご意見もいろんな方々からはあるかと思いますが、昔は30度以上という気温が私のときも余り記憶になかったものですから、少し昔の基準とは大きくかけ離れているような気がいたしますので、ぜひ今後ともエアコンにつきましてはその場の状況に応じて、子供が快適に、また安全に学習ができるような環境を整えていただければと思っております。

もっと質問したいのですが、熱中症に関してはこの後も質問される方が何人もいらっしゃいますので、このあたりで大項目の２点目に移らさせていただきます。

大項目２、嵐山町の防災力強化について。まず、７月豪雨とさきの北海道の大地震で被害に遭われた方々に、謹んでお悔やみとお見舞いを申し上げます。

７月豪雨において、西日本から東日本にかけて広い範囲で記録的な大雨となり、西日本を中心に多くの地域で河川氾濫や浸水、土砂災害が発生し、死者数が200人を超える甚大な災害となりました。このような災害を見ても、日本のみならず地球規模で気象が変化してきているのではと感じます。昨今の災害や異常気象に鑑み、当町においても、さらなる防災力向上を図る必要があると思います。そこで、以下についてお聞きいたします。

（１）、災害時等要援護者について。

ア、平成24年度から作成に取り組まれている支え合いマップ（災害時等要援護者情報台帳）の情報運用体制における現状について。

イ、災害時等要援護者への情報伝達はどのように行うのか。

ウ、災害時等要援護者の避難時はどのように行うのか。

（２）、避難所について。

ア、ここ最近の災害を見て、当町が指定している避難所の見直しの必要性はあるのか。

イ、避難所マニュアルの進捗状況は。

（３）、嵐山分署及び七郷小学校のサイレンが故障している状況であるが、修理についてのお考え、計画については。

（４）、地域防災力の要である嵐山消防団への支援について。

ア、総務省消防庁は、2018年度から改正道路交通法で新設された準中型免許を取得する消防団員への支援に乗り出します。免許取得費用の一部を特別交付税として自治体に交付し、支援するということです。当町のお考えは。

イ、さらなる地域防災力向上のため、デジタル無線受令機を配備するお考えは。

お願いいたします。

○佐久間孝光議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）について、山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　それでは、私からは質問項目２の（1）のアにつきましてお答えをさせていただきます。

支え合いマップ（災害時等要援護者情報台帳）につきましては、災害時の安否確認や避難支援を迅速に行うため、また行政区や町での声かけや見守りなどの支援が日常的に行われるといった地域における共助、支え合いの仕組みを構築することを目的として平成24年度に作成し、町、行政区、民生委員及び自主防災組織で所有をしています。

この支え合いマップは、１度作成したらそれでいいというものではなく、常に最新の情報にしておくということが重要であるため、毎年１回情報の更新を行っております。更新方法は、10月の区長会において現在登録済みの方の情報の更新と、新規の登録者の有無についての確認をお願いしています。そして、各行政区において区長を中心に、民生委員、自主防災組織及び地区の皆様方の協力のもと、確認、修正等をした情報を１月中旬に町に提出していただきます。

また、長寿生きがい課では、介護認定を受けている要介護３以上の方には個別に通知をしてお知らせをしています。健康いきいき課では、重度の障害者手帳所有者に登録への声がけもしています。

これらにより新たに集まった情報をもとに、長寿生きがい課で新たなマップを作成し、２月の区長会、民生・児童委員協議会で配付をして、それを各行政区等で活用していただいている状況となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　次に、（１）から（４）について、伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長　それでは、質問項目（１）、イにつきまして、引き続きお答えさせていただきます。

町では、防災における情報伝達は防災行政無線を主としており、その他ホームページ、あんしんメール、公式ツイッターにて行っております。避難勧告等を発令した場合は、それらに加えエリアメールによる伝達や、災害支援システムを利用したテレビ放送を行います。さらに、避難勧告を発令した地区においては、町広報車における拡声器による伝達を行うとともに、小川消防署、嵐山分署に依頼し消防車両による放送伝達や、消防団にも依頼させていただき消防団車両による放送伝達を想定しております。それらにより、災害時等要援護者を含め、全ての町民の方々に伝達することとしております。

続きまして、（１）のウにつきましてお答えさせていただきます。災害時等要援護者の方の避難につきましては、支え合いマップの更新時に取り扱いマニュアルを配布させていただいております。マニュアルの中に、「１、支え合いマップ（災害時等要援護者情報台帳）とは」というふうにおいて、「支え合いマップは、災害時の安否確認や避難支援を迅速に行うことを目的としている」とさせていただいております。

台帳を登録する場合は、行政区等に避難支援者をなるべく指定していただき、災害時はみずからの安全を確保した上で、避難支援者等により避難を行っていただけるようお願いしているところでございます。また、台帳には要援護者の位置がわかるよう住宅地図も添付しており、避難支援にご活用いただけるようになっているところでございます。

続きまして、質問項目２の（２）のアにつきましてお答えさせていただきます。これまで平成23年東日本大震災、平成28年熊本地震、平成29年７月の九州豪雨、平成30年西日本豪雨など、次々と地震や気象災害が起こり、その都度避難所等において新たな課題が報道されております。

嵐山町においても、昨年10月の台風21号時に避難勧告を初めて発令し、避難所の発令や避難所の課題が改めて浮き彫りになってきております。他の市町村の災害対応に遅れをとることなく進めるために、平成29年より新たに危機管理幹を招聘し、災害対応を進めてまいりました。その中において、避難所についても見直しをしていただきました。これまでの48カ所の避難所を一つ一つ確認していただき、建築年月日や立地

などを勘案し、さらに避難所開設において職員を配置すること等を鑑み、18カ所に絞り込むよう進めているところでございます。

続きまして、質問項目２の（２）のイにつきましてお答えさせていただきます。避難所の見直しに合わせ、今回避難所に対応する職員体制の見直しも行いました。避難所に配置する職員を指名し、有事に備えさせることといたしました。同時に、職員が避難所等を開設するまでのマニュアルは作成させていただきました。

避難所運営マニュアルについては、平成27年度から他の自治体を参考に着手を行っております。平成29年の１月と10月に、それぞれ避難所開設等に係る防災訓練を実施させていただきました。それを参考にしつつ、現在避難所運営マニュアルの作成を進めているところでございます。

続きまして、質問項目２の（３）につきましてお答えさせていただきます。嵐山分署と七郷小学校に設置されていたサイレンは、火災発生を消防団員にお知らせさせていただくものでございます。サイレンは、小川消防署に設置されたシステムにより、遠隔操作によって火災発生時に吹鳴しておりました。しかしながら、昨年12月12日に故障したことが判明いたしました。12月27日に、小川消防署において小川消防署管内の防災担当会議が行われ、故障の経緯と対応について話し合いを行いました。内容につきましては、修理には部品がないため新たに設置することになること、設置費用は約3,800万円程度となるということでございます。

町では、本年２月15日に消防審議会を開き、消防団長、副団長をはじめ委員の方々に対応について検討していただきました。検討していただいた結果、①、火災発生の周知については防災行政無線により、発生箇所と鎮火について引き続き放送する。②として、消防団員に対する火災の周知は、比企広域消防本部で既に登録している災害メールにより行う。３つ目としまして、消防団員は消防車庫に到着時に車庫のサイレンを吹鳴する。４番目としまして、消防団長へは小川消防署から真っ先に電話を行う。もちろん災害メールも届くといった結論をいただきました。このようなことから、それまで行っていたサイレンの吹鳴は行わないことで了解をいただいており、今後修理する計画はございません。

続きまして、質問項目２の（４）のアにつきましてお答えさせていただきます。今年度に入りまして、消防団長より運転免許証の現状を調査した資料をいただきました。それによりますと団員の86名のうち、現在の準中型免許を取得していない団員は９名

いるとのことです。現在の車両で５トン未満の車両は、５分団中２台ございます。その他３台は５トン以上の車両です。現在において、消防車両の運転ができない団員は５名おります。

近隣自治体においては、消防団員の運転免許への助成を行う自治体も出てきているようでございますが、課題は、免許取得後すぐに退団するといった問題等が挙げられております。しかしながら、平成30年度予算編成においても財政が大変厳しく、団体補助金については原則１割カット、１割削減としている中、新たな補助制度をつくることができるかといった財政上の課題もあります。団員の負担を減らすため、５トン未満の消防車両については、普通免許でも運転できる3.5トン未満の車両の導入等の検討を行ってまいりたいと考えております。現在消防団員については欠員の状態が続いており、その確保が重要な課題であると認識しております。今後も団員の負担にならないような施策を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、イにつきましてお答えします。火災発生時においては、消防団長には小川消防署より電話連絡を行うことになっております。消防団員には、比企広域消防本部より災害メールが送付されます。地域防災力を向上させる課題は山積しており、かなりの予算が必要となっております。火災発生の連絡は現状の方法で行うこととし、受令機を配備する考えはございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　第２番、森一人議員。

○２番（森　一人議員）　それでは、順次（１）のアから再質問させていただきます。

対象者で、この台帳に登録されることに同意をされていない方々というのは何人ぐらいいらっしゃるか、確認させていただきます。

○佐久間孝光議長　山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

この基準が高齢者等ということで、大体65歳以上の方が対象ということでございますが、その対象とならない方はちょっと把握していないのですけれども、逆に登録されている方でお答えをさせていただければというふうに思います。

2018年、今年の状況ですが、男で260名、それから女で484名、合計で744名の方が登録をしていただいております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　第２番、森一人議員。

○２番（森　一人議員）　この同意というところで、結構これからの課題になってくるのではないかなと思うのです。関係機関への事前提供には、対象者本人の同意が必要ということでございますので、ぜひ対象者の方々に理解をいただき実のある支援にしていくためには、担当の課であったりとか町を挙げてでも、いろいろ事あるごとにこの重要性というのを認識していくことが重要だと思うのですが、いかがでしょう、課長。

○佐久間孝光議長　山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

森議員のおっしゃるとおり、そういったことで理解していただくということが大変重要なことだというふうに思っています。ただ、今の状況といいましょうか、やり方ですと、先ほど答弁させていただきましたが、行政区のほうにお願いをして、区長さんや民生委員さん、それから自主防災組織等、そういった方々が中心となってやっていただいているのですけれども、その辺の個人情報等のことで同意をしていただけない方については、こちらとしてもその辺を無理やりということにはなかなかできないものですから、全国的にもこういった災害とかいろんなことが起こっている状況でございますので、できれば登録をしていただきたいということを、今年も区長会等でこの更新のお願いをするわけでございますので、そのときにまた区長さんのほうに、ぜひそういったことで、なるべく多くの方に登録していただけるようにということでお願いをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　第２番、森一人議員。

○２番（森　一人議員）　ここ最近災害が多いものですから、ぜひこういったところも本当に啓発をしていかないと、しばらくたつとちょっと風化していくようなところもございますが、こうやって被害に遭われた方には大変申しわけないことではございますが、それを今被害がないからといって、やっぱりそれを教訓としていかないと進まないと思うのです。こういうタイミングと言っては失礼かもしれませんが、ぜひこういったところで高齢者の方々に、よくテレビとかも拝見していると思いますので、行政区も先ほど区長さんにお願いするということでございましたが、重ねて、そこに任せるからという考え方ではなくて、町の中ででも行政区の方々と協力して、何か防災

訓練はこれからいろいろとやっていくところであると思いますが、いろんなところにつけてお願いをしていく。いろんな高齢者の事業というのも先ほどお話がございましたけれども、そういったところで、それと絡んだ事業展開というのも少し考えていただきながら、防災に対しての重要性とか、そういったものも含んだ高齢者の事業に結びつけられるようなことを考えていただければ、もっと身近に緊急性を感じることができると思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

では、イに移らせていただきます。災害時の要援護者への情報伝達というところでございますが、先ほどご答弁の中では、防災行政無線を主としていると、ホームページ、あんしんメール、公式ツイッターなどのＳＮＳ等を活用しているということでございました。

ここで１点、要援護者の中には、いろいろな障害を持っている方々もいっぱいいらっしゃると思います。聴覚障害の方もいらっしゃいますし、視覚障害の方もいらっしゃいますし、そういったところへの配慮といいますか、対応をお伺いしたいと思います。

○佐久間孝光議長　伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長　災害時に対する情報伝達ですけれども、そういういろんな方がいらっしゃるのですけれども、基本的には全ての方にお願いするべきだというふうに思いますし、今言ったように目の見えない方についてはエリアメール等もありますので、何かあった場合は携帯電話等に一斉に配信されますし、テレビでも放送されるようになります。そういう方々への情報伝達については、目の見えない方等は、今現在も文字放送を見ていると思いますし、携帯電話で知ろうとしていると思いますので、今までご答弁させていただきましたとおり、あらゆる手段を使って放送しますので、その中でとっていただきたいと思います。

また、今言ったとおり要援護者台帳もございますので、その中でなかった場合については、地元の方々にお願いして連れてきていただいたりというふうにしていただければというふうに考えているところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第２番、森一人議員。

○２番（森　一人議員）　それでは、ウに移らさせていただきます。

避難時はどのように行うのかということでございますが、災害時の要援護者避難支

援プラン、個別計画といいますけれども、要援護者の方が避難を諦めずに行うことが一番重要なことだと思っておりますし、それを実効的なものにすることが大変重要であります。

それに伴いまして、先ほどから言っているとおり啓発事業が一番大事だと思っております。可能な方には、実際に最寄りの避難所まで移動してもらったり、避難所と避難経路を体で覚えていただかないと、絵に描いた餅ではなかなか一大事のときには体が反応しないものでございますから、模擬訓練の取り組みも行うべきだと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○佐久間孝光議長　伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長　訓練につきましては、嵐山町の全地区に自主防災組織がございますので、そこで防災訓練等を行っていただいていると思います。その中におきましても、今まではなかった地域においても、これ今後の答弁もあるのですけれども、どこが危ないとか、どこの経路がいいとかというのを改めてご支援するような、そういう啓発も行っていきたいと思いますし、また２年に１回、防災訓練を行う予定となっておりますので、そういう時期には、経路についても考えながら行動してくださいねという話をさせていただきたいなと考えているところです。

以上です。

○佐久間孝光議長　第２番、森一人議員。

○２番（森　一人議員）　２年に１回の防災訓練というお話が今ございましたが、やっぱりそういうところにおいても要援護者の方、体の不自由な方とか、先ほど登録されている人数も教えていただきましたが、そこにそういった方が全員出てくるということは、そのときのタイミングだったり体調によったり、いろんな部分で難しい点もあるとは思いますが、平時の落ち着いているときと言ってはなんですが、体調のいいときとか、なかなかタイミングは合わないかもしれませんが、これはこれで全体の防災訓練だけに結びつけるのではなくて、ある程度限定したいろんな医療機関というか、福祉機関の方々のご協力もいただきながら要援護者の避難訓練はやっていくことが大変望ましいと思いますので、そういったところも計画していただきながら実施していただけたらと思います。これについてはご答弁は結構です。

それで、災害に備えた事前の準備だったり必要な心構えとか、先ほどもありましたけれども、なかなか継続してやっていかないと、すぐ忘れてしまったりとかする部分

ってあると思うのですが、障害を持っている方であれば障害種別であったりとか、災害時の行動について必要な事項をまとめて記載した小冊子というのは作成はされているのでしょうか、お伺いいたします。

○佐久間孝光議長　伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長　今のところ、現在町ではそのような冊子は作成しておりません。ただ、広報等において、今回の９月広報でもございましたけれども、災害時にはこうやってくださいという話をさせていただいて、それは全町民に対して行っているのですけれども、そのようなことをさせていただいているところです。

以上です。

○佐久間孝光議長　第２番、森一人議員。

○２番（森　一人議員）　今のところはつくっていないというところでございますが、広報でいろいろとやっていただいているというところでございます。やはり広報は全員が見ているとは限らないものですから、全員に見てもらいたい広報ではありますが、できればこういった小冊子をつくっていただきながら、そこまでケアしていくということが安全安心のまちづくりをうたっている嵐山にとっては、一番大変な要援護者ということで、こういったところにもしっかりと目を向けていくということが大事だと思いますので、ぜひこういった小冊子を使って啓発活動を行っていただければと思います。

（２）に移ります。まず、アからでございます。避難所の見直しというところでございましたが、先ほどご答弁の中で、避難所開設においてというところで、18カ所に絞り込みを進めているというご答弁でございました。これについては専門家が、危機管理幹が先頭に立っていろいろと見ていただいているのだと思います。

その中で、このアについては、48カ所の避難所を一つ一つ確認していただいたということでございますので、大変ありがたく思っているところでございますが、この間地域防災計画の改定をされたものがございまして、その中で七郷防災会が中心となり避難所開設訓練を行ったということがございましたが、これについて少しお伺いしたいなと思うところでございます。この七郷防災会の中で、どのような体制で、避難所開設訓練というふうに行ったのかというのを少しお聞かせいただければと思うのですが、よろしくお願いします。

○佐久間孝光議長　伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長　避難所につきましては、基本的には皆様町の人がやって開設するというのが行われるというのが、これまでは思っていたかなと思うのですけれども、これまでの災害を教訓にしますと、やっぱり避難所というのは地域の方々、自主防災組織の方々が中心になって開設していかないと、なかなか難しいという問題が多くなっています。町でも、そういうふうに話をさせていただきますけれども、なかなかそこまで理解がいっていないかなというふうに思っておりまして、防災訓練も行っておりましたけれども、やはりいざというときの開設についての訓練は、地元が中心にやらなくてはいけないということで、災害訓練については七郷防災会が主体となって、自ら簡易避難所の開設を行って、受け付けをしてという訓練をさせていただきました。

先ほど申し上げましたとおり、避難所というのは職員がするのではなくて、自主的に地域の方々が開くというのが今原則となっておりますので、今後もそのような形で進めていきたいと思いますし、その足がかりとして七郷自治防災会の方にやっていただく訓練ということでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第２番、森一人議員。

○２番（森　一人議員）　先ほど課長がおっしゃったとおり、これはやっぱり地域で自主的にやることが重要だと思いますので、七郷防災会は本当にトップランナーで、いろんな防災会においても、いろいろな試みを先に先んじてやられているということでございますので、これをぜひ全町にわたるように進めていただければと思います。継続的にお願いいたします。

では、イに移ります。災害時要援護者というだけでなくて、今一応指定されていないところで、妊産婦だったりとかペットの問題とかもいろいろ避難所に対してはあると思うのですが、そういったところも加味した避難所運営マニュアルというのが大変重要であると思います。

それと重ねて１つ聞きたいのが、要援護者にとって避難所生活は大変ストレスがかかると思いますが、意思疎通、心のケアだったりとか介助など、避難所においてどのように支援していくのか、そこについて少しお聞かせいただければと思います。

○佐久間孝光議長　伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長　今検討させていただいている避難所運営マニュアルにつき

ましては、他の市町村等、あとここ数年大災害がございまして、それごとに避難所については課題が起きました。

今森議員さんが言ったとおりペットの問題とか、もちろんあと男女共同参画の問題が特に最近は言われておりまして、授乳はどうするのか、お子さんはどうするのか、あと森議員さんも言ったとおり要援護者はどうするのか。そういうものにおきましては日々マニュアルのほうが、こういうふうな視点をつくったマニュアルをつくりなさいというものが国等から出ておりますので、そういうのも含めてマニュアルを今後つくっていければいいかなというふうに考えているところです。

以上です。

○佐久間孝光議長　第２番、森一人議員。

○２番（森　一人議員）　ぜひ防災の先進地のマニュアルであったりとか、そういったところを参考にしていただくのは結構なのですが、この地域とか地域性というのもないと、なかなか嵐山町にすぐ適した避難所マニュアルにはならないと思いますので、そういったところも加味してマニュアル作成をお願いしたいと思います。

（３）に移ります。サイレンの質問でございますが、サイレンについては火災発生を消防団員に知らせるためのものというお話でございましたが、サイレンの意義からいたしますと、それも一つ消防団員に知らせるというのも組み込まれているのかもしれませんが、私はこのサイレンというのは、町民、住民に災害が発生しました、火災ですよというのをお知らせするのが第一だと思っているのですが、消防団員というふうに特定されてしまいますと、なかなか嵐山町は今災害が、火災が少ない状況下で大変いいことであるのですが、過日住民の方々から、サイレンが鳴らないよねというお問い合わせを結構いただきまして、火災現場にそのときは出ていたのですけれども、火災現場においても、何でサイレン鳴らないのと活動している消防団員にも聞いている住民の方々が多数いらっしゃいまして、やはりサイレンというのは今まで、昔から、あっサイレンだ、サイレンが鳴ったから火災だと、地域の方々、住民、町民はみんなそう思っているのです。

多額な費用がかかる、確かに3,800万円かかるというのは大変な金額だと思うのですが、この3,800万円をかけずに、今もあるサイレン、部品がないということでございましたが、ちょっと確認させていただきたいのですけれども、Ｊアラートの中で各種いろんなシステムがあると思うのですけれども、サイレンというところはＪアラー

トの中に、システムの中に入っていないのですか、お聞きいたします。

○佐久間孝光議長　伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長　嵐山分署と七郷小学校にあったサイレンについては、消防団の方を呼ぶというもともとの本旨があってつけたものでございますということなのです。ですから、サイレンはだめというわけではなくて、嵐山分署と七郷小学校にあったサイレンはそもそもそういう目的があったので、もう一度考えましょうということで検討させていただきました。

町民の方々にお知らせさせていただくのは防災行政無線でございまして、それはサイレンなく流させていただいております。もちろん防災行政無線にもサイレンを鳴らして流す地区が、小川とかときがわなんかがあると思うのですけれども、嵐山町においてはそれをすると、なかなか聞いた方もいますので、嵐山町ではサイレンを鳴らして防災行政無線を行っていたということがございませんので、今までどおり火災については防災行政無線で行って、サイレン等を行わずに口頭で小川消防、東松山、比企広域の消防本部の方から発令する放送で賄わせていただきたいなというふうに考えているところでございます。

ただ、過日の１回、防災行政無線が流れなかったという事案がございましたけれども、基本的には全部の火災の情報は流れますので、それをもって聞いていただければなと考えているところでございます。

○佐久間孝光議長　第２番、森一人議員。

○２番（森　一人議員）　災害のお知らせは、サイレンではなく、町民の方々へは防災無線で対応するということでございます。

この（３）においては一番最後の質問にも絡んできますので、これについては先ほどのご答弁の中で団長への連絡だとかいろいろありましたが、最後の質問に対してさせていただきます。

（４）に移ります。免許の関係でございます。今消防車両、消防団は町から貸与していただいている部分でございますが、次多分予定をされているのが、２分団２部だと思います。

先ほど課長のご答弁でありましたとおり、今後免許の縛りにかからない車両を団長自らいろんなところに行って、モリタポンプという会社の内覧会といいますか、展覧会といいますか、そういったところに行って見てきたらしいのですけれども、町長に

怒られてしまうかもしれませんが、逆になぜこういうことも加味した上で車を選ばなかったのかと言われてしまえばそれまでなのですが、なかなか消防団員の方々もプライドがございまして、今までどおりの車が欲しいとか、そういった対応があって、いろいろ町にもご負担をかけてきたところもあると思います。

この免許という部分の中で、先ほど免許を取ってすぐやめてしまう方もいらっしゃるのではないかというところも懸念があるということでございましたが、先に先じて各自治体で補助をしていたところのお話を聞きますと、しっかりと３年以上だとか期間を設けて、３年間在籍している準中型免許を持っていない団員に限るとか、そういった縛りをつけてやられているというところでございます。確かに入ってきて、免許だけ取ってさようならとされてしまうとなかなか進まない部分というのがありますので、そういった縛りも検討していただきながら、今せっかく貸与していただいた車もしっかりと活用していかないと無駄になってしまいますので、ぜひこの制度を活用していただきながら考えていただければと思いますので、町長、この免許のお話についてはいかがでしょうか、交付税が交付税措置されるというところでお考えいただけないでしょうか。

○佐久間孝光議長　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えさせていただきます。

消防力の強化というのは、今地域にあっても国にあっても、一番求められているところだと思うのです。そういう中にあって、消防の機材の話、消防車あるいはそのほかのことですけれども、特に今の話は消防の免許証の話ですけれども、現在の広域の消防を地域でやっていて、嵐山町の中のことは消防団にお願いをしてやっていくというこのシステム、この制度の中で、今のままでいいのだろうかということで今進んでいると思うのです。ですから、この基本原則を変えるということであると、また考え方は違ってくると思うのですけれども、ちょっと長くなってしまって申しわけないのですけれども、消防署、広域のほうでも今嵐山分署は、火災で出動するときに２名で出ていくのが多いのだということなのです。広域の中で２名で出ていく分署というのは嵐山と高坂分署、この２つで、あとは３名で出ていく。それで、救急は３名で行くというようなことになってきて、嵐山町の場合には、そういうような状況の常備消防の嵐山分署があるわけです。

それで、今のお話の町には消防団があるわけです。それで、一番の原則というのは、

広域消防署の後方支援というのが、今消防団で求められていることなのです。ですので、広域の会議でもよく質問するのですけれども、広域の消防署、消防長は、地域の消防団の後方支援というのはどこまでを後方支援として求めるのか、それによって消防の機械力というのをいろんな形で整備をしていかなければいけないわけですけれども、どこまでなのだということの話を聞くと、今の進んだ消防車両が持っているような機能のところまではという話なのです。そこまででなくて、後方支援というのはそういうことでないのだというような話が来るわけです。そうすると、根本的なことを考えるような場になっているのかなと。それで、そういう中で消防団というのは、さらに必要度というか、地域に求められているわけで、一番消防団員で今やらなければいけないのは、団員のきちんとした確保、これがどう図れるかということなのです。

それで、消防分署でも消防署でも、そういう新しい機械をやったときには消防学校に１週間だとか２週間だとか行って研修を受けないと、その入ったものが使いこなせないというようなことなので、そこのところに研修に行く期間を確保することが一番の問題なのだという話なのです。ということになってくると、そういう新しい機材が入ったときには、同じように消防団員が研修に行かなければいけないし、しかも今回の免許証の場合は、これもまた長い期間、運転免許試験場に行って講習を受けたり何かをしないと合格ができないのではないかという、その期間があるとかという話も聞いているのです。そうしますと、消防団員になることのハードルがどんどん上がってしまうような感じがするのです。そうなったときに、団員の確保というものと考えたときに、どこまで上げられるのか。

それで、今期間というようなお話もありましたけれども、この期間だけは入ったら抜けてはだめなのだよということをしたらいいのかどうなのかというお話ですけれども、入っていただくからには、それなりの意識というのはあるからあれだと思うのですけれども、やっぱりそういうようなハードルを上げて、それでしかも一番求められている消防団員を確保するという今近々の問題を解決するのにというようなことを考えると、大変一つ一つのことが非常に難しくなってきているのかなと。それで、地域にあっては消防団員になっていただく人がやっている普段の仕事というのも、その仕事の兼ね合いというのか、あちこちのところでさらに必要度が上がってきて、なかなか消防団員に入りづらいような状況にもなってきてしまうわけで、そういうところの兼ね合いをしながら、私たちに求められている後方支援というのが今のままでいいの

かなと、この形でいかないとだめなのかなとか、あるいは消防団員が最低限度やっていただくのはどういうことなのだろうなと。それで、そのやっていただく消防団員には何としても、この待遇というようなものというのは、当然これから考えていかなければいけない。仕事をした上で、このこともやってくださいよと、また地震が来るかもしれない、火事が来るかもしれない、雨が降るかもしれないというそのたびに消防団、消防団、こういう時代になってしまいましたので、もう一度みんなで考えていく必要があるかなと。

それと、前段でのいろんな質問がありましたけれども、こういうこと、ああいうことという中で、自助という考え方がもうちょっと、消防団の必要度が上がるのと同じように、自助という意識というのが上がっていくといいと思うのですけれども、そこはどうなのかなというような感じも。そういうのを、行政のいろんなアプローチが緩いという部分もあるのかもしれませんけれども、そういうことを総体に考えて非常に難しい問題で、内容とすると大変申しわけないですけれども、課長答弁のような状況で当面進めさせていただければというふうに考えております。

○佐久間孝光議長　第２番、森一人議員。

○２番（森　一人議員）　町長の答弁のほうで、根本的な消防団員のこれから、今後について今ご答弁をいただいたわけであります。多分消防団についても、どこまで負担をかけていいのかとか、消防団自体でも、いろいろ幹部のほうではなかなか負担が大きいのです、消防団員に対して。大変皆さんに期待されているところで、若手のほうも一生懸命受けてやっていただいているのだと思うのですが、多分役場のほうからも何人も職員が団員になっていただいている部分というのもありまして、仕事との兼ね合いであったりとか、今も役場のあそこの南側駐車場にテープで線が引いてあると思いますが、訓練も、10月の大会に向けての練習も始まっている状況下において、夜はその練習に行って、毎月２回の集まりもあって、いろいろ負担が大きいという部分もありまして、どのように今後、今町長からもありましたが、根本的な問題の中でどうやってアプローチしていくかという団自体の考え方も、少し変えなくてはいけない部分というのもあるのかなと今思いました。

消防団は、地域の防災力の要でございますので、ぜひいろいろとこれからも、団のほうでは団長を通じてお願いするところもあるとは思います。なかなか難しい問題が山積しているのですが、一番今回言いたかった（４）に移らせていただきます。

（4）では、はっきりと受令機を配備する考えはございませんというご答弁でございました。先ほど（3）で、団長には小川消防署から真っ先に電話が来るというお話もございました。団員全員に登録してありますので、比企広域のほうからも災害メールというのが毎月１回の第１月曜日には、いろんなメールが結構遅れたときもあったのです、昔は。火災が発生しているのに、自分たちが現場についてからメールが届くなんていうことも多々ありましたので、そういったところも加味しながら、今は結構早目に、火災に着くと、団員に聞いても消防団の方に聞いても、いつ来たと結構確認するのです。そうすると、１分以内には来ていたりとか、なかなか早い対応を比企広域のほうでもしていただいているといったところではございますが、先ほど町長のほうからも、嵐山分署の中で常備消防の方５人から６人が今２交替制で働いていただいているのでありますが、なかなかその体制も、本当は３交替制が望ましいらしいのですが、それは比企広域のほうのお話でございますが、人数がやはり充足していないのではないかと、本当はもっとふやしたほうがいいのではないか。そうなってくると、先ほど町長がおっしゃったとおり、火災に対して消防団員への負担も減るとなってくるのです。

そういったところの中で、今２交替制で回していただいているという中で、嵐山の立地上といいますか、多分比企広域の中で決まりがあるのでしょうが、一応嵐山分署も東松山の上唐子、滑川町の月の輪、小川町の嵐山町近辺、応援要請が来れば別ですが、小川町、ときがわ町、特に一番遠いところでは東秩父まで出動するということなのです、応援要請が来れば。そういったときには、嵐山分署が空になるわけです。そういったときの対応を考えたときに、昔からいろいろ考えていた部分がございまして、今連絡体制という中で、消防団員の中でラインを使っているのです。それも、そのライングループが２つも３つもあるわけです。全員の団員に行き渡るような連絡体制を消防団の中には構築できているのです。ただ、本当の災害が、火災が起きたときの最初の第一報が、無線受令機が昔は全員に配備されていたのですけれども、デジタルに移行したことに伴って使えなくなって、誰もが火災をわからなくなってしまったのです。それが今問題的な部分の中で、デジタル無線受令機は配備していただけないでしょうかというところになっているわけなのですが、出払って嵐山分署が空になるときに、よそのあれですから団長にもいかないですよね、電話では。よその火災、小川町だ、行かないというところの中で、先に今団長だけでも受令機があって、どこどこで

火災が発生している、嵐山１が出ました。出動しましたというところを聞ければ、その空になっている状態も把握できるのです。空になっているときには、嵐山町でその間火災があれば消防団が、今までもそうでした。空になっているときには、嵐山消防団が先に行って火災を消した事例もございます、それが大火であるかぼやであるかは、また別といたしまして。

そういった面で、デジタル無線の受令機を全員というわけにはいかないのです、高額ですから。だけれども、課長もご存じだと思いますが、既に比企広域の市町村圏組合の規約の第10編第３章警防のところに、デジタル無線装置管理要綱というのが明記されておりまして、自治体の首長判断によるところが大きいということで、今回ここで質問させていただいた部分があるのですが、それに伴うと、団長から副団長までがこの縛りの中でそれを持てると。それが１台になるのか、副団長２名いますから３台になるのかわかりませんが、そういったところでもし配備をしていただけるのであれば、嵐山分署がいないときも細かな災害に向けての、火災に対しての段取りができているといいますか、団長がその情報を把握しておけば、ライングループを使って今嵐山分署が出ているよというところを教えていただければ、小川町でもときがわ町でも松山でも、車が出動するときにはサイレン鳴らして嵐山分署の消防車は向かいますから、火事があったのだなというのは近くにいれば把握できるのですが、我々消防団員には災害メールは嵐山のときしか来ないですから、今火災を知る状況は、迅速に対応できるのは災害メールしかないのです。

先ほどサイレンを鳴らせと、詰所に行ったらサイレンを鳴らしてくださいと、それは昔からやっていることなのです。出動するときにはサイレンを鳴らすのです。だけれども、そのサイレンを鳴らすのを災害メールを見て、火事だといって自分たちの詰所に行って、そこから準備をしてサイレンを鳴らすのです。大変なタイムラグがあるわけです。そういったところも地域の方々は把握していないです。そういったところも加味して、少しこのデジタル無線受令機についてはご検討をいただければと思います。ただ、もう現状に小川町、東秩父といったところは団長に受令機があって、いろいろよその消防団のことですからあれですけれども、配備されているということでございます。ぜひ検討いただければなと思うのですが、町長が苦い顔をしているのですが、改めてデジタル無線受令機についていかがでしょうか。

○佐久間孝光議長　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　森議員さんがおっしゃることというのはよくわかって、消防団員のプライドという話もちょっと先ほどありました。まさにそういうものをしっかり持っていないと、やってられないよというようなことだと思うのです。

そういう中で、先ほどちょっと長話をしてしまいましたけれども、プライドも十分周りでもしっかり意識をしなくてはいけないことですし、それとハードルを上げてしまうということもやっぱり注意していかないといけないかなと。それと、本業のほうの消防署のほうの人数、実はこのところでもそういうような状況なので、１名ふやさないとだめなのかなというような状況なのです。そうすると、そこのところにも消防行政の中で、それなりの予算というのは組まなければできないとなってくるわけで、そういう中でも総体的に考えたときに、できるだけ消防団員に入ってもらいやすい環境整備ということを考えるとどうなのかなと。それで、役場の職員もというような話もありましたけれども、今この見直しの中では、役場の職員も全て何かをやる仕事というのは組み込まれているのです。ですから、ぐらぐらっと来たときには消防団員として動くのではなくて、役場の職員として組み込まれたところのことをやらないといけない。そうすると、そこのところも当然消防団員のほうは欠けた部分が出てきてしまう、人数が少なくなってしまうという、現状もこういうような状況なのです。ですので、何としても消防団員の現状の待遇というものをもう一度、町民全員で、あるいは地域全体で、日本の中全体で考えていかなければ、もう消防団員というのは確保できないような状況になってしまうのではないかというふうに思うのです。

そういうものも含めた中で、議員さんおっしゃるようなこともよくわかるのですけれども、できるだけ負担が少なくてということであるとすれば、そういうものがなくていければ、そして連絡はほかの方法でやって、それで現場に行ったら後方支援の指令の中に入るということを大原則で、大前提にして、その周知を徹底していくと、幾分でも消防団員の負担感というか、大変だというのが少なくなるのかなというふうな感じもするので、ちょっと違う部分もあって申しわけないのですが、そんなふうに考えています。

○佐久間孝光議長　第２番、森一人議員。

○２番（森　一人議員）　町長からご答弁いただきましたが、負担感というの先ほど自分からも言いましたが、かなり昨今ふえているといいますか、それも昔をたどれば小川から比企広域に取り組まれたときに、嵐山消防団はいろんな役職が任期１年だった

のです。それが比企広域に直したときに、任期が２年になったのです。10年で入って退職できるよと言われた人が、その倍、20年になったりとか18年になって、そういった方々が今ふえている状況下でありまして、若い子が入ってきていただいている部分もあるのですが、19歳の子が入ったりもしているのですが、なかなか負担感というのがぬぐえなくて誘いづらかったり、そんなに出るのでは嫌ですよというお話もいろいろ聞いたりもしている部分もございます。

なかなか今は難しいのだよという町長からお話も、答弁もいただきました。消防団員が後方支援という部分の中で、自分も消防団員は後方支援であるべきだと思っております。特に私が考えている後方支援というのは、本当は団員を火災現場の前線に行かせたくないのです。それというのは、常備消防、消防士の方に比べて何か事故があったときに、そういったケアする部分が大変乏しい、補償が大変少ないのです。もし火災現場で、嵐山でもプロパンガスが隣を通ってくることなんか、消防団員の隣、これ当たったら死んでしまうよというところを何回も目にしているのです。だから、そういった部分の中でも乗り越えてきて、やる気がある嵐山消防団なのです。比企広域の中においてもトップだと思います、その気持ちの中では。

訓練の部分でも、町長にも夏期訓練を見ていただいたりしていると思いますが、トップの部分ってかなりあるのだと思うのです。だから、その心構えはできている部分の中で、ただそういう装備の、町長お願いしますよ、その受令機をというところも、消防団員から、さっきのプライドという話もございましたが、火災現場に行ったら前線に行かせたくなくても、消防署の人数が少なかったりする部分で前に行くしかないのです。ルーチンが決まっていまして、先に来た隊は水利を確保してと。消防、嵐山分署の車は火点直近です。近いところに行って水を打つわけですけれども、その間に消防団員が来てくれるという考えがあるわけです。そうしたら、水利を確保して持ってきてくれるのです。嵐山分署までお水を持っていくのです、足らなくなったら困りますから。そういう体制ができていて、そういう役割もちゃんとできているのです。それ以外でほかに来た車は、嵐山のほかの消防団の車は前線に行くのです。火があるところで水を打っているのです。補償も少ない中で、消防職員と同じ仕事をしているのです。命の危険にかかわっているところで水を打っているのです。

そういったところも考えていただきながら、町長には、大変消防団員はいろいろ嵐山町にはかわいがっていただいている部分というのは大きいと思いますが、今嵐山消

防団やる意識がある中で、ぜひそれに町も少し、先ほどプライドというお話もありましたが、やる気をここで逆に抑えてしまうと、これから消防団員が退職した後には各地域に戻っていくわけです。私は、地域に戻ったときに地域防災の要、地域コミュニティの防災会の中心たるメンバーになると思うのです。でも、今ある嵐山消防団が真っすぐ向いてしまっているという部分もあるのかもしれませんが、それは真っすぐ向いているのは、地域の安全安心のために向いているわけです。

やる気は十分に伝わっていると思うので、ぜひこういったところも検討していただきながら、再検討、再考していただければと思いますので、ここはお願いしますとしか言えませんので、これをもちまして私の質問を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

○佐久間孝光議長　ご苦労さまでした。

会議の途中ですが、暫時休憩をいたします。

再開の時間を11時20分といたします。

休　　憩　午前１１時０８分

再　　開　午前１１時１９分

○佐久間孝光議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇　吉　本　秀　二　議　員

○佐久間孝光議長　続いて、本日２番目の一般質問は、受付番号２番、議席番号１番、吉本秀二議員。

初めに、質問項目１の人口統計についてからです。どうぞ。

〔１番　吉本秀二議員一般質問席登壇〕

○１番（吉本秀二議員）　１番議員、吉本秀二です。議長からご指名をいただきましたので、さきに通告いたしました３項目について、一般質問をさせていただきます。

第１点目は、人口統計についてであります。嵐山町の人口動態をホームページにある人口・世帯数の推移から見ると、特徴として平成14年の人口のピーク時から年々人口が減少しているのに、世帯数が年々増加していることがあります。また、ここ２～３年外国人が急増している状況も見えてきています。きめの細かい行政を行うには、居住実態等がある程度把握できる統計が必要だと思っています。例えば従来の字別人

口・世帯数の統計に加え、日本人及び外国人別に戸建て住宅、集合住宅別の人口・世帯数統計があることで、居住実態がより明確になり、かつ転出、転入の人口動態の状況もわかるのではないかと考えます。そこで、以下についてお伺いいたします。

（１）、日本人及び外国人別の戸建て住宅、集合住宅別人口・世帯数統計について。

（２）、システムによる集計ができていない場合、システム導入の考えについて。

○佐久間孝光議長　それでは、順次、答弁を求めます。

初めに小項目（１）について、村田町民課長。

○村田　朗町民課長　質問項目１の（１）につきましてお答えさせていただきます。

外国人の居住実態につきましては後ほどお答えさせていただきますが、お尋ねの事項につきましては住民基本台帳への記載は、住民基本台帳法第５条（住民基本台帳の備付け）、第７条（住民票の記載事項）及び第30条の45（外国人住民に係る住民票の記載事項の特例）の規定に基づき行っておりますので、法により記載できない事項のため把握しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　次に、（１）、（２）について、伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長　それでは、質問項目１の（１）につきましてお答えさせていただきます。

日本人及び外国人別の住宅と人口、世帯の統計は、調査したところ国勢調査のみデータがございました。その他統計資料はございませんでした。平成27年国勢調査では、嵐山町で戸建て住宅に住む人口、世帯は１万5,304人、5,599世帯、集合住宅に住む人口、世帯は1,939人、1,150世帯であります。

なお、戸建て住宅、集合住宅の日本人、外国人別の集計はされておりません。

質問項目の１の（２）につきましてお答えさせていただきます。現状を把握することは大変重要なことではございますが、これまでにないデータベースを構築し、既存のシステムの改修を行う場合、経費は500万円から1,000万円かかるというのが一般的でございます。その後、保守等の経費もかかることになるため、現在の町の財政状況を鑑みますと、システムの導入はかなり難しいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　法的にできないということなのです。この質問をした理由と

いいますか、１つは資料の１を見ていただきたいのですけれども、嵐山町の日本人人口の推移は、人口は先ほど言いましたとおり減少していく、世帯数が年々増加しています。これを説明できる数字というものが、私のところではないのが現状であります。

担当課では、こういった状況についてどのように分析をされているのか、お伺いしたいと思います。

○佐久間孝光議長　伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長　それでは、お答えさせていただきます。

基本的には、１世帯当たりの人数が減っているということでございますので、単身の高齢世帯等がふえているのではないかというふうに推測しているところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　私もそれなりにいろいろ推定はしているのですけれども、こういうことではなかろうかなということです。核家族化が進んでいるとか、あるいは新しい住宅ができてふえている部分もあるでしょうし、いろんな要素があると思うのですけれども、それを説明する数字がどこかにきちんと、こういう状況だからこういう現象が起きているのだというものが、裏づけがほしいなと思うわけです。そういった裏づけの数字はございますか。

○佐久間孝光議長　伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長　それでは、お答えさせていただきます。

基本的には、このような実態調査をする場合はアンケート等をとるのが行政では一般的でございまして、今現在うちが持っている資料の中では、平成27年にまち・ひと・しごとに関する調査というのをさせていただいたときに、これは外国人等ではないのですけれども、持ち家は何％とか、そういうデータがございますけれども、申しわけないのですが、吉本議員さんから言われた集合住宅に住む人口の割合とかそういうのはなくて、例えばアンケート調査というのを土台にして、政策決定等をやっているのが現状ということでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　この質問をした２つ目の理由と申しますと、この後の質問で

行政区・自治会加入促進を取り上げているわけなのですけれども、自治組織加入率を見るにしても、集合住宅の多い地域では加入率が下がってくるということが予測されます。戸建て住宅が何世帯、集合住宅が何世帯という数字がわかれば、戸建て住宅に住んでいて自治会加入、自治組織に加入していないといったような、そういう数字がある程度推計ができると、このように思ったわけです。当然区長さんや区長経験者の皆さんは資料をお持ちですから、それぞれの行政区ごとには把握されていると思いますが、町全体を見てみるということも必要なものですから、そういった資料が欲しいなと思ったわけです。

そこで、町民課の窓口において、資料としてつけました資料２ございますけれども、この資料の空欄部分に数字を入れていただくということでお願いに行きましたところ、それを出すには相当時間がかかりますと、多分手集計なり、あるいはそういったもので出さなければ出ないのだと思いました。私は、システムで簡単に出るものだと思っていたのですけれども、そうではなかった。先ほどの答弁で、システムを導入するには相当お金がかかるのだということでございました。私も、職員の手でいちいち調べてこれを埋めていただくには、相当な時間がかかるだろう、大変貴重な職員をこのようなことで使っては申しわけないと思いましたので、諦めたわけでございます。

このようなことから、もっと簡単にこの数字の入るようなことができないものかと思いまして、この質問をしたわけです。したがいまして、これから後の質問で、こういったものが絡むということで質問をしたのですけれども、今お話がありましたとおり法律上もできないし、それをするとなると、システムをかえるとなると相当なお金もかかるということなので、これは欲しい数字ではあるけれども、なかなか難しいのだなということがわかりました。これについては答弁は結構でございます。

次に、大項目の２、行政区・自治会加入促進についてであります。少子高齢化、人口減少社会がもたらすさまざまな課題に対応するため、平成27年10月、嵐山町人口ビジョン及び嵐山町総合戦略が策定されました。企業誘致事業、農業・観光振興事業、地域活力創出拠点事業、駅周辺活性化事業、６次産業化事業等々、町の活性化に向けた施策がダイナミックに推進され、成果が期待できる状況ができ上がりつつあります。しかし、町の活性化にはこうした仕掛けと同様に重要なものとして、地域コミュニティの活性化があると考えます。

公私の中間に位置する地域コミュニティが果たす役割には、生活に関する相互扶助、

伝統文化等の維持、地域全体の課題に対する意見調整等の機能があると言われていますが、少子高齢化、人口減少化と相まって、ライフスタイルの変化や価値観の多様化などに伴い個々の生活重視の傾向が強まり、行政区・自治会加入率にも影響しているのではないかと思われます。

自治会は、地域コミュニティづくりの中核的存在で来ていますが、東日本大震災や近年の数々の災害を機に、再評価されております。みんなで助け合える地域づくり、安心安全な地域づくり、住んでいて心地よい居心地のいい地域づくり、こうした基盤となる地域コミュニティの活性化を図るためには、まず多くの住民の理解を得て、行政区・自治会に加入をしていただくところから始めなければならないと考えております。そこで、以下についてお伺いいたします。

（１）、行政区別、行政区自治会加入状況について。

（２）、現状の加入状況に対する認識について。

（３）、加入促進における行政のかかわりに対する考えについて。

（４）、加入促進に向けたこれまでの対策について。

（５）、加入促進に向けた今後の対策と条例制定の考えについて。

お願いします。

○佐久間孝光議長　それでは、小項目（１）から（５）の答弁を求めます。

伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長　それでは、お答えさせていただきます。

まず、質問項目２の（１）につきましてお答えさせていただきます。行政区別の加入状況でありますが、大字ごとに答えさせていただきたいと思います。平成29年度実績を集計しており、平成29年４月１日現在の行政区別自治会加入状況は、大字菅谷が73.4％、大字川島が71.5％、大字志賀が81.6％、むさし台が69.7％、大字平澤が69.3％、大字遠山が83.7％、大字千手堂が85.2％、大字鎌形が83.6％、大蔵・根岸・将軍澤地区が79.6％、大字古里が76.6％、大字吉田が78.1％、大字越畑が86.7％、大字勝田が76.5％、大字廣野が86.7％、大字杉山が82.8％、大字太郎丸が89.5％となっております。町全体では76.24％となっております。

質問項目２の（２）につきましてお答えします。第５次嵐山町総合振興計画では、まちづくりの将来像において、「住む全ての人々が「私たちのまち」という自覚を持つことが必要」としております。少子高齢社会や人口減少社会の中、住みよいまちづ

くりを目指す上で、地域コミュニティの活性化はますます重要と考えています。

自治会加入率は、平成28年度が76.95、平成29年度が76.24であります。自治会への加入数は変化はございませんが、住民基本台帳上の世帯が増加しているため、加入率が減少している状況です。町では、総合振興計画において加入率の目標を90％としております。その目標の達成に向け、さまざまな施策を行う必要があると考えております。

続きまして、質問項目２の（３）につきましてお答えさせていただきます。行政区・自治会への加入は、任意であることが前提となっております。基本的には、地域の方々が勧誘し、ご理解をいただき行政区・自治会へ加入していただくことが必要となります。原則論では、その地域、地域で魅力的な活動をしていただき、町民の皆様が自主的に行政区・自治会へ入っていただくことが必要です。しかしながら、現在やこれからの社会情勢を鑑みますと、行政区・自治会の重要性はますます高まっております。地域の発展が嵐山町の発展であります。町におきましても、行政区・自治会へぜひ加入していただけるよう、町民の皆様に働きかけてまいりたいと考えております。

続きまして、質問項目２の（４）につきましてお答えします。町では、これまで転入された方について自治会加入のご案内チラシを差し上げていました。また、暮らしの便利帳も配布しており、その中には「行政区・自治会に加入しましょう」の項目も設けております。

なお、暮らしの便利帳は町全体にポストインにて配布しており、行政区・自治会への加入、未加入関係なく配布もしております。転入者への自治会加入へのご案内チラシはここ数年配布しなかったので、改めて配布していきたいと考えております。

平成28年10月には、行政区・自治会への加入促進に関して、公益法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉支部と協定を締結させていただきました。広報紙においても、行政区・自治会への加入、未加入関係なく可能な限り配布していただくよう、区長様を通してお願いしております。町の広報紙を読むことにより、コミュニティへの関心も高めていただきたいと考えております。これからも、行政区・自治会と協力しながら加入促進の取り組みを行ってまいりたいと考えております。

質問項目２の（５）につきましてお答えします。行政区・自治会への加入は、あくまでも任意であることが前提となっており、強制的に加入させることは難しいと認識しております。条例制定をとのことでございますが、あくまでも任意な加入である以

上、加入のお願いになってしまい条例の効果を出すのは難しいのではないかなと考えており、検討しておりません。

今後も引き続き、行政区・自治会に加入していただくためにご理解いただくよう広報活動を行っていくとともに、魅力的なコミュニティをつくっていただけるよう各行政区・自治会へ地域コミュニティ助成事業等の支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　まず、資料の３番目、資料３を見ていただきたいのですけれども、先ほども話ありましたのですけれども、嵐山町第５次総合振興計画においては、一番下の左側にも書いてありますけれども、平成21年度の78.8％を現状値として、目標値を平成27年度は85％、平成32年度は90％に掲げてあります。検証結果を見ますと、先ほどもありましたとおり平成27年度は目標値には及ばなかったのですが、現状値を上回る82.1％に増加しました。その後、平成28年度は76.95％、平成29年度は76.24％に減少しているところでございます。私は、平均値でこれだけなので、農村部に行くとかなりの方が加入しているのではないかと想像していたわけなのです。例えば平澤１区では、ここは字平澤でありますけれども、平成30年８月１日現在、日本人世帯が573世帯、平成29年度決算資料を見れば、自治体加入世帯が330世帯で、加入率が57.59％と低いわけなのです。こうした状況から、加入促進を図っていく必要があるのではないかということで、本質問に至ったわけであります。

そこで、地域課に各字別の、先ほどの答弁のあった資料をお願いしたわけなのですけれども、理由があって細かいのは出ない、全体の平均の値しか出ないということで回答いただきまして、私もそういうものなのかなと思いまして、しようがないと、細かい部分が出てこないのでは自分の推測で考えるしかないなということで、多分農村地域へ行けば大勢の方が、90％ぐらいの加入率があって、市街地、町内のほうがかなり低いのではないかと思っていたわけなのです。ところが、先ほどのご答弁いただきましたら、そんなに地域的な差はないわけです。そうすると、平均的に少し下がってきているという状況があるということなので、これはそういった数字に対応した対策が必要だということがわかりました。

そこで、大変申しわけないのですけれども、なぜ細かい数字が出せないということ

になったのか、そのところをちょっと教えていただいてよろしいでしょうか。

○佐久間孝光議長　伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長　それでは、お答えさせていただきます。

町の内規にございまして、常任委員会で問い合わせをいただいた事項については細かい資料を作成するということになっておりますが、個別にご意見をいただいたものについては、ある資料については提出するのですけれども、作成した資料については提出しないという、これは町の決まりがありますので、それで申しわけないのですけれども、過年度自体は出しておりましたので、その点についてお答えさせていただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　非常に不満に思ったわけですけれども、そういう庁舎内の決まりがあるのでしたら、それもいたし方ないかなと思います。多分一般質問できちんと質問すれば出てくるのではないだろうかということで、私も再度質問させていただいたわけですけれども、わかりました。

それでは、（２）に移りたいと思います。現状に対する認識をお伺いいたしました。もう一度資料３を見ていただきたいと思うのですけれども、私も電話の調査なのですけれども、近隣市町村に電話でちょっと確認をさせていただきました。そこに、近隣市町村における自治組織加入状況という表が出ておりますけれども、東松山は68.9％、それから小川町が87.5％、滑川町が66.2％、ときがわ町が79.7％、鳩山が47.1、川島町が82.36％、吉見では把握していないという回答でございました。

鳩山町は47.1％と低いのですけれども、鳩山ニュータウンが30.4％と、それでそれ以外の地域では81.2％ということで、鳩山ニュータウンの自治会加入率が全体の加入率を引き下げているのだというご回答でございました。また、ときがわ町では80％行っていないのですけれども、特養の世帯を約100世帯含んでいるのだと、それを入れると80％は超えるのではないでしょうかということでございました。小川町は、大変大きな住宅団地を抱えて87.5％の加入率ということなので、また川島町も80％を超えております。東松山市は、嵐山の５倍の世帯数を抱えてマンション等も多いわけですけれども、70％近くの加入率になっております。この辺は検討しているのではないかなと私は思うわけです。

地域コミュニティの重要性は、嵐山町の第５次総合振興計画にもしっかりうたわれてあるわけです。自治組織加入の減少が始まった今こそ対策が必要ではないかと、このように思うわけですけれども、先ほどもいろいろ対策のことについて話しておりましたけれども、いかがでしょうか。

○佐久間孝光議長　伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長　嵐山町におきましては、この76.24％は、以前はちょっと違う集計をしておりましたけれども、今現在はちゃんと自治会の総会の資料を見て、本当に加入している世帯について集計させていただいたところでございます。よって、分母は住民基本台帳でございますので、世帯を別に分けても自治会加入は１世帯というふうにしているところもありますので、76.24％は確かに低いは低いのですけれども、分けて住民登録をされていると２世帯になってしまって、それが１つを分けているという状況もあるかと思います。ただ、先ほど申し上げましたとおり、むさし台、平澤地区は、確かに加入率が低くて、アパートが多いのかなというふうに考えております。

先ほど申し上げましたとおり、嵐山町では広報紙についても、なるべくアパートにも配布してくださいと区長さんにお願いをさせていただいております。その広報紙を読めば、それで地域コミュニティがわかるかというのもないかもしれませんけれども、なるべくそういうのを配布させていただいて、町ではこういう活動をしているのだな、地域はこういう活動をしているのだなというのをわかっていただいて、地域に入ってみようという機運を高めていただければなというふうに考えておりますので、そのような取り組みを今後も引き続きしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　わかりました。これからまだ少し議論しますけれども、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それで、（４）に入りますけれども、加入促進に向けたこれまでの対策をお伺いいたしました中で、平成28年の10月24日に嵐山町区長会ですか、それと公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会西部支部の３者で、嵐山町における行政区・自治会への加入促進という協定書を締結されています。先ほどもご答弁にありましたけれども、東松

山に所在する同協会の会員事務所を協力店とされているということなのですけれども、この対策で、そのときにはチラシをお願いしているのでしょうけれども、その後どのような働きをかけたり、あるいはこういう事務所がどのくらいあって、どのような効果があったかという効果的な事例があるものなのか、東松山市でも同様の施策をやっているわけなのですけれども、その点についてお伺いしてみたいと思います。

○佐久間孝光議長　伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長　それでは、お答えさせていただきます。

平成28年10月に、先ほど申しましたとおり協定を結ばせていただきました。チラシについては作成して、嵐山と東松山における協力店ということで、基本的には、原則は嵐山のほうにチラシを配布させていただきました。

効果というのは難しいところがありますが、数字については全部で100店舗以上あるかと思うのですけれども、効果についてはなかなか見えるところはございません。ただ、粘り強く加入促進についてのお願いをしていくことで、少しでも入っていただくようなことになるかなと思います。例えばアパートに来ても、それは確かに一例なのですけれども、窓口に来て自治会に入るのはどうですかという問い合わせをいただいたこともあります。それは単なる一例なのですけれども、そういうのも含めて少しずつ粘り強く行政区の魅力を伝えて、加入促進に努めてまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

○佐久間孝光議長　第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　私は、この施策の効果については、住民に対する、町民に対するＰＲになるのが最大の効果かなというふうに思っております。

それほどの実効的な効果は期待できないかもしれないけれども、こういうのを広報にも出されて、それで町もこういう対応をしているのだということで、ＰＲにはなると思います。それだけで終わらずに、やっぱりこういった事務所を年に１回はお邪魔して、あるいは資料等を新たなものをお願いするとか、そういった地味な活動が、今課長答弁にあったようなことになっていくのではないかと思うので、ぜひそういった活動を続けていっていただきたいと、このように思うわけでございます。

それで、そういったほかのところだけじゃなくて、あるいは建築確認等の、住宅をつくるときには町にも来られるわけですけれども、そういったところで町の対応とし

て、そういう窓口でそういったチラシ等を配っておられるのかどうなのか。ほかのところを見ますと、建築士の皆さんにというようなことで、さいたま市なんかはこういったものを配っているようでございますけれども、嵐山町としてはこういった取り組みはなされているのか、あるいは転入時の対応でこういった、これもさいたま市ですが、カラーでカラフルないいパンフレットというか、チラシを来た方にお願いをしているわけです。主体は地域かもしれませんけれども、そういった要所、要所で対策をしていただかなければやっぱり深まらないのではないかと、このように思っております。この辺について、各課の対応についてお願いしたいと思います。

○佐久間孝光議長　伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長　それでは、お答えさせていただきます。

転入転居の際や建築確認等におきまして、自治体加入のお知らせというのは、これまで特に建築確認については行っておりませんでした。転入転出、転入されたときにチラシというのを、嵐山町は以前こういう「嵐山町に転入、転居された皆様へ」ということで27年程度から配っていたのだけれども、ここ数年はちょっと配っていないので、これからも転入転居された皆様へとチラシを配布させていただいて、転入者への周知を図っていきたいと思います。

その中は、転入先のコミュニティ組織の加入のご案内とか、こんなときに行政区・自治会が活躍しますよとか、行政区・自治会に関する素朴な疑問というのを項目にして、両面Ａ４サイズですけれども、これからは、また引き続き転入時や転居された方々に対して、配布させていただこうかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　ぜひそういったことで対応していっていただきたいと思います。

（３）で、加入促進での行政のかかわりについての考えについて伺いました。ご回答いただきましたのですけれども、第５次嵐山町総合振興計画、また平成28年３月にまとめられました地域コミュニティかわら版、こういったものにも重要性も書かれておりますし、予算面でも行政区運営推進事業、あるいはボランティア活動支援事業、地域活性化事業、地区集会所等補助事業等と予算もつけられて、地域コミュニティに対するかかわりを持っておられるわけなのです。非常にそれは、どこでもやっている

かもしれませんけれども、そういったこともきちんとやっておられるからいいとは思うのですけれども、もう少し積極的なものがあってもいいのではないかと、このように思うわけですけれども、いかがでしょうか。

○佐久間孝光議長　伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長　それでは、お答えさせていただきます。

やはり地域に加入していただくというのは、魅力的な地域をつくっていただくのが一番かなというふうに、嵐山の中では考えており、地域活動が活性化して、お祭り等やいろんなさまざまな行事において地域が頑張って、地域が楽しいというのが一番だと思っております。

嵐山町では、先ほども申し上げましたとおり地域コミュニティ事業を行って、これらは嵐山町独自の特徴的な施策だと思います。それに伴ってかわら版もつくったのですけれども、そういうのをもっと工夫してやりたいという思います。今現在、地域コミュニティ事業も全地区にわたっておりませんので、また引き続き多くの地区の多くの区、行政区の方にやっていただいて、コミュニティを高めていただいて、地域の魅力を広く発進していただいて、それで地域の方がその自治会のほうに加入していただくようになればいいかなと考えているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　そのような嵐山町独自の取り組みもされているわけでございますけれども、働きかけもいろいろあると思うのですけれども、実際に転入されてきた方、あるいは実際に未加入の方にどのようにお願いをしていくかということが、一番直接的な対応だと私は思うわけなのです。

これが非常に重要でありまして、それで４番目の資料を見ていただきたいと思うのですけれども、近隣の市町村の例で大変恐縮なのですけれども、私これを見まして、いや、いい取り組みをしているのだなということで感心をいたしました。加入促進マニュアルというものをつくっているわけですけれども、東松山市自治会連合会と市でつくっているわけなのです。これは、一番最初に自治会連合会で来ておりますけれども、これは東松山市の地域支援課でつくられたものであります。

それで、この中が非常に中身がよく親切なのです。当然皆さんも研究されているから、こんなものは既にお見通しかもしれませんけれども、私が見て、これはいいなと

思ったわけであります。まず初めにということで書かれて、まず自治会、町内会の役割が説明してあるのです。相互共助だとか、生活環境の維持改善だとか、そういう自治会の持つ役割、そういったものが書かれている。それで２番目には、自治会町内会の活動、どんなことをしているのだというふうに紹介をしているわけです。

そして２ページ行きますと、加入を呼びかける前にということで、加入金、会費を見直してみましょうと、それから２番目には役員の仕事を分担しましょう、３番目は若い世代にも声かけましょうと。それで４として、加入呼びかけについては入念な準備が必要ですよということで、訪問前の準備があるわけです。これにも区長さん方は、未加入の家を地図等も使って把握して、それで役員は共通の認識として勧誘に当たりましょうと。それで、共通認識というものはこういうものがありますよということで、そこに６項目ですか、書いてありますけれども、こういうふうに事細かに手本にされているわけです。

それと③で、訪問時の説明資料を用意しておきましょうというようなことで、訪問時の説明資料まで、こういうものを用意しましょうと。それから、訪問の方法ですけれども、２～３人で行きましょうとか、時期はどのくらいのときに行ったらいいのだろうかと、あるいは時間帯はどうだ、何を持っていくのだ、それで訪問は何回すればいいのだと、訪問の具体的な事例まで、具体例まで示されています。１回目はこうだよと、２回目はこうなのだということで、本当によく細かい指導がされているわけです。それで、いろんな勧誘に行った人から質問されたら、こういうふうに答えなさいというものまで出して、これを自治会長さんのほうに、自治会役員などにお配りをして、それで理解をしていただいて、来た人にはこういうような方法でお願いに行くと。こういう地道な活動をしていかないと、今は生活スタイルが違いますので、なかなか入っていただけないと思うわけです。

これは、地域の活性化、あるいは災害時のことも考えると、ぜひこの加入率を高めていって連携を深めていかなければならないと、私はこのように思うわけなのでありますけれども、またほかに対策として、これは東松山の対策なのですけれども、平成25年の６月に、県会で井上航県議が日本一の共助県づくりということで県知事に質問しているのですけれども、その中で和光市では、会員をふやした自治会に補助金を上乗せする仕組みをつくっているということで紹介をしているわけなのです。これもお金のかかる話なのですけれども、一つの方法ではあるなと、補助金等でバックアップ

するというようなことで、一つの刺激にはなるかなというふうに思ったわけです。

こういったいろいろ工夫をして、実効のあるような対策を進めていければなと私も思いますので、その辺についてお伺いしたいと思います。

○佐久間孝光議長　伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長　それでは、お答えさせていただきます。

東松山市の加入促進マニュアルについては参考にしていただき、今年、平成29年度の第４回区長会におきまして、町では区長運営マニュアルというのを作成させていただきました。それについては、区長任期のお願いを引き続きしておりまして、区長さんの引き継ぎがなかなか難しいというご意見がございましたので、区長会とはどうやってやっていきましょうかという、そういうマニュアルを作成させていただきました。それはまだ案の段階というか、それでもって終わりではなくて、改定していく必要が何かあるかなと思いますので、こういうのはこちらのほうを参考にしながら、区長運営マニュアルのほうも改定しながら進んでいければなというふうに考えているところでございます。

また、転入時、嵐山町に転入転居された皆様へというチラシの中におきましては、先ほどちょっと言いましたけれども、こんなときに行政区や自治会が活躍しますという中で、犯罪は地域で守る、震災で活躍した地域の結束や、例えば先ほどこのマニュアルにありますとおり想定問答集の一部も、チラシの中に行政区・自治会に関する疑問ということで簡単に、そもそも自治会とは何ですかとか、加入するとどのようなメリットがありますかとか、行政区・自治会は役場の関係団体ではないのですかとか、そういう想定問答を出して、それでもやっぱり地域については必要なので入ってくださいというチラシを配布させていただいたところでございます。引き続きこのようなチラシを配布して、皆さんの加入促進を図っていただきたいというふうに思います。

また、先ほど言いました和光市の補助金で会員のお願いをするというふうになっていると思いますが、嵐山町におきましては区運営費補助金について、ちょっと和光市の状況はわからないのですけれども、住民基本台帳上の世帯数で運営費補助金を払わさせていただきます。なかなかそういう自治体は、多分埼玉県の中でもないかなというふうにこちらのほうでは認識しておりまして、かなり自治会のほうには手厚く交付を行っていると考えております。やっぱり自治会のコミュニティの活動が活発だなというのが一番の加入促進になるというふうに考えておりますので、その辺をもう一つ

十分に進めさせていただきながら、進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　ありがとうございます。最後のほうになるのですけれども、条例制定についての考えについてはお伺いいたしました。条例の制定については研究もされたいということなので、私もそうかなと思ったのですけれども、日本都市センター研究員の釼持麻衣さんという人が「自治会加入促進条例の法的考察」というものを書いておられまして、全国で条例をつくっている自治体は18あるそうです。それで、埼玉県ではさいたま市と所沢市と草加市、八潮市の４市です。これは、2011年大震災のときの３月11日以降の制定は、18自治体中の13自治体ということで、それ以前に持っていった自治体というのはいないのだと、ないのではなくて少ない。それ以降多くの自治体でそういった条例をつくってきているといっても、まだ少ないわけなのですけれども、それで八潮市と草加市に加入率をちょっと聞いてみたのです。そうしたところ、八潮市では４万1,243世帯中２万603世帯の加入で、50％だということです。それで、草加市では11万4,578世帯中６万252世帯で52.59％だということです。草加市は、平成27年の55％より下がってきていると、これについてはマンションが非常にふえてきていて、加入率がだんだん減少しているのだというような説明をされておりました。

いずれにしましても、大都市での条例の制定事例でありまして、効果も限定的なようでございます。嵐山町でつくるとすれば、他の市町村に先駆けてそういったものをつくって、前向きな施策と住民意識なり、そういったものに資するという意味では効果は考えてみてもいいのかなと思っておりますけれども、条例で制定するとなるといろいろ町民の感情というものもありまして、先ほどこれは任意なので強制ではないのだからということなので、条例つくったということで反発する人も心配されるわけですけれども、その辺がなければ条例をつくっておいて、加入して、こういう目的でというふうなことでやればいい条例かなということなので、少し研究してみてください、どう。

○佐久間孝光議長　会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

午後の再開を１時30分といたします。

休　　憩　午後　零時０４分

再　　開　午後　１時２８分

○佐久間孝光議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで報告いたします。山下長寿生きがい課長は、都合により午後から欠席しております。山下長寿生きがい課長の代理として、藤永長寿生きがい担当副課長が出席しておりますので、ご了承願います。

それでは、伊藤地域支援課長の答弁からです。どうぞ。

○伊藤恵一郎地域支援課長　それでは、お答えさせていただきます。

条例制定についての、もう一度考え方ということでございます。先ほど申し上げましたが、検討しないということですけれども、いろいろさいたま市の条例や所沢市の条例等を見させていただきました。基本的には、先ほど議員さんがお話のとおり加入促進条例の法的考察でも言われていますとおり、加入には法的義務はなく、やっぱりお願い程度でしかないというのが法律上の見解というふうに示されております。条例についても、そのように努めていくものというのが多くなっているかなと思います。

さいたま市の条例を見ながら、さいたま市の取り組みを見たのですけれども、やはり加入促進の取り組みとか、そういうのをつくってやっていくということで、嵐山町も既にやっておりますし、これからもやっていこうというふうに考えています。また、嵐山町におきましては第５次嵐山町総合振興計画の一番最初に、「町民と行政の協働による調和のとれたまち」というふうなものを方向的につけています。その重要課題として、コミュニティ組織の活動の充実というのを一番の重点施策として位置づけさせていただいております。町も決してそれに取り組まないというわけではなくて、こういうものを位置づけており、先ほど言いましたとおり行政区への加入の促進とか、地域コミュニティの充実に対する補助とかは行っておりますので、そういうものにかえて行っていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　条例については、私もそれほど積極的な考えは持っていないのですけれども、今町としてもいろんな対策で進めていいただいているということで、そういった状況もよくわかりましたし、私のいろいろお願いしてきたことも参考にし

ていただければと思うのです。

加入率についても極めてひどい問題だとか、心配だとかという数字でもないことも承知しております。目標もあるわけですし、下がっているというところを見れば、やはり対策もしていかなければならないのではないかなというところで質問をさせていただきました。

先ほど来、課長といろいろやってきましたけれども、町長のほうから、それを聞いていただきましてどのようにご感想をお持ちになったか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○佐久間孝光議長　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えをさせていただきます。

地域コミュニティの活性化、基本的にそういうことを目指して、どうやっていったらいいのかということで、いろんな角度からご提言をいただきました。大変ありがとうございます。

基本的に申し上げて嵐山町の取り組みは、まずこういうことだと思うのです。それで、条例制定、地域に強制権は発揮できないよというようなことでできない、やらないということでなくて、いろんなやり方、アプローチの仕方があるではないかということだと思うのです。そして、さきにもちょっと前の森議員からもいろいろありました災害対策等も含めて、地域にどうやってアプローチをしていくのかというのは、本当にこれから一番大きな問題だと思います。

そして、ご指摘をいただいておりますように、嵐山町の場合には戸数だけどんどんふえているということは、単身か人数の少ない家庭かというようなものがふえてきているわけですので、特にそういった状況、いざというときの対策ということを考えていくと、どう取り組んだらいいのかということに尽きると思うのです。それで、課長のほうから答弁ありましたけれども、ここ数年、区長会のほうにいろんな形でお願いもしてまいりました。しかし、地域事情というのがあるわけで、そういう中で区長さんの任期も含めてなかなか難しい部分もあるのですけれども、一つお願いしたのは、そしてこれも実現していただいたのは、広報を全部の家庭に届けたいと。それには、区に加入、要するに自治会に加入をしていないところには届けないよというようなところが多かった。ほとんどそういうような状況だったわけですけれども、それなら届けられないところは何戸届けられない、集合住宅でここのところとここのところは届

けられないというようなことは町のほうに報告をしてもらえないかと。そして、それには地域の自治会の助成金の……コミュニティに対しての補助金出ているのです。それで、それの分を戸数分に割ってお返しをしていただくと、そうしたらそのお金を使って町のほうで直接お届けさせていただくようなシステムに変えたいというお話を区長会に相談を申し上げました。そうしましたら、いや、全部配るということで、今全部配っていただいていることになっていると言ったら失礼ですけれども、そういうことなのです。町のほうでやらないで、区でやるということなのです。ですから、そのほうが行政で郵便局なり、あるいは配達業者なりにお願いをして配っていただくより、区のほうで直接配っていただいたほうが何倍も効果的だと思いますので、ぜひやっていただきたいということで、今やっていただいております。

それらも一つの方策で、だめだということだったのですけれども、無理にお願いをして、そういう方向もとっていただいているということでございまして、おっしゃるようにどんな形かで、さらにアプローチができる方策というのはないものだろうか。そして、和光市の話もいただきました、補助金をアップすると。ですから、このインセンティブというのは、いいのか悪いのかというと人の気持ちを逆なでするような部分もありますので、どうかとは思いますけれども、何らかの形でアプローチをしていって一軒でも多く加入をしていただくと。行政の声が届く、地域との連携、連帯が図られるという方法をこれからしっかり、さらにご指導いただきながら、町を挙げて取り組んでいく必要があろうと。それには、先ほどの話のような防災もそうですし、いろんな面で必要なことになってきますので、もう一度原点から嵐山町のほうでも考えていきたいというふうに考えております。ご指導いろいろいただきましてありがとうございます。

○佐久間孝光議長　第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　ありがとうございました。

それでは、次に大項目の３点目に入りたいと思います。少子高齢化、人口減少社会により、日本の働き手不足が課題になっています。嵐山町でも、ここ数年来の景気上昇の影響か、外国人の姿を多く見かけるようになりました。資料１の外国人の人口移動のとおり、嵐山町の住民基本台帳の統計を平成24年から平成30年８月１日までで見てみましたところ、平成27年までは横ばいで来ていましたが、平成27年以降、平成27年の276人から平成30年８月１日までで476人、200人ぐらい急増しております。資料５

にありますように、特に川島２区は11人から117人に増加していると。今嵐山町は、企業誘致に向けて着々と計画を実行していますが、こうした工業系団地が完成した場合、さらに外国人の増加が予想されるところであります。

外国人が増加することで、地域住民とのさまざまな摩擦が懸念され、また外国人が嵐山町に住んでいて、不安、悩みを抱えて暮らすことも心配されます。地域コミュニティの中で共生して暮らしていくためにも、外国人対策が必要だと思います。そこで、以下についてお伺いいたします。

（１）、外国人の居住実態について。

ア、国籍別、滞在資格別状況について。

イ、就業状況について。

ウ、外国人の子供の状況、未就学、就学について。

（２）、外国人の生活者のための情報発信について。

（３）、外国人の子供の教育について。

（４）、外国人に対する平成27年度、28年度、29年度及び30年度７月現在までの広聴事案の区分別件数及び内容について。

（５）、外国人と共生していく上での課題と今後の対策について。

よろしくお願いします。

○佐久間孝光議長　それでは、順次、答弁を求めます。

初めに、小項目（１）について、村田町民課長。

○村田　朗町民課長　質問項目３の（１）、アにつきましてお答えさせていただきます。

平成30年８月１日現在、嵐山町には476人、男239人、女237人の外国人の方が住民登録をしております。国籍別で見ますと、最も多いのがベトナムで178人、次にブラジルで101人、３番目が中国で80人、その他フィリピン、インドネシア、韓国等、計22カ国の方が登録しております。

また、在留資格別では、特別永住者、永住者、在留期間が無期限の方が117人、定住者、在留期間５年以下の方が53人、技能、在留期間５年以下の方が４人、技能実習、在留期間１年以下の方が111人、同技能実習、在留期間２年以下の方が116人、日本人または永住者の配偶者等、在留期間５年以下の方が51人、家族滞在、在留期間５年以下の方が12人、特定活動、在留期間５年以下の方が３人、その他留学、国際業務等、計14種類の在留資格による登録となっています。

なお、在留期間につきましては、出入国管理及び難民認定法に規定する最長期間をお答えしておりますが、申請により期間の更新、継続が可能となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　次に、山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　それでは、私のほうから質問項目３の（１）のイにつきまして、お答えをいたします。

国内の労働力不足を背景に、国が推進している技能実習制度等の活用により、平成27年度以降２桁台の割合で国内の外国人労働者数が増加をしており、町内企業においても外国人雇用へと徐々にシフトする傾向が見受けられるようになってまいりました。

外国人の就業状況につきましては、各企業に対してハローワークへの届け出義務がありますが、町村ごとの情報が開示されておりません。平成29年10月末現在で厚生労働省がまとめた外国人雇用状況によりますと、外国人労働者数は全国で127万8,000人で、この時点の外国人人口が232万3,000人でしたので、これを嵐山町の外国人人口の476人に割合を掛けますと、261人が就労しているものと推計がされるものであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　次に、小項目（１）、（３）について、村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　それでは、私のほうから最初に質問項目３の（１）、ウにつきましてお答えいたします。

外国人の子供の状況につきましては、平成30年８月１日現在、未就学児は２歳児２人、３歳児１人、４歳児２人、５歳児３人であり、就学児は小学生４人、中学生１人の計13人でありました。

続きまして、質問項目３の（３）につきましてお答えいたします。外国人の子供たちには、日本国内の義務教育の学校への就学義務はありません。しかし、文部科学省では昭和54年に批准された経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（Ａ規約）や、平成６年に批准された児童の権利に関する条約を踏まえ、外国人の子供たちが公立の小中学校へ就学を希望する場合には、日本人児童生徒と同様に無償で受け入れることとしています。その際、教科書の無償配布及び就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会が保障されています。

義務教育段階において、日本人の子供たちが外国人の子供たちとともに学ぶ機会が

あると、一人一人が広い視野を持って異なる文化を持つ人々とともに生きていこうとする態度などが育まれるきっかけになると思います。また、外国人の子供たちに対して教職員が丁寧な指導を進めることによって、学校にとってもその教育活動を一層向上させ、子供たち一人一人を大切にした教育の実現につながるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　次に、小項目（２）、（４）について、伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長　それでは、質問項目３の（２）につきましてお答えいたします。

現在日本に来られている外国人の多くは、いわゆるＩＣＴを積極的に活用していると考えています。町では、平成28年度に町のホームページをスマートフォン対応に改修しました。あわせて、英語、韓国語、中国語、スペイン語、フランス語、ポルトガル語の６カ国語に対応しました。中国語は２言語に対応したため、合計７言語に対応しています。今後は、それらを外国人の方に周知してまいりたいと考えております。

続きまして、質問項目３の（４）につきまして、お答えさせていただきます。平成27年度から平成30年７月までの間、外国人によるホームページからの意見、町民の声、要望等はございませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　次に、小項目（５）について、安藤副町長。

○安藤　實副町長　質問項目３の（５）につきましてお答えいたします。

言葉や生活習慣などが異なる人々との共生につきましては、何よりも互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を構築することが重要であります。また、不安や悩みを抱えながら異国の地で生活するには、この町が暮らしやすく安心で安全な町であると感じてもらえるような環境を構築する必要もあります。

そのためには、まずは私たちが外国人を生活者として、また地域住民として理解するとともに、地域社会の構成員として社会参加を促すことが求められていると考えます。幸いにして、嵐山町には外国人が頻繁に訪れる女性教育会館があり、外国人を受け入れる土壌が根づいています。この有利性を生かしていかない手はありません。町なかでの多言語表記など、まだまだ十分ではない状況にはありますが、一つずつ解決の方法を見出して、円滑に外国人との共生ができる社会を実現できるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　この質問を私したのは、やはり外国人が急に増加しているという状況があるということで、これは地域的にも限られておりまして、技能実習生の影響ということだと思っていましたけれども、１年以下、それと２年以下、合わせると227人の技能実習生がいるということです。そうしますと、おおむねふえている外国人というのは、こういった技能実習生がほとんどであるということでよろしいでしょうか。

○佐久間孝光議長　村田町民課長。

○村田　朗町民課長　お答えさせていただきます。

平成25年のときと比較いたしますと、技能実習が当時は85名ということでした。30年の８月現在で見ますと121人となります。これは、技能実習のロという区分の資格区分です。

以上です。

○佐久間孝光議長　吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　そうしますと、やはり先ほど話がありましたとおり、会社等に就業している外国人もふえてきているということかと思います。

それで、外国人が日本に来て日常の生活を営んでいく上で、さまざまなことを学んでいく必要があるわけです。受け入れる企業も、そういった面では責任もあって、それなりの対応もしていると思いますけれども、町に住んでいただく、受け入れる町にも自治体の責務というものも大きいものがあると思います。日常生活一つとっても、日本人であれば町の広報紙や嵐山町暮らしの便利帳、嵐丸ウォーカー、保育所利用の手引き、子ども・子育て支援、あるいはごみ資源分別カレンダー等々の手引き等のほかに、医療とか、あるいは交通に関する情報なり資料なりは幾らでも活用できるわけですけれども、我々が普段活用しているものを、外国から来てすぐこういった便利なものになじんでいくというのは、非常にハードルが高いものがあるのではないかと思います。

一番最初に直面するのは、生活の中で一番問題だというのは、やっぱりごみの問題かなと思っております。日本人でも、ごみを分別して出すということに対しては、非常にいつも奥さん方が簡単にやっていることを男性がすぐやれと言われてもなかなか

できないような、そういった状況がある中で、外国人の方が多く来て嵐山町で生活する。まず、生活する上でごみが出てくる、そういったものをきちんと対応していかなければならないと思うのですけれども、そういった対応に対してどのように町では対策を立てておられるのか、お伺いしたいと思います。

○佐久間孝光議長　村田環境課長。

○村田泰夫環境課長　お答えをさせていただきます。

議員さんご存じのように、ごみ資源分別収集カレンダーというのを用意させていただいております。こちらは、平成25年度より英語、ポルトガル語、中国語を表記させていただきました。来年度からは、ベトナム語も表記を追加をさせていただき、外国人へのごみの出し方、分別の仕方の周知を図ってまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　既にカレンダー等で英語、ポルトガル語、中国語ということで、３種類つくって対応されているということでございます。

私がこの問題を取り上げた理由の中では、今はまだ外国人がそれほど多いとも思っておりません。400人、500人というところですので、こういった少ない人数のところで、この人たちに徹底してこういう日本の習慣を覚えていただくということで先生のような役割になって、後からいろいろ嵐山町に来て住んでいく外国人の先駆けの先生として、そういったものにも自然と伝わるような形になればいいのかなと、このように思ったわけでございます。そういった意味で、今いる外国人に対して日本のごみ出しとか、そういった生活習慣というものをきちんと覚えていただくということが極めて大事なのかと思いました。

それで、先日ベトナム系の男性２人と女性１人で、役場の敷地内を歩いておられました。男性は、脇にごみ袋を抱えて手にはカレンダーを持って、女性の方は日本人の女性の方で、これは会社の方が連れてきて環境課の窓口を訪れて、そういったものをいただいてきたのかなと、このように思ってちょっと声をかけさせてもらったのですけれども、今お聞きしますと、まだまだこれからベトナム等の新たな言語のもののカレンダーでつくっていくというお話でした。やっぱりそういったことが非常に大事かなと思っております。

現在の対応では、窓口でそういったものを配布して教示しているだけの対応なのか、

ちょっとお伺いしたいと思いますが。

○佐久間孝光議長　村田環境課長。

○村田泰夫環境課長　お答えをさせていただきます。

　ごみ資源分別収集カレンダーにつきましては、ホームページでも掲載をさせていただいております。先ほど答弁漏れで、ちょっと補足をさせていただきたいと思うのですけれども、今の外国人が入られているところというのは、大体社宅だとか集合アパートになっていまして、そちらは当然大家さんもおいでになりますし、あと企業さんの人事課の方もそこをいろいろと管理をしていただいておりまして、先日もベトナムの方がむさし台の社宅に入られて、分別が不徹底だということで大家さんを含めて私のほうにクレームをいただきまして、そのときにはその人事担当の方にお願いをして、このごみカレンダーにない言語を企業としてベトナム語に変えていただいて、それをアパートのほうに表示していただいて、今は分別が徹底されているというようなこともございます。

　以上です。

○佐久間孝光議長　吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　なるほど、企業の方とそういうふうに直通でやりとりもできるような環境にあると、非常にすばらしいことかなと思います。

　そういうふうに対応できていけるのもわかりましたけれども、もっと外国人もどんどん入ってくるということになれば、いろいろ町で企画する講習会、そういったものもどこかが窓口になって企業と一緒にやっていくというような、そういう計画等はございませんか。

○佐久間孝光議長　安藤副町長。

○安藤　實副町長　外国人に対する行政サービス、外国人も町民ですし、一般の町民と共生をしていくというのは、これは大事な視点でございますので、どこまでこの行政サービスとしてできるかという問題はございます。これは、同じような課題を各市町村が持っているわけでございまして、小さな町になればなるほどその対策が少ないと、こういうふうなことになるわけでございまして、それを補完するために埼玉県がその分野をしっかりやっていただいているというのがございます。

　１つには、埼玉県多文化共生キーパーソン、こういう方を委嘱いたしまして、外国人住民と市町村行政との橋渡しをやっていただくと、こういうふうな制度もあるわけ

でございます。行政情報の伝達、それから生活相談、さらには災害が発生した場合の安否情報の確認、埼玉県内で237人委嘱されておりまして、本町でもお二人の方が活躍をしていただいていると、これも一つの対策であろうというふうに考えております。

以上です。

○佐久間孝光議長　吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　私が想像していたよりも、よく対策されているのだなと率直に思った次第なのですけれども、先ほど町の広報のスマートフォン対策をしてあるということなのですけれども、外国人対策という項目のページに、そういったものが教示してあるのでしょうか、その辺ちょっとお伺いしたいのですが。

○佐久間孝光議長　伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長　お答えさせていただきます。

現在そのようなことが情報入っていませんので、先ほど言いましたとおり、そもそもホームページが外国語で見られますよという周知もまだ足りていないと思いますので、引き続きそういうのを見ながら、今後ホームページにそういう情報を入れたりして充実させていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○佐久間孝光議長　吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　私もネットで外国人対策というところを見させてもらったのですけれども、何も入っていないわけなのです。ですから、そういったところの対応で、そこにやはり県のとっている外国人対策というような対応もそこへ載せておけば、すぐ県のホームページに入っていけるわけですので、町としてはそういった教示も大切な視点ではないかと思いますので、ぜひそのようにしていっていただきたいと思います。

それでは、２つ目の外国人の子供たちの教育についてなのですけれども、（１）、ウと（３）で答弁をいただきました。状況についてはわかりました。嵐山町にも外国人の子供さんたちが学校に入っておられるということなのですけれども、この子供たちの言語とか、あるいはほかの一般の普通の子供たちと一緒に教室に入って勉強されているのでしょうけれども、何か支障があるとか、対策をとっていかなくてはならないというようなものはあるでしょうか。

○佐久間孝光議長　村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　では、お答えさせていただきます。

就学している外国国籍のお子様たち５名いらっしゃいますが、そのうち４名の方は日本語が大丈夫なお子さんです。お一人英語しか話せない、日本語がわからないというお子さんがいるのですが、こちらにつきましては嵐山町国際交流協会より派遣をいただきまして、授業についてコミュニケーションをとるという形を現在とっております。

以上です。

○佐久間孝光議長　吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　わかりました。４人がちゃんと日本語で授業を受けるということで、問題ないということがわかりました。

あと、外国人の場合ですと就学する場合には、希望すれば就学できる、義務教育ではないということです。ですから、そういった周知方法ですか、そういうものは嵐山で発信すべきものなのか、あるいはそもそもの話で県で対応するべきものなのか、私はその辺ちょっとわからないのですけれども、いずれにしても外国人の方にも、こういう就学したいと言えば希望できるのですよというような、そういった広報というものも必要かと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○佐久間孝光議長　永島教育長。

○永島宣幸教育長　お答えを申し上げます。

文部科学省、また埼玉県教育委員会のほうからも通知等がありまして、外国籍のお子さんについても就学案内等を落ちのないように配付するようにということでございますので、町教育委員会として各課と協力しながら、落ちのないように配付をしているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　よくわかりました。外国人の方にも、漏れなくそういうものは通知して、やっているということでございますね、わかりました。

それでは、次に外国人が日本で生活をするとなると、日本語を勉強しようということになります。そうしますと、嵐山町では国際交流協会で、今年度も土曜日に28回予定されております。どこでもそうなのでしょうけれども、東松山市の国際交流協会でも同様の取り組みをやっておりまして、日本語教室をやっているのですけれども、東

松山市の場合は事務局を役場の総務課に置いているのです。ですから、日本語教室に関する問い合わせ等は役場の総務課にかかってくると。嵐山町の場合は、「広報嵐山」で国際交流協会の発足20周年というのがありまして、それで特集を組んで29年の１月に広報で出しているわけなのですけれども、国際交流協会の問い合わせ先が尾崎さんというふうになっているのです。それで、尾崎さんという個人名になっていて、それが個人の携帯電話の番号になっているのです。この方が窓口になっているということなのですけれども、これはこれで果たしていいものなのかと。やはりこういったものの窓口として、実質的には国際交流協会のほうでやるわけなのでしょうけれども、役場にも窓口をどこかの課に置いておいて、そういった問い合わせに対応できるようにしておく必要があるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○佐久間孝光議長　安藤副町長。

○安藤　實副町長　外国人の国際交流協会、尾崎さんを中心に対応していただいておりますけれども、東松山市はご承知のとおりスリーデーマーチ等で、国際化の面では嵐山町と比べものにならないほど進んでおります。こういったことで東松山市と嵐山町を比べた場合には、相当な部分で開きがあるのかなというふうに思っておりますけれども、国際交流協会は町が支援をする団体でございまして、その辺については団体側と町で話し合ってみたいと思いますけれども、要は外国人の方にどういう必要なサービスが適宜、適切にできるかということでございまして、話し合ってみたいというふうに思っております。

○佐久間孝光議長　吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　ぜひ話し合っていただいて、私は姿勢的な問題としても町にそういった事務局を置いておいて、相談されればいつでもこちらのほうから協会のほうに連絡をするという、そういうコミットをしていたほうがいいのではないかと思うのです。ぜひよろしくお願いしたいと思っています。

　あと、外国人の就業の関係ですけれども、外国人が働きたいなというようなことがありましたら、それはどういったような案内とか支援の形になっているのか、それをちょっと教えていただきたいと思いますが。

○佐久間孝光議長　山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　お答えをさせていただきます。

　外国人の方の就業の関係でございますけれども、先ほども答弁のほうで申し上げさ

せていただきましたけれども、現在ではハローワークさんのほうが一括して窓口になっております。

町のほうはといいますと、例えば何らかの理由によってその会社を退職する必要が出てきた、あるいは研修から外れる必要が出たといった場合等にも、ハローワークさんに相談をかけて等々の窓口になっております。そういった部分等も、町ホームページ等を通じてご案内等をさせていただくというふうなことで現在考えているところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　ホームページにインディード載せてありますけれども、そういったものもやっぱり非常に重要なことだなと思っております。

外国人対策、私がいろいろインターネットを見たりして調べた以上に、よく町のほうでも対応しておられるなというふうに感じております。やはりこれから外国人がふえてくる可能性も高いわけですけれども、町の町民と共有していくと、共存していくという意味ではしっかりした対応をして、住民ともトラブルなく、また住んでおられる外国人も快適に嵐山町に住んでいただいて、これからはそういった国際的な、外国人を排除するのではなくて、やっぱり入れていただいて力になっていただくという、そういう観点でやっていただくことがいいのかなと、このように思いました。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

○佐久間孝光議長　ご苦労さまでした。

◇　畠　山　美　幸　議　員

○佐久間孝光議長　続いて、本日３番目の一般質問は、受付番号３番、議席番号６番、畠山美幸議員。

初めに、質問事項１のラベンダー園プレオープン後の課題と今後の対策についてからです。どうぞ。

〔６番　畠山美幸議員一般質問席登壇〕

○６番（畠山美幸議員）　それでは、今議長からご指名がございましたので、今回大項目４問につきまして質問を行わせていただきます。議席番号６、畠山美幸です。

まず第１項目め、ラベンダー園プレオープン後の課題と今後の対策についてでござ

います。ラベンダー園プレオープンは、７万人を超える来場者とお聞きしております。お天気にも恵まれ、ラベンダーの状態も最適で、栽培にかかわった皆様には感謝申し上げたいと思います。しかし、場内の場所の確認ができなかった、トイレの基数、飲み物の店舗が不足していたなどの意見を聞いております。

終了後のオープンに向けた検討会議ではどのような課題が出され、今後オープンに向けての対策について伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長　それでは、答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長　それでは、質問項目１につきましてお答えをさせていただきます。

６月16日から７月１日までのプレオープンといたしまして、ラベンダー園を一般開放し、６月の23日、24日の両日に手芸体験教室や模擬店による特産品等の販売などのイベントを開催いたしました。その後、庁内関係各課で構成する推進会議及び千年の苑事業推進協議会におきまして、プレオープンの検証を行いました。

大きな意見として出されましたのが、１つといたしまして周辺道路の渋滞と仮設による駐車場の問題。２番目といたしまして、外部からの電話等による問い合わせの体制。３番目といたしまして、園内の広場への日よけの対策。４番目といたしまして、園内の案内パンフレットや案内看板の設置。５つ目といたしまして、女子トイレの不足。６番目といたしまして、駅から園までのアクセスが不便等の意見が出されました。

駐車場の確保につきましては、警察等の指導により園に集中するのではなく、バイパスから園までの間でシャトルバス等の利用の検討や、観光バスの受け入れに関する駐車場の確保など、調整を進めているところでございます。今後も、関係団体はもとより交通事業者、警察、地元の協力を得ながら諸問題を解決いたしまして、本オープン時には多くの訪問客に足を運んでいただけるよう努めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　今答弁の中にございました１番目から６番目の課題があったということでお話がございました。

今回この中でちょっとお伺いしたいのですけれども、まず１つ目の周辺道路の渋滞と仮設による駐車場の問題ということで、やはりファミリーマートのほうから来ると

ころが渋滞していたのかなと。私は、もうそれを察知しておりましたので、今回はＢ＆Ｇを越えた先のところからＴ字路に向かって出てきて右に曲がったら、もうそこが左側にバーベキュー場があるという経路で、班渓寺のほうから回っていったわけですけれども、やはり矢印で経路みたいなものを設置するというようなお考えに来年はなるのか、伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長　杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長　先ほど答弁でお答えさせていただきましたけれども、警察等との協議の中で、やはりラベンダー園周辺に集中をさせてしまいますと、多くの車がそこでの混雑があって渋滞が発生するというふうなことが考えられます。

そういった中で、例えばラベンダー園の周辺のところ、東松山方面から来るのであれば、月田橋ないし学校橋のほうからアクセスをさせていただきまして、その周辺に駐車場を確保しシャトルバス等で会場まで搬送するというふうなところ。また、観光バス等につきましてはやはり時間的な制約がございますので、今回のプレオープンの中で、ラベンダー園から下り車線につきましては国立女性会館まで、上り車線につきましてはヤオコーまでのバイパスで渋滞が発生したというふうに伺ってございます。

そういった中で、観光バス等につきましては大野―東松山線等からアクセスをしまして、ラベンダー園の反対側のほうに駐車場を確保しての観光バス等の利用を促すというふうな形で、来年の本格オープン時につきましては案内看板等、そういった形で警察等と協議をしながら誘導させていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　今回はプレオープンでございましたので、場所も大分問い合わせがあって、バーベキュー場を目指してくださいというご案内だったそうですけれども、来年は千年の苑ラベンダー園という形での立て看板などもあちこちに立てるかなと思うのですけれども、しっかりその辺取り組んでいただきたいと思います。

それとシャトルバスの件ですけれども、やはり秋の嵐山まつりも、当初小学校、中学校の校庭を借りて駐車場にしたりとかして確保はしていたものの、なかなかとめられない状況が続いておりましたから、学校橋のほうに車をとめて、町内のバスを定期便のように出していただいたらどうでしょうかという提案をさせていただいて、それを導入してしただいて、今大分いい状態になっているというのも伺っておりますので、

先ほどのように女性教育会館のところ、ヤオコーバイパス線のところなど、あと農直のあそこも広くありますので、ああいうところを経由しながらお客様を拾っていただく、駐車していただく、そういう形をとっていただければ大分緩和されるのかなと絵が見えてまいりました。ぜひ来年そのように、混乱のないようにお願いしたいと思います。

それと、１番目の件、２番目の件はいいのですけれども、３番目の園内の広場への日よけ対策というところで、ラベンダー摘みをされる方がテント２張りぐらい張ってあったのを見受けているのですけれども、あの中で順番待ちをしている姿は見ているのですけれども、２張りの中に入れなかった方が、やはりちょっと暑そうだったなというのを見させていただいて、今銀行でもどこでも、ディズニーランドとかああいうテーマパークなんかへ行くと、一直線で並ぶのではなくて、らせん状に蛇行して並ぶような形式をとると、１つの中で人数が大分日陰の中にいられるということがございますので、今回２張りの中で１列ではなく、そういう蛇行式の並べ方をしたのかどうなのか、その辺ちょっとよく見ていなかったのですけれども、どうだったのでしょうか。

○佐久間孝光議長　杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長　まず、１点目のラベンダー園の摘み取りの受付のところでございます。そちらにつきましてはテントを１張り用意させていただきまして、職員のほうで受け付けをさせていただいたわけでございますけれども、ピーク時にはやはり20人、30人の方がお待ちを願った経緯がございます。そういった中で、そこの部分につきましては特にテント等は張ってございませんでしたので、そういった中で、受付の場所につきましては固定をさせていただいてございますので、日よけ対策等も今後あわせて検討させていただければなというふうに考えてございます。

また、摘み取りの場所につきましては、ラベンダーのほうの生育状況によりまして、また摘み取りのお客様が来た状況によって、圃場を転々とさせていただいてございます。そういった中で、やはり仮設のテントを持ち運びができるような形で行っておりますので、そういった中で暑さ対策も、日陰のほうの対策のほうもとれるような工夫をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　とにかくテントの中に人数が入れるように蛇行式で、ちゃんとひもでやるとより効果があるかと思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それと、園内のパンフレット、観光案内の看板は今お話がありました。やはり女子トイレが不足したということで、バーベキュー場のトイレも使わせていただき、仮設トイレも設置はしてあったのですけれども、仮設トイレについて、男女で基数は何台ずつ設置をされたのでしょうか。

○佐久間孝光議長　杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長　今年につきましてはプレオープンでございまして、春の花火大会で用意をさせていただきましたものと同様なものを設置させていただきました。

女性も特にきれいなトイレでないと、やはりイメージ的なものもございましたので、そのような形で予算の範囲内で設置をさせていただきましたので、男性のほうが２基、女性のほうが３人用というふうに聞いてございます。やはりピーク時にはかなりの方がそこに並ばれたと。バーベキュー場のトイレのほうも誘導はさせていただいてございましたけれども、どうしても距離的なこともあり、ちょっとそこの点が大きな課題になっているのかなというふうには考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　今男性が２基と女性が３～４基というお話でしたけれども、女性のトイレは不足していたとここにも書いてありますから、来年何基ぐらいをご予定なさっておりますか。

○佐久間孝光議長　杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長　こちらのほうはアンケートの中で、先ほど議員さんのほうのお話の中で、約７万7,000人来られてございます。その中の約６割ぐらいは、女性の方が見えている部分でございます。それらの入場者数等も勘案をしながら、基数につきましてはこれから検討させていただきたいというふうに考えてございます。

○佐久間孝光議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　大変今仮設トイレも昔と違いまして洋式になっていて、水洗にもなっていて、昔とは全然違ういいものがついておりますので、迷惑のかからないというか不便のないように、予算の範囲内という答弁もございましたけれども、ぜひ

よろしくお願いしたいと思います。

あとは、今年は23、24で土日の２日間で店舗も出していただいたところでございましたが、その以前から、さっき誰の答弁だったか、今回は33日間の猛暑だったという答弁が近藤課長からあったと思いましたけれども、飲み物、やっぱり冷たいものが足りなかったと思うのです。店舗は、やはりお店を出す人のやる気がないと、やってくださいとこっちで言ったとしてもなかなか難しいかなと思うのですが、今回のプレオープンは６月16日から７月１日まででしたけれども、来年の本オープンは大体期間はどのくらい、何月から何月までで、出店とかはどのようにお考えになっているのか、お伺いしたいと思います。

○佐久間孝光議長　杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長　来年のオープンの関係でございます。今年につきましては、先ほど議員さんもお話のとおり16日から７月の１日までということでございます。

この一般開放につきましては、開花の様子等によりまして多少前後するのかなというふうには考えてございます。ただ、模擬店のほうにつきましては、ある一定の時期には確定をさせていただきまして、商工会さん等を通じて周知をさせていただければというふうに考えてございます。

今年度につきましては、20店舗の模擬店のほうの出店をさせていただきました。来られた方々のアンケート、そういったものにつきましても、やはり模擬店のほうがちょっと少なかったのではないか、これは出店者からのご意見の中にもありました。当然品数等の状況にもよりまして午前中でなくなってしまったとか、そういったこともございます。アンケートの中では、やはり倍の数、30から40店舗ぐらいは、スケールの中で、ラベンダー園の規模から考えて、そのくらいの店舗はあってもいいのではないかなというふうに担当としては考えてございます。

また、大体開花時期につきましては、６月初旬から６月いっぱいぐらいまでが見ごろの時期ではないかなというふうに担当としては考えてございますので、その時期に一般開放ができればなというふうに考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　この間テレビを見ていましたら、ソフトクリームの業者さんの番組がやっていたわけなのですけれども、やはりああいう観光地に行くと、皆さん

ソフトクリームをお召し上がりになりたいと思うのです。ただ、仮設の店舗だと、ああいうのが保健所的にどういう対応になるのかわからないのですけれども、すごいいろいろと相談に乗ってくれる業者さんのようですので、町で例えばラベンダーのソフトがつくりたいと言えばいろいろ調査研究をしてくれて、それは無料でやってくれるというような情報がございました。

そういう町独自の、今ＪＡでは焼芋アイスだっけ、芋アイスだっけ、嵐山は芋なのだよと、吉見はイチゴだよと、イチジクは川島だよとか、何かそういうカップに入ったものはあるのですけれども、そうではなくて観光地に来たときには、やっぱりおいしいソフトクリームがあるといいと思うので、ぜひそういう業者の方とご相談になって、より嵐山に向いているものをアドバイスいただきながらやっていくというのはいかがなのでしょうか。

○佐久間孝光議長　杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長　今模擬店のほうの関係かと存じます。こちらにつきましては、今年度のイベントにつきましては２日間ということでさせていただきました。営業のほうの許可といいますか、模擬店のほうを開催する場合につきましては、３日以内であれば保健所のほうは届け出で済みます。３日を超えるものにつきましては、その品物によりまして保健所の許可というものが必要になってくるケースもございます。

仮設のテントでできる内容のもの、また常設的なもので水回りもしっかりとした形でやっていくもの、そういったものがおのおのまたご希望の中で出てくるかと思います。そういったものを取りまとめて、また保健所のほうの指導をいただきながら、どんな形がベストなのか模索させていただければと思います。せっかく多くの方が来場される予定でございますので、魅力ある園にできればなというふうに考えてございますので、関係機関との協議のほうは煮詰めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　私の後に、あと２人の方がこのラベンダーの質問をされると思うのですけれども、あと私は３つだけ。

あとは、たまたま今回バーベキュー場に私車をとめさせていただいて、橋の下をくぐってラベンダー園のほうに入場した形だったのです。帰り、また同じ橋の下を渡って帰ってくるときに、足場がやはりごつごつしているというか、川辺ですので砂利の

ところで、足元がおぼつかない人だとちょっと大変だったかなと見受けたのです。ですので、あそこのところに簡易的なベニヤ板でも何か敷いたほうがいいなということと、あと段差があるのです。橋を渡ってラベンダー園に入場するときがちょっと高さがあって、そこが別に階段もなく泥のままだったのです。私が帰るときに高齢者のご夫婦がお見えになっていて、ちょっと足がおぼつかないご主人と２人でお歩きになっていて、私肩をかして奥様と２人でご主人を下におろしたという経緯がございましたので、ぜひ傾斜のあるところにはちゃんと簡易的な手すりをつけるだとか、何か対策をしないとちょっと大変だったなと見受けたのですけれども、その辺のお考えは何かございますでしょうか。

○佐久間孝光議長　杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長　園内のほうの散策道のほうの関係でございます。こちらにつきましては、イベント会場から摘み取り会場のところまで、何カ所かを今年度プレオープンということで階段で整備をさせていただきました。まだ園内の散策路等につきましても、今年度については試行という形でございましたので、ルートの、散策道の整備も完全ではございません。そういった中で、そういった方々も非常に多く見られましたので、階段を設置する、また手すりがどのような形でつけられるのか、それらも踏まえまして整備ができればなというふうに考えてございます。

○佐久間孝光議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　あと、摘み取りが最終日だったのですけれども、最終日は３時30分で終了だったかなと思うのです。その日が、何か摘み取りの受け付けをするテントのところに時計が置いてあって、たまたま子供さんと時計を見たら31分だったというのです。それで、前の方は入場できたのだけれども、もう時間です、お引き取りください。その方の後ろに誰かいたのと聞いたら、私たちだけだったというのです。だけれども、もう31分なのでお引き取りくださいということで、摘ませてもらえなかったという残念なご報告があって、後ろのほうには人数何人かテントの中でお金を一生懸命勘定していて、受付にいた人には、そうやって１分過ぎただけで帰されてしまったのよという、ちょっとそういうクレームが入りまして、それは申しわけなかったねと。だけれども、もしよかったらここに摘んだやつがありますから、これ300円でどうですかと言われたと言われて、あら、それはちょっとねと。やっぱり摘んで何ぼというか、ここに来てよかったねということだったので、機械ではないのだから、人

と人との触れ合いなので、来年はそういう対応はちょっとやめていただきたいなと、余りだらだら、だらだらやれとは申し上げませんけれども、たった１分過ぎただけでぴしっと切られてしまう。嵐山町そんな人いないのだけれどもとは言っておいたのですけれども、ちょっとすごくショックだったわと言われてしまったので、その辺の対応を課長、来年はいかがでしょうか。

○佐久間孝光議長　杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長　そういったことがあったということで、非常に担当のほうといたしましても、来年に向けての大きな反省点であったかなというふうに考えてございます。

こちらで数字的なお話をさせていただきますと、摘み取り体験が約8,980人来てございます。我々担当のほうといたしますと、ラベンダー園にお越しいただいた方の１割以上の方が、やはり摘み取り体験ができるところが少ない。そういったことができる園として、やはり魅力のあるところにできるのではないかなというふうに考えてございます。

受け付け人数も、今年度につきましては少なかった関係もございまして、ちょっと並んでいただいた方、またこんなに並ぶのではということで帰ってしまわれた方もいると聞いてございます。そういったことも踏まえまして、それらを今度はどういった形で受け入れをしていくのか、そこも検証の一つとしてあわせて行っていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　では、ぜひよろしくお願いします。

あと最後は、スマートフォンのスポット台が何か設置してございまして、何と気がきくことをやってくれているのかなと思って感動したところなのですけれども、あそこから写すと、本当にしゃがんで撮ってもすごいラベンダーがわあっと咲いて、私の提案ですけれども、妖精とかがいそうだなと思ったのです。だから、何か妖精のようなお人形をご用意してとか、あときょうはどこにいるでしょうとか言いながら、きょうはこっちにいましたとか、あっちにいましたとかといって写真スポットとしてやると、大変かわいい、若い女性にも人気なスポットにもなるのかなと思ったところなのですけれども、そういうのも今後検討していただければと思いますけれども、ご答弁

いただけますか。

○佐久間孝光議長　杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長　今インスタ映えのお話をいただきました。やはり町で広報等々していく中、また来場者の方がＳＮＳ等で拡散していただくことによりまして、このラベンダー園のほうの知名度も上がってくるのかなと。そういったことで、今年度２カ所ばかり試行的に行いましたけれども、もうちょっと大きなもの等も、これはある森林組合さん等からもご提案をいただきまして、寄附等でいただけるようなお話もお伺いしてございます。そういったものを何カ所か設置をさせていただきまして、おのおの楽しんでいただくというところで考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　では、ぜひ頑張って来年のオープンに向けて、本当にすばらしいラベンダー園にしていただきたいと思います。

以上でこの質問は終わります。

○佐久間孝光議長　会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開の時間を２時45分といたします。

休　　憩　午後　２時３４分

再　　開　午後　２時４５分

○佐久間孝光議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　それでは、大項目２項目めに行きます。

災害時のフード・グリーン発電車の活用について。今年の３月議会で廃油回収について質問をしましたが、今回は町内業者のフード・グリーン発電車の活用についてお伺いしたいと思います。

フード・グリーン発電は、飲食店などで出るグリストラップ汚泥として廃棄されるものから、油脂、残渣、水に分別された排水油脂を発電燃料（ＳＭＯ）としフード・グリーン発電するものです。１割程度のてんぷら油を入れることも可能だそうです。

町民の協力で、廃油も活用しながら災害時の非常時電源として、フード・グリーン発電車の活用についてのお考えを伺います。

○佐久間孝光議長　それでは、答弁を求めます。

伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長　それでは、質問項目２につきましてお答えさせていただきます。

庁舎の非常用電源はディーゼルエンジンで稼働しており、軽油を使用しています。町では、災害時に燃料を確保するため、平成26年３月に埼玉中央農業協同組合と災害時における燃料の供給に関する協定書を締結しました。これにより、安定した燃料の確保が以前より可能になっていると考えております。

災害対策に関する予算は大幅に不足しており、課題は多くあります。しかしながら、財政的な制限もあり、対応に苦慮しているところです。災害時の備蓄状況においても不足している状況であり、優先順位をつけて災害対応予算を執行する必要があるものと考えております。災害時の非常電源としてのフード・グリーン発電車を購入する計画は、現在のところございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　非常電源としてのフード・グリーン発電車を購入する計画はございませんということで、車を買うわけではなくて、非常電源として買うことがないということで捉えてよろしいですよね、車ではなくて非常用電源としてのフード・グリーン車を活用することはしないということでよろしいでしょうか。

○佐久間孝光議長　伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長　お答えさせていただきます。

災害によってさまざまな状況が発生すると考えまして、今回の北海道地震のようにかなり大規模な停電も起きたり、そういう状況もあると思います。それぞれごとに災害対策本部がございまして、その災害対策本部の中で、もし非常電源が必要となったときに検討していくということになっていると思いますので、予算として今現在計上する考えはちょっとございませんけれども、その都度その都度災害対応によって検討してまいりたいというふうに考えているところです。

○佐久間孝光議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　北海道の地震、何かちょっと名前があったと思うのですけれども、今回北海道の地震の状況をテレビで見ますと、まさか自分に降りかかってくる

とは思わなかったと、ほかの地域のことだと思っていたなんていうテレビのインタビューに答えている方々が多く見受けられるなと。今まであそこの地域というのは、900年前だかに１回あったというのは伺っておりますけれども、ここ最近は北海道のあの地域での大きな地震というのがなかったために、本当に備えあれば憂いなしだったのだけれども、備えていなかったというのが実情のような、何かテレビでの報道があったなと思いました。

テレビで専ら映るのが、２日間の停電でやっぱりスマートフォンだけが情報源になるということで、いろんな仮設の避難所というのですか、そういうところにスマートフォンの電源をとるために、いろんなところからタップを持ってきて携帯に充電しているという風景が多々見られて、私も北海道に親戚がおりましたのですぐさま電話しましたら、今停電していると、もう冷蔵庫のものは多分だめになってしまうわと。今テレビも映らないので、頼りはスマートフォンだけなのと。でも、私おっちょこちょいだから、行くところ行くところで電池式の充電池を買っていたために、今６台あるからと、何とかつないでいけそうなのだけれどもという、そういうお話がございました。本当に危機感がちょっと薄い、ちゃんとしている方もいらっしゃったかもしれないのだけれども、テレビを見ている限りだと、割ともう本当に備えを余りしていなくて、突発的に突然起こってしまったことなのだなというぐらい大変なことだったなと見ました。

今庁舎に、ディーゼルエンジンの非常用電源はあると。ただ、これ庁舎を動かすための電源であって、例えば今回は本当に真夏の暑いときではなかったからよかったのですけれども、真夏の暑いときで、では夜避難所に来たときに、やっぱり扇風機を回す、エアコンをつけるとかということになったときに、さっき18カ所に絞っていくというお話ありましたよね、避難所。ちょっと戻ってしまうのですけれども、18カ所の中で太陽光発電がない施設というのは何カ所なのでしょう。さっきの18カ所の中で太陽光発電のない施設、お伺いします。

○佐久間孝光議長　伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長　太陽光パネルを設置する台数というのでお答えさせていただきたいと思います。

今現在避難所で太陽光パネルの設置をしている施設は３カ所ございます。それ以外については、太陽光発電ついているのですけれども、それで電源を供給できるという

施設はございません。太陽光パネルが入っている施設は６カ所あるのですけれども、電源をとれる施設は３カ所、それで太陽光パネルがあって蓄電池があって、そういう電源をとれる施設というのは３カ所のみでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　そうなりますとやはりいろいろな面で、さっき埼玉中央農業協同組合さんと災害時における燃料の供給の協定を結んでいると言っているのですけれども、今回皆様にお配りしました資料のこの企業さんは、本社は何か入間市にあるみたいなのですけれども、この電気システムを、発電システムをつくっているのは町内にあったのです。私も全然知らなくて、町内にこれだけすごい施設があるのであれば、やはり活用しない手はないでしょうと思うわけなのです。ですので、この表側の私の名前が書いてあるほうの資料だと、ここはとにかくある牛丼チェーンさんの残渣、結局本来なら排水に流れてしまう油とか洗剤とかしょうゆとか、そういうものが全部一つに缶の中にまとめられていて、６割程度が油で、あと下がしょうゆの何かだしの中に洗剤がまざったり水分になる、あと残渣が入っていたりというようなものからオイルをとるわけなのです。だから水も汚れない。そして、そういう本当だったら燃やしてしまうような、ごみになってしまうようなものを発電に使うということで、裏面を見ていただきますと、フード・グリーン発電は年37万トンもＣＯ$_2$を削減しているのですよというようなことがうたわれてあります。

今回この間報告がございましたけれども、嵐山町には緑と清流・オオムラサキが舞う嵐山町ストップ温暖化条例がございまして、この中の嵐山町エコシステムというところの第11条の３項に、「町長は、大幅にＣＯ２を減らすなどの模範となる低炭素社会のまちづくりを推進した町民、事業者及び環境保全団体等を積極的に広報紙やホームページで公表します」ということが書いてあるのですけれども、まさしくこの企業さんは、もう広報紙やホームページにご紹介できるような企業さんなのだなということがわかりました。

表の面にまた戻っていただくと、これ昨年、実証実験が2017年の９月から始まっているので、新しい企業さんなので、まだご存じない職員の方もいらっしゃるのかなとは思うのですけれども、そういうことがうたってあるわけですから、これからこちらの企業さんというのは、そういうホームページとか広報紙とかに紹介することはある

のでしょうか。お伺いします。

○佐久間孝光議長　伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長　それでは、お答えさせていただきます。

いろいろ企業さんがいらっしゃって、今後も、こういうことを含めずに、広報としては企業紹介というのも考えているところです。これは、申しわけないのですが、さっきと趣旨が違うと思うのですけれども、エコの関係に限らず嵐山町の企業とか、そういうのも紹介するというふうに考えまして、今後は福祉の関係の紹介もするという、町民を含めて広報するというふうに考えておりますので、その中で可能であればやっていければなと思います。ただ、内容的にまだ確認しておりませんし、どのような企業さんかわからない面もございますので、その辺ちょっと検討させていただきながら、できるものであればやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　趣旨がちょっとずれてしまってすみません、広報紙のほうまでいってしまって。こういう企業さんでありますので。嵐山町もおかげさまで、埼玉というところは本当に災害の少ない、海もありませんし、すごい土砂災害があるということもないのですけれども、しかしながら、今回の北海道の様子を見ていると、今後どんな災害が、突然いつ何どき起こるかわからないから、やっぱり備えはしておかなければいけないなというのを本当に実感したわけです。

こういうことがあると、テレビもいろんなテレビ番組で、また防災グッズとか、きょうもやっていましたけれども、ヘルメットは必ず必要です。しかし、ヘルメットなんてなかなか家にないから、タオルを入れて頭の上に置いた洗面器がヘルメットがわりになるという、きょうテレビでやっておりましたけれども、なるほどなと。今後何か災害があったときには、やっぱり器って大事で、顔を洗うとか体を拭くとかというときには水が貴重になってきますから、水がためられる洗面器とか、ヘルメットではそれはできないけれども、洗面器ならそういうこともできるなと。きょうすごいなと思って感動して見たところだったのですけれども、やはり備えは大事ですので、ぜひこの企業さんとも協定とか結んで、何か災害があったときには協力していただけないかというお話を持っていったほうがいいのではないのでしょうかと思うのですけれども、まだ新しい企業ですけれども、町長どのようにお考えになりますでしょうか。

○佐久間孝光議長　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えさせていただきます。

今課長のほうから答弁させていただいたとおり、まだまだというような感じのご提言でございます。いずれにしても準備というのをしなければいけないと思いますので、これが自助なのです。自分で携帯電話に充電できなくてはということになったら、どういうふうに準備しなくてはいけないかとか、きょうもちょっと役場の車に乗ると、ガソリンが半分になったら入れてくださいと書いてあるわけです。ですから、そういうような形の準備というのをそれぞれがやっていく中の一つだと思うのですけれども、それには経済的な費用対効果、ほかのものと比べてどうなのだというようなこともありますので、これからいろんな形で研究をして、どこでもそういうような課題に直面をしているわけですので、いろんなものが出てくると思いますので、それらをしっかり検討して、税金を投入していきたいというふうに考えています。

○佐久間孝光議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　ということですので、よく研究していただいて、町内業者さんでありますので、いろいろ協力ができるようなお話もちょっとこの間伺ってまいりましたから、今の花見台の会社の中には発電所というか、２基発電できるものもございまして、今のトラック以外に発電機も持っております。このオイルのバイオ、ＳＭＯの燃料を保有している電池もございましたので、ぜひ調査研究していただいて、より町民の方が安心できるような対応をとっていただけたらと思いますので、以上でこれは終わりにします。

次に、３番目です。河川の浚渫についてです。今年は記録的な猛暑になり、西日本では豪雨災害にも見舞われ、甚大な被害を生じました。お亡くなりになられた皆様には、本当に哀悼の意をあらわしますとともに、被害に遭われた皆様にはお見舞いを申し上げます。

そこで質問ですが、市野川などの浚渫が必要と思われます。いつ何どき災害が来るかわかりません。市野川は、30年以上も前になると思いますが、氾濫したと聞いております。お考えを伺います。

○佐久間孝光議長　それでは、答弁を求めます。

藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長　それでは、質問項目３につきましてお答えいたします。

河川整備につきましては、毎年度河川改修工事、伐採、除草及び浚渫について、東松山県土事務所河川砂防担当に要望しているところであります。県では、埼玉県河川維持管理指針に基づいて、定期的な雑草刈り払いと点検等により河川管理施設の状態を確認し、発見した異常は緊急性や現地の状況等を考慮して総合的な優先順位を判断した上で、応急的な修繕や復旧作業を実施しているとのことです。

現状では、県土に占める河川の面積割合は日本一でもあり、財政的にも細かなところまで手が回らないのが現状のようです。ご指摘のとおり、町内の河川については河川に土砂が堆積している箇所も多く見られますので、災害の観点から、引き続き河川管理者である東松山県土事務所に要望してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　いつもあそこを私も精進橋のところを通っておりますので、またちょっと鬱蒼としてきてしまったなと思っていたところです。おとといの日に、あの辺全部歩いてみまして、やはり木まではないですけれども、草が大分生い茂っていて、中州の土がたまっているところにも草が相当生えていて、５～６年前にたしかショベルカーか何かが入ってやっている風景は見ていたのですけれども、こんなにも早く草が生えて、どこの山々を見てもそうなのですけれども、やはり水があるから成長が早くて、大変なことだなと思っていたところです。特に精進橋と川袋橋のあの辺の市野川の周辺は、地産団地も抱えておりますし、今回いろんなところで水害もありましたので、ちょっとやっていただいたほうがいいなと思っているところです。

精進橋の右岸下流に位置する第一公園は遊水地を兼ねている。市野川の洪水ピーク量を軽減させるためである。なお、ここから900メートル上流の右岸へは志賀沢も合流している。精進橋から600メートル南東には鬼鎮神社が鎮座するが、これは畠山重忠が菅谷城が云々とかと書いてあるのですけれども、一応あそこの第一公園が、何か水が多くなってきたときには受け地になっているというのはわかっているのですけれども、たまたま10年ぐらい前に私がちょうど志賀郵便局の裏あたりに、ちょっと知人がおりまして行ったところ、ここ何年、そのときが10年前だから、そこからさらに10年ぐらいか20年ぐらいかさかのぼったときに、この辺水が出たのよねということを心配されていたところでもありますので、できれば早くやっていただいて、なるべく底を深くしておいてもらわないと怖いなということで、今回この質問をさせいただいたと

ころなのですけれども、今課長がお話ししてくださったとおり、毎年、毎年要望はしていると。しかしながら、本当に埼玉というところは河川が多いところで、あちらこちらで優先順位があるのだということなのですけれども、今からさかのぼる５～６年前、私の記憶が定かならそうなのですけれども、大体どのくらいのスパンで今までやっていただいているのでしょうか、あそこは。

○佐久間孝光議長　藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長　県土事務所のほうで確認をさせていただいたのですが、何年前になるかが私のほうでも、また県の今の事務所のほうでも、予算的な措置で確認をしていただいた中では、その浚渫というのですか、それが何年前だというのがちょっとはっきりしないと。ただ、その浚渫をしたのは私も何か聞いたことありますので、やっているのは事実だと思います。

ここ何年かの間にやったのが、平成25年度にこれは志賀地内ということで、志賀２区のやっぱり川袋橋と精進橋の間になるのかなと思うのですけれども、このときにはちょっと予算も500万円ほどかけて、木の伐採とかそういったものはやっていただいているようです。その後は、27年度、29年度に精進橋または川袋橋、いわゆる志賀２区の家が並んでいるといいますか、そこら辺沿いの広いところ、そういったところの伐採または除草、そういったものはやっていただいているということでございました。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　近隣に住んでいる方は、こういうニュースが流れるといろいろご心配があるかなと思いますので、要望をさらに続けていっていただきたいと思います。以上です。

最後の４番目に行きます。５歳児健診について。５歳児健診は、健診によって発達、情緒、社会性に問題を持つ子供を早期に発見することは、育児に対する不安を抱えた保護者への支援にもつながります。早期に子供や保護者へのサポートを開始することで、その後のスムーズな就学、不登校の予防、いじめの予防にもつながります。発達障害を早期に発見し、支援開始に結びつけることができます。

また、所在不明児の問題が顕在化している中で、４歳児、５歳児における見守りが手薄になっているところからも、この５歳児健診で所在確認を行うこともできます。

お考えを伺います。

○佐久間孝光議長　それでは、答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長　それでは、質問項目４につきましてお答えいたします。

５歳児の健康診査につきましては、ご指摘のとおり３歳までの健康診断で明らかにされにくい、集団生活や集団行動における軽度の発達、社会性などの問題を早期に発見し、地域の療育や相談システムにつなげることを目的に、平成27年度の調査では全国で約12％の自治体で実施をされております。

嵐山町では、母子保健法に定められた１歳６カ月と３歳児健診のほか、乳児健診として４、５カ月及び９、10カ月の集団健診を実施しております。こうした健診において気になるお子さんには、療育事業としてのおやこ教室、すくすく相談につなげています。

おやこ教室では、保健師をはじめ保育士、看護師、管理栄養士と多職種が連携してかかわり、遊びや運動を通して子供の発育、発達を促し、すくすく相談では、言語聴覚士と理学療法士によるリハビリテーションを通して、基本的な動作や言葉の発達を促します。そして、ほかにも幼保巡回訪問では、年に３回、町内の４つの保育所と１つの幼稚園を、町の保健師と臨床心理士及び療育医療機関の職員とで巡回訪問させていただき、園の保育士等の意見を聞きながら、実際に子供たちの様子を見て助言、サポートを実践しております。ここで、発達におくれの疑いのあるお子さんにつきましては、保護者の考えを伺いながら町のすくすく相談や就学相談を通して、ケースによってはハロークリニックやつばさの園などの養育機関に結びつけられるよう支援をしております。

５歳児健診の最大の目的は、保護者が子供の発達のおくれに気づくことであり、この気づきから子供への適切な対応や、就学に向けての準備へとつなげると考えておりますので、こうした意味では、特に子育て支援課が新設となった29年度以降、現在の嵐山町の支援対策は十分に機能していると認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　年に３回、町内４つの保育所と１つの幼稚園を、町の保健師と臨床心理士及び療育医療機関の職員とで巡回訪問させていただきというふうに書いてあって、保育所と幼稚園に行っていらっしゃる町内の方はこれで網羅されていると

思うのですが、町外の幼稚園行っている、保育園行っている、あとは中には行っていないという方の対応はどのようにされていらっしゃいますか。

○佐久間孝光議長　前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長　基本的には、先ほどお話をしましたが、１歳６カ月と３歳児健診、当然全員の方が受けます。なので、全員の方が受けますから、そこでまずスクリーニングされるわけです。ちょっと気になるお子さんがいらっしゃれば、町内町外の保育園行っているか就園しているか関係なく、まずそこで気になるお子さんを見て、それでそういったお子さんを、先ほどお話ししましたけれども、すくすく相談の人がそういった療育事業につなげてということでございますので、町内の保育園、町外の保育園限らず、必ずそういった健診のときに、気になるお子さんについては確認させていただいています。そして定期的な、当然そういった支援もフォローもさせていただいているということが現状でございますので、特に町内か町外の保育園ですとか幼稚園ですとか、もしくは行っていないお子さんについても、そういった１歳６カ月集団健診の場では必ず確認させていただいていますので、その後のフォローもしっかり入っていますので、それについては町としては十分対応できているというふうに認識をしております。

以上です。

○佐久間孝光議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　これはもう決められていることで、３歳とかはやっていただいているのですけれども、この４歳、５歳というところが、やはり重要だといっているわけなのです。本当に嵐山町はよくやっていただいているなと思うのですけれども、３歳の時点では気づかない、やはり５歳の時点でよく見ていただかないとというところで、これ何の資料だったかな、健診の目的ということで、特に目に関しては、人の視力の発達は小学校入学までにほぼ完成し、遠視から、これ「せいし」と読むのかな、正しい視ると書くのですけれども、に近づきますが、この時期に片目が乱視、強い遠視などの視覚の発達におくれがあれば、斜視、片目弱視を引き起こす恐れがあります。また、やはりこのときというのが、文字の習得前の５歳児における多角的な健診を実施することは、健全な視覚発達を促すため有用ですというふうに書いてあって、これ東京都のあれかもしれないのですけれども、また５歳児健診を行うことによって、肥満や低身長などの身体発育、歯の問題などの早期対応の機会にもつながっていくとい

うふうに書いてあって、発達障害もそうなのですけれども、こういうもろもろのところが、５歳というのがやはり大事なのだよというふうに書いてあるのですけれども、さっきの課長の答弁だと、３歳のところではやっていますよと、町内の４つの保育所と幼稚園ではやっていますよと。５歳はと言っているのだけれども、そうでないところがやはり心配な親御さんも、自分の子はちょっとおかしいのではないのと、なかなか自分では認めたくないのです。よその子とちょっと違うけれども、大丈夫だろうと思ってなかなか外に、自分の子がちょっとおかしいと言ったら失礼なのだけれども、発達に問題あるかなというのを、第三者に言われて初めてやはりそうですかと、ではどこに行けばいいのですかといってアドバイスをしていただいていく形にしないと、ちょっと難しいのかなということで、この５歳児の健診を入れていただきたいなと思うわけなのです。

それで、大きな市町村でやっているところがほとんどなのだけれども、嵐山町のホームページを見ますと、確かに４カ月から５カ月健診、９カ月から10カ月健診、あと１歳６カ月健診、３歳児健診と書いてあるのだけれども、これしかホームページに載っていないと、５歳児健診というのはもううたわれていないわけなので、何かちょっと、相談するところは嵐丸ひろばもあるのだけれども、やっぱり気づかないで過ごしてしまう人もいると思うので、こういうのを入れていただければなと思うのですけれども、ほかの鴻巣市とか戸田市とかと大きいところになってしまうのだけれども、こういう小さな町と比較にならないでしょうと言われればそれまでなのだけれども、やはり５歳児健診ってどことどこでやっていますよと、こういうふうに書いてあるとそこに行ってみようと思うと思うのですけれども、いかがなのでしょうか。

○佐久間孝光議長　前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長　５歳児健診ということでございますけれども、先ほども答弁させていただきましたけれども、１歳６カ月と３歳の健診、これは法的に決まっていますのでやりますが、その後のことで何もないかというわけではなくて、先ほどお話ししましたけれども、幼保の巡回訪問、これが毎年やってございまして、それで３歳健診のとき以降のお子さんについても幼稚園や保育園に実際に行って、そのときにその集団の中に入って、それでちょっと特殊性に気づくお子さんもいます。ですので、そういった場合で、３歳の健診でもわからなかったお子さんについては、そういった巡回訪問のときに気づくお子さんもいて、その中でフォローをしていくと、支援をし

ていくということをさせていただいています。ですから、先ほどもちょっとお話ししましたけれども、町外に行っているお子さん、そこのところは今後どうフォローしていくかというのは検討しなければいけないと思っています。

先ほども言いましたけれども、町内の４つの保育園と幼稚園については年３回行って、お子さんたちの集団の行動を見て、ちょっと気になるお子さんがいれば、どう対応してみましょうかという相談は受けたりしますし、そういった意味では町内に行ったお子さんについては十分対応がとれていると思っていますので、先ほどもご指摘ありましたけれども、町外へ行ったお子さんが何人かいらっしゃいますので、そういったお子さんについては、今後どう支援していくかというのが検討課題だと思います。

以上です。

○佐久間孝光議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　私のこの大項目中の、段落的には２つ目になるのですけれども、所在不明児の問題が顕在化している中で、４歳児、５歳児における見守りが手薄になっているところからも５歳児健診が必要だということがあって、やはり子供が生きているか生きていないかというような、何かいろんな問題もあったではないですか。なので、そういうものもあわせて調べられるかなということで、この５歳児健診ってやっぱり大事なのではないのかなと思うのですけれども、今後後ろの増進センターが子育て世帯包括支援センターになるわけです。それとあわせて、町内の幼稚園、保育園に行っている方はわかりましたから、本当に町外の幼稚園、保育園、また行っていらっしゃらない方、その辺の人数とかって把握はありますか、どれぐらいの割合で行っていないとか。すみません。

○佐久間孝光議長　前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長　ちょっと今手元に資料がないのですけれども、去年度調べたものの記憶ですと、３歳のお子さんで40名ほど家で保育しているお子さんがいると、４歳、５歳についてはほとんどのお子さんが保育園もしくは幼稚園に行かれていると記憶をしてございます。

先ほどの５歳児の健診の件ですけれども、教育委員会のほうでも就学前には就学時健診というのがございますので、そういう上がる前の健診がございますから、そういった意味では保健の分野と福祉の分野、あと教育の分野、そういったところで連携をしながら、そういった健診等も含めて検討していくというのは、これから必要になっ

てくると思っています。

以上です。

○佐久間孝光議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　やっぱり就学前だと、ちょっと手だてが遅くなってしまうというのが課題なので、ぜひこの５歳児の、もう本当に町内の幼稚園、保育園に行っている子はわかりましたので、それから漏れているお子さんに対しての今後の対策を何か考えていただけたらと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

私の質問は以上で終わります。

○佐久間孝光議長　ご苦労さまでした。

◇　青　柳　賢　治　議　員

○佐久間孝光議長　続いて、本日最後の一般質問は、受付番号４番、議席番号５番、青柳賢治議員。

初めに、質問事項の「命に危険を及ぼす暑さ」に適応できる町にからです。どうぞ。

〔５番　青柳賢治議員一般質問席登壇〕

○５番（青柳賢治議員）　５番議員の青柳賢治でございます。議長の指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

１点目につきましては、きょうの最初で森議員さんも質問しているところでございますけれども、私なりの適応できる町というようなことから質問要旨等読ませていただいて、答弁いただきたいというように存じます。

「命に危険を及ぼす暑さ」に適応できる町に。2018年の夏の猛暑を、異常気象の連鎖と気象庁は総括しました。日常生活での暑さを、確かに昨年までとは違うと、どなたも感じたのではないでしょうか。今後は、この暑さが当たり前になっていくことも予想されます。

そこで、本年と昨年における熱中症搬送者数と容態の程度、町で実施した町民への注意喚起について、あわせて今後この猛暑に対する取り組みについての町の考え方をお聞きいたします。

学校現場におきましても、他県で事故が起きています。日ごろ猛暑対策の取り組みを行っていることと思います。現場における今後の取り組みと、文科省からの検討通知について、考え方をお聞きいたします。

○佐久間孝光議長　それでは、順次、答弁を求めます。

初めに、近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長　質問項目１につきましてお答えいたします。

嵐山町の熱中症による搬送者数は、比企広域消防本部によりますと、８月24日現在16人で、昨年12人の1.3倍の増加となっております。傷病の程度は、本年は軽症９人、中等症５人、重症２人で、昨年は軽症４人、中等症８人でございます。

町では、町民の皆さんが熱中症予防の正しい知識を持ち適切に予防できるよう、熱中症予防５つのポイントを「広報嵐山」や回覧、健康づくりや介護予防に関する教室、高齢者の見守り訪問等で周知、注意喚起し、民生・児童委員さんにはリーフレット配布の協力をいただいております。また、これらに加え、防災無線とあんしんメールによる注意喚起を行いました。防災無線による注意喚起につきましては、タイムリーに多くの方に呼びかけられる反面、受け手側として不要と感じている方もあることから、運用については検討課題であります。

今後の取り組みにつきましては、町の搬送者の増加が埼玉県内の2.2倍に比べ、嵐山町では1.3倍と低くなっている反面、昨年はなかった重症者が発生していることから、対策の強化が必要と考えております。引き続き広く熱中症予防を呼びかけるとともに、特に熱中症への注意が必要な高齢者、障害児者、小児等に対しましては、周囲の方々が協力して注意深く見守っていけるよう重点的に呼びかけてまいります。

また、役場やふれあい交流センター等、町の７施設を埼玉県で実施するまちのクールオアシスとして登録してございます。町といたしましても広く周知し、暑さの厳しい中に外出した際の、一時休息所としての利用促進を図りたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　次に、村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　それでは、私のほうからは質問項目１の学校現場における今後の取り組みと、文科省からの検討通知についての考え方につきましてお答えいたします。

今年の猛暑に対する取り組みといたしましては、森議員のご質問での答弁と重複いたしますが、朝会時に養護教諭から熱中症についての話と安全担当からの指導、登校時に各教室のエアコン始動、外気温により休み時間のグラウンド使用中止、児童のペットボトルに氷と水の補給、職員室入口にコップと飲み物を設置、気温の状況により

部活動の短縮、中止、体育館ミーティングルームのエアコンを常時稼働させて休憩時に生徒に使用させる、テニスコート外側にミスト設置等、学校現場ではそれぞれの施設、状況に応じて柔軟に対応いたしました。

今後の取り組みといたしましては、命に危険を及ぼす暑さであることを学校現場全体で十分に認識し、児童生徒の健康を最優先に考慮した上で、児童生徒一人一人のきめ細かな健康観察により健康管理の徹底を図り、気象予報等の情報にも十分に留意し、迅速かつ柔軟な対応の徹底を図ることで、事故のない学校運営を行いたいと考えております。

文部科学省からの検討通知につきましては、平成30年度に国から県を通じて出された熱中症に関する通知は、文部科学省のほか厚生労働省、環境省、スポーツ庁、文化庁からも出されており、５月17日から８月10日にかけて９本がありました。これらは、全て町立小中学校５校に配布しております。

嵐山町教育委員会といたしましては、特に７月の愛知県での死亡事故と40度前後の酷暑の状況を受け、町内校長等研究協議会において、これらの通知の内容について熱中症予防指針、熱中症予防のための運動指針、熱中症の応急処置、熱中症チェックシート等を具体的に示して配付し、教育長より学校管理下における安全配慮義務として熱中症対策は責務であり、管理職だけでなく、全教員に事故防止に万全を期すように対応を指示いたしました。さらに、学校訪問等により各学校ごとの状況も確認した上で、各校に注意喚起と指示の徹底を図りました。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　嵐山の状況、先ほど学校の関係は出ておりました。確かに新聞等でも4,000人から8,000人になったとか、倍になっていたわけです。それで、やはり７月の状況というのは、梅雨が６月ぐらいに明けるような異常な中で暑さが進んでいったということで、今ここに傷病の程度も出ていましたけれども、軽症、中等症、重症合わせると16人でした。そして、昨年は重症４人の８人で12人ですから、一般に言われているところの今年の熱中症患者の増加数に比べると、嵐山の場合は幾らかでも低いほうだというふうに、私も今見まして思いました。やっぱりこれらの背景というのは、いろいろなものが積み重なって嵐山の特性にもなってくるのかなというふうに、今の答弁で思ったところでございます。

その中で、今回の熱中症の、近藤課長が説明してくれましたように、こういったようなものが各家庭にも配られました。それで、私も町がどんなことを町民のみんなにやってくれているかなと。町長は、先ほど自助、自助ということもおっしゃいました。自分の体ですから、自分で気をつけなくてはならないのは当然でございます。ですけれども、今年の暑さは本当にアスファルトの前に立って、水筒でも持っていないとくらくらして、ふらふらとなってしまったときには、そのままこっちに戻ってこれないのではないかとオーバーに言うぐらいの本当に危険を感じる、危ない危険だなと自分でも感じるような暑さだったのではないかと。これが、小さい子供さんだとか高齢者になればなおさらなのだけれども、高齢者はその温度の変化だとかになかなか適応できていかないということがあるわけです。

そんな中で、今答弁もらった中でこういったものが配られたり、それから防災無線とか、あとは民生委員さんが各自宅を回っていただいたとかいうきめ細かなことをやっていただいていますので、非常に嵐山のお年寄りの場合には少なかったのかなというふうに感じているところでございます。ただ、私この熱中症を取り上げるときに、過去においては熱射病だとか日射病とか言われていたものが、2000年からこの病名を熱中症ということで、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲという形で統一されたということでございます。

私も頭の中で、熱中症というのは、何かとにかく熱が入ってきてしまって脳の回転がおかしくなって、ちょっとふらふらめまいがするというような、この捉え方が抽象的な捉え方なのです。ですから、ここに来てやっぱりテレビニュースなんか見ていても、非常に顔が真っ赤になってとにかく危険な暑さだというのが、毎日ぐらいテレビに出ていました。ですから、非常に侮れない、本当に命に危険が及ぶような暑さになってきているということを、やはり行政もそうでしょうし、何かもう少し強く伝えていかなくてはならないのではないかなというふうに感じているところでございます。

それで、一応この容態の程度とか、町で実施した注意喚起、こういったものも答弁いただきました。ただ、私一つこの防災無線が何か耳にちょっと響き過ぎるという方がいるとすれば、どうでしょうか、高齢者のところに民生委員さんが行ってくださっているということはあるのですが、やはりこの９人、５人、２人の割合というのは、65歳以上のかなり高齢の方が多いのではないかと思うのです。その辺のところはこの中で区別ができていますでしょうか、もしわかりましたらちょっと答弁をお願いいたします。

○佐久間孝光議長　近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長　それでは、お答えいたします。

平成30年度に熱中症で搬送された方16名のうち、65歳以上の高齢者は６名、全体の37.5％になっております。ちなみに、平成29年度は12名中８名で66.7％でした。

以上です。

○佐久間孝光議長　青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　そうすると、今年に限っては少なかったのだね、平年、前の年に比べると。それは、お年寄りが普段から注意しているということになるのかもしれません。ただ、よその地域というか、これはどこということではないのですけれども、先般８月の19日だったかな、ＮＨＫの「ラジオみらい会議」というのがあって、その中でいろいろな猛暑や、変則の台風だとか雨に対応するというので、２時間番組だったのですけれども、やっていたのです。今までの過去においては、いろんなことに人間が適応してきたと、やっぱりそういったものに適応していくような社会が、これからつくっていけるかどうかというような会議だったのです。

その中で、どこの地域だったかな、お年寄りに暑さなんかわかっているのだよと、俺たちはもう昔からいろんなものを耐えてきて、それなりの経験があるのだと。だけれども、決してそんなものではないのだということが、私言いたいところなのです。

担当課でなかなか大変かもしれませんけれども、この中で恐らくどのぐらいの高齢の方とかいて、ひとり暮らしなのかちょっとわかりませんけれども、きょうの答弁の中にも、かなりの高齢者の方が人数出ていました。何か健康いきいき課から、きょうこんなに暑いよと、水とったり、塩分とったり、そんな簡単なものの電話をかけてあげるとかというようなことは、ちょっと業務的になかなか難しいでしょうか。いかがでございますか。

○佐久間孝光議長　近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長　それでは、お答えいたします。

健康いきいき課としては、高齢者で心配のある方がどれぐらいいるかというあたりの把握というのができておりませんで、健康いきいき課でできることとしましては、健康づくりのプロジェクトの教室のときであったりとか、がん検診とか、そういうときに声をかけることはできるかと思います。

以上です。

○佐久間孝光議長　青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　そうしますと、私これ非常に自分が予想していたデータよりも、前よりも今年は少なかったとかとなってきているので、ちょっとここでどういうふうに展開していこうかということを今考えているところなのですけれども、そもそも今このお話の中に私入れたいのは、日本の中でも暑いと言われている、隣の暑いぞ熊谷と言われているところ、それから多治見市、それからもう一つ館林、この人たちが対談をしているのです。役場の職員さんです。こういったのが、熱中症の調べた中で載っていたのです。

熊谷の、まだ若い方だったです。どんなふうに答えていたかといいますと、市民の覚悟はできているというのです。暑いぞ熊谷、だてに言っているのではないのだと。そして、行政から言われなくても、日よけだとか打ち水、それからグリーンカーテン、こういったものも各家庭である程度の、これ暑いから、当然埼玉県は内陸県ですから熊谷に限らず暑いわけです。そういったものを大体各家庭の中で、市民が準備をしているというのです。そういうふうに答えていらっしゃった。なるほどなと、市民の覚悟という言葉を使っていましたけれども、そしてちょっと紹介させてもらいますけれども、庁内といいますか、市役所の中に暑さ対策プロジェクトチームというのがあって、11事業を持っているというのです。そして、学校の関係のことはこの後に進めていきますので、今全般のことをやらせてもらいますから。全中学校の２年生に、授業のカリキュラムの中で熱中症対策の講習を実施すると、それから小学校の新入生、さらには75歳以上の高齢者には、首に巻く冷却の効果のあるスカーフというのですか、涼しくなるやつ、ああいったものが配付されていると、それともう一つ、グリーンカーテンなどには補助金が出ているというようなことを熊谷の方は言っていました。

館林の職員さんの方は、暑さ対策というものを市民や関係団体と共有しながら、そういう会議を持ちながら、館林も暑いよということで、みんなで考えていこうねというようなチームができていると、市民会議と言っていました。

それから、多治見市は、とにかくやっぱり陶器だとかそういうのがありますから風鈴、それからうちわなどを配布して意識を高めてもらうと。これ結論とすると、個人の自覚を促す、注意喚起などの地道な努力の継続であるという、その３人の方がまとめたような形のものが出ていました。ここなのだろうなと、やはり行政、行政ではなくて、そういった地道な継続活動というものが効果を出してくるのだろうと、私もま

さにそう思いました。

そして、呼びかけという運動として、熱中症の指導班みたいなものが、危険な日には部活動はしないとか、そんなことまで熊谷市の中では実践されているということでした。私も、これで究極のことは、市民の健康対策を守るということでありまして、終わりはないということなのだろうと思います。

それで、こういったことを紹介しながら、町で今後の取り組みという中で、先ほども森議員のときにもまちのクールオアシスというのが出ていました。今現在７施設、これは公的な施設だと思いますけれども、どうなのでしょう、嵐山にはあそこのヤオコーだとか、それからいろんな大きな店もあります。むしろこれを私は町からもお願いをして、そういったクールオアシス、嵐山は全国に比べても少ないのです、熱中症になる人たちが。ですけれども、これ以上出さないようにするという思いも込めて、そういったようなことを民間のお店屋さんにも町から呼びかけてみるというようなことについては、これはどうでしょうか。課長でも町長でもいいですけれども、答弁いただければありがたいですが。

○佐久間孝光議長　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　いろいろご提言をいただきましてありがとうございます。

答弁の中でもちょっと入っていますけれども、防災無線に対する注意喚起については、人によって受けとめ方が違ってくるという大変ちょっと困った状況といいますか、こちら側にとってはあれなのですけれども、そんなことは当たり前のことではないかと、毎々そんなことやるのではないというようなお叱りを受けてしまうということですが、そういうようなものを防災無線でやるとだめだということになると、それをほかのやり方で何かないだろうか、だめだからやめてしまうというのではなくて、ほかのやり方で何かないだろうかということになると、今議員さんおっしゃったように地域で声をかけ合う、確認をし合う、そんなようなことを何らかの形で今よりやりやすい状況をつくる。それから、先ほどお話もありましたけれども、地域のコミュニティを濃くするというようなことになってくるのかなというふうに思うのです。

それで、そうでないと行政がアプローチを個々の人にするというのも大変難しいかなという感じがするのですけれども、毎日ではなくてある一定の期間の中で、何十人ですか、町でも高齢者に対してアプローチをしている数というのはあるのです。だけれども、それは毎日ではないですから、言っていることちょっと違ってしまうと思う

のですけれども、これは毎日のことですから、だからやっぱり地域でお互いに話し合う、暑いねきょうはというのを言い合うというような地域での習慣というか、そういうような、仕事で話をするような感じに地域をつくっていくということでもしないと、なかなか徹底ができていかないかなというような感じがするのですけれども、そういうような中で、今いろいろご提言がありました。クールオアシスをつくってというのも、このあれだと思うのです。やっぱりそこのところに行けば、お互いにまた話し合いをできるでしょうし、それと議員さんもおっしゃったように、個人の自覚を促す地道な対策が効果的ではないだろうか、やっぱりここだと思うのです、終着点は。

だから、ここのところに持っていくのにどうやってやったらいいのか。だから、地域で熱中症対策に取り組んでいるところに対して、インセンティブ効果が出るようなものを考えたらどうかとかいうようなことだと思うのですけれども、これはちょっとすぐすぐできないであれなのですが、町では看護師さんを今仕事ごとにあれしているわけですけれども、地域担当制にお願いをしていこうという考え方、動きをこれからとっていこうということで準備をしているわけですけれども、すぐすぐできないのであれなのですが、そういうことになってくると、その看護師さんが地域の中で、私ができるところはこれぐらいだと、そうしたらそこの地域の中でご協力をいただける、一緒に回って話をする中で、ではこことここは私が連絡するよとか、とるよとかいうようなこともできないかなと、そんなようなことができるといいかなと、看護師さんの地域担当制のような形で地域に入っていく。そういうことになってくると、この地域の声というものがお互いに生きてくるかなと、そんな方向も担当では今検討、研究を進めているところなのですけれども、答弁にまだならないかもしれないのですが、そういうようなこと、それこそ地道にやっていく以外ないのかなと、それが効果的な方向になるのではないかなと、そんなふうなことで申しわけないのですが、お願いいたします。

○佐久間孝光議長　青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　私は、本当に人数を聞いたとき、嵐山はやっぱり温暖化条例もつくったり、いろいろなものがこの背景の中にあるのかなと思いました。

それで、１つだけ課長のほうにお聞きしたいと思うのですけれども、私もここに適応できる町にということをお出しさせていただいた以上、今までの温暖化というような異常気象については、いろいろなものを減らしていくと、いわゆる地球温暖化対策

の推進法というものがあったわけですが、これからは６月に交付された気候変動適応法の公布があったと。これは対症療法になるわけなのですけれども、それに適応していくというようなことを国が進めて計画をつくって、県や市町村にも努力義務的な形でお願いしたいというような法律みたいなのですが、この辺のところは、課長どうでしょうか。

○佐久間孝光議長　村田環境課長。

○村田泰夫環境課長　お答えをさせていただきます。

平成26年３月に緑と清流・オオムラサキが舞う嵐山町ストップ温暖化条例において、地球温暖化対策を推進するための町全体で低炭素社会を目指し、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に進めるため、京都議定書目標達成計画に基づき、地域推進計画の策定をさせていただいたところでございます。

近年の我が国において、気候変動の影響が既に顕在化し、今後さらに深刻化する恐れが予測されるため、平成30年12月１日の気候変動適応法の施行に伴い、環境省では施行期日までに政府気候変動適応計画の策定と、地域気候変動適応計画策定マニュアルの整備を行う予定であると通知が来ておりますので、今後必要に応じて地域気候変動適応計画の策定に向け、検討、研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開の時間を４時とします。

休　　憩　午後　３時４８分

再　　開　午後　４時００分

○佐久間孝光議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言の訂正

○佐久間孝光議長　近藤健康いきいき課長より発言の一部訂正を求められていますので、この際許可します。

近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長　先ほど町長の発言で、看護師の地域担当制を今後検討していくというお話がございましたが、保健師の地域担当制に訂正をさせていただきま

す。よろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長　青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　今環境課長のほうから気候変動の適応法の話をしていただいたのは、この熱中症と何としても結びつけなくてはならないと私なりに考えたのです。

それで、これは埼玉県でも埼玉県環境科学国際センターというのが県の組織でありまして、この組織の中に、いわゆる来年の熊谷のラグビー場などで行われるわけですけれども、その暑さ対策の暑熱対策というのですか、やっているわけなのです。その中に、２人の先生の方が言っている中の一つなのですけれども、これは熊谷のスポーツ公園なのですけれども、この対策を小さな森のオアシスとか、普通のところとそれが0.9度違うとか、それからあとはいろいろなエリアをつくりながら、例えば千鳥の日陰だとか、それから並行の日陰と温度が違うとかいうことを研究しているのです。嵐山町ではなくて、埼玉県の中でこの方のおっしゃっているのが、見沼田んぼというのがありまして1,260ヘクタールあるわけなのです。この緑地空間というのが、非常に大切なのですよということを言っているのです。

ここに私が、今さっき近藤課長からの答弁の中で、無理やりつなぎ合わせるわけではないのですけれども、そうか、やっぱり嵐山の場合も緑の空間があるから、埼玉県の平均よりも低いのだなというふうに私は受けとめたわけなのです。ですから、そういう町であるということも一つの嵐山の強みでもあるわけですし、何としても今年出た熱中症の患者をこれから先も多くふやすことなく、いろいろな手だてを町としてできる対策は、自助も中心になりますけれども、やっていっていただきたいということをお願いしたいと思います。

そして、学校関係になりますけれども、非常にこれ大切な答弁いただきましたので、私は１点だけ、国際環境センターの先生が、こう言っていたのです。埼玉県の中にある50の小学校、これに百葉箱があるというのです。そこからデータをもらって、どのように変化しているかということをおっしゃっていました。埼玉県でも、東部の地域の部分が非常に温度が上がっていると、そういう結果が出ているということでございましたが、子供たちにも当然熱中症だとか、そういった意識を持たせる意味でも、百葉箱というものが今埼玉県、嵐山の中においてはどうなのでしょうか。その辺だけちょっと確認させてください。

○佐久間孝光議長　村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　お答えいたします。

　現在のところ全ての学校にあるかどうかは、ちょっと確認しておりません。申しわけありません。

○佐久間孝光議長　青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　あるところもある。

○佐久間孝光議長　村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　たしか菅谷小学校にはあったというのを私も見た記憶がございます。

○佐久間孝光議長　青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　こういったことも非常に、暑さだとかそういったことへの生きた関心を持たせるということで、百葉箱なんかを５年生、６年生中心でもいいですよね、やってもらって、きょう暑いからなと高学年が低学年に言えば、大体暑いからなと、今テレビで出ていますから、あの暑い顔を見ればわかるけれども、実際に百葉箱の温度でこうだなということがやっぱり大事な部分もあると思うのです。

　７月24日ぐらいから夏休みに入りますけれども、それまでの間、今年は本当に７月の前半から暑かったです。学校にも早々に、町長のほうからクーラー、冷房設備入れていただいた。まだ全国では40何％ぐらいです。埼玉県でも70何％かな、その中で嵐山の子供たちは、涼しい中で勉強しているのだからいいのだよと言っているお父さんやお母さんもいますけれども、暑ければやっぱりどうしようもないわけですから、対応しなくてはならないということでございまして、この答弁をいただきました。

　それで、もう一つ学校の関係では、これはちょっと難しいのだけれども、我々文教で玉ノ岡中学の体育館の視察に行ってまいりました。これも、きょうの答弁の中からはちょっとなかなか読み取れないのだけれども、いわゆる体育館でスポーツをやらせるときの注意というか、そういったものもいろいろ出ていると思うのですけれども、今回菅谷中学校や玉ノ岡中学校では、体育館の中でそういったような熱中症になったような人たちというのは、該当いないよということでいいのかどうか、そこだけちょっと確認させてもらえれば。

○佐久間孝光議長　村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　お答えさせていただきます。

先ほどもお答えさせていただきましたように、部活中の熱中症の症状が、菅谷中学校が６人、玉ノ岡中学校が５人いたわけなのですけれども、体育館とグラウンド両方ございます。

先ほど答弁の中で、菅谷中学校の体育館のミーティングルーム、そこをずっと部活中エアコンをかけておいて、体育館内で部活をした生徒たちが、休憩中にエアコンの入った部屋に入って温度を冷やす、また玉ノ岡中学校のほうでは飲み物だけではなくて、保冷剤等で休憩中体を冷やすというような対応をしております。

以上です。

○佐久間孝光議長　青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　大変失礼しました。先ほどいらっしゃったの答弁ありました。ごめんなさい。

それで、子供さんのほうの関係については、いずれにしても他県であった事故については、いわゆる健康状態というものの保護者からのしっかりした報告なり連絡のようなものがあれば、まだまだ防げていたのではないかというふうに思ったりしますので、私これは学校関係も、当然保護者の方に厳重なお願いはして学校に出させてきていると思います。そういった点も含めて、ご両親、保護者の方のしっかりした子供への見守りというのですか、注意というか、そういったことも含めてどこかの中に、学校からお願いする中に入れていただけたらというふうに考えております。

この質問につきましてはこれで終わります。

２点目ですけれども、これは先ほど畠山議員が事細かく聞いておりますので、私としましては答弁書もいただいていますので、再質問というような形から進めさせていただきたいと思います。

これ「広報嵐山」の８月の１日号です。やっぱりこれはすばらしかったです。インパクトがありました。私も嵐山だけじゃなくて、埼玉県の広報紙ほぼ見ているのです。今までほとんど嵐山がカラーでなかったのではないかと思う、ほかのところはみんな表紙がカラーになっているのです。だけれども、この８月号からというよりも、８月号のこのページは非常にインパクトがありました。

そしてプレオープンのときには、あの猛暑の中、町長、副町長をはじめ担当課の皆さんが、あれだけの車の出入りについて、入口で汗をふきふきやっていらっしゃった光景を見させてもらったときには、本当に最高責任者らがトップになって努力されて

いるという千年の苑だなと。そして、６月に私質問したときにも、なかなか準備不足で非常に厳しい状況だと町長おっしゃって、答弁ありましたけれども、いやいや、そんなことないな、よく頑張っていただいたなというふうにまず私は思います。

そして、この中で先ほど出た細かい話になってしまいますけれども、先ほどの推進委員会、それから千年の苑の推進協議会でしたか、そういったもので検討会が行われたと、終わった後に。そして、どうなのですか、いわゆる主体となるべきものというのは、その中でも千年の苑推進協議会というものなのか、それともある程度違う団体とか、そういったところに実施主体みたいなものを移していけるようなところまで来ているのか、その辺のところはどうなのでしょうか、現状は。

○佐久間孝光議長　杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長　これからの推進母体ということでございます。

これにつきましては、31年の補助金のほうが終了後につきましては、しかるべき団体を運営母体として、今後検討していく必要があるのかなというふうに担当としては考えてございます。ただ、来年のオープンにつきましては、この答弁書の中にも記載させていただきましたけれども、やはり各団体がおのおのの役割をきちんとした形で明確に実行していただく。そういったことが、来年のオープンが成功裏に終わるのではないかなというふうに担当としては考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　そうしますと、役場の環境担当課が中心になりながら、千年の苑推進協議会、役場だけではなくていろんな団体が、商工会、観光協会などがかかわるわけですけれども、そういった団体の持つ役割を果たしてもらいながら、31年の本オープンへ向かっていくということでございますね、わかりました。

それで、私もちょっと聞きたかったことは、この広報紙の中に、最後の課題と書いてあります。それで、私たちも６月の23日、24日の一両日、１日でしたけれども、お邪魔させてもらったときに、まさかこんなに来ているとは思わなかった、正直申し上げて。私があのとき聞いたときには、２万人から３万人とおっしゃっていたです。それが、どうなのですか、２週間の通しで７万人ぐらいなのだと思うのですけれども、さっきお聞きしたら女性がそのうちの６割だと。それで、どうなのだろう、この中で、ほとんど町外の人がどのぐらい占めているのかなと。それから、町内の人がこのぐら

いだとかという、ある程度数字的なものは担当課としては把握されましたか。

○佐久間孝光議長　杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長　これにつきましては、このイベント開催の２日間につきまして、アンケート調査をとらせていただきました。

そういった中で、このイベントの来場者で、65％の方が女性の方でございます。県内の方が68.5％、県外の方が16.7％、町外の方につきましては6.6％ということでございます。これにつきましては、６月15日から県政記者クラブなりメディア関係のほうに、見学会のほうを実施させていただきまして、新聞等での報道による影響かというふうに担当としては考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　先ほど出ました交通の渋滞とか、確かにこれだけの人たちがおいでいただければ、本当に車と車がつながってしまって渋滞というか、何と表現していいのかわかりませんけれども、ありがたい悲鳴だったなというふうに思います。

ただ、これはあくまでも試運転のプレオープンですので、来年に向けては、今度入場料になるのか管理料になるのか、ちょっとそこまだはっきりしていないのでしょうけれども、今回の入場者の中で、恐らくあれが有料になったらどうだったろうなと、私も考えてみました。７万7,000人のうちの何人が入場してくれるかなというふうに考えてみましたけれども、今の段階ではまだなかなか言えないのでしょうけれども、その辺のところを含めて、来年のこともちょっと広報紙にも載っていましたけれども、どのような予想をされているのですか。

○佐久間孝光議長　杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長　同じく、これアンケート調査の結果でございます。

有料化した場合ということで、これ金額につきましては100円から300円、また400円から600円、700円から1,000円という３段階でアンケートのほうとらせていただきました。来場した方の感覚的なものということでご説明をさせていただきますと、100円から300円が59％、400円から600円が約31％のほうの数字をいただいてございます。担当といたしますと、ワンコイン程度が適当なのかなというふうには模索をさせていただいている状況でございます。

ちなみに、また来たいですかというふうなアンケートをとらせていただいてござい

ますけれども、67％の方がまた来てみたいということでご回答をいただいてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　これは、本当にやってみなければわからなかったところもありますけれども、私もあのとき北海道の富良野に行って花を見た人の話が聞かされましたり、いろいろ聞きましたけれども、天候にも恵まれて、ラベンダーにとっては非常にいい環境の中で成長ができたり、いい状況だったのでプレオープンができたのかなというふうに思っているところです。ですから、あれがまた31年になったら、状況でどうかというまた花の生育度もあるでしょうから難しいのでしょうけれども、できる限りそういった努力をして、花の勢いは何とか維持して、皆さんに来ていただければなと思います。

私も、ブログだとかいろいろ書いてあるのを見たりしたのです。あの広大さ、あの広さが果たしてプラスなのかマイナスなのかという捉え方があるのですけれども、非常にあの広さがいいと。それで、歩いている姿の中にも癒やされるというような表現を使ってツイッターに書いていた人がいました、これは男性の方でしたけれども。今課長がお答えしていただいたようにアンケートをとったわけですから、そのアンケートをよくそしゃくしていただいて、そして本オープンにつながるようにつなげていってもらいたいというふうに私は希望いたします。

それで、あと出店したお店屋さんというのですか、今回出ている広報の中にもちょっと応援しますというようなことが出ていましたけれども、この辺については、あくまでもそこに参加費みたいなようなもの、出店料のようなものは今回もいただかなかったのではないかと思うのですけれども、本オープンについてもそういうような方向で大体考えているのですか、その辺はどうなのですか。

○佐久間孝光議長　杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長　これにつきましても、模擬店出店の20店舗の方々からアンケートをいただきました。

１つにつきましては、会場の準備等の関係でございます。今年度につきましては、テントで模擬店という形でさせていただきまして、今年度は町のほうで準備をさせていただきまして、各団体の協力をいただきながら設営をさせていただきました。そう

いった兼ね合いで、来年度どうするのか。これにつきましては、アンケートの中でお聞きさせていただいた中では、相応の負担をしても出たいということでございました。また、ごみにつきましても、こちらにつきましては出店者が自主的に回収するほうがいいのではないかというふうな形で、これからまた商工会等を通じて募集をさせていただくわけでございますけれども、やはり出店者のある一定の費用負担、責任の中で稼いでいただく、こういったことが基本になっていくのではないかなというふうに考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　そういうふうな意欲的な展開になっていってもらうことが一番いいわけでして、そういったアンケートが多かったということは非常に心強いなというふうに思います。

あともう一つ、今できている工房があるではないですか、建物。あれの利用みたいなものは、さっきもトイレのような話も出ていましたけれども、含めてうまく活用したりしていけるようなことにはなっていかないものなのですか、どうなのでしょうか。

○佐久間孝光議長　杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長　手芸体験施設のほうでございます。今完成をしてございまして、これから施設のほうの管理、どういった形でしていくのかということで、またしかるべき時期に条例のほうもお願いする形になるかと思います。

そういった中で、開花期間中またある一定の時期につきましては、手芸のほうの講座をあそこの会場のほうでしていく必要もあるのかなというふうに考えてございます。開花期間中の中であそこでやる場合、また通常の維持管理をしていった中では、あそこの法上の管理者、管理を行っていただいている団体、そういった方々が休憩施設、またはトイレ等も利用しながら、管理をさせていただくというふうな方向になっていくのではないかというふうに考えてございます。

○佐久間孝光議長　青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　町長は、皆さんが大勢でかかわってもらいたいということでおっしゃっていました。そして、今回もラベンダーのサポーターのような、応援団みたいなものを募集していらっしゃいましたけれども、何といってもあれだけの広大な土地ですので、そういった方の反響、今のところはどんな状況でございますか。ラベ

ンダー園の何か植えつけをするサポーターというか、いましたよね、そんな状況が今把握できているところありますか。

○佐久間孝光議長　杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長　ラベンダーのサポータークラブの関係でございます。

こちらにつきましては、８月１日の広報紙、またなかなか広報紙のほうをごらんになられない方もいらっしゃいましたので、９月の広報の中に折り込みで回覧等でさせていただいてございます。今20数名の団体、個人がお申し込みをいただいてございます。ボリューム的にはいろいろな方、50株の方もいらっしゃれば10株程度という方もいらっしゃいますけれども、その後もまだ、本日も問い合わせが来てございますので、もう20は超えていますので、30近くまで行くのではないかなというふうに見込ませていただいてございます。そういった方々に、これはサポータークラブにつきましては、本人が維持管理、摘み取り等もしていただいて活用していただくというふうな趣旨のクラブでございます。そういったものも、町民とあわせてあそこの場が盛り上がっていければなというふうに考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　町民のかかわりを持っていただくという意味では、そういったことを10口だとか20口とかという形でやられたことは非常にいいのではないかと、これが長く継続していってもらわなくては困ることなので。それで、いずれにしてもそういった人たちが、このラベンダー園の一つのサポーターのようなものなのだろうと思います。

ですから、先ほどはさみが足らない、人手が足らないということがあったようですけれども、本オープンには、やはり１カ月の間の土日というと、３回あるのか４回あるのかわかりませんけれども、上手にそこを使って、そしてまた来てもらいたいという人が６割もいるわけですから、その人たちを大切にしていただきながら、嵐山の稼ぎ頭になっていってもらうように望んでおります。

最後に、来年の本オープンに向けて、町長としてもここもあるだろう、あれもあるだろうと思いますが、どの点を一番直して本オープンに向かっていこうかなというようなお考えでございますか。

○佐久間孝光議長　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えさせていただきます。

今回のプレオープンを通じまして、今いろいろご指摘もいただいたとおり、大きな課題、また小さな課題がいっぱい出てきました。そして、それらの当面の課題をどうするかということが大きな、広報にもいろいろ出ていますし、きょうもいろいろお話をさせていただきました。

そういう中で、それらを一つ一つ潰していかなければ本オープンの成功は望めないわけですので、それを潰していくということですけれども、その前に、それは枝葉、小さな問題だというふうに私は考えています。大きな課題なのだけれども、小さな問題だと。それらをしっかりこなしていかなければできないのだということで、一番大きな問題、課題というのは、今おっしゃっていただきましたように、稼ぐ力をどうつけるか。これがためにやってきたわけですので、この稼ぐ力をどうつけるか、そしてどう本オープンに向けて対応をとっていくか、ここのところに尽きるわけで、本題というのはこれであります。ですので、大きな課題、小さな課題がいっぱい出ているわけですけれども、それらを一つ一つしっかり潰していって、それで本題である稼ぐ力をどうつけるか、このところを目指して、本オープンに向けて対応策をとっていきたいというふうに考えております。

○佐久間孝光議長　青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　久々に７万人からの人が嵐山に来てくれたと、すごく明るくて元気をもらえたラベンダー園のプレオープンでした。何とかこれが、今町長がおっしゃっていただいたような町民の皆さんの稼ぐ力となって、本オープンに向けて進んでいってもらうように我々も一緒になって、そこのところは町の稼ぎ場所ですので、応援ができたらと思っております。

以上、終わります。

○佐久間孝光議長　ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○佐久間孝光議長　以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　４時２６分）

平成３０年第３回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第３号）

９月１１日（火）午前１０時開議

日程第　１　一般質問

第13番議員　　渋　谷　登美子　議員

第３番議員　　大　野　敏　行　議員

第９番議員　　川　口　浩　史　議員

第８番議員　　河　井　勝　久　議員

○出席議員（１３名）

１番　吉　本　秀　二　議員	２番　森　　一　人　議員
３番　大　野　敏　行　議員	４番　長　島　邦　夫　議員
５番　青　柳　賢　治　議員	６番　畠　山　美　幸　議員
７番　吉　場　道　雄　議員	８番　河　井　勝　久　議員
９番　川　口　浩　史　議員	１１番　松　本　美　子　議員
１２番　安　藤　欣　男　議員	１３番　渋　谷　登美子　議員
１４番　佐久間　孝　光　議員	

○欠席議員（１名）

１０番　清　水　正　之　議員

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	菅　原　浩　行
書　　記	新　井　浩　二

○説明のための出席者

岩　澤　　勝	町　　長
安　藤　　實	副　町　長
岡　本　史　靖	技　　監
青　木　　務	総務課長
伊　藤　恵一郎	地域支援課長
山　岸　堅　護	税務課長
村　田　　朗	町民課長
前　田　宗　利	子育て支援課長
近　藤　久　代	健康いきいき課長
山　下　次　男	長寿生きがい課長
村　田　泰　夫	環境課長
杉　田　哲　男	農政課長
山　下　隆　志	企業支援課長

藤	永	政	昭	まちづくり整備課長
内	田	恒	雄	上下水道課長
金	井	敏	明	会計管理者兼会計課長
永	島	宣	幸	教育長
村	上	伸	二	教育総務課長
田	畑		修	文化スポーツ課長
杉	田	哲	男	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○佐久間孝光議長　皆さん、おはようございます。第３回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しております。よって、平成30年第３回嵐山町議会定例会第７日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（午前　９時５８分）

◎諸般の報告

○佐久間孝光議長　ここで報告をいたします。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、昨日の青柳賢治議員の一般質問において、村上教育総務課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　昨日の青柳議員から、学校における百葉箱の設置状況ということでご質問いただきましたが、正確なお答えをすることができませんでした。

確認しましたところ、小学校３校は全て百葉箱は設置してあり、理科の授業で活用しているということでございます。中学校２校につきましては、箱自体は設置しておりますけれども、中身は空っぽということで、特に授業等では使っていないということでございました。申しわけありませんでした。

◎一般質問

○佐久間孝光議長　日程第１、一般質問を行います。

◇　渋　谷　登美子　議　員

○佐久間孝光議長　本日、最初の一般質問は受付番号５番、議席番号13番、渋谷登美子議員。

初めに、質問事項１の交流センターにグランドピアノ設置をからです。どうぞ。

〔13番　渋谷登美子議員一般質問席登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　それでは、渋谷登美子です。１番の交流センターにグランドピアノ設置をから質問していきます。

嵐山町の社会教育の場に、グランドピアノが設置されていません。音楽を愛好する方も多く、とても残念です。北部交流センターには、ステージのあるホールがありますが、グランドピアノの設置についての考えを伺います。

○佐久間孝光議長　それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えをさせていただきます。

グランドピアノについてのご質問でございまして、嵐山町の社会教育の場にグランドピアノが設置されていない。音楽を愛好する者に大変残念であるという話ですけれども、私も全くそのとおりに思います。

今まちづくりが競われているときであります。そういう中で、まちづくりの中心になるものというのは、環境、自然とか、それから経済、活力、こういうものをどうやっていくか。それから、今毎日のように心配されております防災、安全ということ、防災、交通安全、いろんな国防も含めて安全というものが求められる。そして、何より今心の充足度といいますか、豊かさというような中での文化というのが、このまちづくりの中で大きくウエートを占めてきております。そういう中で、ピアノという話ですけれども、この文化というのが、文化度の高さというのをいろんな各自治体の中で関心を持っているものが、今までにも増して、今そういうような状況になってきているのかなという感じがいたします。それには、まちづくりの中心の中のウエートが文化の部分に当てられてきて、当てられてきていると同時に、そういうふうに思っている人たちがふえてきているというふうに思うのです。そういうようなことから文化度の高さというのが競われている。そういう中で、このピアノの話です。

そういう中で、今言った環境ですとか、経済ですとか、それから安心安全の安全、そういう中での文化ということになってくると、予算を充当するウエートといいますか、そういうものが、一番どうにもこうにも食べるところから始まってというようなことになるわけですけれども、そういう中にいくと、ウエートが幾らかほかのものに比べると落ちてしまうのかなと。落ちるのは残念なのですけれども、落とさざるを得ないような財政状況になると、そういうようなところに影響が出てしまうのかなとい

うような感じがいたします。

この答弁をつくるのに、担当課でも苦慮いたしまして、いろいろ調べた資料をいただいたのですけれども、その中でもやはり一番は、あちこちのところにいっぱいあるのだけれども、嵐山はない。そのない一つの原因が、置いておく場所、体育館にしろ、今言われている北部交流センター等も、グランドピアノを置くのにちょっと狭いのではないかというような理由もあります。そういう中で、費用の問題ですとか、場所の問題ですとかいうようなことで理屈づけをするわけですけれども、一番の問題というのは費用対効果、そういうものを予算を使う中での順位づけをしていくと、弱くなってくるのかなと。そういう状況で、グランドピアノを設置する、交流センターに置くというのは、今の時点ではちょっとできないかなと、今あるピアノで対応していただければというふうに思っております。

○佐久間孝光議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　とても残念なお答えなのですが、この問題というのは、実は「愛とヒューマンコンサート」というのを嵐山町で３回やったのです。それは、パリオペラ座のピアニストのベッセラさんという人がやったのですけれども、最初の年はヌエックだったのです。ヌエックというのは、コンサートには全く向かないのです。講堂で、それでコンサートには向かないというのは、途中にスピーカーがあるのですけれども、スピーカーのところに正面席があるのです。だから、全然音が行かないのです。それは、もう私20何年前から映画をやっていて、ここのところはコンサートとか映画は使えないところで、講堂なので、公演とか舞台関係ならいいのかなと思ったのですが、やっぱりそのように「愛とヒューマンコンサート」の実行委員会も思ったらしくて、去年北部交流センターにしました。北部交流センターにすると、やっぱりすごくいいのです。ところが、これは残念なことにアップライトピアノだったのです。アップライトピアノで、しかも椅子が非常に悪くて、その椅子の上に楽譜を乗せて、さらにその上にクッションを乗せて、そしてピアノを弾くという形だったのです。でも、やっぱりパリオペラ座のベッセラさんというのはすごく上手で、私は前のほうで聞いていたのですけれども、いいなと思いました。

次の、今年なのですけれども、今年はさすがに椅子は購入してもらいました。何とかなってよかったなと思うのですけれども、やっぱり私はすごいなと思っているのですけれども、彼女のピアノというのは、アップライトピアノで一番後ろまでいきます。

物すごいボリューム感があって、北部交流センターはコンサート向きだと思っていなかったのですけれども、かなりいい音響になっていて、照明も一応ありますので、何とかいけるなというふうな感じがありまして、いろいろ調べてみたのですけれども、ヌエックの講堂というのは、嵐山町の文教厚生委員会で私が最初に入ったときに、生涯学習のところで、嵐山町は町民会館はつくらないというふうにしたのです。それは、私は人口減少を考えると、町民会館をつくらないというのは一つの選択肢としてあってよかったなと思うのです。ですけれども、こういった形で、今いろんなところで嵐山町も音楽をする人たちとかいろいろいます。子供たちはヌエックの講堂で大丈夫だと思うのです。菅谷中学校の音楽祭はそこでやっています。ふれあい交流センターのふれあい交流音楽祭ですか、あれもたくさんの人がいらっしゃるからそれでいいのですけれども、奥のほうまで行かなくても人がいつもわさわさしているので、入れかわりがありますから、それはいいのですけれども、音楽を聞くというときには、やっぱりちょっとヌエックはだめです。

そして北部交流センターは、まあまあいいなと思うのは、300人規模なのです。300人規模だと、大体嵐山町のある程度の方は収容できるかなと思う。このとき、今年やったのはとてもよかったのです。フルートとチェロとピアノとバイオリンなのです。フルートの音も、私後ろに座っていたので、わざわざ後ろに行ってみたのですけれども、後ろまでちゃんと聞こえるし、バイオリンもチェロも後ろまでいくのです。これは、何かコンサートホールとしてつくってはいないけれども、ある程度の嵐山町くらいの規模だったら、すごい玉川のアスピアのようなすばらしいものではないのですけれども、ある程度耐えられるなと思いました。今グランドピアノが置く場所がないということですけれども、グランドピアノ端っこに置いておけばいいのです。そして、ほかで何かするというのは舞踊ですか、舞踊か何かのときにはうんと端っこに寄せておけばいいので、これを使うことができます。

グランドピアノというのは、今学校にどのくらいありますか。お金の問題ではなくて、場所の問題と言われましたけれども、どの程度学校であって、そしてこれ普通の方でグランドピアノでなかったら、ピアニストは結構おうちでもピアノはグランドピアノで弾く方が多いですし、アップライトは家庭の子供たちの練習用みたいな形で私も思っているのですが、どうなのでしょうか、学校ではどのくらいグランドピアノがあるのでしょうか。

○佐久間孝光議長　村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　お答えさせていただきます。

学校のグランドピアノの台数ですが、菅谷小学校が３台、七郷小学校が２台、志賀小学校が２台、菅谷中学校が４台、玉ノ岡中学校が２台でございます。

○佐久間孝光議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　すみません、私は菅谷中が３台だと思ったのですけれども、菅谷小が３台。そうすると、七小のグランドピアノが一番新しいのです。七小のグランドピアノではなくてもよいので、その４台あるというのは音楽室のグランドピアノだと思うのですけれども、４台あるところと３台あるところとあるのですけれども、そこをチェンジして、そしてこっちに持ってきて、一番大きさが大き過ぎるというのは、コンサートホール用のグランドピアノもあるのですけれども、そういったものではなくて、一般的に家庭に置くグランドピアノもあるのです。そういったものでよいので、そしてもし予算が難しいというのならば学校のグランドピアノを、菅谷中は音楽室も体育館にもあって、そして音楽室は３つあるのですかね、そんな形のグランドピアノを、音楽室は２つだと思うのですけれども、どこにあるのかなと思うのですけれども、よさそうなものを持ってきて、常に使えるような形にしておくべきだと思うのですが、ここで町民会館がない以上、嵐山町で音楽を愛好する人たちは、やっぱりどっかであったほうがいいと思うのですけれども、その点について伺います。

○佐久間孝光議長　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　おっしゃるとおりで、冒頭言ったようにグランドピアノがホールにないというのは、寂しい感じがするわけです。しかし、学校教育の場ではこういうふうにあって、教育の場では整備をされているわけですけれども、社会教育の場の音楽のところでは、今までのところそういう状況で来てしまっているということでございますので、教育の現場のあれをこっちに持ってきて、これをこうだというようなことというのが可能なのかどうなのかというのがわかりませんし、今おっしゃるようにあそこのところで、グランドピアノと今のあるピアノの音がどれぐらいどうだとかこうだとかって私全く音痴でよくわからないのですけれども、そういうようなものを検討して、今ある現有のピアノ、これを配置がえができるものかどうなのか。そして、そういうようなことをしたときに、そこで成果というか、効果というものが出るのかどうなのかというようなことも、ちょっと研究をさせていただきたいというふうに思いま

すが、よろしいでしょうか。

○佐久間孝光議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　私は、この「愛とヒューマンコンサート」の実行委員会といいますか、そのときのコンサートのところで、ぜひ今度はグランドピアノを、お願いすれば少なくとも椅子はかわったのです、確かに。椅子はかわったのだけれども、肝心なピアノがかわっていないのです。この人本当にパリのオペラ座のピアニストというだけあって、とてもすごい人だなとそのとき思ったのです。一番後ろまであのアップライトピアノで、ぼわんとボリュームのあるピアノを聞かせる力があるような人、そういう人も嵐山町には来ていただけるのです。その人たちを悲しませないというか、でもすごく立派なあれですので、ぜひ学校のピアノがチェンジできるならあれですし、ピアノ自体は買っても安いものですと400万ぐらい、高いものですと1,200万とか、玉川のアスピアに置いてあるものは1,000万から2,000万ぐらいするようなすごく立派なもので、皆さんピアノ教室や何かやっていらっしゃる方は、アスピアに行って発表会をなさっているのですけれども、そういう物すごく立派なものでなくてもよいので、そしてもしそれが学校のものはチェンジすることができないというのならば、多分グランドピアノに関しても、年齢がいった方なんか弾かない方もいらして、寄附をお願いすればいただけるような状況にある方もいらっしゃるのかなと思うのです。

　そういったことも含めて、この次も来年も多分「愛とヒューマンコンサート」をやるのだろうかと思いながら考えているのですが、そのときにはグランドピアノが設置できているようにお願いしたいと思いますので、今年度中の課題として、ぜひ解決していただきたいと思います。よろしいでしょうか、それで。お願いしたいと思いますが。

○佐久間孝光議長　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　ご要望にお応えできるかどうかわかりませんが、先ほど言ったような状況で、何台かある中の１台を持ってきて、教育効果というものが落ちないとか、あるいは学校に不都合が生じないというようなことだとか、それからこっちに移してどうなのかというようなことだとか、いろんなところを検討させていただいて、ご期待に沿えるような方向にできるように努力はしたいというふうに思います。

○佐久間孝光議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　次に行きます。学童保育の指定管理者制度への移行につい

てです。

学童保育の株式会社シダックスへの指定管理者移行は10月１日からですが、移行への準備、指導員体制について伺います。

次に、公契約条例はないわけですけれども、現指導員の身分と給与体系の継続について伺います。

○佐久間孝光議長　それでは、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長　それでは、質問項目２の（１）につきましてお答えいたします。

移行への準備については、現運営者の父母会との事務引き継ぎを行っております。具体的には、各学童保育室の行事の確認、入所児童の確認、保育料の算定、しおりの作成、電気、ガス、電話等の契約業務の変更手続、備品の確認、安全危機管理マニュアル等の確認、人材の確保、スタッフの研修計画等、準備作業を行っております。

指導員体制につきましては、町の条例及び埼玉県が示している放課後児童クラブガイドラインの職員に関する基準に基づき、職員の配置を計画しています。

続きまして、質問項目２の（２）につきましてお答えいたします。現指導員の身分については指定管理者の採用となり、常勤または非常勤となります。

現給与体系については、それぞれの父母会運営による独自の給与体系になっております。今後は、国が示す補助基準額に基づく人件費及び町の給与体系等に準じ指定管理者の定めるものとなり、現在の給与体系をそのまま引き継ぐということにはならないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　指導員というのは、とても重要になってくるのですけれども、今のシダックスの体制で子供の安全管理ができるだけの人数が確保できるか、今最低で何人いれば安全確保がとれるというふうに考えていらっしゃるか伺います。

○佐久間孝光議長　前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長　お答えいたします。

今現在の指導員の数と、10月１日から指定管理者になる予定をしています職員配置についてお答えをさせていただきたいと思います。今ひまわりクラブが現在５名の職

員でおります。内容的には、常勤が３名とパートが２名の５名です。10月１日からにつきまして、これ先ほどお話ししましたが、町の条例、県のガイドライン等に基づきますと、８名実際には必要になると思っています。ですので、常勤が６名とパートが２名の８名体制が確保できれば、ひまわりクラブについては基準を満たすものと思って、今計画をさせてもらっています。

ひまわり第２クラブにつきましては、現在が常勤が２名とパートが４名の６名で行っております。ひまわり第２クラブについては40名以上いますので、それと障害児もいますので、常時４名が指導員としてはいなければいけないという基準になってございますので、こちらにつきましても10月１日からにつきましては、常勤２名とパート４名、常時４名体制で指導員を配置するというような計画で考えております。

次、志賀のてんとう虫クラブでございますが、こちらにつきましては現在常勤が１名と派遣の指導員が２名、パートが３名ということで全部で６名がいらっしゃいます。今てんとう虫クラブについては、常時５名体制で見ることが必要になってございます。10月１日からにつきましても、常勤が２名とパートが４名、６名体制で計画をしてございます。

子どもの森につきましては、現在が常勤が２名、パートが５名、常時３名という体制で指導員の配置をしております。10月からにつきましても、常勤が２名、パートが２名の計４名、常時３名体制で配置をするような形で今計画をして、採用のほうを進めているということでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　９月３日の求人情報は、正規職員が17万5,000円で時給900円、先日の９月９日のユメックスというのですか、それでは求人情報は正規職員が19万円、そして時間給900円というふうな形で募集していますから、この段階においてもまだ募集しているということは、10月１日からの体制の変更に関して引き継ぎ等があったりすると思うのですが、やめる人もいるだろうし、そういうふうなこともあると思うのですが、それに間に合うのかどうか伺います。

○佐久間孝光議長　前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長　お答えします。

指導員の確保につきましては、基本的には現在いる指導員さんの意向をお伺いして、

転籍をするなりして継続して雇用をお願いしたいということで、指定管理者のほうにはお話をさせていただいています。

給料月額につきましては、先ほど渋谷議員さんのほうからお話がありましたが、今回嵐山町学童保育士のスタッフの募集ということで、先週だったですか、各学童の指導員さん向けに案内は、指定管理者のほうから出させてもらっておりまして、その内容といたしましては、学童室長が４名で給料が20万円から、副室長が４名で18万5,000円から、支援員が１名で17万円から、支援員等ということでパートになりますか、それが21名で900円から、合計で30名ということで、スタッフ募集の内容については各指導員さんのほうにはお話をして、多分面接を今週中には終わると思いますので、その辺で体制については確定するというふうに思っております。

以上です。

○佐久間孝光議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　まだわかっていないのだと思うのですけれども、現状でどのくらい今の職員さんが引き続きやるのかということは、町のほうで確認しているのかどうか伺います。

そして、前回の議会のときだったと思うのですけれども、給与は今のまま継続していくというふうな形でお話をされています。ところが、それは実際には県の基準と、それからシダックスの基準でやっていくので、そうはならないです。シダックス自身は東松山市や何かと同じ給与にしないと、学童保育の指導員それぞれ異なってくると違いますので、それは体制として無理があるので、その点についてはどのようにお考えなのか伺います。

○佐久間孝光議長　前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長　指導員の確保につきましては、今現在指定管理者のほうで面談中でございますので、今いる人について継続するかどうかというのは、今週中には確定すると思っております。

それと、給与体系なのでございますけれども、嵐山町の給与体系、非常に各他の町村と比べましてもいい給与体系でございまして、ただ、これは父母会の運営ということで、町のほうで、国、県等の基準にということもお話はしているのですけれども、なかなかその辺も含めまして、いい給与体系でございます。ちなみに、参考までにちょっとお話をさせていただきますと、平成29年度の給与、全学童の指導員さん、平均

８名常勤の指導員さんいらっしゃいまして、平均の経験年数が７年、そして平均年収が345万4,000円ほどになります。大体国の補助金の基準額が、平成29年度につきましては、上限が320万というのが１人の指導員さんの上限額として補助金の対象基準額として算定をされているところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　子供を預かるという重大な責任なので、その程度の345万とか350万円というのは、平均的に責任の大きい問題ですし、安全確保をするという意味では、とてもそのくらいの金額は当たり前なのではないかなと私思うのですけれども、とかく学童保育の指導員というのは軽視されがちです。帰ってくる間の子供を見ていればいいのではないのというふうな形で軽視されがちで、それがシダックスの中にもあるのではないかなと思って、17万円、これは報償費というか、シダックスの場合期末手当なしなのです。非常に金額が低くなってくる。嵐山町の場合、今まで父母会運営でやっていてとてもよかったなと思うのです。それがシダックスになって、それでシダックスというのは、業績が非常に赤字経営の会社なので、そこから持ってくるというふうなことが言われていました。

実際にそうなのだろうというふうに思っているのは、これは給与とは関係ないのですけれども、物品関係は全てシダックス関連の会社から買うように指示が出ているのです。おやつの注文もそうなのです。それから、消耗品も全てシダックス関連の会社から買うというふうな形になってきています。そうすると、シダックスはそれで利益を得るのです。多分今までだったら一番金額の安いところ、ヤオコーに行って、安いところに行って買ってくるとか、もっと安いところに行って買ってくるとか、そういうふうなことを皆さん工夫されていたのだと思うのです。そういったものがなくて、シダックスの定額である物を買うとなると、例えば１本100円の鉛筆が、定価が110円だったりするわけです。そういうふうなことはちょっと極端な例なのですけれども、そういったこともある中で、なぜシダックスはこんなに人件費が低いかなというふうなことを考えますと、かなり問題があるかなと思っていて、継続性という意味で今のシダックスは難しいのではないかなと思っているのですけれども、この安全確保ができる人数というのが30名です。30名が確保できるというのがわかるのはいつぐらいなのでしょうか。

○佐久間孝光議長　前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長　人数につきましては、今週最終の面接をしておりますので、今週中には継続するしないという話で決定すると思います。

そして、当然10月１日から指定管理者を受けましたので、その人数につきましては必ず確保するということで指定管理のほうをさせていただいていますので、確保できないということはないと思っております。

以上です。

○佐久間孝光議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　今の求人状況を見ていると、そんなに楽観できる状況ではないなというふうに感じています。

それで、これ子供たちが学童保育に来るというのはとても大切なこと、親にとっては学童保育に行ってくれなくなったらどうなるのかというのがありまして、学校から直接自分の家に帰ってしまう、直接友達の家に遊びに行ってしまって、どこに行くかわからないという状況が出てくると思うのです。そういったことを防ぐためには、ある程度継続性のある学童保育が必要だと思うのですが、そのためには給与面での保障とか社会保障などは、今までと同じものができなくてはいけないと思うのですけれども、その点について、ほかのシダックスで行っている学童保育の指導員の、特に東松山などと一緒にするというのはかなり無理があるかなと思うのですが、いかがでしょう。

○佐久間孝光議長　前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長　給与面ということでございますけれども、町のほうといたしましても近隣の町村の各学童保育室の給与体系等調べさせていただいていまして、先ほど賞与の話がございましたけれども、嵐山町が一番年間の賞与の支給高くて、実は父母会の規約の中に当然就業規則がありまして、その中にあるのですけれども、近隣の町村をちょっと調べさせていただいたところ、大体賞与につきましては年間２カ月か2.5カ月がございます。嵐山町の場合ですと、ひまわり第２クラブは年間５カ月、それとてんとう虫クラブ2.5カ月、子どもの森が2.5カ月ということで、大分近隣から比べましても嵐山町のそういった指導員さんの手当等、飛び抜けていいということございまして、町のほうとしては、先ほどもお話をしましたけれども、国の補助金の基準額等ございますので、そういった面も考慮して支給のほうは今よりも、今現在の給

料がどうかというところもございますけれども、その辺につきましては妥当な給与月額等を考慮しながら、極端に下がるということがないような話を指定管理者のほうともさせていただいていまして、なるべく継続をしてそういったものができないかというのは、今協議をしているところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　シダックスのほうの関係で、東松山などの指導員さんは正規の職員でも大体250万円ぐらいと、さっきの345万円でしたっけ、100万円ぐらい給与として落ちるのです。そして、今までは社会保障としては１年契約という形ではなくて当然あったわけですけれども、ずっと雇用がされたわけですけれども、今回のを見てみますと契約社員ですから、１年契約です。そして、社員登用制もありますというふうになっているのですけれども、シダックスの社員に登用されると、シダックス、多分学童保育の指導員というか、もっと金額的には下がっていくのかなと思うのですが、その点について社会保障と給与体系を保障すると、継続するという形とはちょっと違ってきますよね、それについてどのように考えていくか。

そして、給与体系が違ってくると、続ける方がいらっしゃるか、いらっしゃらないかわからないのですけれども、一遍退職金をもらって、そして失業保険を得て６カ月なり半年なり経て、そしてまた別の仕事に行くということは当然考えられるわけで、そういった場合一番必要な継続のときの引き継ぎというのはできないような思いで見ているのですけれども、子供のためには決していい形ではないと思うのです。学童保育に来る子供たち、今１カ所ひまわりですと60人で、志賀ですと40人で、とても人数多いです。これをやっていくというのはかなり厳しいな、学校のクラスだって40人でも多いなと思っているくらいですから、それをどういうふうにしてやっていくのかというのは、私は嵐山町の議会の問題もありますけれども、決定してしまった議会の問題がありますけれども、10月１日からに提案された行政側の課題もあると思うのですが、こういったところでうまくやっていけるだけの力があると思われます。

○佐久間孝光議長　前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長　指定管理者につきましては、選定委員会を通じましていろいろな面で評価をさせていただいて決まったわけでございます。

10月１日からということで、今当然人材確保という面は、非常にどの業種につきま

しても厳しいものがございますけれども、今回とりました指定管理者につきましては、そういった面で本社等のバックアップ等、人材のバックアップ等もあるということも含めまして選定されたわけでございますので、それにつきましては町のほうといたしましては、基準どおりの職員配置で行っていただけると思っております。

以上です。

○佐久間孝光議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　シダックスのホームページを見ましたけれども、近隣ではなくて、近隣でシダックスのほうでたくさん指導員を確保しているというふうには思えない状況なのです。本社全体でという形なのですけれども、尾道とか九州のほうから、シダックスの人たちが嵐山町まで指導員を連れてくるということできないと思うのです。そういったことについては、どのような感じでいらっしゃるのか。

確保できるというふうなことが考えられて、指定管理者のプロジェクトチームで選定されたわけですけれども、それについては管理者の選定委員会の会長であった副町長、どのような感じで思われているのでしょうか。

○佐久間孝光議長　安藤副町長。

○安藤　實副町長　プロポーザルの審査を経て、もう既にご質問をいただきましたけれども、適正、厳正な審査を経て決定したものでございまして、そのとき提案のあった方法で、この事業は進んでいくものというふうに考えております。

以上です。

○佐久間孝光議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　これも、私もこんなことは言いたくないのですけれども、指定管理者制度というので、シダックスの場合、継続が難しい部分になってきたときには、今度は父母会運営には戻せないわけです。学校給食なんかは３年間でやって、それで切りかえがあったときに別の業者にしたと思うのです、６年目か７年のときに。そういうふうな形のことも当然起こるということを頭の中に入れて、これをやっていかなくてはいけないと思うのですが、結構厳しいことをやっているなと思って見ています。

特に、まだ保育料も決まっていないわけですよね、保育料に関しても今父母会との話し合いというふうな形でしたから、保育料の中におやつが含まれるのか、別になっていくのか、そういったこともわかっていないのではないかなと思うのですけれども、

いかがですか。

○佐久間孝光議長　前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長　保育料につきましては、先日ですか、町のほうの基準に基づきました保育料算定をさせていただきまして、各保護者の方には通知を差し上げました。ただ、これは町の基準額を算定してお知らせをしたことになりますので、これがそのまま指定管理者の保育料になるということではございません。条例にもございますけれども、これを上限として指定管理者のほうで保育料を決めると、算定をするということでございます。

　また、おやつ代につきましては、基本的には国、県から来る補助金等の中には、おやつ、食事等の費用については含まれておりませんので、こちらにつきましては実費の徴収をお願いするということになってございます。

　以上でございます。

○佐久間孝光議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　おやつなのですが、基本的にこれはシダックス関連の指定した店から購入するという形になっているのです。これは、ちょっと問題かなと思って今見ているのですけれども。

　今後のことなのですが、少なくとも30人の指導員が集まらなかった場合、これは仮定ですから、そういうことはないかもしれないのですけれども、どういうふうな形でやっていくか、やっぱり危機的なものも考えていかなくてはいけないと思いますので、その点について伺います。

○佐久間孝光議長　前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長　指定管理者の選定のときには、そういったことで指導員の話も出ました。ですから、当然町といたしましては集まらないということはない、もし集まらない場合には、ちゃんとそのバックアップ体制をつくるということで、その場では話をさせていただいています。どうしても集まらないという状況になれば、当然指定管理者として今回指定を受けたの反してきますので、それについては厳格に守っていただきたいと思っております。

　以上です。

○佐久間孝光議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　では、私もちょっと気になっているのですけれども、学童

保育が安全であって、そして子供が楽しく行ってくれるということが親にとってはまず第一なので、それがなくなった場合に、なくなるということが、今まで14年間ですか、15年間ですか、ずっとやっていたものが切りかわっていくということで、そういった危機が常にあるということですよね。それをなくしてやっていくのに、東松山の場合は公設公営だったので違っているのですけれども、嵐山の場合は公設民営だったのです。だから、そこのところでの違いというのがあって、シダックスの場合はそれがある程度理解されていないと、民営でやってきたところで、いかに親たちと運営していくために、どういうふうな形でよい方向に行くかという形をとっていたわけです。

そして、指導員会議というのを比企郡下でやっていて、その中に入っていたわけですけれども、今回見ていると、その運営会議というのは地域の比企郡下の運営会議がなくて、シダックスの指導員会議はあるのですけれども、講習会とかあるのですけれども、そうなりますと地域制とか、そういった各学童の連絡、各市町村の連絡というのがなくなってくるかなと思うのですけれども、そういったことについてどのように親に対して保障するのか。

たしか11月14日だったと思うのですけれども、比企郡全体の学童保育大会というのをＢ＆Ｇでやりましたよね、そういったことがなくなってくるのです。学童保育の子供たち自身の、自分は学童保育に行っていて楽しくて、そしてこういうふうなことができて学童保育に行くのだよというふうな誇りみたいなものがあったと思うのですが、そういったものを子供たちが持つことができるかどうか、これはとても大切だと思うのですが、いかがでしょうか。

○佐久間孝光議長　前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長　今父母会運営でやってございます行事につきまして、指定管理者の選定のときに、今の行事を継続できるものについては引き継ぐという話をさせていただいておりました。

今回引き継ぎに当たりまして、父母会の保護者の方にアンケートをさせていただいております。行事がいろいろありますけれども、そういったものについて今後どうでしょうかというアンケートをさせていただいています。その結果については、まだ集計終わっていないのですけれども、そういった中で、当然保護者の意向も聞いてということで、指定管理者にかわったからなくなるということではないと私のほうでは思っております。

また、今度公設公営になりますから、町として、町の運営する学童保育所として行事に参加することについても、その内容についてはまた再考するというような部分も出てくるかなというのは感じておりますので、指定管理者になったから出ない、出るというわけではなくて、内容によって、また保護者の要望にもよって、これから検討していくということになると思います。ただ、今年度につきましては年度途中でございますので、なるべく引き継いでやっていただきたいという意向では話をさせてもらっています。

以上です。

○佐久間孝光議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　それでは、学童保育に関しては、安全であること、子供が楽しくあること、そして親のためでもあるのですけれども、子供の成長のためでもあるということを考えて、学童保育の指定管理者が利益を優先する指定管理者ではなくて、子供の福祉を優先するということができるかどうかというのを、ここのところで嵐山町は正念場だと思うのです。その点についてお願いして、次に移ります。

３番目です。災害対策についてです。嵐山町での自然災害は、地震、気候変動による豪雨、土砂災害、高温による農業被害、熱中症がある。地震被害は、防災訓練等が位置づけられていますが、そのほかについては余り位置づけられていません。

１として、減災対策として、危険な場所、倒壊の心配のあるブロック塀、河川や水路の確認を地域で、地域事業を位置づける事業実施を伺います。

２番目として、熱中症対策として、小中学生の登下校、部活動実施の判断について伺います。これについてはきのう伺っているのですけれども、登下校に関しては、遠距離通学、自転車通学の問題があると思うのです。

それから、部活動なのですが、中学校の場合、私が一番びっくりしたのは、ヌエックでテニス部の朝練があって、テニス部の子供がヌエックのトイレで倒れていて、それをヌエックの職員が見つけて救急車を呼んで運んで、それは大事に至らなかったという形になっていますが、子供というのは熱中するとどうしてもそこのところにいくので、指導員がいないというか、先生がいないときの部活動をどのようにしていくかということについて、特に伺いたいと思います。

それから、次に３番目、ＳＮＳを活用した町民の災害状況の情報交換の設置について伺います。

４番目として、災害ごみの処理計画の進捗、課題を伺います。災害ごみ処理計画は、現実的なものとして有効かどうか伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長　それでは、順次、答弁を求めます。

初めに、小項目（１）、（３）について、伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長　それでは、質問項目３の（１）につきましてお答えします。

これまで、阪神・淡路大震災、中越地震、東日本大震災、九州北部豪雨、大阪地震、西日本豪雨と、災害が起きるたびに災害対策に新たな課題が次々とあらわれてきております。今回大阪地震においては、ブロック塀が倒壊し不幸な事故が起こってしまいました。

これまで町では、地震の被害を想定した嵐山町地域ハザードマップ、土砂災害による危険箇所を明示した嵐山町土砂災害ハザードマップを作成し、町民一人一人が防災に対して理解を深めていただくよう促しておりました。特に地震ハザードマップにおいては、「避難のときは…」という項目におきまして、狭い路地、ブロック塀には近づかない等の説明を行ってきさせていただいております。今後も、改めて区長会等におきまして各地区で行う防災訓練等に、避難経路について危険箇所の確認等をお願いしてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、（３）につきましてお答えさせていただきます。ＳＮＳを活用した災害状況の情報収集や情報発信は、近年の自然災害においては大変重要なツールとして注目されております。町においては、平成26年４月より災害、防災、防犯等に関する情報を発信するため公式ツイッターを始め、現在フォロワーは947名となっております。

内閣官房においても、平成29年３月「災害対応におけるＳＮＳ活用ガイドブック」を作成し、その活用を促しています。このガイドブック等を参考に、誤報や流言などに注意しつつ、情報収集や情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　次に、小項目（２）について、村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　それでは、質問項目３の（２）につきましてお答えいたします。

小中学校の登下校につきましては、日ごろより学校だよりやお知らせ等により、熱中症対策として帽子をかぶる、水分補給ができるよう水筒を持参してもらう等を保護

者にお願いしております。

森議員、青柳議員のご質問でも答弁させていただきましたが、部活動、また休み時間のグラウンド使用中止等の判断は、日常生活における熱中症予防指針、熱中症予防のための運動指針等を判断の参考に、31度以上を厳重警戒、35度以上運動原則禁止としていますが、単純に気温だけでなく、湿度や気象状況、児童生徒の状況に留意し、熱中症事故防止の観点から判断しております。

また、中学校の部活動についても同様な判断を行いましたが、35度以上が連続した７月後半には18日に、終業式までの３日間の熱中症予防における学校対応についてを保護者宛てに通知し、各校で朝練なし、部活動短縮、部活動なしなどの対応をとることを事前にお知らせいたしました。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　次に、小項目（４）について、村田環境課長。

○村田泰夫環境課長　質問項目３の（４）につきまして、お答えをさせていただきます。

まず、災害廃棄物処理計画の進捗状況でありますが、災害想定の整理、災害廃棄物発生量の推計、処理能力、仮置き場、処理体制、処理フロー、住民への啓発、広報手段、職員の教育訓練及び避難所ごみ、し尿の処理など、９項目の検討を進めているところでございます。今後各課、関係機関と協議し、平成31年１月末に完成する予定となっております。

次に、課題でありますが、嵐山町地域防災計画では、風水害、雪害による被害想定がなく、近年の異常気象の対応策や小川地区衛生組合ごみ焼却施設の処理能力等が課題と考えられております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　１番のところなのですが、町が注意喚起するのは当然のことなのですけれども、私は地域の中でブロック塀とか、それからいろいろなものというのは、なかなか自分のお金も使ったりすることがあるので難しいので、地域の中で、ここは危ないよねというのを実際に草取りのときなんかにでも話し合いながら、それを喚起できるような形で、特にブロック塀といいますか、ブロック塀の上に植木が植わっている、植栽されているというのは結構危ないようなところがあるのですけれども、そういったことをチェックしていって、予算、お金を伴うものですからなかなか

ご近所で言いにくいと思うのですけれども、自分でもやりにくいと思うのですけれども、そういったことを話し合っていく。それから、昨日の河川の中のもの、市野川のこともありますけれども、そういったものを少しずつ見ていくというふうな形を地域の中でやっていく、コミュニティが非常に壊れているという話がありましたけれども、そういった形が必要ではないかと思うのですが、そういったことを区のほうにお願いしていくということはできるかどうか伺いたいと思います。１番です。

○佐久間孝光議長　伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長　それでは、お答えさせていただきます。

現在でも区長様からの要望というのを伺いまして、さまざまな要望が来ているところでございます。災害時に危ないから道路を直してほしいとか、河川のしゅんせつにおきましても区の区長様からご要望をいただいて、河川の中の木の伐採とかというのをやっているところでございまして、今までやってきていないところはないというふうに考えております。

また今後、先ほどお答えさせていただきましたけれども、今までも防災訓練等でやっている地区もありますし、そういう注意喚起もこれまでも町ではやってきましたので、なかなか今ブロック塀を直してくださいというのは、その住民の方へお願いするのは難しいかもしれませんけれども、避難するときはこの場所は危ないので、違う場所、ルートを通ろうとか、そういうことを喚起していくというのはできると思います。ただ、区長様に対して何でもかんでもお願いしていると、なかなか難しいというのも今現在区長会でも言われておりますので、可能な限り区長会と協議しながら、どこまでお願いできるかどうかというのを考えながらやっていきたいなと考えているところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　区長会にお願いするのは難しいということですので、では次行きます。

熱中症対策なのですけれども、遠距離通学、これをどうするかと。低学年の子供が遠距離通学していって、それでどうなのかなと思って。あと、自転車もかなり熱中症を受けやすいのです。それを聞いて、ああ、そうなのかと思っていたのですが、特に私は愛知県の事件は、子供には自己判断能力がないですよね、それをどういうふうに

するか。朝のうちはいいのですけれども、帰りの時間帯、昼３時、４時の時間帯に帰る子供たちが遠距離である場合、これはちょっと厳しい部分があるなと考えているのですが、いろいろな方策はするとして、途中休憩できるような場所とか、そういったものがあればいいですし、学校から途中までというか、何か多分親御さんたちは迎えに来る方が多いと思うのです、そういう場合。それに任せていいのかということが１点。

絶対迎えに行くだろうなと思うのです、私なんかでしたら。ですけれども、そうではない子供たちもいるので、そこでどこかで休めるような場所、水を飲めるような場所というのを。ずっと遠距離の子供たちの通学路を見てみますと延々と舗装された道路で、木が余りないようなところが多いので、七郷とか、それから古里まで帰る子とか、それから遠山もそうです。遠山の人たちはほとんど迎えに来ていますが、遠山、将軍澤、そういったところの子供たちの遠距離の通学路をどういうふうにして考えていくか、その点についてお考えがあれば伺います。

○佐久間孝光議長　村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　お答えさせていただきます。

全ての学校ではないのですが、例えば七郷小学校の場合、登校班ごとに事前に休憩ポイントを決めて登校していると。先ほど水筒を持参するということをお願いしていると言いましたけれども、歩きながら飲むということはしないので、必ず止まって飲むということで、自分たちの通学路の中でどこが休憩ポイント、日陰があったりですとか、ちょっと休める場所があるかということを事前に決めて登校していると。また、そのほか学校のほうでは、もし熱中症等で気分が悪くなったときには、こども110番の家を活用することを子供たちに話をしたりということをしておりますけれども、確かに渋谷議員のおっしゃるとおり、登校のときは割と集団で、みんな集まって上級生もおりますけれども、下校の際はかなりばらばらになりますので、その辺については、今後また各学校校長会等でも含めて、全体で協議をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○佐久間孝光議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　次に行きます。

ＳＮＳを活用した町民の災害状況の情報交換については、これはやられているとい

うことですが、実はこれすみません、このことと関連してと言ったらいいのでしょうか、北海道の地震がありました。それで今まで、８月22日にはそれはなかったわけなのですけれども、緊急の、これは関連質問になってくるわけなのですけれども、町長は埼玉県の町村会長であるということです。

この北海道の地震を見て、前から思っていたのですけれども、レッドサラマンダーという地震用というか、災害用の車両があるのです。それは日本に１台しかないのです。岡崎市の消防署に１台あるだけなのですけれども、ずっとキャタピラーがついていて、浸水とか、それから土砂災害のときにそれで行けて、土のうなんかも運べるのです。そのようなものが、嵐山町ではなくて比企郡に１台でもあればよいのですし、日本に１台しかないのです。１億1,000万なのですけれども、私はＳＮＳを見て、これはぜひ必要だなと思っています。何と日本全国の消防庁の災害予算というのは、嵐山町の一般会計の予算と同じで62億円なのです。

それで、今回の北海道の地震に対しては、被災者支援は５億2,000万円予算を出しますというふうに言っていますけれども、そんなのではなくて、１億1,000万円のレッドサラマンダーとかブルドーザーを各地域で持つように、消防庁ではなくても各市町村が持つように予算化するために埼玉県町村会長として、これは国に要請していくべきだと思うのです。そうでないとこれからの、どう考えてもすごくいろんなところで地震災害が起きていくわけですから、これは関連質問になって申しわけないのですが、それについて町長としてぜひ要望していただきたいのです。町村会長としてそれをやっていくことでとても効果があると思うのですが、その点について伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お尋ねの件ですけれども、ちょっとどういうものかつかめないのですけれども、いずれにしても、数日前も全国の町村会がありまして、今の状況ではもうどうしようもないなという状況は、どこもみんな思っているのです。

それで、災害に対する恒久財源というものをしっかり確保していく必要があるのではないかと、何があってどういうふうになるのだか、わけがわからないようなことでというのではなくて、やっぱりそういうものを一定程度確保した中で対応を図っていくというようなこともやっていかなくてはいけないのではないかというような考え方というか、方向も出されております。しかし、国のほうに話をする場合に、何として

も今年の、来年度予算の状況を見てもおわかりだと思うのですけれども、ないないづくしの中でどこまでそういうのが確保でき、今の状況の災害対策に準備ができるかというような状況ですので、非常に難しいと思うのですけれども、今のままではどうしようもないというのは、全国の市町村、市のほうはちょっとわからないですけれども、町村の中での考え方ですので、そういうものは何らかの形で上に上がっていくのではないかというふうに思っています。

今おっしゃることというのも、それも一つのあれだと思いますけれども、今の状況ではどうしようもないというのは、これは全員が認識をした内容なので、どういう方向かで動きが出てくるのではないかというふうに思います。ですので、それをというのはちょっとすぐすぐあれですけれども、何らかの形の動きは出るような状況というのは、全国にできてきているというふうに思います。

○佐久間孝光議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　今資料持ってきていなくて申しわけないのですけれども、レッドサラマンダーというのは、ごめんなさい、西日本には行ったのだろうなと思うのです。そして今度は北海道かとか思って、とても有効な車両らしいのです。そういったこともありますので、後でお渡ししますけれども、そういった形で国、町村会が動いているのならば、なるたけ災害に対しての根本的な財源をとるようにお願いしたいと思います。

次、４番に行きます。災害ごみについては、31年の３月にならないとできないということですけれども、それは期待していますけれども、私は小川地区衛生組合に関しても、それから今後行われるかもしれない埼玉中部資源循環組合に関しても、嵐山町の場合、小川地区衛生組合の場合はそんなに遠くないのですけれども、でもあそこまで災害ごみを持って登っていくのは結構大変だなと思ったりします。

民間を利用するという形はどの程度まで考えられているのか、伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長　村田環境課長。

○村田泰夫環境課長　お答えをさせていただきます。

先ほど答弁もさせていただきましたように、風水害、雪害の被害状況がない中で、今災害廃棄物の処理トン数を約24万トンというふうに想定をさせていただいております。

その中で、当然小川地区衛生組合では、処理能力としましては日62トンでございま

すが、実際今燃えているトン数としましては約日50トン程度でございます。その中に、今ご説明させていただきました24万トンの災害廃棄物が処理できるかと考えますと、多分不可能だと思います。

今回のこの処理計画の中では、近隣のエコ計画、あるいは寄居にありますオリックス循環等の民間の処理場を活用できるよう災害協定等を結びながら、そういう施設を有効利用させていただくような計画を立てたいというふうに今考えているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　それでは、会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開の時間を11時10分といたします。

休　　憩　午前１１時０１分

再　　開　午前１１時１１分

○佐久間孝光議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　４番に行きます。花見台工業団地についてですけれども、（１）として、企業局より花見台工業団地拡張のエントリー企業募集が始まりました。町長は、どのような部門の事業を希望しているのか伺います。

（２）として、地域循環型経済を担う事業が将来地域経済に効果が高いと考えますが、それについていかがお考えをお持ちでしょうか。

○佐久間孝光議長　それでは、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　それでは、質問項目４の（１）につきましてお答えを申し上げます。

８月20日から９月28日までの期間で、花見台拡張地区のエントリーアンドオーダーメード方式によるエントリー企業の募集が埼玉県企業局により開始されました。この募集要領の中には、選定をする企業の基本的要件といたしまして、①、工場等の建設及び経営に必要な資力及び信用を有する企業。②、事業計画及び資金計画が適切で、土地代金を確実に納入できる企業。③、税収及び雇用の面で地元に貢献できる企業。④、公害防止対策が十分でき、過去に重大な水質事故など、環境に著しい影響を与え

たことがない企業。⑤、役員に暴力団員または暴力団関係者がいない企業。以上の全ての要件を満たす製造業、運輸業、卸売業を営む企業が選定対象企業でありますので、町といたしましては雇用面は無論のこと、信頼性や将来性なども考慮した上、総合的に判断したいと考えております。

続きまして、（２）につきましてお答えいたします。町の地域経済循環を分析した平成25年版の資料によりますと、嵐山町が得意としている産業は、印刷、家具、金属製品、化学、農業、食料品、輸送用機械の順で全国平均より高い生産性を示しており、他と比較して非常に強みのある産業であり、地域の稼ぐ力でもあります。町では、この稼ぐ力をさらに強化をし、より一層強固なものにしていきたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　１番ですけれども、エントリー企業は、何社ぐらい募集してきた企業があったのか伺いたいと思います。

これに関しては、私は企業局に行ったとき、どのような企業、職種のものを望むか言ってくだされば というふうな形で言われたので、では町長がどういうふうな企業を求めているのか聞きたいなと思って、こういうふうなことではなくて。それと、もう一つ考え方なのですけれども、稼ぐ力の稼ぎ方というのがありますよね、稼ぎ方をどのようにするかということですけれども、それがこの業種になってくるわけですけれども、そのことについて伺います。

○佐久間孝光議長　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　（１）番のご質問ですけれども、単純に工場は重装備、雇用人数が多い会社、こういうものが来てもらえるといいなというふうに思っております。

それで、条件にも出ましたけれども、環境問題とかいろんなところがクリアをしている、財政的にも安定をしているというようなこと、これは当然のことですけれども、そういう中で税収に反映がしっかりできるような企業に来てもらえるとありがたいというふうに思っております。単純に、もうそれだけです。

○佐久間孝光議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　どのような業種というふうなものがなくて、とても残念です。私は、再生エネルギーとか、循環型社会というのは食料とか、そういったものに

貢献できるような事業、それから新しいＩＴにかかわる事業というふうなものがあればいいなと思ったのですけれども、そういったことがないということで、単純に稼げるという、税収に反映できるということ。

つい最近太陽インキのホームページを見ましたら、町長と太陽インキの社長が並んで何か握手しているような写真がありまして、そういった形で農業にも貢献するようなものがあったわけです。太陽インキは太陽光発電なのですけれども、この花見台工業団地の拡張に関しては最初の一歩になったのは、出発になったのは、エコ計画の拡張だったと思うのです。

それは、平成27年か26年か、私と川口さんでエコ計画を訪問しました。そして話を聞いていたのは、今後エコ計画は焼却炉も改修して、34年度には新しいものにしていきたいという形で、私自身もそのときに、生ごみとかそういった形の施設ができるのかというふうな形の話をしました。そうしたら、希望に応じてそれはできるだろうという話を、そのときの所長は話していたのです。これは、結構可能性としては、私は嵐山町で循環型社会、ごみの循環型をできるなというふうな感じで見ていました。実際に見てみますと希望者は、希望、エントリーの前ですよ、28年、29年の段階の打ち合わせ会議などを見ていますと、たしか事業者名は出ていないけれども、エコ計画と製薬会社が町内からは出てきているというふうに確認しました。

今エコ計画のほうがどうなっているかわからないのですけれども、地域循環型経済を担う事業者としては、私はこういったごみとか、そういったものを使っていらっしゃる、雇用をされていると、そういうふうなものの事業者が新たに出てくると、とてもありがたいなと思っているのです。特に寄居町のオリックスなんかは、生ごみとか、紙ごみや木なんかも一緒に焼却しないで処理できるような形の工場を持っています。そういったものが来てくれるとすごくありがたいなというのは、災害ごみに関してもそうなのですけれども、そういった形で、どのような企業がほしいかというふうな形の話しかけというのを、企業局にできるのではないかなと思うのです。

私のような議員でさえそういうふうなことを言われて、そしてそれは議会で一般質問したことがないから、では一般質問をしてみましょうというのが今回の一般質問のあれなのですが、稼ぐ力の稼ぎ方というのは、これからの将来に、未来に対して責任のある企業ですよね、そういったものにしていくべきだと思うのですけれども、いろんなものがあると思うのです。名前忘れましたけれども、昨日の畠山議員が質問した、

あれはカンキチくんというエコシステムなのですけれども、そういった企業がもっと嵐山町でも大きく入ってきたらいいなと思って、あれは各地でつくりたいものなので、嵐山町の花見台工業団地は今ある場所で十分やっていけるということで、これは違うのだなというふうな感じで見ているのですけれども、そういった形のものを考えていくことはできないでしょうか。

すみません、２点やってしまった。ごめんなさい。

○佐久間孝光議長　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　稼ぐ力という話がありましたので、話をさせていただきますけれども、地域内の循環型とおっしゃるそういうものというのが、地域の中で稼いだものを外に出さない、これが一番理想だと思うのです、そういう形がとれるのが。

それで、無理なお願いを商工会の工業部会にして、建設部会にしてつくったのがＰＦＩの下水の会社です。あれは１基100万円、下水の浄化槽を埋めてやると１基10万、それでおうちの中の便所をかえる、ドアをどうする、何をどうする、便器をかえるというようなことになると、それにプラスになる。そういうものが地域の中だけになれば、お金を払うものが地域の中の業者に払うわけですから、外部にちっとも出ていかないと、こういうような形のものができれば一番いいと思うのです。

それで、今どこのところでもほとんど多いところは、地域経済の中で一番外へ出ていっているものというのが、北海道は停電でといいますけれども、エネルギー関係、電気ですとかガス、油、車のガソリン等、そういうものというのが外へ出ていってしまう。ですから、外からとってきたものはとってきて入るのだけれども、そういうものも外へ出ていってしまうということになると、地域経済の中ではやはりそういうものがマイマス面になってくるということですので、今おっしゃるように循環型の形の中で、捨てるものを、その中でまた違った形に再生ができて何かできる。これは、本当に絵に描いた優等の100点満点の答案用紙になるわけですけれども、なかなかそこのような形にいかないのかなと。というのは、一番大きなエネルギーというものがあるものだから、そういうものが外に出ていってしまうというのは。それはこっちに置いておいて、嵐山町の場合の稼ぐ力でいきますと、いずれにしても外のもの、外から入ってきているものを取り込むということは、やっぱり給料が一番だと思うのです。そこのところで給料、それでそこのところでつくったものを外のところに販売をしてもうける、会社がもうける。そうすると会社自体が、もし本社が嵐山にあればその分

であれですけれども、外にあるとまた違った状況になるかもしれませんが、そういうような状況がとれる。そういうようなものを見込んでやることが、一番効率的な稼ぐ力にはなるのかなというふうに基本的には思っていますけれども、それがどこまでどう実現できるかというのは、外的な要因もありますので、難しいところがあるかと思いますが、基本的にはそんなふうに考えています。

○佐久間孝光議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　すみません、重ねてやってしまったものですから。

募集された企業はどのくらいあったのか伺いたいと思います。それはどのような業種だったのか。

○佐久間孝光議長　山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　お答えをさせていただきます。

エントリーの申し込みの企業数というふうなことでよろしいかと思うのですけれども、こちらにつきましては先週末の段階で１度確認をさせていただいておりますけれども、現在３社ほどの申し込みがあったというふうなことを聞いております。

会社の詳細につきましては、会社数のみだけを確認しておりまして、詳細につきましてはこの後、９月の20日が期限になりますけれども、その時点で確認をさせていただく予定にしております。

以上です。

○佐久間孝光議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　すみません。私もう少し進んでいるのかなと思ったので、では一般会計の補正のほうで花見台拡張地区事業推進費補助金が670万円と、請負賃金が60万円で、710万円が出ています。そうするとそこの部分というのは、これは一般会計の質問にもなってしまうのですけれども、これがなぜこんな形でこの９月に出てくるのかなというふうなのがあって、花見台工業団地のほうはある程度町長が希望する職種というか、そういったものは決まってきているのかなというふうに、企業が決まってきているからこういうふうな形のものが出てきているのかなというふうに感じたのですけれども、その点はいかがでしょう。

○佐久間孝光議長　山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　お答えをさせていただきます。

補正予算のほうでも今回お願いをしてございますけれども、この花見台の拡張地区

の造成に当たりまして、現在でも既存の駐車場等の調整をさせていただいております。そういった部分の費用的なものを今回補正をかけさせていただいて、準備を整えるという予定にさせていただいておりますけれども、今年度中にこちらの駐車場関係を全て終わりにしたいという予定での計上でございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　先ほどの３社の中に、最初の花見台工業団地の拡張の始まりであったエコ計画が入っているのかどうかは知らないのですけれども、こういった形の今必要なものというのがそこにあるわけで、必要な事業が、事業者があって、そしてそこにいろんなことが開発ができていければそれでいいなと思うのですけれども、こういったごみ問題とか、そして今嵐山町が持っている課題、そういったものが解決できるような方向の企業を私は企業局のほうにお願いしてもいいのかなと思うのです。再生可能エネルギーの問題、それから特に嵐山の場合は、プロパンガスなのでそれほど問題がないのですけれども、電力の問題、それから水道も今のところ嵐山町は嵐山町の水道を持っていますので、そういったことで災害対策に関しても問題は非常に少ないのですけれども、こういったものを、嵐山町の課題も一緒に企業の稼ぐ力の中で解決できるような企業をお願いしていただければ私としてはとてもありがたいし、企業局がぜひどのようなものをご希望かとおっしゃったので、一般質問しますという形で言っていたので、それをお伝えしていただければありがたいかなと思います。

次に行きます。埼玉中部資源循環組合及び小川地区衛生組合のごみ処理についてですけれども、（１）として、埼玉中部資源循環組合の現状と課題を伺います。

（２）として、小川地区衛生組合自治体は、吉見町では遠距離過ぎ、財政困難に陥る。稼働後の嵐山町の財税計画に対してのごみの処理経費の比率の予測を伺います。

（３）番目として、稼働後の小川地区衛生組合のごみ処理費についての予測、収集運搬についての方向を伺います。

（４）番目として、埼玉中部資源循環組合議会に、資源循環センター整備・運営事業者選定委員会条例の制定を上程しなかった理由と、今後について伺います。

（５）番目として、７月10日開催の組合幹事会で提示された上記委員会条例は、委員会非公開、会議録非公開、資料非公開でしたが、その理由、そしてこの条例で事業の公正性をチェックする可能性を不可能にする理由について、これを上げようとして

いたので、伺います。

（６）番目として、今後の構成市町村の経費として、訴訟リスクの予測を伺います。この訴訟リスクの予測というのは、私は一緒に原告をやっておりまして、７月18日の裁判にて、これは珍しく住民訴訟でも勝てる訴訟だなというふうに思いました。そのために、ＤＢＯ方式の事業者とやっていきますと、今現在の段階では概算経費457億円、そして契約額に対しての損害賠償請求として、契約してしまったら問われるわけですから、それに対しての損害賠償の比率、そして９市町村の負担割合と、用地は資産として残りますが、その残った用地をどのようにして考えていくのか、伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長　それでは、小項目（１）から（６）の答弁を求めます。

村田環境課長。

○村田泰夫環境課長　それでは、質問項目５の（１）からお答えをさせていただきます。

まず、環境影響評価業務につきましては、現地調査、準備書作成が終了し、８月21日から９月21日にかけて公告縦覧、４市２町において説明会の開催、その後意見書の受け付けが10月５日までに行われる予定となっております。

次に、都市計画決定につきましては、原案閲覧、口述申し出が行われ、７月27日に公聴会が開催され、８月29日の吉見町都市計画審議会の審議を経て、９月７日から９月21日にかけて都市計画決定案の公告縦覧、意見書の受け付けが行われる予定となっております。

今後のごみ処理施設本体の整備スケジュールは、事業者選定手続の要求水準書を10月までに作成し、11月に方針公表、12月から31年２月までに選定基準の決定、３月に入札公告、４月から９月にかけて業者の提案審査を経て落札者を決定し、10月に契約を締結する予定となっております。

課題といたしましては、事業者選定委員会条例の制定と附帯施設の規模、内容、負担割合等が考えられると思います。

次に、（２）につきましてお答えをさせていただきます。埼玉中部資源循環組合の平成29年９月27日時点の財源計画資料による施設稼働後の負担金は、平成34年度から38年度の年間平均が9,009万円であり、現在の嵐山町の財政規模62億円が変動しないと仮定し、小川地区衛生組合の負担金と収集運搬に関する経費の検討結果が出ていない中で、その経費を加味しないで計算した場合、財政計画に対する比率は1.45％とな

り、同様に平成39年度から43年度の年平均１億1,099万2,000円であり、比率は1.79％となります。平成44年度から48年度の年平均が１億355万3,000円であり、比率は1.67％となります。

次に、（３）につきましてお答えをさせていただきます。小川地区衛生組合の負担金については、ごみの収集、分別、運搬方法等について小川地区衛生組合管内協議会で検討を重ねておりますが、現時点で結論には至っておりません。

次に、（４）につきましてお答えをさせていただきます。組合事務局に確認したところ、平成30年７月23日開催の正副管理者会議の場で、附帯施設についての取り扱いが決定せず、８月９日の第２回組合議会定例会には、上程が見送られたと聞いております。今後の予定につきましては、組合の正副管理者会議で協議を行う予定であると聞いているところでございます。

次に、（５）番につきましてお答えをさせていただきます。組合事務局に確認したところ、本条例はまだ案の段階であり、内容については検討中であるが、申請内容が企業として公開できないノウハウや個人情報も含まれ、申請団体の正当な利益が害される可能性があるためであると聞いております。

最後に、（６）につきましてお答えをさせていただきます。お尋ねの件につきましては、埼玉中部循環組合で係争中の案件であるため、答弁は差し控えさせていただきたいと思いますが、仮に損害賠償責任等が発生した場合は、組合の正副管理者会議で協議されると考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　１番については結構です。

これ順々に仕事はしているので、この仕事をやっていくと、最後になったら大変なことになるなというのでこの一般質問をしているのですけれども、小川地区衛生組合の（２）ですが、ごみ処理費の経費の比率というのを私自身が計算したのです。小川地区衛生組合のものもやって計算しますと、前回収集運搬費について、今までから中部資源循環組合になったら収集運搬費が7,100万円になるということでした。

2023年度の仮の計算やってみました。そうすると、小川地区衛生組合の不燃にかかる嵐山町の経費というのは6,062万円になります。埼玉中部資源循環組合の負担金というのは１億713万円になります。埼玉中部資源循環組合の収集運搬費は7,100万円に

なって、差し引きしますと小川地区衛生組合の運搬費というのが5,100万円になるのです。そうすると、収集運搬費が１億2,500万円になって、ごみ処理費が総額で２億9,000万で、約３億円近くになるのです。３億円近くになると、私のほうで計算したのでは、嵐山町の一般会計が平成29年度が62億幾らだったので、63億で計算しますと4.6％がごみ処理費、塵芥処理費だけになるのです。衛生費というのは大体５％から６％で動いていたので、そのほかにこのうちのごみ処理費が4.6％とか、今現在そういうふうな金額になってくるので、衛生費は母子衛生費とかいろんなものもあって、し尿処理費も入ってきますので、とても高額になってきます。

これについて、一度でもこういった形の予算計上を、小川地区衛生組合は経費を試算したことがあるのかどうか、伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長　村田環境課長。

○村田泰夫環境課長　お答えをさせていただきます。

先ほど答弁させていただきましたように、このごみ分別運搬方法につきましては、現在小川地区衛生組合管内で協議会を持たせていただきまして、今検討を重ねているところでございます。この検討会につきましては、平成28年度から開催をさせていただいて今年で３年目でございます。ですから、その当時からこの検討はさせていただいているというふうにご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　そうしますと、町長に伺います。小川地区衛生組合管内では、中部資源循環組合では負担金というのが出てきているわけです。各市町村の年度ごとの負担金が出てきていて、不燃ごみの負担金というのは出てきていないので、私のほうで計算したわけなのですが、そしてそういったことを小川地区衛生組合の市町村長は、こういったことに関して試算計算、財政的な課題がどの程度あるかというのを試算しなくてはいけないと思うのですが、それはなさる予定がないのでしょうか。

○佐久間孝光議長　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　確たる数字が出てきていない段階で、そういうところまで話は進んでおりません。

○佐久間孝光議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　ちょっと残念なことです。

それでは、次に行きます。委員会条例が上程されなかった理由については結構です。５番目です。７月10日開催の組合幹事会で提示された委員会では、全て委員会は非公開、それも会議録も非公開、資料も非公開というふうな形で出てきたのですが、こういった事業者選定、400億とか200億とか、とても大きな金額が出てくるのですけれども、そういったものを非公開にしている自治体というのがあるのでしょうか、伺います。

○佐久間孝光議長　村田環境課長。

○村田泰夫環境課長　お答えをさせていただきます。

渋谷議員さんから一般質問をいただきましたので、私なりに調べをさせていただきました。ちなみに、隣であります鳩山町にできます新ごみ処理施設の選定条例を確認させていただきますと、そういう非公開にする文書は見当たりません。

これにつきましては、先ほど答弁をさせていただきましたようにまだ案の状況でございますので、今後幹事会等を通じまして、この辺につきましては再度検討をさせていきただきたい。検討していただくように、私も意見を述べさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　非公開というのはとても問題があって、情報公開をやっても非公開だから全く出てこないような状況で、何が起こっているかというのがわからない状況なので、これはぜひ幹事会、それから副町長会議、それから管理者会議でも、このことについては指摘していただかないと、憲法違反になってしまいますよね、これ。というふうなことで、お願いしたいと思います。

次、行きます。６番目なのですけれども、これは先ほども言いましたけれども、この一般質問を、私が７月18日に裁判に行って、かつ原告側と、私は参加申立人というふうな形になっているのですけれども、ほとんど珍しく住民訴訟では勝てる訴訟であるなというふうに確信しました。

それで、ですけれども事業はこのままずっと進んでいきますので、事業者選定委員会をやって用地買収をして、当初予算は３億5,000万円です。そして、そのほかに457億円のＤＢＯ式で事業者を選定した場合、これが全部勝訴した場合は、恐らく勝訴するようになっていくのだろうなと思うのですけれども、来年の３月、４月、５月ぐらい

になってきますか、でなかったらもっと７月、８月ぐらいまでかかるかもしれません。その間にこういった契約を行ってしまった場合、事業者は一応やる気でやりますので、457億円に関して損害賠償請求が発生すると思うのです。こういったものが事例としてあるかどうか。請負側がだめになってしまったということはあると思うのですが、発注側がだめにするということは恐らくないと思うのですが、この場合損害賠償請求として考えられるのは10％程度かなと思うのです。そうしたら457億円の10％といいますと、45億7,000万円になります。９市町村ですから、各市町村５億円を損害賠償請求として負担しなくてはいけない。それと、もう一つ457億円を支出する場合には、地方債を起こします。地方債を起こすときに、私は地方債がだめになったときにはどういうふうな形態をとって地方債の……

○佐久間孝光議長　発言の途中ですが、渋谷議員に申し上げます。一般質問の残り時間５分です。

○13番（渋谷登美子議員）　はい。地方債の返還計画ではなくて、地方債を借りませんというふうなことが今まであったのかどうかわからないのですが、そういった形をとらざるを得ないなと思ってこれを伺うのですけれども、各９市町村だから５億円強なのですけれども、５億円の負担金を出さなくてはいけないというとても恐ろしい状態。そして、このまま勝ってしまうと用地は５ヘクタールが残ってしまうのです。その５ヘクタールをそれぞれの市町村が９分割するということはないと思うのです。吉見町のものですから吉見町に買っていただくしかないのだろうけれども、最初吉見町の新井町長が、全部このことに関しては、場所の選定に関しても一任してくださいと言って協定書を結んでいます。その協定書に町長が判を押したかどうかはわからないのですけれども、協定書に賛同するという形でこの問題は始まっています。

　そして、この問題に関しては嵐山町議会も、何度これはおかしいと言ってもこれを議決したものですから、これについては嵐山町議会も責任があります。この５億円といったものを市町村長の話し合いで解決していくというか、それしかないのですけれども、実際には町民にしっかり報告して、このわけのわからないというか、本来やってはいけなかったようなことを町長や議会がやってしまったわけですから、それについて町民に了解を得らなくてはいけないと思うのですが、その点について仮定の話なのですけれども、恐らく勝訴するであろうと考えていますし、その点についてどのようにお考えか伺います。

○佐久間孝光議長　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　いろいろ仮定の話をお聞きしましたけれども、全てそういうような状況になるわけでございますので、それについてはどうなるというようなことというのは、ここのところではお答えができる問題ではございません。

○佐久間孝光議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　地方債を起こしておいて、地方債を使わなかったという例がありますか、その点について。補助金もあるのですけれども、補助金も返金になるわけですけれども、そういった例というのが、過去に嵐山町やこの近辺であったかどうか伺います。

○佐久間孝光議長　青木総務課長。

○青木　務総務課長　お答えをさせていただきます。

ただいまご質問の件につきましては、現状では把握をしてございません。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　そうすると、嵐山町ではそういったことは今までになかったということですよね。工事請負契約で今までできなかったことというのは、役場の駐車場をつくることができなかったのは請負業者の問題なのですけれども、こちら側の問題ではなかった。恐らくこちら側の問題で、発注者側の問題でできなくなったということがあったかどうか伺いたいのですけれども、この近辺で。

○佐久間孝光議長　青木総務課長。

○青木　務総務課長　お答えをさせていただきます。

大変申しわけございませんが、先ほど同様、そのような事実の有無に関しては把握をしてございませんので、お答えをしようございません。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　どうもご苦労様でした。

◇　大　野　敏　行　議　員

○佐久間孝光議長　続いて、本日２番目の一般質問は、受付番号６番、議席番号３番、大野敏行議員。

初めに、質問事項１の夏休み中の学校活動についてからです。どうぞ。

〔３番　大野敏行議員一般質問席登壇〕

○３番（大野敏行議員）　議長のご指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私は、大項目２項目について質問をさせていただきます。

１点目でございます。夏休み中の学校活動についてということでございます。「学校にも働き方改革の風を」の動きの中で、本年度当町小学校、中学校に夏休み期間の学校閉庁日を設けたとお聞きいたしました。具体的にはどのような対応を図られたのか、以下について伺います。

（１）、菅谷、七郷、志賀小学校の閉庁日と日数。

（２）、菅谷中学校の閉庁日と日数。

（３）、玉ノ丘中学校の閉庁日と日数。

（４）、閉庁期間中の電話対応はどこで行われたのか。

（５）、閉庁期間中の部活動はどうしたのか。

（６）、熱中症対策はとられたのか。

（７）、運動部の部活動の方針を策定されているのか。

（８）、学校閉庁日を設けた効果は。

（９）、教職員の有給休暇取得割合は。

以前にも３名ほどの議員の方が熱中症対策等はとられておりますが、一通り答弁はいただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○佐久間孝光議長　それでは、小項目（１）から（９）の答弁を求めます。

村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　それでは、質問項目１の（１）、（２）、（３）につきましては、関連がございますので一括してお答えいたします。

夏季休業中の学校閉庁につきましては、学校ごとではなく、町立小中学校一斉に教育委員会で年度ごとに定めております。平成30年度の学校閉庁日は、８月13日月曜日から８月17日金曜日までの５日間、前後の土日を含めた閉庁期間は８月11日土曜日から８月19日日曜日までの９日間でありました。

続きまして、（４）につきましてお答えいたします。閉庁期間中の電話対応につきましては、七郷小学校を除く４校は、教育総務課に転送されるように８月10日の金曜日の夕方に設定し、七郷小学校は、閉庁期間中は教育総務課に連絡してもらうように

保護者にお知らせをしており、期間中の電話対応は全て教育総務課にて行いました。

続きまして、（５）につきましてお答えいたします。閉庁期間中の部活動は、原則として行わないこととしましたが、閉庁期間中に開催された大会に出場する部活については、大会出場及び大会前練習として部活動を実施いたしました。

続きまして、（６）につきましてお答えいたします。熱中症対策につきましては、森議員、青柳議員、渋谷議員のご質問で答弁させていただき重複いたしますが、朝会時に養護教諭から熱中症についての話と安全担当からの指導、登校時に各教室のエアコン始動、外気温により休み時間のグラウンド使用中止、児童のペットボトルに氷と水の補給、職員室入り口にコップと飲み物を設置、気温の状況により部活動の短縮、中止、体育館ミーティングルームのエアコンを常時稼働させ、休憩時に生徒に使用させる、テニスコート外側にミスト設定等、学校現場ではそれぞれ施設、状況に応じて柔軟に対応したほか、小学校の終業式を２校は各教室において放送で行い、１校は体育館で実施しましたが、座って話を聞き時間短縮で行いました。中学校においても、終業式前日及び当日の部活動中止、終業式での時間短縮や、続けて実施予定であった県大会壮行会も一度教室に戻し、体操着に着がえて水分補給をさせてから開催するなどの対応をいたしました。

続きまして、（７）につきましてお答えいたします。部活動の方針につきましては、平成30年３月スポーツ庁より「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示され、平成30年７月13日には埼玉県教育委員会より教保体第724号「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」の策定について通知、及び教保体第726号「運動部活動の運営等に係る指導の手引」について通知が示されました。嵐山町教育委員会では、これらのガイドライン並びに県教委通知にのっとり、嵐山町立中学校に係る部活動の方針を平成30年７月17日に策定いたしました。これを受け、菅谷、玉ノ岡両中学校では、それぞれ学校の部活動に係る活動方針を策定中であります。

続きまして、（８）につきましてお答えいたします。嵐山町教育委員会では平成29年度より、１としまして子供たちのリフレッシュを図るとともに、家族、親族との触れ合いや地域活動へ参加の促進、（２）といたしまして、夏季における学校の省エネルギー対策、（３）、教職員の健康保持を目的とし、学校閉庁日を設定しております。平成29年度には８月11日金曜日から16日水曜日までの全６日間、平成30年度は８月11日土曜日から19日日曜日、全９日間を学校閉庁期間としました。

これにより、教職員の夏季休暇５日間の取得率につきまして、平成29年度には小学校において98.2％、中学校において99.5％でしたが、平成30年度には小中学校とも100％でありました。また、閉庁日には日直対応が不必要であることも、休暇を取得しやすい環境づくりにつながったものと考えております。

続きまして、（９）につきましてお答えいたします。平成29年中における教職員の年次休暇取得日数につきましては11.2日となっており、全国平均の10.1日、これは平成26年度文部科学省特定事業主行動計画実施状況調査結果によるものですが、を上回る数値となっております。

また、平成30年度中における教職員の夏季休業取得率につきましては100％となっており、全国平均の90.5％、これも平成26年度の文部科学省特定事業主行動計画実施状況調査結果によるものですが、を上回る数値となっております。その他の有給休暇につきましても、計画的に取得することができている状況であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　大野敏行議員。

○３番（大野敏行議員）　本来は、このような質問は担当課に行ってお聞きすれば聞き出せることなのかもしれません。ただ、子供を持っている親ですとか、お孫さんがちょうどここに当たる親御さんは情報が入手できたりするのですけれども、一般の町民はなかなかこれらのところがわからないところがございます。一般質問をすることによりまして、広く多くの町民に学校がどういう対策をとっておられるのかということがわかるのかなということも踏まえまして、私は一般質問をさせていただきました。

１番、再質問をさせていただきますが、今年度特に学校が一斉に閉庁したということなのでしょうか、昨年も一緒に閉庁したということなのでしょうか。昨年度から始めたということなのでしょうか、ちょっとその点お聞きしたいと思います。

○佐久間孝光議長　村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　お答えさせていただきます。

昨年度からこの学校閉庁日、学校閉庁期間というものを設定しております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　大野敏行議員。

○３番（大野敏行議員）　そうしましたら、（１）、（２）、（３）につきましては結構でございます。

（４）の閉庁期間中の電話対応ということで、お尋ねをさせていただきたいと思います。七郷小学校以外は、教育総務課に転送されるように設定をされたということでございます。七郷小学校については、保護者の方にお知らせをして教育総務課に直接電話するということでございました。この間に、具体的にお電話等の受け付けはあったのでしょうか。

○佐久間孝光議長　村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　お答えさせていただきます。

この期間中の土日、ちょうど日直が教育総務課の職員が務めておりました。私もそうだったのですが、数本電話がございました。日直でしたので、嵐山町役場日直ですというふうにお答えしましたところ、今玉ノ岡中学校に電話したのですけれどもということで、そういうお問い合わせでしたので、この期間中は現在閉庁期間ですので、役場教育総務課のほうにおつなぎするようになっておりますというふうにお話ししましたら、わかりました。では明けてからまた電話しますということで、特に問題となるようなお電話等はございませんでした。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　大野敏行議員。

○３番（大野敏行議員）　この電話を、閉庁期間中は閉めてしまうわけですから、当然鍵の管理者はどなたが鍵の管理者で、その鍵はどこで保管されていたのでしょうか。

○佐久間孝光議長　村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　お答えさせていただきます。

各学校の鍵は校長が管理者でありますので、もしその期間中に校内において重大事故等があった場合は、緊急連絡網で、すぐ教育委員会のほうから校長に連絡が行くという形になっております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　大野敏行議員。

○３番（大野敏行議員）　次に、（５）、（６）、（７）関連がございますので、この辺を一括して再質問させていただきたいと思います。

○佐久間孝光議長　会議の途中ですが、暫時休憩させていただきます。

再開時間を１時30分といたします。

休　　憩　正　　午

再　　開　午後　１時２６分

○佐久間孝光議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

大野敏行議員。

○３番（大野敏行議員）　再質問をさせていただきます。

（５）の閉庁期間中の部活動は行わないという方針を出したということでございます。中学校については、特に大会等があった場合にはその限りでないということで、実際には閉庁期間中に大会に出られた部活の活動はあったのでしょうか。

○佐久間孝光議長　村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　お答えさせていただきます。

菅谷中、玉ノ岡中学校、両方同じ部活なのですけれども、男子テニス部、女子テニス部、野球部、この３つの部がそれぞれ大会に出ております。男子テニス、女子テニスは県西大会、これは県連のほうの主催でございます。それと文部科学省の関係で、野球部のほうはサマーカップというのがございまして、これに両校の部活が出ております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　大野敏行議員。

○３番（大野敏行議員）　中学校の部活については、活躍をされているということはすごくすばらしいことだなというふうに思います。

部活の中で顧問がいらっしゃいます。顧問がいらっしゃって指導をされているわけですけれども、今部活のそういった活躍しているクラブの顧問体制というのはどのような状況なのでしょうか。１人体制なのか、それとも指導員とか、そういう協力していただける方がいらっしゃるのか、実態がどうなっているか。

○佐久間孝光議長　永島教育長。

○永島宣幸教育長　お答えを申し上げます。

ほとんどの部活動は、複数体制をとらせていただいております。また、町費によりまして部活動の指導員を措置していただいている部活もございますので、１人でずっと１年間を通してその部活を見るという形にはなっておりません。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　大野敏行議員。

○３番（大野敏行議員）　複数体制で部活を指導されているということで、安心をいたしました。

部活をしている中で、熱中症になったりもするような気温に今なってしまっております。35度を超えた場合には全て禁止といったこと、31度過ぎたら十分注意をしながらということで方針も出ているようでございます。教員が１人で判断するのではなく、その中止の判断というのは、どの時点でどの方が判断されるのでしょうか。

○佐久間孝光議長　永島教育長。

○永島宣幸教育長　お答えを申し上げます。

先ほどの課長の答弁にもございましたけれども、管内の幼稚園長、小中学校長の会議が毎月ございますので、その席でもお話を申し上げたのですけれども、指導者には、児童生徒の生命、身体の安全を確保しなければならない危険予見義務と、危険回避義務というのがございます。

これにつきましては、各校長から各教職員に話をしていただいているところでございますけれども、学校ごとの対応につきましては、それぞれの地理的状況もございますので、責任者である学校長にお任せをしているとともに、私どものほうからもこういう状況になった場合にはこういう対応をするようにということで、逐次話をしているところでございますし、各学校長、園長からは適宜ご報告をいただいているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　大野敏行議員。

○３番（大野敏行議員）　顧問になりますと、熱中する余り、自分のチームを強くしたい余り少しそこいらも、ややもするともうちょっと頑張ろうやというところもあるのですけれども、今の答弁の中にあったように、校長さんが全て責任を持ってそこいらの指導もされているということでございますので、安心をいたしました。

運動部の活動方針を今策定中であるということでございます。新聞の情報によりますと、運動部活動方針の策定状況ということで、この全国のアンケートでありますと、今年策定したというのが33.5％、策定というのが24.3％、これから策定というのが27.6％、都道府県が未策定というのが12.4％、無回答その他が3.2％でございます。

嵐山町では、現在策定中でありますというような答弁であったのですが、いつごろ策定したというふうに変わっていける予定なのでしょうか。

○佐久間孝光議長　村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　お答えさせていただきます。

先ほど答弁の中で、町としての方針、こちらについては今年の７月17日に策定をしております。それに基づいて、今度はそれぞれの学校、菅谷、玉ノ岡両中学校で、学校の部活動に係る活動方針というものを町の教育委員会に提出していただくのですが、それは現在策定中であり、早々に学校のほうに作成して提出していただくような形になっております。

以上です。

○佐久間孝光議長　大野敏行議員。

○３番（大野敏行議員）　この夏の暑さだけではなくて運動部活動に関した場合には、当然冬の寒さだとか、季節の変わり目だとかありますので、早々にこれが各学校から上がってくるということでございますので、その策定された方針に従って指導していただければというふうに思います。

（８）の閉庁日を設けた効果ということで、大分効果が上がっているような状況の答弁がございました。子供が中学になりますと、親離れをしたりなんかして、なかなか親と一緒に出かけたりもしなかったり、部活があるからということで、私は親と一緒に行動しないよというようなことが想定されるのですけれども、嵐山町のように、今年のようにこれだけ長い期間、特に旧のお盆のころに一斉に休んでいただいたということになりますと、当然家庭においても家族が一緒に出かけられるふうになったということで、大変喜ばしいことであるかなというふうに思います。

昨年は８月11日から16日までの５日間ですか、今年は８月11日から19日、前後の土日も含めて全９日間学校を閉庁日としましたということでございます。ここに変えていった、その決断をした決意といいますか、それはどこにあって、教育長が決定されたのだと思うのですけれども、当然教育委員会に諮ったり、首長さんにも相談したりしてこうされたのだと思うのですけれども、その決意のほどは、昨年を経験して、なお一層両方の土日を使った長い休みにしようということに結論された、この意思というのを教育長からちょっと答弁願いたいと思います。

○佐久間孝光議長　永島教育長。

○永島宣幸教育長　お答えを申し上げます。

この時期の月曜日から金曜日までは、埼玉県教育委員会としましても教職員の研修

を入れていない時期でございます。したがいまして、この時期に閉庁日を入れることによりまして、教員は完全に休めることができるというのが１点でございます。

昨年は、月曜から金曜まで５日間でございましたけれども、子供たちのことを考えて部活動も含めて前後の土日も休みにしておいて、少し子供たちにも休養をとってもらいたいということがございますので、本年度につきましては土曜日に始まり、翌日曜日までということでとらせていただいたところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　大野敏行議員。

○３番（大野敏行議員）　本当に子供たちのことを考え、各家庭のことを考え、すごくすばらしい学校活動に対する協力度合いがあるかなというふうに思います。

（９）の教職員の有給休暇につきましても、今年は小中学校とも100％教職員はとっているということでございますので、全国平均が90.5％ということでありますから、本当に学校教育における町の方向性というのがすごく前向きな、建設的な方向性で運営されているなとつくづく感じました。

次に行きます。２番、千年の苑について伺います。現在運営母体は協議会であるが、組織的に強さを感じない。実績のある組織（具体的には町内の企業でもよい）が行い、協議会・観光協会・商工会・行政の協力で運営し、地元農業関係者の雇用につなげればと考える。最初の３年間が重要と思うが、考えを伺います。

○佐久間孝光議長　それでは、答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　質問項目２につきましてお答えいたします。

千年の苑事業は、地方創生交付金の採択を受けまして、町内の７団体で構成する協議会が主体となって事業を推進しております。協議会による事業推進は、国の補助事業が終了する平成31年度まででございまして、平成32年度以降は施設管理、物品の販売、情報発信などを一元的に行う新たな組織の設置が求められております。この組織は、農業者、商工業者、地域住民など多様な関係者との合意を形成し、千年の苑の持つ優位性のブランディング、民間的手法の導入を戦略的に行い雇用をつくり、人の流れをつくる経済の好循環へとつなげていかなければなりません。

議員さんご指摘いただきましたとおり、基礎づくりを行うこの３年間、極めて重要だというふうに感じております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　大野敏行議員。

○３番（大野敏行議員）　今現在は、協議会が主体となって行うというふうにはうたわれていますが、私が見るところによりますと、ほとんど町の農政課が中心になって動かれているのかなと。実務活動につきましては、圃場の整備等につきましては、らんざん営農さんが中心になって圃場の管理をしていただいておりますが、この千年の苑の運営管理というものは圃場の管理だけではなくて、当然そこのＰＲも必要ですし、どのように稼げる場につなげていくことが必要であるかということも思います。

31年度までの中で、現の協議会でやっていくということでございますが、昨年からプレオープンに向けて、協議会の人たちにも協力していただきながら始めてこられました。この31年度までの中で、新しい組織が本当にでき上がると私はとても見えないのです。どういう形で新しい組織をつくり上げていかれるのか、その計画はどこにあるのか、町がどこまでそれに携わっていくのか、その辺のところをもう一回お尋ねしたいと思います。

○佐久間孝光議長　安藤副町長。

○安藤　實副町長　プレオープンを行いまして、非常にこれまでは担当課の努力もあって、あるいは関係する方々のご支援もありまして、大変順調に来ているなというふうに感じております。

そうした中で、これまで課題として、課長のほうからもご答弁申し上げましたけれども、今のそれぞれの農業者、商工業者等の関係しているのは、ほんのごく一部の方でございまして、巻き込みが不十分、そこがまず１点ございます。

それから、ものというか、ラベンダーというものの目のつけ方、運営の仕方、それから来ていただく方が感じている魅力、非常にいいのです。これをどうブランディングするか、ブランドとして磨きをかけていくか。それからマーケティング、こういったものをやっていくのには、行政は非常に経験が乏しくてなかなかアイデアも出ないわけですけれども、これを民間的な手法を導入して進めていくと。そしてもう一つは、議員さんからもご指摘ございましたけれども、どうしても発信力が弱い、そしてどこをどう集客層として考えて、どういうふうにここに来ていただくか、それもやっぱり不十分な面がございます。

そういったことを総合的に考えて、どういった組織が適しているのか。そうします

と、やはり民間の組織、こういったものを想定しなければなりません。ちょうど全国的にこういった課題に直面している市町村ございまして、さまざまな手法を通じて、あるいは国の支援をいただいて、そういった事業を推進するところが出てまいりました。それには、やはり組織をつくるのも大事ですけれども、そこを引っ張っていく人材、その感性を持った方、そして強い精神力を持った方、またそういった方をどうリーダーとして育てていくか、これも大きな課題でございまして、今申し上げましたような課題を一つ一つ実施に移しまして、31年度はそういった方向づけをして、補助事業が終わる32年度、単独事業として再出発するそこからは、新しい組織で出発をしたいと、このように考えております。

○佐久間孝光議長　大野敏行議員。

○３番（大野敏行議員）　やっぱりどの組織においてもリーダーシップが必要でありまして、特にこういった新しいことをするためには強力なリーダーシップが必要であると同時に、横のつながりだけではなかなか難しい、縦の線のつながりが組織の中にしっかりとあって、開口一番、では私はここで動く、私はここで動くというような動き方ができる組織づくりをしていかないと、なかなか厳しいのかなというふうに思います。

町は一生懸命やってくれていますよ、本当によくやってくれている。いろんな業務を抱えている中で、いつまでもこの千年の苑に町の職員を携わらせるわけにはいきません。やはり今副町長がおっしゃった、民間ベースの組織を立ち上げていかなければいけない。しかし、ここから31年度過ぎまで、32年度ぐらいまでの間で組織を立ち上げるというのは、容易なことではありません。ですから、ある程度しっかりした組織のところが、私どもが中心になってやるよというようなところが出てくれば、その人を中心としてやってもいいのかなという気も私はしております。

失敗は許されないのでありまして、ましてや町長がおっしゃっていた、農業者が稼げる場所にしていきたいのだということでございますけれども、農業者の組織の中で一本になっていくというのは容易でないです。はっきり言って容易ならざることでございますので、農業者につきましては、農業の力を利用していただくと、使っていただくというような形で雇用していただけるような形であれば、農業者はかなりの力を発揮すると思います。ですから、そこいらのところも私ははっきりと申し上げますけれども、農業者の団体が立ち上がっていってこの千年の苑をつくり上げていくのでは

なくて、やはり民間の中で企業とかいろいろな組織がございます、協議会だとか。いろんなことで経験してきた人たちが中心になってやっていかなければ、かなり厳しい状況になるかなというふうには思います。

そのところにつきましては、今もう回答はいただいたのですけれども、民間企業を使ってでも、やらなければいけないときにはやるのだというようなお気持ちもあるのかどうか、その点だけお聞きしたいと思います。

○佐久間孝光議長　安藤副町長。

○安藤　實副町長　今想定しておりますのは、法人組織にするというふうなことを考えておりまして、法人の中には幾つかございますけれども、一つは株式会社、それから一般社団法人、合同会社、ＮＰＯ等々ございますけれども、それぞれ特性がございまして、どれが嵐山町の事業展開をするのにふさわしいのか、これもまだ研究が進んでおりませんで、民間の手法を用いるということについては町長もそういうお考えでございまして、そういう方向に進んでいくのだというふうに思いますけれども、やはり人でございまして、議員さんおっしゃられるとおり、近隣の市町村で先進的な取り組みをしているところの話を聞きますと、強いリーダーシップが発揮できる方が上に立たないと難しいよと、こういうふうなことでございまして、まさに議員さんのおっしゃるとおりでございます。そういった方が、果たしてぴったり当てはまる人が本町の中に、どこにそういう人材がいらっしゃるのか、その辺も含めて多面的というのでしょうか、いろんな角度から研究、検討をしてまいりたいと思います。

主役は、農業者、商工業者、町民で組織する団体でございまして、行政はあくまでも側面支援に徹して、この大きな目的でございます稼ぐ力を大いに発揮できる、そういった組織を目指してまいりたいと、このように考えております。

○佐久間孝光議長　大野敏行議員。

○３番（大野敏行議員）　今後の千年の苑に対する動きに期待を申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○佐久間孝光議長　ご苦労さまでした。

◇　川　口　浩　史　議　員

○佐久間孝光議長　続いて、本日３番目の一般質問は、受付番号７番、議席番号９番、川口浩史議員。

初めに、質問項目１の新焼却場についてからです。どうぞ。

〔９番　川口浩史議員一般質問席登壇〕

○９番（川口浩史議員）　日本共産党の川口浩史です。一般質問を行います。

１番目として、新焼却場についてです。（１）、吉見町大串地区は、和解によってごみ焼却場は新設しないとしたところであります。１つの行政がその和解を結んだ以上、同じ行政として遵守するのが責務ではないかと思います。それを事実上のほごにして強行している現状は、ハラスメントではないかと思います。行政がハラスメントしていいはずがありません。この問題から、ハラスメントについて伺います。

（２）、吉見町の戸谷議員が新井前町長に訴えられた裁判は、環境保全組合が結んだ和解を資源循環組合は遵守しなくてよいとした新井前町長の主張は、退けられたわけであります。この判決が確定した以上、資源循環組合から脱退をすべきではないかと思います。

（３）、日本環境衛生センターは、ダイオキシンの自主規制値を資源循環組合は0.1ナノグラムとし、埼玉西部環境保全組合は0.01としております。なぜ２つの基準で指導しているのかわかりませんが、こういう指導をしている日環センターは信頼がおけるのか疑問であります。お答えを願います。

（４）、吉見町は洪水時、最大５メートルにもなるとされております。当然そうなれば、車両の通行はできません。中間施設を本町は設けないということでありますが、そうなりますと、回収したごみは一体どこに保管するのか、伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長　それでは、小項目（１）から（４）の答弁を求めます。

村田環境課長。

○村田泰夫環境課長　質問項目１の（１）からお答えさせていただきます。

吉井町大串地区で結ばれた和解は、34名の債権者と埼玉中部環境保全組合との間に成立したもので、現在新しいごみ処理施設の整備に取り組んでいる埼玉中部資源循環組合は別人格であり、和解条項の法的効力は及ばないと組合事務局から聞いております。しかし、このことによって地域住民を無視し、一方的に事業を推進するものではなく、説明会等で理解を求め、事業を推進していく方向であると聞いております。このことにより、ハラスメントには当たらないと考えております。

次に、（２）につきましてお答えをさせていただきます。お尋ねの裁判につきましては、私人と私人の裁判の結果でありますので、コメントは差し控えさせていただき

ます。なお、埼玉中部資源循環組合から脱退することは考えておりません。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、（３）番につきましてお答えをさせていただきます。組合事務局に確認したところ、ダイオキシンの自主規制値を決定するのはあくまでも組合側であり、日環センターが決めるものではない。また、日環センターは指導する立場ではなく、事業の進捗管理や課題の整理等を支援する立場である。新ごみ処理施設建設事業等を効率的に推進するためには、ごみ処理全般に関する専門的な知識と豊富な経験を有するコンサルタントの支援が必要であり、その条件を満たすコンサルタントであると聞いております。

また、ダイオキシン類の基準値について、0.1というのは法律上の基準値であり、その意味合いというのが、人体の健康保護の面から想定される値よりも厳しい最新技術を用いたことにより達成可能な値が0.1であり、これが国の考えとなっております。最高基準の0.1という数値が意味ある値ということで、組合としては0.1という値を採用したと聞いております。

最後に、（４）につきましてお答えをいたします。吉見町のごみ処理施設が、洪水になって機能が果たせなくなった状況になった場合には、埼玉県清掃行政研究協議会の災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定に基づき、委託処理や近隣の民間企業との災害協定に基づく委託処理になると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　地域住民に説明会を行っているからハラスメントではないのだということで回答があったのですけれども、ハラスメントをちょっと調べてみますと、精神的暴力や精神的虐待も含めると、そして相手を傷つける行為も含めるのだと。通常は、苦痛を与える行為、不利益を与える行為をハラスメント、嫌がらせというふうに日本語では訳されておりますが、道徳のない行為の一般的総称をハラスメントということだということなのです。

今回というか、この中部資源の場合、これに当たるのではないかということは十分言えると思うのです。説明すればいいというものではないのです。理解されなかったら意味がないのです。理解がされて、初めてハラスメントではなくなるということだと私は思います。理解がなくて、説明しました。はい、進めます。強行します。これ

がハラスメントに当たるわけです。

それで、ハラスメントの定義をしたいと私は思っていたのです。ちょっと本題とずれるのですけれども、なぜ環境課長が答えるのかがわからないのです。嵐山町の職員がセクハラを受けた、パワハラを受けた、その場合の窓口というのはどこになるのですか。

○佐久間孝光議長　青木総務課長。

○青木　務総務課長　お答えをさせていただきます。

今議員さんがお話のようなことがあった場合には、総務課が窓口となります。

以上です。

○佐久間孝光議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そうすると、理解がされて初めてハラスメントと、この中部資源の場合はそういうことが言えるのではないですか。きちんとハラスメントについて研修は受けてきているわけでしょう、そういう立場でちょっとお伺いしたいのですけれども。

○佐久間孝光議長　青木総務課長。

○青木　務総務課長　お答えをさせていただきます。

中部資源循環組合の件に関しましては、私のほうでお答えはさせていただきませんが、一般的に職員については、例えば研修等々でハラスメント、こういった事例も研修を受けているというふうに思っておりますので、一般的な知識、そういったものは備えているというふうに理解をしてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　一般的な知識は、総務課のほうで備えているということなのですか。課長のほうで、環境課長が備えているという、そういう意味合いで今おっしゃったのですか、ちょっとよくわからなかったのですが。

○佐久間孝光議長　青木総務課長。

○青木　務総務課長　お答えをいたします。

職員として最低限必要な知識は、それは職員皆持っているというふうに理解をしてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　環境課長は、ハラスメント、セクハラ、パワハラについて研修は何回ぐらい受けていますか。

○佐久間孝光議長　村田環境課長。

○村田泰夫環境課長　お答えをさせていただきます。

嵐山町が主催のハラスメントの研修には全て参加をさせていただいておりますので、最低でも５～６回は受けさせていただいていると思います。

以上です。

○佐久間孝光議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　５～６回でこの問題が言えるのかというと、こういう回答になってしまうのです。ハラスメントを受けて相談の窓口になっている課が、私はこの問題について聞いているのですから、担当課としてそれは答えなくてはいけないのです。

もう一度伺います。この問題は和解があるのですよね、和解を無視してつくろうとしているわけです。これ一つの嫌がらせになるのではないですか、いかがですか。

○佐久間孝光議長　青木総務課長。

○青木　務総務課長　お答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、この問題につきましては環境課長のほうが答弁をしてございますので、そちらだというふうに私は思っております。

以上です。

○佐久間孝光議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　担当課としてきちんとした答えを持っていないとだめですよ、環境課長が５～６回の経験で、研修で得た知識程度で回答したものをよしとするような、そんな職場ではだめです。そんなのでは職員を守れません。申し上げておきます。

２つ目のほうに進みます。戸谷議員の関係なのですが、回答では私人と私人の。これは確かに私人と私人です。でも、ここの発生は埼玉中部資源循環組合に関係した裁判だったわけです。しかも、埼玉中部資源循環組合と関係のないという第一の回答である別人格ということで立てられるのだと、それがこの裁判では否定されたわけなのです。どういうふうに否定されたか。こういうふうに裁判長は言っています。厳密な法的解釈の問題としては議論の余地があるが、少なくとも政治責任の有無を問うなど

の観点からは十分成り立ち得るものであって、かかる立場が虚偽であるとか不合理であるということはできないと。被告のとった本件和解に拘束されるとの考えは成り立たないのだという新井前町長の主張は、十分成り立ち得るのだということで、これは確定したわけです。これは裁判の結果ですから、課長に言ってもしようがないですよね。最後こういう結果を出したわけです。裁判所で、司法の場で確定したのですから、これは大変重いと思うのですけれども、いかがですか。

○佐久間孝光議長　安藤副町長。

○安藤　實副町長　議員さんがお尋ねの内容については、新聞で私拝見をいたしました。そういったぐらいの知識といたしましては、判決文を読んだわけでもございませんし、課長が申し上げましたように私人対私人の裁判の結果でございまして、我々がこれをコメントする立場にはないというふうに考えております。

以上です。

○佐久間孝光議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　いや、そうではないのです。今ちょっと申し上げましたとおり、埼玉中部環境保全組合と埼玉中部資源循環組合にかかわる問題で、この裁判は行われたのです。その裁判の結果が、新井前町長が主張したことは全面的に退けられたわけなのです。裁判所でそれが確定したわけです。これは重いのではないですか、この確定をしたということは、内容面とあわせて。いかがですか。

○佐久間孝光議長　安藤副町長。

○安藤　實副町長　繰り返しになりますけれども、新聞の報道では判決は双方の訴えを棄却したと、こういうふうな記事になっておりました。

詳細につきましては承知をしてございません。したがって、コメントは差し控えたいと、このように考えております。

○佐久間孝光議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　双方の訴えは損害賠償なのです。損害賠償は、双方とも退けられたのです。訴えの内容は、環境保全組合と資源循環組合は別人格だから、これは建設できるのだという立場で、そうではないと主張している戸谷議員を新井前町長が訴えたわけです。これが否定されたのです、本件和解に拘束されるとの考えは、同一であるという考えは十分成り立ち得るものだと。だから、退けられたものは、損害賠償は退けられましたけれども、主張は新井前町長のものは否定されて、全面敗訴です。

戸谷議員が勝ったわけなのです。この意味というのは非常に重いと思うのですけれども、副町長では無理ですから、町長ちょっといかがですか。

○佐久間孝光議長　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えは１つしかありませんので、副町長が答弁したとおりでございます。

○佐久間孝光議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　何でかんで認めようとしない。司法を認めようとしないという、大変重大な問題ですよ、そういう態度は。司法、立法、行政、その行政の長として司法を認めない、確定したものを認めないというのは、大変問題が大きいというふうに言わざるを得ません。これ以上進めてもらちあかないでしょう。

日環センターの関係なのですが、日環センターは指導するのではない、決めるのは組合なのだという、こういうことなのですけれども、しかし数字を出してきているのは、組合の人たちはそんな知識持っていないでしょう。詳しいものは、これこれこういう技術でやるとダイオキシンは0.1ですよという、そういう結果から0.1を選んだのではないですか。だけれども、埼玉西部環境は0.01だということなのです。１つの事業所が、コンサルタントというふうに書いてあるからこういう表現でやりますけれども、このコンサルタントがこっちでは0.1だ、でも別の組合事務所では0.01だというのは、どう考えてもおかしいではないですか。こういうコンサルタントの業者が信頼がおけるのかということは、当然の疑問が湧くと思うのです。そうですよね、疑問湧くと思うのですけれども、いかがですか。

○佐久間孝光議長　村田環境課長。

○村田泰夫環境課長　お答えをさせていただきます。

ダイオキシン類の規制値につきましては、全国でどういう状況になっているかというのを私も調べさせていただきました。近年できている処理場では、0.1から一番最低は0.005までつくられております。ちなみに基数を申しますと、0.1でつくられているところは69カ所、0.08でつくられているところは２カ所、0.05でつくられているところが44カ所、0.03でつくられているところが３カ所、0.01でつくられているところが29カ所、0.005でつくられているところが１カ所ございます。これにつきましては、公益財団法人廃棄物・３Ｒ研究財団というところが23年の３月にまとめられた資料でございまして、これの最新版があるかというのをこの財団に確認したところ、この資

料につきましてはこれが一番最新で、それ以降のデータについてはとっていないということなので、その23年の時点でも0.1というのが69施設ということで半数近くというのですか、46.6％が0.1でございまして、残りの0.08から0.005が53.4％ということで、大半は0.01以下でつくられているということになっております。

先ほども説明をさせていただいたように、日環センターのほうは指導する立場ではなく、いろんな技術指導をしていただけるということで、もともと主体は組合のほうが決めるということでございます。

この0.005があるところというのを調べましたら、埼玉県の川越市の川越市資源化センターというところが0.005を採用しております。ここにお聞きしたところによりますと、この処理センターができたのが平成22年でございまして、その当時所沢のダイオキシンが問題になっているところでございまして、その時期に建設検討委員会ができて、地域住民からできるだけ低い数値で自主規制基準を決めていただきたいという意見が出て、組合としてそういう数値を採用されたということで聞いております。

今後中部資源循環組合につきましては、先ほども答弁させていただいたように国の基準である0.1を採用するということで聞いておりますが、もしまたそういう意見を述べる機会がございましたら、今私が述べたような参考意見も幹事会等で意見を述べさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そうですか、0.1から0.005まであるわけですか。0.005は川越という近くの焼却場で、ここは採用しているということだということです。そうすると、新しい施設が中部資源につくられた場合に、一番高い数字を採用するわけですよね、それが最新技術を用いて達成可能な値なのだと、こういう言葉を用いて高い数字を採用しようとしている。これ地域住民が聞いたら、冗談ではないと、一番高い数値を基準にされて。この0.005まであるのだったら、一番低いそういう数値を求めていく安心安全な焼却施設をつくっていきますという、そういう姿勢は全くないわけです。

私は、この日環センターは本当にいい加減だと思っています。だけれども、その数値を使ってつくろうとしている側も本当にいい加減だと、地域住民の健康を考えていないと、そういうことになります。これは改めていくべきだと思うのですけれども、

いかがですか。

○佐久間孝光議長　安藤副町長。

○安藤　實副町長　組合のほうで、これ施設の地元説明会を実施したという、その会議録が回ってまいりました。ある地区で、周辺施設どういうものが必要なのかということで説明会を開いたわけですけれども、それも大事だけれども、今議員さんおっしゃられるような環境問題、これにしっかり取り組んでもらいたいと、こういうふうな意見があったというところがございました。

議員さんおっしゃられるとおり地域住民は、やはり史上最悪の毒物というのでしたっけ、このダイオキシンについては関心が非常に高いわけでございまして、これについて今課長からお話がございましたように、要求水準書をつくるのはこれからでございますので、その中で我々としても意見が述べられる機会がございますので、そういった機会に議員さんおっしゃられるような考え方も申し上げてまいりたいと、このように考えております。

○佐久間孝光議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　これやめろと言ってもやめる気配はありませんので、そういう段階に来たら、もう一度質問したいと思います。

４番目に行きたいと思います。吉見町のごみ処理施設が洪水によって果たせなかったら、ほかの焼却施設の場所に持っていくという、こういう理解でよろしいのですか。

○佐久間孝光議長　村田環境課長。

○村田泰夫環境課長　お答えをさせていただきます。

先ほども答弁させていただきましたように、埼玉県清掃行政研究協議会では災害廃棄物等の処理につきまして相互協定を結んでおりまして、もし自分のところで処理ができなかった場合には、ほかの処理場で処理をしていただけるという相互協定を結んでおります。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そうすると、豪雨というのはある程度予測はつくのでしょうけれども、それでも数日ですよね、きっと予測は。最近線状降水帯なんていう言葉が出ていますけれども、そういう現象になるのは２～３日前ぐらいですか、もう少し早くわかるのですかね。そういう時点で、なりそうだということで持って行くことが、

この災害協定は可能になるということなのですか。

○佐久間孝光議長　村田環境課長。

○村田泰夫環境課長　お答えをさせていただきます。

埼玉県清掃行政研究協議会は、会員数として84団体が加入させていただいております。埼玉県市町村が63団体、関係一部事務組合が20団体でございます。

先ほど川口議員さんからご質問いただきましたように、その協定書に基づきまして、いざ何かあったときには相互で持ち込めるような協議になっておりますので、ご理解はそういうご理解で結構かと思います。

○佐久間孝光議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そうすると、嵐山町民の方には迷惑は一切かからないという理解でよろしいわけですか。

○佐久間孝光議長　村田環境課長。

○村田泰夫環境課長　お答えをさせていただきます。

当然収集運搬につきましては、業者のほうの委託で収集をさせていただいて、その運ぶ先がどこかということになりますので、問題はないと考えております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　わかりました。２番目に移ります。嵐山病院の移転についてです。

歩いて診察を受けていた方が、今度は歩いて駅まで行き、また駅から病院まで歩いて行くことになります。病人にとっては、大変苦痛ということでありました。そこで、免許のない方はタクシー券を、これ70歳と書いてしまったのですが、よく制度を調べてみましたら75歳以上の方のタクシー券の利用のほうが正確でしたので、70歳の方は免許返納者だけで、免許のない方は対象ではないわけですので、75歳以下でも利用できるように改正をすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○佐久間孝光議長　それでは、答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　それでは、質問項目２につきましてお答えをいたします。

本町では、平成23年度から高齢者の外出支援及び社会参加の促進を図るため、高齢者外出支援事業を実施し、運転免許証を有しない75歳以上の高齢者へタクシー助成券

を交付しております。この事業は、試行的に実施をしており、さらによりよい事業とするために、これまでにも何回か制度を見直し実施をしてまいりました。

川口議員のご質問は、武蔵嵐山病院の移転に伴い、対象年齢を75歳未満の方にもということですが、それに伴い改正するということは、今のところは考えておりません。

その理由といたしましては、平成25年10月25日付で嵐山病院と取り交わした覚書の中に、病院移転後の患者利用者の要望に応じて送迎サービスの継続、拡充に応える体制を整えるべく努める旨の規定がうたわれておりますので、高齢者だけの問題としてではなく町全体のこととして考え、今後武蔵嵐山病院と連携し、検討していくことであると考えているためでございます。ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そうですか。病院にかかっている方が、どういう足の確保でも行ければいいので、タクシーではなくてもいいのですけれども、そうするとこの覚書で、送迎サービスを継続、拡充ということでなっているということなのですが、これは11月１日から移転先の嵐山病院では診療が始まるわけですよね、それにこの送迎は間に合うということなのでしょうか。

○佐久間孝光議長　近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長　武蔵嵐山病院移転に伴う送迎につきましては、今後状況を見ながら医療機関のほうと検討をしていく予定でございます。

○佐久間孝光議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そうすると、少し空白期間が出てきてしまうのではないですか。今の答弁だと、11月１日には間に合わないように聞こえるのですけれども、そういうことですよね。11月１日には間に合わないと思いますということですよね。

○佐久間孝光議長　近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長　議員さんご指摘のとおり、11月１日には間に合わないのですけれども、移転後にどのような状況なのかという利用者の声を聞きながら、病院と一緒に協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○佐久間孝光議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　それはまずいわけです。現に嵐山病院に今かかっている方の

足の確保が、11月１日からはできません、勝手に行ってくださいという、これではまずいわけです。そうですよね。送迎バスか何か足の確保ができるまでは、町が責任を持って足の確保に努めるべきだと思うのですけれども、いかがですか。

○佐久間孝光議長　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　嵐山病院の移転に関しては、課長のほうから覚書という話がありました。そして、移転に関しては、患者さんに迷惑をかけないようにということで、うちのほうでもしっかりやりますという覚書なのです。そういう形でやっていただけるのだと思うのです。

　それで、日にちがどうかという話はありますけれども、そこのところにかかっている人に対しての今巡回のバスが回っているわけです。その状況は維持をするということなのです。だから、新しくこれから、今までやっていないことを循環バスでやるとかということは、この後の話し合いでやっていくということで、今やっていることは今の状況のまま続けていただけるというふうに私は理解していますけれども。

○佐久間孝光議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　全協でも、これは説明がありましたように、透析の患者などはバスが回るという説明でした。その方たちはいいのです、バスが回るのですから。問題は、今歩いて通っているというか、診察を受けている人です。その方は、比較的今嵐山病院に近いところに住んでいるので、歩いていくのですけれども、今度は嵐山の駅まである。つきのわ駅から今度また歩くと、その方はちょっと大変な病気です。だから、歩くのも大変だということをおっしゃっていたのですけれども、そういう方が11月１日になったら、本当にそうやって歩かなくてはならなくなるわけです。その方たちの足の確保が必要ではないかと、ぜひつくってほしいと、こういう質問なのですが、何もタクシーではなくても何でもいいです。

○佐久間孝光議長　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　嵐山病院についてはご理解いただけましたよね、そういう形なのです。それで、嵐山病院さんが今度動くわけです。そして、それらに対して、そこだけではないのです。町全体に関して、課長のほうから答弁したように、高齢者の外出支援事業というのをやっているわけです。それを活用していただくためにやっているのであって、嵐山病院がちょっと遠くなったから、近くなる人も多いですけれども、遠くなったから。だけれども、ほかの病院もあるわけですよね、医院も。嵐山病院だけでは

ないのです。全部のものに対して、嵐山町では外出支援タクシー、外出支援事業というのをやって、タクシーを使ったりしていただこうということで、しかもこれは試行的にやっている。どういうふうにしたら、より効果的に使っていただけるだろうということで、固定的に決めていないで、試行的に実施をしていきますということでずっとやっているわけです。ですから、このほうがいいではないだろうかという意見が出てくると、そういう形に変えてきているわけです。ですから、これも答弁の中にありましたけれども、試行的に実施をしているわけですので、この外出支援タクシー、外出支援事業で使えるタクシー、これを効果的に、有効的に使っていただきたいというふうに思っております。

そして、近くなる、遠くなるということではなくて、ほかにも医療機関というのがいっぱいあるわけですので、それらに対しても町内全域のことを考えてやっていると、ご理解をいただきたいと思います。

○佐久間孝光議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　その方は、高齢者外出支援事業の対象にはならないのです、年齢的に60代ですから。だから困っているのです。ほかにも病院があると言っても、仮に日赤に行く、東松山の病院に行くにしたって同じですよ、駅まで歩いていかなければならないと。そこから、駅からまた歩くか、タクシーを呼ぶか、バスに乗るか、そういう形になります。

その方は、今嵐山病院が移転して困っているのだということなので、私もそうだなと、話を聞いてそう思いました。どうしようということなのですから。高齢者の外出支援事業の対象にならない、そういう方たちへの支援を町はやっぱり考えていくべきではないですか。そして、嵐山病院が送迎バスを用意できたと、そうすればとりあえずの足の確保はその時点でやめていいと思いますけれども、空白期間だけ何か考えていくべきではないですか、いかがですか。

○佐久間孝光議長　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　今言ったの聞いていていただけないのかなと思うのですけれども、試行的に実施をしていると話したのです。固定的に決めていないのです。ですから、状況が変わればいろんな形に対応ができるような形に、より効果的に、より有益的に活用ができるような形に変えていきます。あるいは変える必要がないということであれば、変える必要はないわけです。そういうことが試行的に実施をしている内容でござ

いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○佐久間孝光議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　私の言っていることがわからないですか、困っている人がいるわけです。その方の足の確保が、11月１日からちょっとバスが走るまでの間なくなってしまうと。その間の間、私はタクシー券でいいと思ったのですが、別にタクシー券に限りません、何でもいいです。何か考えて、足の確保をしていく必要があるのではないですか。そういう気持ちを持って町政運営をやっていただきたいと思うのですが、もう一度ちょっと伺わせてください。

○佐久間孝光議長　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　町民福祉の向上、この１点はいつでも考えてやっております。

○佐久間孝光議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　こういうことに理解を示さない町長ということがはっきりしたということ、よくわかりました。

次に進みます。

○佐久間孝光議長　会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開時間を２時40分といたします。

休　　憩　午後　２時３１分

再　　開　午後　２時４１分

○佐久間孝光議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　３番、無許可の埋め立てについてです。

（１）、比丘尼山と鎌形への埋め立てが無許可で行われたわけでありますが、このまま放置は許されないわけであります。解決への道筋を伺います。

（２）、鎌形の土砂は、住民からの要望がないからといって土壌検査をしないのは、下流域への責任放棄ではないかと思います。検査をする考えがないのか、改めて伺います。

○佐久間孝光議長　それでは、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

村田環境課長。

○村田泰夫環境課長　質問項目３の（１）につきましてお答えをさせていただきます。

比丘尼山地内の案件につきましては、搬入業者に対し平成29年８月18日付で土砂等が搬入される前の状態に戻すことを求める措置命令から、５回の督促を行いました。その結果、平成30年７月23日に、約90立米の土砂が搬出されるだけで作業が終了したため、搬入業者に対し土砂の搬出作業と、事業計画書の提出を現在求めているところでございます。

その結果、８月20日付で９月20日より土砂を搬出するという事業計画書が提出されました。確実に実施されるよう、今後も指導を継続してまいりたいと考えております。

次に、鎌形地内の無許可埋め立てでありますが、駐車場として埋め立てられた土地につきましては、今年度土砂の搬入にかかわった４業者を役場に呼び、聞き取り調査を行いました。今後は、土地所有者の意向を受け、土砂が搬出されるよう関係業者に対する指導を継続してまいりたいと考えております。

また、もう一方の土地に関しましては、土砂の搬入量は不明です。土砂の搬入にかかわった複数の業者が、県内で産業廃棄物の不法投棄に関係している業者であることから、東松山環境事務所及び県産業廃棄物指導課の指導を仰ぎ、引き続き指導をしてまいりたいと考えております。

次に、（２）につきましてお答えを申し上げます。２筆ある土地のうち、産業廃棄物が不法投棄されたと懸念される土地に関しては、土地所有者が土壌分析調査を実施すると聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　少し持っていったなと思ったのですが、わずか90立方メートルですか、持っていかないよりはいいのですけれども、これなぜこんな少しの量だったのか、それは聞いておりますか。

○佐久間孝光議長　村田環境課長。

○村田泰夫環境課長　お答えをさせていただきます。

もともとは指導していく中で、茨城県地内に搬出をするという事業計画がまず出ておりました。ただ、そちらのほうに現地を私も確認に行ったのですけれども、そこは違うところの土砂がそこに運ばれているということで、嵐山町の土砂を搬出される状況ではございませんでした。そういう中で、先ほど答弁させていただきましたように、５回の督促等をさせていただく中で、業者が自主的に平成30年７月23日に車を、３台

のダンプを使って２回往復で90立米の土砂を出し、そのまま続くのかなというふうにうちのほうも考えたところでございますけれども、結果的にはその１日で終わってしまいました。

先ほど答弁させていただきましたように、その後業者を再三指導させていただいている中で、今月の20日から再度土砂がまた搬出されるということの事業計画が出ておりまして、そもそも90立米で終わるというのは、当時担当としても考えているところではございませんでした。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そうですか、担当課の努力によって90は搬出されたと。続く搬出が９月20日からだということでありますので、わかりました。これはまた結果を見て、うまく進んでいないようでありましたら質問したいと思います。

２番目のほうなのですが、そうすると土壌検査を土地所有者が調査するということのようです。土砂条例、残土条例どっちがいいのか、あれも基本的には業者が検査をするということが基本になっていますので、この場合は土地の所有者がすると、地権者がするということでありますから、こういう形で検査をされるというのは、私はいいと思うのです。

問題は、この検査項目なのです。土砂条例に何項目もありますよね、全て検査されるのかどうか、伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長　村田環境課長。

○村田泰夫環境課長　お答えをさせていただきます。

土砂汚染対策法に基づきます対象項目としましては、溶出試験項目が27項目、含有試験項目が９項目でございまして、36項目が対象になっております。今土地所有者のほうに確認をしているところでございますけれども、一応この土壌汚染対策法に基づき調査をするということで聞いておるところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　いつごろで、その結果は私たちに教えてもらえるのかな、ちょっとそこを確認したいと思います。

○佐久間孝光議長　村田環境課長。

○村田泰夫環境課長　お答えをさせていただきます。

この土地所有者につきましては、先日というか、きのうも連絡をとりまして、今もともと土砂を入れた業者ではなく、その上部利用をさせていただきたいという業者がその地権者のところに来ておりまして、その業者が代行して調査をし、速やかにその土砂を搬出した後に、またそこの上に上部利用させていただきたいという業者でございまして、聞くところによりますと山梨県の業者が来ておりまして、実際に調査をする業者というのは、神奈川県の業者だと聞いております。その見積もりが出た状況で、金額としては約50万の調査費がかかるということで、今それを地権者としてどうしようかという判断をしているところでございまして、実際にいつそれが行われるかというのは、今後また確認をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そうですか、わかりました。

もう一つ、これ産廃が埋まっている可能性が高いというふうに見ているわけですよね、当然その場合は地権者の費用によって搬出をするという、これも地権者は納得しているのでしょうか。

○佐久間孝光議長　村田環境課長。

○村田泰夫環境課長　お答えをさせていただきます。

１番のほうにもお答えをさせていただきましたけれども、産業廃棄物が当然入っているということになりますと、指導としましては東松山環境事務所及び県の産業廃棄物指導課がその指導をしていただくということになっておりまして、先ほど来説明をさせていただいているように、もともとこちらの土地に入っている事業者というのが、県でもそういう産業廃棄物の山をつくっただろう業者さんということの名前が上がっておりますので、可能性としては高いというふうに町も考えてございます。

先ほど土壌汚染対策防止法に基づく調査項目で36項目というのを申し上げましたけれども、地権者としても重機を使って、この調査以外に実際に中を掘り返して、産業廃棄物が混入されているかされていないかというのも、あわせて調査をする予定であるというふうに聞いているところでございまして、それが出た段階で、先ほど申し上げたように県の指導を仰ぎながら、最終的には地権者さんが出す方向になるかと思います。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　はい、わかりました。

次に行きます。猛暑への対応です。もう既に何人かの方が質問しておりますが、改めて伺いたいと思います。命にかかわる猛暑が続き、全国的に多くの死者が出ました。

そこで、（１）、本町での死者、重症者、救急搬送者数は何人だったのでしょうか。

（２）、小１生が熱射病で死亡しました。この事例から、本町の学校行事は見直しをしたのか伺います。

（３）、一般行政では行事の見直しはあったのか。

（４）、西日本豪雨で避難した体育館で、熱中症を起こすほどの高温であったとおっしゃっていた方がおりました。避難場所として指定されている本町の体育館への冷房を用意すべきではないでしょうか。

○佐久間孝光議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）について、近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長　質問項目４の（１）につきましてお答えいたします。

嵐山町における本年の熱中症による搬送者数は、比企広域消防本部によりますと８月24日現在16人となっております。うち重症者は２人で、死亡者はございませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　次に、小項目（２）について、村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　それでは、私のほうから質問項目４の（２）につきましてお答えをいたします。

森議員のご質問の答弁と重複いたしますが、日常の学校活動では登校時に各教室のエアコン始動、外気温により休み時間のグラウンド使用中止、児童のペットボトルに氷と水の補給、気温の状況により部活動の短縮、中止、体育館ミーティングルームのエアコンを常時稼働させて休憩時に生徒に使用させる、テニスコート外側にミスト設置等の取り組みを行いました。

学校行事としては、小学校の終業式を２校は各教室において放送で行い、１校は体育館で実施しましたが、座って話を聞き時間短縮で行いました。中学校においても終業式で時間短縮を図り、続けて実施予定であった県大会壮行会も一度教室に戻し、体

操着に着がえて水分補給をさせてから開催するなどの対応をいたしました。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　次に、小項目（３）について、青木総務課長。

○青木　務総務課長　それでは、質問項目４の（３）につきましてお答えをさせていただきます。

７月から９月までに開催される行事や事業につきまして調査を実施いたしましたところ、一部事業につきまして、開催会場を小学校の体育館から空調設備のあるふれあい交流センターに変更した事業がございました。そのほか町が主催する行事につきましては、あらかじめ気候に配慮し、屋外の行事は非常に少なく、また場所や時間帯を考慮したものとしております。

なお、事業実施に当たり、参加者に対しては適宜水分補給を推奨し、また休憩時間を多くとるなど、猛暑に対する対策に努めております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　次に、小項目（４）について、伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長　それでは、質問項目４の（４）につきましてお答えさせていただきます。

ご指摘のとおり西本豪雨時においては、この夏の異常と言える高温が続き、体育館で避難している方への熱中症の危険性が高まっているとの報道が行われました。本町も、小中学校の体育館やＢ＆Ｇ海洋センターの体育館を避難所として指定しております。災害対策については課題が山積しており、財政的にもさまざまな整備が進んでいないのが現状でございます。現在少しずつ体制の見直し等を図りながら対応しているところでございます。

体育館への冷房とのことですが、財政的に整備することは大変厳しいと考えており、難しいと考えております。現状では、仮に真夏の台風時の風水害の危険により体育館へ避難指示を出した場合で、高温等により危険のある場合は特別措置として、教育委員会や学校長の許可をとり冷暖房完備の教室をお借りし、避難所として利用できればと考えております。しかし、全国の避難所の共通の課題ではございますが、体育館を含め、学校はあくまでも教育施設でございますので、長期化する場合は避難所の方の体調に配慮するためにも、別の避難所を用意する等、災害対策本部において対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　わかりました。私以外にも３人でしたか、質問しておりますので、重複はちょっと避けたいと思うのですけれども、もう既に皆さんのところに情報としては入っているのかなと思うのですけれども、1975年から昨年まで、クラブ活動で熱中症で最も死亡したクラブは、野球部が一番多いということなのです。37人が亡くなっていたということで、特別指導のほうに力を入れてしまうのだと思うのです。子供の健康に十分配慮が行き届かないということが、この結果になっているのだと思うのです。この情報はご存じですか、だったらいいです。

それと、子供のリスクが高いというのも、これもご存じだと思うのですけれども、体温調節機能が十分発達していないとか、反射熱の影響を受けやすいとか、体が小さい分外気の影響を受けやすい、そういう熱中症のリスクが高いというのもあるわけです。

それで、森議員が質問した学校行事で、菅小で16人、菅中16人、玉中７人という……この問題先に聞くか、これちょっとどういう状況の中で発生してしまったのでしょうか。

○佐久間孝光議長　村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　お答えさせていただきます。

熱中症に関しましては、今川口議員がおっしゃったように、実は死亡事故がございました。学校現場においても、この辺については非常に注意深く児童生徒のほうの観察をしておりまして、そういう指導等もある中で気分の悪くなった子供たちは、すぐに養護教諭のほうにという形で軽度のものが多かったのですが、ただ中学生の場合、熱中症にかかった子、聞き取りを行いますと朝ごはんを食べていなかったとか、ひどい子は朝昼食べていなかったとか、前日夜更かししたとか、やはり日ごろの体調だけではなく、その日の体調等もございますので、先ほども本日も答弁させていただきましたけれども、児童生徒の個別の観察、こちらのほうに注意するように学校のほうには指導しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　この方々というか、クラブとか体育だとかの、そういう活動

中ではないということなのですか。

○佐久間孝光議長　村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　学校の授業中、またクラブ活動、どちらでもございます。

〔何事か言う人あり〕

○村上伸二教育総務課長　どちらも、学校管理下の中での熱中症ということですので、授業中とまた部活動中でも、途中で気分が悪くなったということでございます。

○佐久間孝光議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そうですか。大事に至らないということでありましたので、そういう点を来年からは気をつけていただきたいというふうに思うのです。

それとプールの、これは35度以上の場合、使用するのかどうかちょっと伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長　村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　お答えさせていただきます。

川口議員ご指摘のとおり、プールのほうも今年は水温が30度以上になっておりました。その辺も確認しまして、水の中でも水温が高いと、外にいるよりも汗をかく、プールの中で。それで熱中症にかかるということがありましたので、35度以上は当然プールも中止という形でとっております。

○佐久間孝光議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そうなのですよね、私も調べて、今ちょっとおっしゃってくれたので、プールも気をつけていただきたいと思うのです。

もう一つ、幼稚園なのですけれども、幼稚園児は今年に限らず熱中症ということはなかったわけなのですか。

○佐久間孝光議長　村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　幼稚園児に関しては、熱中症ということはございませんでした。

○佐久間孝光議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　はい、わかりました。

次に進みます。５番目のブロック塀の安全性についてです。大阪北部地震で、小４生がブロック塀の下敷きになり死亡しました。

そこで（１）、町内の状況を調査したはずでありますが、どんな調査をしたのか。

（２）、調査結果は。

（３）、子供はどこで遊ぶかわかりません。町全体の調査をしたのか伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）、（２）について、村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　それでは、質問項目５の（１）につきましてお答えいたします。

６月18日の高槻市立小学校でのブロック塀倒壊死亡事故を受け、翌19日に町立小中学校及び幼稚園のブロック塀を含む門扉、門柱などの構造物について、教育長と各校園管理職、指導主事で学校、園敷地内全体を巡回し、確認いたしました。

調査の方法ですが、６月19日に国土交通省より学校における既設の塀の安全対策について、文部科学省より学校におけるブロック塀等の安全点検等について、埼玉県教育局より学校におけるブロック塀等の状況調査についてがそれぞれ通知され、点検の方法として、平成20年３月10日国土交通省告示第282号の判定基準に基づき実施することとされ、ブロック塀の高さ、厚さ、長さの計測、控え壁の配置、基礎の有無の確認、劣化、損傷状況の確認を行いました。

続きまして、（２）につきましてお答えいたします。調査の結果、町立小中学校及び幼稚園において、ブロック塀は菅谷中学校西門北側の道路部分及び民地との境界に１カ所確認されました。調査の結果、控え壁はあるものの、基準となる3.4メートル以下ごとの配置には適合しておらず、表面も一部ひび割れや破損が確認できました。目視及び打診により、また電柱や標識柱が塀に複数接しており、すぐに倒壊の危険性はないものの、調査結果に基づき現在修繕に向けて準備をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　次に、小項目（２）について、青木総務課長。

○青木　務総務課長　では、質問項目５の（２）につきましてお答えをさせていただきます。

学校を除く町の施設につきまして、国土交通省で示しておりますブロック塀の安全点検基準を関係各課に示し、今回改めて調査を実施いたしましたところ、危険性が確認をされたブロック塀はありませんでした。

なお、町の施設に隣接する民有地には、ブロック塀が存在する箇所もございますが、

目視にて高さや控え壁の有無等を確認したところでは、危険箇所は確認されておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　次に、小項目（３）について、藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長　それでは、質問項目５の（３）につきましてお答えいたします。

ブロック塀の安全性の調査につきましては、公共施設のほかに主要な幹線道路及び通学路の道路沿いにつきまして調査を実施いたしました。調査内容といたしましては、亀裂や破損及び傾きがないかの確認をいたしました。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　まず、（１）なのですが、教育長、園管理職、指導主事が巡回して確認をしたということなのですが、これで十分な確認ができたのかなと思うのです。資格というか、資格の水準にも届かないのではないのですか、悪いのですけれども、教育長、そんなブロック塀に関して専門知識もないのではないのですか、ほかの人もそうですから。ある方が一人でもいたのかどうか、ちょっと伺いたいと思うのです。

○佐久間孝光議長　永島教育長。

○永島宣幸教育長　お答え申し上げます。

ブロック塀に関しての専門知識は、私は持ち合わせておりませんけれども、小学校、中学校、幼稚園を全て巡回させていただいた中で、私としては嵐山町の学校、古い学校もございますので、七郷小学校では門扉が２カ所にございます。また、石柱といいますか、実際に立っているものもございますので、そういうものにつきましては、校長とともに力を入れて押してみたりということで確認をさせていただいたところでございます。また、それ以外のところは金網の塀ですとか、あるいは鉄の柵ですとかにつきましても、力を入れて動かしたりをしてきたところでございます。

ブロック塀につきましては、先ほど課長が申し上げましたとおり、菅谷中学校の体育館側、門の横からちょうど武道場にかけてＬ字型になっていますけれども、そこのところにブロック塀がございまして、先ほど申し上げましたように控えが3.4メートルよりも広くなっているところでございます。

民地につきましては、その境界なのですけれども、下から５段程度までは土どめとして使われておりまして、民地のほうが高くなっている状況でございますので、またそこの横に電柱もありましたので、すぐに倒壊ということではありませんが、今後修繕について検討しているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そういう危険性は、なるべく早く修繕してもらいたいと思うのですが、問題は、危険であっても専門ではないのですから、見逃すことがあるのではないかというふうに思うのです。特に鉄筋の入っているか入っていないかというのはわからないですよね、それは何か機械で調べたのでしょうか。

○佐久間孝光議長　村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　お答えいたします。

ブロック塀のある学校は、先ほど答弁させていただいたように１カ所なのですけれども、そのところの控えの部分、上の部分が一部欠けておりまして鉄筋が見える箇所がございました。そこで、９ミリという鉄筋が入っていることが確認されております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　なるほど、９ミリが妥当だったのかどうか今確認できていないのですけれども……ちょっとわからないな。高槻市の倒れたブロック塀、溶接でつないであれば別に問題ないのですけれども、途中まであったのかな、しかもつなぎという、二重に建築法に違反しているのだということなのです。

今回上まであったというお話なのですが、このつなぎは１本でつながっていればもちろん問題ないのですけれども、途中まであって、コンクリートで固めてそのまま来ているという、これは違法なのだということなのです。これわからないでしょう、ただあったというだけで、そうですよね。

○佐久間孝光議長　村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　あったというだけで、中の構造までは当然破壊しておりませんので、確認はできておりません。

○佐久間孝光議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　かなり強い力で揺さぶられるわけですから、ある程度頑丈に、

教育長が押したというのだから強い力で押したのだとは思うけれども、でも地震のほうが強いのではないのですか、やっぱりその程度で、これはいいやという問題にしていいのかという疑問が、私は残ります。当然とりあえずは、教育長や関係者が見て回るというのは大事だと思うのですけれども、やはり専門の方が子供の安全のことを考えて、特に通学路のところは見るべきだというふうに思うのです。ちょっと先に、いかがですか答弁、それは難しいですか。

○佐久間孝光議長　永島教育長。

○永島宣幸教育長　先ほども申し上げましたけれども、菅谷中学校のブロック塀につきましては今後専門の方に見ていただきながら、また修繕等を検討させていただいているところでございます。

　通学路につきましては、私も拝見をさせていただいたのですけれども、子供たちが通る通学路に関しましては、かなりのところでブロック塀がある状況でございます。民地なものですから、子供たちには、できるだけそういうところの近くを通らないような注意ということぐらいしか今のところはできていない状況でございます。

○佐久間孝光議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そこが問題なのです。子供は、どこで遊ぶかわからないわけですし、いつ地震が来るかわからないわけです。熊本地震のときには、20代の男性が約４メートルの高さから落ちてきたブロック塀の下敷きになって亡くなったということなのです。20代の男性ですから、俊敏性は私なんかより非常に高いと思うのですけれども、それでもよけきれないという状況だったと思うのです。ましてや、お年寄りや子供なんていうのもよけきれないというふうに思いますので、通学路の安全は特に大事だと思います。ぜひそれはやるようにしてください、これ答弁できない。では、ぜひ検討してください、それは。

　それと、藤永課長に伺いたいのですけれども、これはまち全体を見たということではないわけですよね、幹線道路を主にこれは見たということなのですか。

○佐久間孝光議長　藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長　お答えさせていただきます。

　ブロック塀の確認につきましては、８月１日号の広報のほうにもちょっと掲載のほうはさせていただいておりますけれども、あくまでもこれは所有者の管理という位置づけで考えております。ですから、自己の責任において自己で管理をしていただきた

いというのが基本的な考えでおります。そういった意味で、広報のほうにも各自そういったブロックの点検をお願いしますよということで、記事のほうも掲載をさせていただいております。

今回うちのほうで調査させていただいたものにつきましては、通常の幹線道路と主に学校の通学路、子供が多く通りそうな、そういった通学路に対しての道路沿い、要は道路のほうにブロック塀が倒れたときに、歩行者の安全面という観点から道路沿い、民地と民地の間のブロック塀についてはそんなによくは見ていないという状況で、道路沿いのブロック塀について調査をさせていただいて、ちょっと傾きだとか、そういった箇所のあるお宅には、住宅地図等を持ちながらの調査をしましたので、点検の基準書、そういったものも送りながら、点検をしてくださいという通知を出したり、知っている方といいますか、たまたま家にいた方につきましては直接お話をさせていただいて、そういった方はすぐまた対応していただいたりもしておりますので、こちらで見た中では、6件ほどちょっと危険かなというところは、通知等でお話のほうはさせていただいたところでございます。

隅々までの道路はちょっと確認はしきれなかったものですから、主に幹線道路、通学でよく使う道路、あとは通常現場でうちのほうもよく職員が出ますので、出たときに気がついてそういったものがあったときには、そういったおうちの方には点検をしてくださいということでお話をするように心がけて、今現在もそういう形で対応はしております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員）　6カ所ちょっと問題があったのではないかということでありますので、この問題がなるべく早く解消されればいいのですけれども、なかなかそこはちょっとわからないわけですよね。私は、そういった声かけというのが大変大事だと思うのです。

先ほど伊藤課長が渋谷議員さんの質問に、危ないブロック塀を直してくださいとは言いづらいのだという答弁をしたので、それはないだろうと思ったのですが、ちょっと違っていたら言ってくださいね、そういう趣旨ではなかったのだと。危ないブロック塀があったら、やはりそれは町民の安全を考えて、至急直してくださいという声かけをすべきだと思うのですけれども、私のとり方が違ったのか、ちょっとお聞きした

いと思います。

○佐久間孝光議長　伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長　それでは、お答えさせていただきます。

先ほど申し上げました内容につきましては、狭い路地、ブロック塀には近づかないというふうに地域課のハザードマップでお願いしておりますので、直さないというわけではなくて、もし地震が発生したら、安全な避難のためにという中で、皆様については細い路地、ブロック塀には近づかないというのを周知させていただくという内容の発言だったというふうに考えております。

以上です。

○佐久間孝光議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　何回かの質問の中でそういうふうにおっしゃったような気がしたので、そこはちょっと注意していただきたいと思うのです。

それで、この６カ所の関係なのですが、どこだったかな、東京の何市だったか、ブロック塀を改修する補助金を出している自治体が、ご存じですか、余りわからない、ちょっとわかれば。

○佐久間孝光議長　藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長　お答えさせていただきます。

ブロック塀の補助金制度につきましては、県のほうから各市町村に調査のほうがまいりまして、その集計した結果というのが数日前、８月29日現在の結果というのが来ましたので、それに基づいてお話をさせていただこうと思います。

まず、現在補助金の制度を実施している市町村につきましては、２市でございます。これは、戸田市と志木市の２市でございます。

今年度中に、その補助金制度を開始する予定の市町村が８市町村、まず秩父市、狭山市、深谷市、上尾市、朝霞市、新座市、桶川市、北本市の８市でございます。

続きまして、来年度以降の開始を予定しているという回答のあった市町村が２市でございまして、富士見市と日高市の２市でございます。

その他の市町村につきましては、予定なしだとか検討中、そういった回答の状況でございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　よく調べていただいたなと思いますが、こうやって安全な町へと、市へということで取り組んでる自治体があるわけです。本町でもそういった補助金を出してでも、安全な町をつくっていくべきではないかと思うのですが、ちょっと考え方だけ伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　ほかのところがやっているからという形で、なかなかすぐすぐというわけにいかないと思うのですけれども、お願いをしたりとか、あるいはこの危険だというところが想像以上に多く出たとか、あるいは今出ているところを話をしてなかなかやってもらえないのだけれども、危険だとかいうような状況というのが、嵐山町の場合には特別そういうところまで行っている報告は聞いておりませんので、今後の状況、推移を見ながら判断をしていったらいいのかなと、現状ではそんなふうに考えております。

○佐久間孝光議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　もう少し前向きな答弁があればさらにいいのですけれども、とりあえず検討はしていただけるということでありますので、以上で終わりにしたいと思います。

○佐久間孝光議長　ご苦労さまでした。

◇　河　井　勝　久　議　員

○佐久間孝光議長　続いて、本定例会最後の一般質問は、受付番号８番、議席番号８番、河井勝久議員。

初めに、質問事項１の拠点施設（第三の居場所）開設についてからです。どうぞ。

〔８番　河井勝久議員一般質問席登壇〕

○８番（河井勝久議員）　８番議員、河井勝久です。議長のご指名を受けましたので、通告に基づいて一般質問をさせていただきます。

まず初めに、拠点施設（第三の居場所）開設についてでありますけれども、これは今年の３月の議会が始まる前に、全協の中で来年の４月から開設するという話が出まして、その後私もいろいろと調べてまいりました。とりわけ、家でも学校でもない第三の居場所について、平成31年の４月よりＢ＆Ｇ財団による補助を受けて開所されるということになりましたけれども、目的、趣旨によると、子供の貧困が今日６人に１

人の状態であり、貧困世帯の子供は将来も貧困から抜け出すのが厳しく、格差が拡大している中、子供たちの放課後の安心安全な居場所としての生活リズムづくり、食事の提供など、学ぶ環境を整えることで子供の自立する力を育てることを目的としているということで、具体的な内容についてお伺いいたします。

（１）といたしましては、この建物は全てＢ＆Ｇ在団の提供したとおりの企画となるのかどうか。設備の仕様、間取り、図書室、居場所スペース、リビング、キッチン、シャワー室など、スタッフの意見は取り入れられるのかどうか。

この問題については、７月の18日の日に戸田市が始めたということでありますので、戸田市の施設を見させていただきました。コンビニストアのやめたところを改築いたしまして、だから中の内部改造なのですけれどもしまして、それで子供の居場所づくりをつくったということで、大変いろんな中を改築しているものですから、その問題をあわせてみますと、嵐山町でこれからやるこの施設については、新しく新築という形になるわけでありますけれども、その問題について取り入れられているのかどうかについてお聞きしたいと思います。

（２）といたしましては、対象児童数を１年生から３年生まで10名以内、これは説明会の中でそういうお話もしておりますけれども、学年児童数の数は考えないのかどうか。10名という形で決まっているということになると、１年生から３年生までの対象者ということですと、嵐山町の中で本当に限られた人しかここに行けないということになると思います。

私も先日というか、８月の下旬ですけれども、町のほうからもお話ございました広島県の尾道市、ここに行かせていただきました。尾道の市会議員のご案内で市のほうに行きましてお話を聞きましたら、市のほうはこのことをやっているということについては把握しておりますと、ただ尾道社会福祉協議会で、Ｂ＆Ｇがここに直接支援をしているという関係で、尾道市は直接的には何のかかわりもありませんという話でございました。尾道市は、この場所がどこにあるのかについても全く把握はしておりません。パンフレットというにはありますけれども、これも一切公開されておりませんので、必要な人にだけは渡されているのでしょうということでありました。そういう関係でいきますと、10名という子供たちをどのような形で選別しているのか、ちょっと把握しかねるのですけれども、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、（３）ですけれども、現学童保育室に行っている子供たちが、終了後に

保育室から引き続き入所が可能なのかどうか。これは、今ひまわりがあるわけでありますけれども、そのひまわりクラブの子供たちがそこに希望としては行けるのかどうか。これの時間が、これは尾道市も戸田市も、そして今度やろうとしている嵐山町も同じだろうと思うのですけれども、子供が帰る時間というのが14時からということで、午後の21時までということになります。そうすると、学童の人たちというのは６時で終わっているのだろうと思うのですけれども、それ以降の子供たちはどうなるのかというと、当然保護者が迎えに来てそれぞれの家庭に帰っているのだろうと思いますけれども、さらに子供を見てもらわなくてはならないということの、あるいは食事をさせてもらわなくてはならないという子供がいるということを考えると、その後どうなのかということもお聞きしておきたいと思います。

それから、（４）といたしましては、指導員の資格条件、人数について何人なのか、臨時職員もあるのかどうか。また、食事を出すということでありますから、調理師等も置かれるのかどうか、お聞きしたいと思います。

それから、Ｂ＆Ｇからの設備費が3,000万円ということでありますけれども、運営費が１年目は2,000万円と、これは建物を建てる費用も入っているのだと思いますけれども、２～３年目は1,000万円ということであります。４年目から町自治体の自立運営となるということで説明もありましたけれども、これは戸田市でもそうだということであります。

そうすると、町はこの10人の受け入れの人たちに対して、今後どういう形で運営費を出していくのかと思うのですけれども、これが社会福祉協議会に全く投げてしまって、そこが運営していくということになると、町からの補助金というのがこれに出せるのかどうか、ここも一つお聞きしておきたいというふうに思います。

この自立運営というのは大変だろうなというふうに思っていますし、それから利用料金、これについてはいろいろとあるというふうにお聞きしました。戸田市の場合はゼロ円から9,360円まで、これは月額の利用料金です。それで、上限が３万円という形になります。これ１人３万円という形になってくると、それぞれであると思うのですけれども、生活保護家庭なり、あるいは全く貧困家庭、そういうものを含めると、１万円以内の形になってくるのだろうというふうに思うのですけれども、それから夕食費、これも取られるわけでありますけれども、保護者含めて１食330円ぐらいということでした。

これは、当然そこで見てもらう子供は支払わなくてはならないということでありますから、これらを嵐山町では具体的にどういうふうにしていくのか、利用料金を含めて月額どのくらいになるのか、また１食当たりの食費はどのようになっていくのかについてだけお聞きしたいと思います。

以上です。

○佐久間孝光議長　それでは、小項目（１）から（５）の答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長　それでは、順次答弁をさせていただきたいと思います。

まず、質問項目１の（１）につきましてお答えいたします。建設の設備や間取りについては、町と財団で協議し決定しているので、財団の提供したとおりの企画というわけではございません。当然町の意見についても、その趣旨に反するものでなければ取り入れられるとの説明を受けております。

質問項目１の（２）につきましてお答えいたします。支援を要する児童について、その支援プランに基づき当施設を利用していく予定でございます。小学校の低学年の児童の受け入れを考えており、おおむね10名程度を当初は予定をしてございます。10名が定員というわけではなく、支援内容や児童の状況によっては、人数の増もあり得るものと考えております。

質問項目１の（３）につきましてお答えいたします。当該児童に対してその支援が必要であれば、入所は可能であると考えております。

続きまして、質問項目１の（４）につきましてお答えいたします。当施設は、学童保育室とその性質が異なるため、学童保育室の指導員と同一の条件とは考えておりません。児童福祉に経験のある者、例えば児童福祉士の任用資格条件など、専門的に知識や経験を持っているスタッフの配置を考えており、当初の開設については常勤の職員が２名、臨時職員または嘱託の職員２名の計４名程度の職員が必要ではないかと考えております。また、調理師の配置については考えておりません。

質問項目１の（５）につきましてお答えいたします。利用料金については、初年度から徴収する予定でございます。金額につきましては、利用形態も含め現在検討中でございます。先ほど河井議員からご指摘がございましたが、Ｂ＆Ｇ戸田の拠点では月額２万から３万円程度で設定されており、家庭の経済状況によって料金は異なり、生活保護世帯などは無料となっています。こうした同様の施設などの利用料金について

も参考に、検討する予定でございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　それでは、質問させていただきます。

建物の関係でありますけれども、私どもは図面を見ていないから実際にはわからないわけです。どういう形で、広さはどのくらいになっているのかわからないと。そういう中で、子供があの中で自由に遊ぶということもありますし、勉強もすることもあるということでありますし、戸田に行った場合にはシャワールーム、トイレ、それから調理室、全てつくってあるわけです。それは、そういう問題について嵐山もそういう形ではされていくのでしょうか、その辺をお聞きしたいです。

○佐久間孝光議長　前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長　基本的には、Ｂ＆Ｇのほうの施設の用途等がございますので、そういったものの基準に見合うような形で設置をさせていただきまして、戸田をごらんになったということでございますけれども、戸田の施設にもありますように、そういったプレイルームですとか調理室、台所ですね、キッチン、もしくは子供さんたちが学習できるような学習室だったり、そういった場所についても、基本的にはイメージしていただくと、まず学童保育室の設備を基準に考えていただけるとおおむねイメージが湧くかなと思っております。ただ、施設としてはそういったスペースを持ちますけれども、内容につきましては、先ほどもちょっと答弁させていただきましたけれども、いろんな意味で支援の必要なお子さんに対しての居場所ということでもございますので、そういったこともございまして施設の内容等につきましては、そういうことも考慮した施設の設計になってございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　今この指導員の人たちの、やっぱりそこの職員になる人の考え方が入っていかないと、なかなかその施設を使うのについても難しいという話もお伺いしました。

子供というのは、それぞれ１年生から３年生の遊び方がみんな違うという形で、自由に遊んだり勉強したりということもあるのですけれども、けがをさせないでそこで安全に子供たちを見るというのが第一なのだろうと思うのですけれども、そういう面

でいくと、ある程度職員になる人たちの意見が先に取り入れられて、それで設備が整っていくのかどうか、そこはどうなのでしょうか。

戸田に行った場合も、中を改築してもらわないと、ちょっと使い勝手が悪くてどうにもならなかったという話も聞いたのですけれども、そういうこともある可能性も出てくるのだろうと思うのですけれども、それはどうなのでしょう。全てＢ＆Ｇのほうで、それも一切後の改築も全部しますよという形になっているのでしょうか。

○佐久間孝光議長　前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長　私も戸田の施設には２回ほど行きました。当初行ったのが多分２月だったか、河井議員さんたちが行った半年ぐらい前、２～３カ月前に行ったのですけれども、大分内容が変わってまして、私一番当初行ったときには死角になるスペースが多くて、これはちょっと見づらいなというのを思って帰ってきたのです。２回目に河井議員さんたちが行ったときに、ご一緒したときにはまるっきり変わってたのです。そういったこともありまして、やっぱり今戸田で運営している事業所さんが民間の事業所なのです。そういったノウハウを持っていたのかなというのはちょっと思っているところなのですけれども、嵐山町の場合はそういう学童保育施設とか、そういった施設を実際にもう運営していますので、こういった面はちょっと嵐山町と違う設備かなというとこも考えて今設計をして、Ｂ＆Ｇのほうの担当者と打ち合わせをさせてもらっているということでございます。

問題になるようなところにつきましては、そういった意見をお聞きしながら参考に取り入れて、今設計をさせてもらっているというところでございますので、基本的にはまるっきり、備品はこれから購入になるわけですけれども、間取り的なものについては、ある程度はそういったノウハウを取り入れたものができると思っております。

以上です。

○佐久間孝光議長　河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　この中では、食堂、厨房ですけれども、それからトイレは当然だろうと思うのですけれども、シャワー室や何かもつくられるということでありますけれども、それぞれやるについて、例えば社会福祉協議会が全てを運営管理していく、これからはそうなってくるのかなと思っているのです。その辺との兼ね合いというのはどうなっているのでしょう。例えば社協のほうで、ある程度そこに対してこうしてもらいたいとかなんとかという声は出てくるのでしょうか。それは全く町のほう

だけでやっていくということになっているのでしょうか、それはどうなのですか。

○佐久間孝光議長　前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長　お答えいたします。

今運営についてですけれども、尾道に行かれたということでお話をお伺いしまして、私も尾道には行ってまいりました。お話を聞いてきたのですが、あそこ尾道市の社会福祉協議会は、既にもう子供さんたちの支援をやっているのです。そういうノウハウ持っている方がいらっしゃるのです。なので、非常にそういった面では、そういった方たちがもうノウハウを持って、そこで施設を持って支援していますので、スムーズな運営ができていると思っています。ただ、嵐山町の場合、今の社会福祉協議会がどうかというところを考えますと、高齢者ですとか、そういったほうに力はありますけれども、では子供さんたちの支援についてどうかとちょっと考えた場合に、スタッフをこれから育てるのは難しいなというのはちょっと思っています。

そういった面で、当初はやっぱり町のほうで主導で、当然町の中には児童福祉施設とか、教育委員会ですとか、そういった関係する機関がありますので、そういったところでいろんなお子さんの支援をしています。そういった意見を聞きながら、まずは町でそういった仕組みをつくって、システムをつくって、スタッフもちゃんとそういうところでスキルを身につけていっていただいて、十分な運営ができるようになったときに、また委託ですとか、そういったものを考えていこうと思っています。ただ、当初につきましては、嵐山町のほうで直営という形でやっていきたいというふうには考えています。

支援を要するお子さんというふうにお話をしていますけれども、やっぱり集団に入るのが難しかったり、特別な対応をしなくてはいけなかったり、そういうお子さんがいますので、通常の支援員さんですと難しい面もございますので、そういった意味では、これからスタッフの募集をかけるのですけれども、そういったことに精通をしている職員を採用させていただいて、そういった支援の拠点となるような施設として運営をしていきたいと思っております。

以上です。

○佐久間孝光議長　会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開時間を３時55分といたします。

休　　憩　午後　３時４２分

再　　開　午後　３時５５分

○佐久間孝光議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　施設の関係については、答弁の中で趣旨に反するものでなければ取り入れられるという説明を受けたということでありますから、今後使い勝手の悪いものだとか、いろいろと出てくるのだろうと思いますけれども、それは町からの要望等については、受け入れてもらえるものだろうというふうに先ほどの答弁の中で感じました。

建屋ができ上がってきちんとされれば、ある程度ものも見えてくるだろうと思いますので、開設が来年ですから、それまでにいろいろとまた、今後も町のほうからも説明をされるのだろうというふうに思っています。

（２）番と（３）番の関係でお聞きしておきたいと思うのですけれども、受け入れ人数が１年生から３年生までで10名前後と。行ける人たちというのは、当然菅谷小学校の学校区の人たちが中心になっていくのかなというふうに思っているのです。例えば北部で、七郷地区のほうから行くとなれば送り迎えも大変になってくるだろうと思いますし、そういう面でいくと、当然あそこにある学童のひまわりの関係からも、そこに行かなくてはならない子供たちも出てくるのかなというふうに思っているのですけれども、そこのところが10名という区切りでしますと、子供によってはいろんな支障があってそこに入らざるを得ない、あるいは当然親が面倒を見られない子供たちが夜食を食べられないとかという関係も、いろいろと調査をしながら、そこに入れる子供たちが決まってくるのだろうと思うのですけれども、その辺のところでは、例えばひまわりなんかに行っている学童の子供たちが、あれはこうなのだよ、ああなのだよという問題が出てくる可能性も出てくるのだと思うのです。そういう問題については、町は今後どういう対処をしていくのでしょうか。

○佐久間孝光議長　前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長　このＢ＆Ｇのつくる施設をどう運営していくかというところなのですけれども、当初日本財団さんは貧困対策ということで、貧困世帯にフォーカスをして、そういった子供たちの生活の場をつくると、居場所をつくるということであったのですけれども、日本財団ではなくてＢ＆Ｇ財団のほうに移って、町の助成

も受けられるということになって、貧困対策だけではなくて、地域のお子さんたちも気軽に使える場所として使ってもいいというようなことになっています。

嵐山町としては、貧困対策ということだけではなくて、やっぱり地域の中で支援の必要なお子さんですとか、そういったお子さんを町とか教育委員会とかと連携をしながら、そういったお子さんたちのアウトリーチ、家庭訪問とか、家庭の支援も含めてアプローチをかけて、その上でその施設が必要、居場所としてお母さんが遅いので、いない日はちょっと帰ってくるまでいましょうかとか、そういった意味での子供さんたちを安全に見ていくための施設みたいな形で、支援をしていく施設として考えています。イコール学童ではないと思っています。

ちょっとイメージ的に言うと、東京都とか大きなところ行きますと、子ども家庭支援センターという子供さんたちのための、そういった支援する施設があるのです。なので、そういった意味ではそういったイメージをちょっと持っていまして、学童の補完の面もありますけれども、今そういった本当に支援が必要なお子さんに支援が届いていないという状況もありますので、まずはそういったところで本当に支援の必要な家庭にアプローチをかけて、そのお子さんたちにどういった支援が必要か、施設を見ることも必要かもしれませんが、そういった意味でいろんな面で見ていきたいということを考えていますので、当初10名という話をさせてもらいましたけれども、学童に行けなく、集団がなじまなくてとか、家庭にいるお子さんもいらっしゃいますので、ちょっと対応が難しかったりするお子さんもいらっしゃいますので、そういった意味で学童の中へ行ってしまうと、子供さんが20人だと多分指導員さん３人ですから、20対３という中でお子さんを見るような学童になってしまいますので、そうではなくて３対１か４対１ぐらい、そして子供さん少人数で、見るスタッフが手厚く見られるというような環境を考えていますので、今お話をしますけれども、当初はスタッフが４名を考えていますので、３対１ぐらいの数でいきますと、大体10名かそこら辺の人数で最初は見ていきたいという意味で、10名ということで考えているところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　10名を決めていくのを、それぞれ親御さんが申し込みをしていくという形で、その申し込みについてはいろんな形で電話なり、施設見学をして直接申し込んだり、あるいは申請申し込みしたり、その申し込んだ子供たちを、例えば

この人を受け入れる、受け入れないという判断は、福祉を担当している指導員の方が決めていくのかどうか。この辺が、いろんな申し込みが出てくると選別をしなくてはならない問題も出てくるのだろうというふうに思っているのですけれども、それらの形についてはどういうふうにしていくのでしょうか。

○佐久間孝光議長　前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長　基本的に、申し込みを受けて使用を許可するのではなくて、もう既に町の中でいろんな支援の必要な家庭だったりお子さんだったりがありますので、そういったところにアウトリーチ、家庭の支援を張りながら、そこの家庭の保護者の方とご相談をしながら、どういう支援をしていきましょうかということをやりながら、この施設を使っていきたい。なので、使いたいから使わせてくださいという学童のような申し込みではなくて、そういった意味の支援をする施設として使っていきたいと思っていますので、まずは本当に支援の必要な家庭のピックアップ、当然福祉担当ですとか学校、教育委員会関係ですとか、そういったところでそういったお子さんたちとか家庭とかを確認しまして、すぐ施設を使うのではなくて、そういった家庭にまず家庭訪問と家庭の支援をして入って、いろんなお話を聞きながら、どういった支援が必要かというのを一緒に相談しながら、その施設を使った支援ができていけばいいなというふうに考えておりますので、そういう意味では、河井議員さんがおっしゃったようなイメージですと、その申し込みがあって使う使わないという感じですけれども、そうではなくて、町のほうで既に支援が必要な家庭に対してアプローチをかけていって、そういった必要なお子さんたちに施設を使っていただくような形に考えております。

以上です。

○佐久間孝光議長　河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　そうすると、あらかじめもうその子供たちを、必要なのかどうかということは決めておかなくてはならないのだろうと思うのです。そうすると、例えば10名以上おった場合と、あるいはその施設にというか、居場所に行ける子供というのは、送り迎えをできなくてはならないわけです。それができないということの中では、当然入れない子供が出てくるのだろうと思うのです。必要に迫られて入れなくてはならないのだろうけれども、それすら家庭事情ではできないと、親御さんも働いているという形になってくると、大変難しいのかなと。学校区のところから、歩い

ていける子供が優先的になってきますという話を私も行ってお聞きして、ああ、そうなのかなと。尾道行きましたら、尾道は島がいっぱいあるのだそうです。これは絶対行けないというのです。でも、入れなくてはならない子供がいるのですよと。これからこれの問題が出てくるのだけれども、何としても、市がかかわっている問題ではなくて、社会福祉協議会がかかわっている問題ですからという形で、我々の手にはそこまで及ばないのですよという話でした。

あそこは、子ども食堂、これを市でやっています。そこが優先されてきているのですけれども、そういう面でいくと、ちょっと嵐山町でもいろいろとあるのかなというふうに思ったのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○佐久間孝光議長　前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長　河井議員さんのおっしゃるとおり、場所としては菅谷小学校のところにつくりますけれども、対象としては嵐山町全域のお子さん、当然先ほども話をしましたけれども、支援が必要なお子さんですから、そういったお子さんをそこで見るような形をしたい。ただ、基本的には送迎は保護者の方にやっていただきたいというのが基本です。ただ、どうしてもできない場合には、送迎をスタッフがやるかどうかというのはこれからの話なのですけれども、どういったお子さんがいるか、どういった支援が必要になるかというのも保護者の方とお話をしながら進めていくことになりますから。だから、もう既に始まる前からこうだということではなくて、どういった支援が必要かというところで、柔軟に対応させてもらいたいと思っています。

確かに尾道も戸田市も、社会福祉協議会だったり民間だったりがやっていて、そういったお子さんを探すというか、どの家庭にどういう支援をしていったらいいかという家庭を見つけるのができないのです、民間ですから情報がないので。そういう意味で、戸田市は多分市と委託契約をして、そういった連携をして支援するような協定を結んだと思いました。尾道市は社会福祉協議会ですから、社協のそういったデータを多分使っているのだと思います。

嵐山町としては、町の直営とすることでそういった情報を持っていますので、そういう意味では必要な家庭にアプローチがちゃんとできていくのではないかというのを思っています。

以上です。

○佐久間孝光議長　河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　では、そういう形になっていくのかというふうに思います。

次の４番目の関係に移らせていただきますけれども、指導員、先ほども福祉関係の人を中心に、資格を持っている人も含めて、それから臨時職員も入れて４名という形ですけれども、ほかのところではもうちょっと多いところもあるみたいなのですけれども、実際言って４名で、そのほかに例えばアルバイトだとかなんとかの人も入れるというあれはあるのでしょうか。

それから、調理師は置かないということでありますけれども、夕食を食べさせるという、保護者も食べたいという形の申し込みがある場合には、その保護者にも幾らという形での１食の金額も決めて、食べてもらうという形になるというふうに思っているのですけれども、衛生面だとかいろんな面もあるだろうと思いますし、食べさせるいろんな食材については、向こうで与えられたものになっているのでしょうか。それともこっちで用意するものになっているのでしょうか。その辺も含めてお聞きしたいと思います。

○佐久間孝光議長　前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長　スタッフについては、これから募集をかけたりするわけですけれども、ただ、今４人ということで考えていますけれども、学校がやっているときについては、午後からですから時間が短いのですけれども、長期休み、夏休みですとか、そういったときにスタッフが足りるかどうかというのは、これからやって始めてみないと何とも言えないのですけれども、どのぐらいの子供さんが施設を利用するかというところも含めてですけれども、そういった意味では今考えている常勤と嘱託の４名以外にも、必要になる可能性はあると思ってはいます。

それと食事についてなのですけれども、食事につきましては、そこの場所でスタッフが調理をして出すというのを考えています。メニューをどうするかということもありますけれども、町にも栄養士等いますので、そういった意見を聞きながら献立等を考えて、食材等は当然食事については実費をいただこうと思っていますので、そういった意味でその中でやっていけるような食事を提供させていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○佐久間孝光議長　河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　食事なんかは、実費という形になっていくというお話であり

ますけれども、４名という形で、調理師は置かないで食事や何かもつくっていくという形がとられるというお話でございますけれども、利用料金の問題です。先ほどもありましたけれども、この問題で月額が２～３万円という形になるのです。生活保護の問題だとか、貧困家庭だとかとなってくると利用料金もとらないところから、あるいは最高額がトータルでは出されているわけでありますけれども、こういう面でいくと、その負担をこれからやらなくてはならないです、運営の関係では。Ｂ＆Ｇのほうで３年間はもつとしても、その後の問題もいろいろと出てくると。ここら辺の形になってくると町の問題として、その関係での料金や何かを決めて出すという形になってくるという大変厳しい問題も出てくるのかなと。これは、悪いというわけではないのですけれども、そういう面でいくと偏見の目を持った人たちも必ず出てくるのだろうと思うのです。そこのところをどうやっていくのかということと、やっぱりいろんな差別の問題が出てくるのではないかという形は、そういう言い方は悪いのですけれども、10人の人たちだけがと、入りたくても入れない人も出てくるし、あるいはそういう中での問題点もあるではないかという形の声も出てくるのだろうと思うのです。こういう問題については、今後どういう対応で図ろうとしているのかを聞きたいと思います。

○佐久間孝光議長　前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長　この施設なのですけれども、本来子供さんを家庭でちゃんと養育できれば何の問題もないわけで、ちょっと吉本議員さんの中にもありましたが、世帯数がふえて核家族化が進んでいるというのもございまして、要はお父さん、お母さんと子供さんだけで、お父さん、お母さん２人とも仕事をしてという家庭がふえたりしていますので、そういった意味で、今嵐山町が考えているＢ＆Ｇの施設は貧困ではなくて、そういった支援の必要なお子さんを支援していくというような施設として、子供、家庭の支援の拠点というふうに考えています。

本来は、地域でそういったお子さんたちを見る力があったのかなと。なので、本当はその地区ごとに当然コミュニティがあれば、そのコミュニティの中で子供さんを見ていただくということができれば一番いいと思っています。それが、今コミュニティの関係が希薄化していますから、そういったことが薄れてきているという意味では、そうすると誰がそこを補完するのだということになって、行政でそういったことも見ていかなければいけないのかなというのもありまして、この施設をつくりますけれども、本来は家庭でまず見てもらう、家庭でちょっと力が足らなかったら、その地域の

コミュニティでサポートしてあげるとか、そういったことを、みんなで子供さんを見ていくというような形を築いていただけたらなという意味では思っていますので、そこへ行っている子はどうだというのではなくて、あの子うちの地区の子だから、うちの地区でもちょっとサポートしてあげようとかいうような雰囲気ができるといいなというのはすごく思っていますので、施設で見るのが目的ではなくて、家庭でちゃんと生活できると、育っていける、もしくは地域で育っていけるというような環境ができるように、この施設を使っていきたいというのを思っています。

○佐久間孝光議長　河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　食事の問題なんかについては、それなりの費用がかかるわけですから、それとそこで食べたとしてもという形になるのかどうかわからないのですけれども、食べれば当然その費用というのは、その人からもらうようになるのだと思います。三百何十円かの値段ということなのですけれども、それは必ず取るということになるのでしょうか。

それから、２万円から３万円、これは預けるために費用がかかってくるということなのですけれども、それも大変な出費になるのだろうと思います。それぞれそういう貧困家庭や何かもあると、無料の方も出てくるのだろうと思うのですけれども、そういう面でいくと大変だなというふうに思っているのですけれども、これがちゃんと決められるのは、開設前にもう金額はわかるのでしょうか。それともある程度、３年後にこうしたいというものが出てくるのでしょうか、その辺は明確になるのですか。

○佐久間孝光議長　前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長　利用料金につきましては、当然１年目、２年目、３年目までは、Ｂ＆Ｇのほうの助成金が入ってきます。ただ、その後は当然町の財政負担、また国、県の補助金が何か使えるものがあれば、そういったものを活用しようと思っています。ただ、当初から利用料金については設定をさせていただこうと思っています。

町の施設としてつくりますので、設置条例を当然３月には出させていただくことになると思います。そのときに、町の財政、今後の３年目以降を含めて、利用料金等は決定をさせていただくようなことになると思います。ただ、そのときにどのくらいの料金になるかというのは、まだ具体的なものは今持っていませんので、これからどんな運営をしていくかというのも含めて、１日使うのか、時間で使うのかとか、長期休みどうするのかとか、そういったいろんな使い方を考えていますので、そういった意

味で利用料金をどうするかというところは、これから検討させていただいて、３月の設置条例等を出させていただくときに、審議をしていただければと思っています。

以上です。

○佐久間孝光議長　河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　３月までに全てが明らかになっていくということでありますから、そのときにはまた議会なんかにも報告されるのだろうと思うのですけれども、そういう面でこれからもいろいろと、この問題については課題が多いわけでありますから、質問させていただきたいというふうに思っています。

１つだけお聞きしたいのが、教育委員会の関係ですけれども、学校の関係、施設をつくるので、子供の遊具を幾つかどけますよね、これはどこかに移動させるわけですか。全くそのままなくしてしまうという形になるのでしょうか。子供にとっては、楽しみにしているものもあるのだろうと思うのですけれども、それはどうなのですか。

○佐久間孝光議長　村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　お答えさせていただきます。

もう撤去しておりますが、既に設置してから年数もたっておりますので、老朽化ということも考えまして移設せずに、そのまま処分という形で考えております。

○佐久間孝光議長　河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　そうすると子供にとっては、老朽化していても結構遊んでいるという話を聞いているのですけれども、これから先はもう全然考えないということですね。

○佐久間孝光議長　村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　現在のところ、新たに遊具を設置するということは考えておりません。

○佐久間孝光議長　河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　わかりました。では、次に進めさせていただきます。

２番目の質問は、小千代山の里山管理であります。これにつきましては、小千代山のコナラ、これがもう鬱蒼と生い茂るようになって、木が大きくなり過ぎて、根元に近い部分がカミキリムシの幼虫でありますこれに食われて、穴だらけになっていたりしております。風が吹くと倒れそうになっている状況でもあります。既に倒れた木もあるわけでありますけれども、荒れ放題の山が、そのまま虫に食われて倒れたりなん

かしていても、今あそこの山に入る人もいないわけでありますけれども、小千代山については遊歩道もできております。春、夏、秋、冬あそこの中をいろんな人が散歩しているわけでありますけれども、大変危ないねというふうに言われることもあるのです。倒れたら怖いねというので、私なんかも何とかならないかなというふうに聞かれることもあるのですけれども、コナラというのは、今までは10年に１回ぐらい木を切って新しい芽を出させて、そして里山がつくられてきているのだろうと思うのですけれども、やっぱりその辺のところを考えると、ある程度木の若返りを図っていくというのも必要なのかなというふうに思っているのです。

間引きするなり、あるいは何なりを考えていく必要もあるのだろうというふうに思っているのですけれども、そこら辺の関係についてはどう考えているのか、お聞きしておきたいと思います。

○佐久間孝光議長　それでは、答弁を求めます。

村田環境課長。

○村田泰夫環境課長　質問項目２につきましてお答えをいたします。

小千代山の現地を確認したところ、遊歩道において倒れそうなコナラの木は確認できませんでしたが、小千代山に沿って流れる水路付近で、カミキリムシの幼虫が木の根元を食い荒らしたと思われる木が、台風の強風等により倒れているのを確認しました。

小千代山は、里山環境を活用し、子供たちの健全教育とボランティア精神の高揚、里山環境の維持管理を目的として、嵐山モウモウ緑の少年団に里地里山づくり保全地域として使用を許可しておりますので、国峯団長に倒木の処理をお願いいたしました。倒木は、小千代山側に寄せられた状況で、道路の通行上支障はありません。

また、伐採更新に関しては、平成27年度に里山・平地林再生事業の小千代山山林再生業務委託で、枯損木、不良木等について、ヤマザクラ、アオダモ、エゴノキ等を132本伐採し、昨年度は千手堂小千代山緑地管理業務委託でコナラの木等ほか41本を伐採更新を行いました。来園者の安全確保と里山保全の観点に基づき、今後も適切な伐採更新を行い、適正な管理を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　適正な管理がされてきているというお話でございますけれど

も、この間伐したり何かする場合の、これを決めていく人はここに書かれている関係の人が、この木は切ったほうがいいだとか何とかというふうにされて切られているのでしょうか、その辺はどうなっているのですか。

○佐久間孝光議長　村田環境課長。

○村田泰夫環境課長　お答えをさせていただきます。

まず、この小千代山でございますけれども、面積としましては約３万7,000平米あります。その中に、樹木として今確認をさせていただいている木が約8,000本ございます。まず、木にナンバーをつけさせていただいて、今約８割のナンバリングが終わったところでございます。ですから、本数としましては約7,200本につきましては、一応ナンバリングをさせていただいたところでございます。

それを計画では、年40本程度を伐採更新させていただいているところでございまして、これで計算しますと何十年とかかってしまいますので、そちらにつきましては、今後町としましても適正な管理を考える上では、先ほどの里山里地の平地林事業でございますけれども、そのようなものをまた活用させていただきながら、もうちょっと積極的に伐採更新を行っていきたいというふうに考えております。

また、その伐採計画につきましては、先ほど説明をさせていただきました小千代山の維持管理を目的とした使用許可をモウモウ少年団にも出しているところでございまして、町とモウモウ少年団で、あわせてその辺は協議をさせていただきながら適正に管理をしていく方向で、今計画を進めているところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　適正な管理が必要なのだろうというふうには思っているのですけれども、あれだけの3.7ヘクタールで、やっぱり再生させていくというのは当然必要になってくるのかなと思っているのです。例えば３分の１ずつでも切って新しい芽を出させる、そして里山というのは１回切ると、そこにいろんなものがまた出てくるのです、再生された植物が。そういうものを含めると、やっぱり日本の山というのは、かつてはみんな薪を燃やして、それで生活をしてきたわけですから、それで維持ができたわけなのですけれども、そういうものを考えていくと、コナラというのはある程度一定の年数で切って再生させていくというのが必要になってくるのだろうというふうに思っているのですけれども、そこら辺ではそういう考え方は出てこないでし

ょうか。

○佐久間孝光議長　村田環境課長。

○村田泰夫環境課長　お答えをさせていただきます。

町としましても、萌芽更新というのは当然必要だというふうに考えております。今河井議員さんがおっしゃいますように、通常であればやっぱり10年から15年間隔で伐採をし、それを薪等で使ってということで今まで生活をされていたというのは認識をしているところでございまして、今はガスだとか、そういう電化製品になっておりますので、薪等の使用というのは減っているところでございますけれども、萌芽更新としましては、当然適正な管理をしていく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　これからも、遊歩道としてはぜひ必要な山でありますので、そういう面ではあそこを散歩したりする人たちが、倒木や何かでけがをしたりなんかしないような管理は十分図りながら、その辺のところも検討していただければというふうに思っています。答弁は結構です。

それから、３番目に移らせていただきます。比丘尼山の産廃処理の進捗状況ですけれども、これは昨年度はいろんな方も質問いたしましたし、私も何回か質問させていただきました。その後いろんな形で、こうしていきますという話はあっても、全くそれが進んでいかないような状況です。

３日前の朝ですか、きのうの朝ですか、私も行ってみました。中も歩いてみました。前の日は大雨が降って、あの辺もすごい水が流れるほどの状況だったので、足を運んでみました。もう夏草が生い茂っています。当初、昨年聞いた中では、片づけもいつごろまでにという話は常に出ていたのですけれども、全く進展が見られないと。一時的な雨が降ると、当然ああいう置き土ですから、盛り土ですから、下に流れることは間違いないし、地滑りが起きるのかなというふうに思っています。先ほども広島に行ってきた話もしたのですけれども、地滑りというのは土がどのぐらい水分を含むかによって滑り方が違ってくるという話でしましたけれども、確かにあそこも下は沼があったり田んぼがあったりぐらいの状況では、民家まで押し潰すということはないのだろうと思うのですけれども、そういう意味でいうとある程度危険も増すのだろうとい

うのは思っております。豪雨災害なんかによっては、そういう可能性も出てくるわけでありますけれども、先ほど川口議員さんの答弁の中でもありましたけれども、具体的にもう少しわかりましたらお聞かせ願いたいと思います。

○佐久間孝光議長　それでは、答弁を求めます。

村田環境課長。

○村田泰夫環境課長　質問項目３につきましてお答えいたします。

比丘尼山地内における無許可による土砂堆積に関する進捗状況につきましては、川口議員さんの一般質問で答弁させていただきましたが、当初は７月の23日から茨城県下妻市に搬出される予定でしたが、実際には埼玉県飯能市へ変更され、１日90立米だけが搬出されました。

今後につきましては、業者から提出された９月20日より土砂を搬出するという事業計画に基づき、土砂が搬入される前の状況に戻すべく、指導を続けてまいりたいと考えております。

一方、平成３年度の同地内への産業廃棄物の不法投棄につきましては、東松山環境管理事務所及び県産業廃棄物指導課の指導を仰ぎ、当時の事業関係者に引き続き指導をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　そういう計画が出ているということは、先ほどの答弁の中でもしたのですけれども、90立方、あそこに埋めてある量からすれば、この量というのは本当に少ないのだろうと思っているのです。それだけでお茶を濁されてしまうというふうだとしても、問題があるのかなと思っているのですけれども、そこら辺は引き続き、あれを全部取り除くと同時に、その前の産廃の埋められているという状況もわかっているわけでありますから、それで地元の人たちもそのことも心配しているわけでありますので、極力そのことについては力を入れていっていただければというふうに思っているのですけれども、いかがなのでしょう。

○佐久間孝光議長　村田環境課長。

○村田泰夫環境課長　お答えをさせていただきます。

この比丘尼山の問題につきましては、業者としては２つの業者が今関係をしております。去年の７月に不法投棄をされた業者と、先ほど説明をさせていただいた平成３

年当時に産業廃棄物まじりの土砂を入れた業者という２業者がございます。

まず、一番初めに指導させていただくのは、上に積んである新たに入れた業者の指導を中心的にさせていただいておりまして、その業者が一応町の試算では1,700立米ほど入っているということで今試算をしておりますけれども、その1,700立米を出していただいた後に、平成３年度当時に産業廃棄物まじりの土砂を入れた業者には、引き続き土砂の搬出を求めていきたいというふうに町としては考えてございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　年々、今は夏草が生い茂ってしまっているのですけれども、来年になればもっとひどくなるだろうと、数年たてばまたもとの山みたいになってしまう状況であるわけでありますから、この辺はやっぱり一日も早い産廃の撤去というのが必要になってくるのだろうと思うのですけれども、町のほうも大いに努力していただいて、当然地滑りなんかが起きないような、そういう形もとっていただければというふうに思っています。それは要望ですから、よろしくお願いしたいと思います。

以上で、私の質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○佐久間孝光議長　どうもご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○佐久間孝光議長　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　４時３４分）

平成３０年第３回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第４号）

９月１２日（水）午前１０時開議

日程第　１	諮問第　２号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第　２	同意第　１号	嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第　３	同意第　２号	嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第　４	議案第３９号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて
日程第　５	議案第４０号	嵐山町事務手数料条例の一部を改正することについて
日程第　６	議案第４１号	嵐山町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正することについて
日程第　７	議案第４２号	平成３０年度嵐山町一般会計補正予算（第３号）議定について
日程第　８	議案第４３号	平成３０年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）議定について
日程第　９	議案第４４号	平成３０年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）議定について
日程第１０	議案第４５号	平成３０年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第１号）議定について
日程第１１	議案第４６号	平成３０年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第１号）議定について
日程第１２	議案第４７号	平成３０年度嵐山町水道事業会計補正予算（第１号）議定について

○出席議員（１３名）

１番	吉本秀二 議員	２番	森　一人 議員
３番	大野敏行 議員	４番	長島邦夫 議員
５番	青柳賢治 議員	６番	畠山美幸 議員
７番	吉場道雄 議員	８番	河井勝久 議員
９番	川口浩史 議員	１１番	松本美子 議員
１２番	安藤欣男 議員	１３番	渋谷登美子 議員
１４番	佐久間孝光 議員		

○欠席議員（１名）

１０番　清水正之 議員

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	菅原浩行
書記	新井浩二

○説明のための出席者

岩澤勝	町長
安藤實	副町長
岡本史靖	技監
青木務	総務課長
伊藤恵一郎	地域支援課長
山岸堅護	税務課長
村田朗	町民課長
前田宗利	子育て支援課長
近藤久代	健康いきいき課長
山下次男	長寿生きがい課長
村田泰夫	環境課長
杉田哲男	農政課長
山下隆志	企業支援課長

藤	永	政	昭	まちづくり整備課長
内	田	恒	雄	上下水道課長
金	井	敏	明	会計管理者兼会計課長
永	島	宣	幸	教育長
村	上	伸	二	教育総務課長
田	畑		修	文化スポーツ課長
杉	田	哲	男	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○佐久間孝光議長　皆さん、おはようございます。第３回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいま出席議員は12名であります。定足数に達しております。よって、平成30年第３回嵐山町議会定例会第８日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（午前　９時５７分）

◎諸般の報告

○佐久間孝光議長　ここで報告をいたします。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、９月27日に審議を予定しております認定第１号　平成29年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件から認定第６号　平成29年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件までの決算６議案につきまして、討論する議員は９月20日の午後５時までに議長に届け出てください。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎諮問第２号の上程、説明、質疑、採決

○佐久間孝光議長　日程第１、諮問第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　諮問第２号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

諮問第２号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件でございます。

人権擁護委員、青木裕子氏の任期が平成30年12月31日に満了することにつき、引き続き同氏を推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、議会の意

見を求めるものであります。青木裕子氏の経歴につきましては、裏面の参考資料をご高覧いただきたいと存じます。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　青木さんのことでいろいろ言うことはないのですけども、人選に関しては、平成16年からですと今回で４期目になるのですか。６期目。こういう長い期間というのはどういうふうに思われるのか伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　今回きょうのご意見を求めることにつきまして、内部でも検討いたしました。おっしゃるとおりの状況でございます。そういう中でありますけれども、今までの人権擁護委員としてのいろんな見識、そして行動等を鑑みて引き続いてぜひお願いをしたいということで、今回の推薦の意見を求めることといたしました。

○佐久間孝光議長　ほかに。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そうしますと、期数ではなくて人格で今後も判断をしていくと。人格が立派な人は何期でもやっていただくと、そういう考えということなのでしょうか。

○佐久間孝光議長　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えさせていただきます。

人権委員として適格であるということで改めて認識をして、意見を求めることといたしました。

○佐久間孝光議長　ほかに。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　私なんかも期数が余り長いというのはいかがなものかなという考えを持っているのです。ただ、今回６期目の提案をされたということで、これは人権委員として人格が立派だと、だから問題なく今回も提案させていただいたということなのですか。ちょっと町長の今の答弁はっきりしなかったので。はっきりおっしゃりにくいのであれば構わないのですけども。もしおっしゃっていただければ、お願

いしたいと思います。

○佐久間孝光議長　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えをさせていただきます。

議員さんおっしゃるとおりでございまして、人格も含めて全体的に人権委員として重ねてお願いをしたいということでお願いをする次第でございます。

○佐久間孝光議長　ほかに。

第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　そうしますと、青木裕子さんにつきましては立派な方で、私もいろんな面でお世話になったりなんかしていますから、よく知っています。ですから、再任することについての異存はありませんけれども、６期ということになりますと、人権擁護委員さんそのものも、ほかにも何名かいるわけです。その中で６期生ということになりますと、どのくらいの期数の中の上のほうなのか、あるいは任期が下のほうなのか、その辺のことだけ教えていただければと思います。

○佐久間孝光議長　伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長　お答えさせていただきます。

東松山の中で、東松山人権擁護委員協議会というのがございまして、その中で期数の一覧が出ておりまして、青木裕子先生につきましては一番長いほうだなと考えているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長　ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、本議会はこれに適任という意見をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長　ご異議なしと認めます。

よって、諮問第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、本議会はこれに適任という意見とすることに決しました。

◎同意第１号の上程、説明、質疑、採決

○佐久間孝光議長　日程第２、同意第１号　嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　同意第１号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第１号は、嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件でございます。

嵐山町教育委員会委員、嶋本佳則氏の任期が平成30年９月30日に満了することにつき、引き続き同氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。嶋本佳則氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧願いたいと存じます。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　嶋本委員は、教育大綱制定のときに、どのようなお考えをお持ちだったか伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　答弁させていただきます。

嶋本佳則氏は、今までの教育委員会の委員として、嵐山町の教育の推進について、大変的確な判断、意見を述べていただいてきたというふうに思っております。それで、お願いをした次第です。

○佐久間孝光議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　教育大綱についての考え方をお伺いしています。

○佐久間孝光議長　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　教育大綱も今おっしゃったような状況の中に含まれておりまして、全体的に的確だということでお願いをする次第でございます。

○佐久間孝光議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長　ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第１号　嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長　ご異議なしと認めます。

よって、同意第１号　嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

◎同意第２号の上程、説明、質疑、採決

○佐久間孝光議長　日程第３、同意第２号　嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　同意第２号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第２号は、嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件でございます。

嵐山町固定資産評価審査委員会委員、関根盛敏氏の任期が平成30年９月30日に満了することにつき、引き続き同氏を選任したいので、地方税法第423条第３項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。関根盛敏氏の経歴につきましては、裏

面の資料をご高覧願いたいと存じます。

なお、細部説明につきましては省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長　ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第２号　嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長　ご異議なしと認めます。

よって、同意第２号　嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

◎議案第３９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長　日程第４、議案第39号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第39号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第39号は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

嵐山町不当要求等相談員を設置することに伴いまして、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木総務課長。

〔青木　務総務課長登壇〕

○青木　務総務課長　それでは、議案第39号の細部につきましてご説明をさせていただきます。

議案第39号は、嵐山町不当要求等相談員を設置することに伴いまして、条例の一部、所要の改正を行うものでございます。

裏面の新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。改正箇所でございますが、別表第１の職名の部19の迷惑相談員を不当要求等相談員に改めるものでございます。

設置の趣旨といたしましては、本町の業務に対するあらゆる不当な要求行為に対して組織的な取り組みを行い、職員の安全と正常な業務の遂行を確保するために設置をするものでございます。具体的に申し上げますと、窓口における職員の支援や警察への通報前の初動対応の指導、警察との連絡調整などを行っていただくものでございます。勤務は週３日を基本といたしまして、月額の報酬額は18万円でございます。

附則でございますが、この条例の施行日を平成31年１月１日とさせていただくものでございます。

以上、議案第39号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○佐久間孝光議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　不当要求という形、実際にどの程度このようなものが年間発生しているのか伺います。また、警察への対応というふうな形になってきますと、住民の方でも、ちょっと名前自体が不当要求になりますので、迷惑相談員とは全く違う形になってきますので、来られる住民の方への対応として、どのようなことが考えられるか、威圧的にならないかということもありますので伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長　青木総務課長。

○青木　務総務課長　お答えをさせていただきます。

まず、どの程度こういった事例があるかというお話でございますが、年間こういった件数ということではございませんで、これまでも町の職員に対してこういった行為

に該当するようなことも過去にはございました。また、最近の事例をとってみますと、例えば土砂等の埋め立てに関して町の指導等になかなか従わないと、そういった事例も散見をされています。こういった事案に対して、町として組織を挙げて対応をしていく、こういったことを趣旨といたしまして、今回相談員を新たに設置をするということで考えたものでございます。

また、２点目の町民の関係でございます。従前、平成28年度まで迷惑相談員ということで町民からの相談をお受けをしておりました。ただ、今回の不当要求等相談員につきましては、従前の迷惑相談員とは少し異なる職務があるというふうに考えてございます。１つは、先ほどご説明を申し上げましたとおり、まず町としてそういった不当要求に対して対処していくと、そういったことが主でございまして、従たる業務として町民からの相談、これは基本的には職員のほうがお受けをしているわけでございますが、そういった町民からの相談の中で警察との連携、連絡調整、こういったものが必要なものについて、この相談員を間に入れて問題を解決していく、こういったことで考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　そうすると、モンスター住民に対しての対応というよりは、行政対応で、例えば今太陽光発電の設置を求める業者とか、開発にかかわる業者とか来ると思うのですが、それにかかわって職員と一緒にそれを聞くという感じになってくるのですか。週３日ですから、かなり頻度としては高いと思うのです、そういったものが。それが今まで件数として余りないということで、これはそういうふうなものが平成31年１月１日から急激にふえてくるという予測でしょうか。

○佐久間孝光議長　青木総務課長。

○青木　務総務課長　お答えをさせていただきます。

来年の１月から急激にふえていくと、そういった予測ということではございませんで、現状であっても職員の中でも大変苦慮している場面もございます。そういった職員を補佐していただく立場としてこういった職の方においでをいただくと。今議員さんのほうからモンスター住民の対応ではなくてというお話もございましたが、そういったことも含めてというふうに考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　この不当要求等相談員の方は常に窓口にいるわけではないので、何かあったら電話等で対応の窓口の人がそこにお願いするという形になってくるのですか。この運用はどういうふうにしていくのですか。

○佐久間孝光議長　青木総務課長。

○青木　務総務課長　基本的には週３日の勤務ということで考えてございますが、勤務についてはある程度フレキシブルな対応というのはしていただくように考えてございます。必要に応じて勤務日を移動していただく、そういったことも可能ではないかというふうに考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　ほかに。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そうすると、これはもうクレーマーやモンスターペアレンツ、そういう方も含めた対応ということをしていくということなのですか。モンスターペアレンツやクレーマー、それ対応した職員は大変だと思うのです。ただ一方で、ああいう人たちは病気だということでもあるのです。対応の仕方では、その人をますます激高させてしまうということになると思うのです。その対応の仕方というのをどういうふうにするのかを伺いたいと思うのです。

それから、直接来たにしろ、電話もそうですよね、今の話だと。電話対応もやるのだというふうに今とれたのですけれども、どの段階でこの人は不当要求者だなと。ちょっと一旦中断なんてできないと思うのです、本当の不当要求者であれば。周りの人に何かサインを送って、その人はどこの部屋に通常いるのだかわからないのですが、来てもらって対応するのか、その具体的なことを伺いたいと思うのですが。

それで、１番目の質問に戻ってしまうのですが、本当の不当要求者であれば、これはもう排除するしかないと思いますので、私も前、古里に土砂が持ち込まれたときに、あれはもう警察を呼ぶべきだということを質問したことがありますけども、クレーマーとかモンスターペアレンツ、この方たちはただ排除ではなくて病気を治すという方向で、これは１番目の質問と重なってしまうな。とりあえず１番、２番で結構ですので、伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長　青木総務課長。

○青木　務総務課長　お答えをさせていただきます。

町のほうでは、平成16年に嵐山町不当要求行為等対策要綱、こういったものを定めて職員のほうは運用しているというような状況でございます。この中で不当要求行為等について定義をしてございます。ちょっと読み上げさせていただきますと、５つございまして、「暴力行為等社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為。正当な理由もなく、職員に面会を要求する行為。乱暴な言動等暴力を背景とした行為により、職員に身の安全の不安を抱かせる行為。正当な権利行使を装い、または社会的常識を逸脱した手段により金銭等を要求し、または権利の行使を要求する行為。正当な手続によることなく、業務執行上の作為または不作為を求める行為。６号といたしまして、前各号に掲げるもののほか。」ということで規定をしているわけでございます。こういった行為があった場合には、やはり不当要求等として町としては扱っていくという形になろうかと思います。

今例示を申し上げましたが、それはケースによって内容も当然異なりますし、おいでいただいた方の状態もいろいろあるかと思います。そのケースに応じたような対応をしていくと。仮に例えば何か病気が原因としてそのような行為があると推定がされれば、やはりそのような対応の仕方、そういったものは当然あろうかというふうに思います。役場の中には有資格者もおりますので、そういった方にもご意見等々いただきながら対応をしていくということだというふうに考えております。

２番目のご質問も今の答弁の中で大体申し上げられたかなというふうに思うのですが、どの段階でそういったものとして認定をするかということでございますが、それはその内容によって、例えばこの段階だからこうだというのは、今申し上げることというのはちょっと難しいのかなというふうに思っております。

以上です。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そうすると、今の事例を、不当要求行為の条例を設けていたという項目からして、クレーマーやモンスターペアレンツは、この場合は入らないという見方でよろしいのですか。

ぜひそういう形をとっていただきたいのです。これ職員の方は大変だと思うのですけれど、やはり病気が原因で、ちょっと強い言葉を発してしまうということなのです。ですので、本当に悪い人ではないということを念頭に置いてやっていただきたいと思

うのですけども、いかがですか。

それと、ちょっと私、１番目の質問で落としてしまったのですが、これを設置している市町村はどこかあるのか伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長　青木総務課長。

○青木　務総務課長　お答えをさせていただきます。

冒頭の細部説明の中でも少し説明をさせていただきましたが、今回の相談員につきましては職員の指導、こういったものも職務の一つに入れる予定をしてございます。職員の中で、例えば今おっしゃられたような方と関係がある中で、何か困ったことがあれば、当然相談員さんに入っていただいて、あるいは相談員さんに助言を求めて適切な対応を行うと、こういったことも考えてございますので、そういった方も全く関係ないということではございません。病気があるとすれば、当然そういったところも配慮するというふうに考えてございます。

２点目でございますが、他の市町村ということでお話をいただきました。インターネット上で少し見ましたが、近隣ということではございませんが、幾つかの自治体では、不当要求行為に対する相談員さんというのを設けております。ただ、名称で拾ったものですから、なかなか出てこなかったかもしれませんが、こういった職務を行う方についてはいらっしゃるのかなというふうに思います。

なお、埼玉県の機関では、例えば県内に県土整備事務所がございますが、それぞれの県土整備事務所に警察のＯＢの方も配置をされていると。そういった方も配置をして、今申し上げたような事例に対して対処していると。こういった埼玉県の事例があるというのは承知はしているところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そうですか。そうすると、嵐山町も警察官をやっていた方にやっていただきたいと、そういう意向ではあるということなのですか。どんな方を対象として見ているのか。

○佐久間孝光議長　青木総務課長。

○青木　務総務課長　お答えをさせていただきます。

こういった事案については、やはり警察組織の力をかりる場面というのが多々あろうかと考えております。そういった場合にはやはり警察の経験があるような方、そう

いった方においでをいただくのが最も円滑に業務のほうが遂行ができるのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　ほかに。

第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員）　１点お聞きいたします。

６月の議会でも一般質問がこの迷惑相談等々に関係して町の対応についてということであったと思っておりますが、複雑多様化する中で、今まで迷惑相談員を置いてきた中で去年ですか、廃止したわけですが、それに似たようなものだというふうには思っていますが、今回今度は不当ということが入っております。そうはいいながら、この方の仕事の内容の説明もあったわけですけれども、今渋谷さん等々の質問の中で答弁もあった部分があるのですが、ただ今までは、相談員は町民が困ったことも相談受けたわけですけれども、町民の相談あるいは行政への不当要求の相談等々も多々出てきた中で、時代に合った、嵐山町今困っている部分があったりしますから、担当課の方々の負担も幾らかでもこの相談員を置くことによって軽減ができるのかなというふうには思います。

ただ、１点お聞きしたいのは、施行が１月１日だということなのですが、緊急を要することということで今回提案されたものだと思うのですが、このタイムラグはどういう理由があるのか、それだけをお聞きします。

○佐久間孝光議長　青木総務課長。

○青木　務総務課長　お答えをさせていただきます。

今回新たに設置をするということでございまして、補正予算と同時にということも考えてございましたが、まずは条例のほうを議決をいただいた後に予算を計上したいと、このような思いもございまして１月１日ということで提案させていただいたところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　討論を終結いたします。

これより議案第39号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○佐久間孝光議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第４０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長　日程第５、議案第40号　嵐山町事務手数料条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第40号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第40号は、嵐山町事務手数料条例の一部を改正することについての件でございます。

数値地積維持管理システムの廃止等に伴いまして、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木総務課長。

〔青木　務総務課長登壇〕

○青木　務総務課長　それでは、議案第40号の細部につきましてご説明をさせていただきます。

議案第40号は、数値地積維持管理システムの廃止等に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。第２条に手数料の種類及び金額を規

定してございますが、第２条中の表の手数料の種類の部34の数値地積維持管理システムデータ交付手数料を削除するものでございます。

当該システムでございますが、税務課で行っております業務でございまして、面積計算書や修正図等を交付するものでございますが、昨年度導入をいたしました固定資産評価システムによりまして同様の証明を交付することが可能となりましたので、システムを廃止することに伴い、削除するものでございます。

附則でございますが、この条例の施行日を平成30年10月１日とさせていただくものでございます。

以上、議案第40号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○佐久間孝光議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　お聞きをいたします。

従来の一筆図形だとか、アからカまでございますが、どのような形で、今後は住民の方がこれを求めることが当然出てくるかというふうに思いますが、実例としまして、修正図等は一筆持っていたところを何か自分で管理をするのに石を置いてみたり、木を切ってみたりするわけですけれども、そういう場合に、他人の土地に大体お断りをして入ったりなんかするわけでございますけれども、自分である程度修正図等をいただければ、メーターをはかって、くいを確認をしてそこの作業に入るわけですけれども、今後もこのようなものを全てのものが、代替えのものが出てくるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○佐久間孝光議長　青木総務課長。

○青木　務総務課長　お答えをさせていただきます。

ただいま細部説明で申し上げましたが、昨年度導入をいたしました新たなシステムによりまして今回削除するものと同様のものが証明として発行ができるということでございますので、町民の方にご不便を来すことはないというふうに考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　修正図等はかなり高額なものですけれども、必要性があって町民の方は皆さん求めているわけなのですが、料金的には下がるようなあれも聞いた

こともございますが、その点はどうでしょうか。

○佐久間孝光議長　青木総務課長。

○青木　務総務課長　お答えをさせていただきます。

こちらの新旧対照表には、記載はないわけでございますが、税務課で取り扱っている証明の中で証明手数料というものが規定をしているものでございます。こちらにつきましては、１件当たり200円というようなことで手数料決まっておるところでございますので、今後はこちらの諸証明手数料として交付をしていくということでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　ほかに。

第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　１点だけお尋ねいたします。

新しいシステムで同様のものができるものは昨年導入されているということなのですけれども、この時点でこういった条例の改正は行われなかったのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○佐久間孝光議長　山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長　議員さん今ご質問いただきましたとおり、昨年の10月１日から新しいシステムが導入されました。前のシステムも引き続いて昨年度中は運用してまいりました。昨年の10月１日から新しいシステムを導入して全て一括でデータが移せればよかったのですが、データの中に国勢調査のデータですとか、あとは今進行しています区画整理等のデータもございます。こういったデータの移行もございまして、その時点では前のシステムを廃止するということができなかったものですから、その時点での手数料の変更というのはいたしませんでした。

ただ、この手数料については、私平成27年度から税務課に配属されまして、その時点でほかの市町村と比べると、この図面の手数料が非常に高額になっておりました。嵐山町では500円とか1,000円とか1,500円という形で出させていただいていましたけれども、ほかの近隣の市町村見ましてもほとんどが200円ですとか、中には無料というところもございました。こういったこともありまして、このシステム自体の変更を今回原因として手数料を変更させていただくわけですけれども、平成27年度時点で非常に高額だというのがわかりましたので、実際は手数料を下げたいというところがず

っとあったわけですけれども、今回このシステムの変更という機会がございましたので、今回の議会に提案をさせていただいたということでございます。

○佐久間孝光議長　ほかに。

第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員）　１点お聞きします。

地積の関係は個人としても重要なことですが、昨年導入したシステムが、地積というのはしょっちゅう動いている、開発等で動くわけですけれども、その基準の変更というのは１年ごとに変えていくのか、今度の新しいやつはどういう、前のやつはどうだったのか、それだけお聞きしておきます。３年ごとに変わるのか、毎年地積が変わるのか。

○佐久間孝光議長　山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長　データの更新でございますけれども、固定資産税の賦課期日というのが毎年１月１日ということになっております。そのことから１月１日現在の状況というのを把握する必要がありますので、毎年１月１日の現況でデータを更新しているという状況でございます。

○佐久間孝光議長　第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員）　データが、それは当然そうです、全部ですから。この地積のほうのデータも連動して毎年変わるのですか、そういう捉え方でいいのですか。

○佐久間孝光議長　山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長　現在例えば土地を分筆いたしますと、データといいますか、その計算書ですか、そういったものが登記所から送られてまいります。これは以前から送られてきておりましたけれども、登記所も数値で管理していますので、そういった数値も今は送られてきているという状況です。今のシステムというのは、そういった数値を読み込んで分筆ができるというシステムになっております。登記所からそういったデータをいただいて、それを読み込んで土地を、図面上の土地です、データ上の土地を動かしていくということで把握をしていくというような形になっております。

○佐久間孝光議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　討論を終結いたします。

これより議案第40号　嵐山町事務手数料条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○佐久間孝光議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第４１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長　日程第６、議案第41号　嵐山町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第41号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第41号は、嵐山町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

嵐山町重度心身障害者医療費助成制度への所得制限導入に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

近藤健康いきいき課長。

〔近藤久代健康いきいき課長登壇〕

○近藤久代健康いきいき課長　それでは、議案第41号の細部説明をさせていただきます。

埼玉県重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、応能負担により対象者を真に経済的な給付を必要とする低所得者に限定し、負担の公平性を図ることから所得制限を導入するため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正条例をごらんください。第４条第２項につきましては、医療費助成金の所得基

準を国の特別障害者手当の所得基準に準拠するものでございます。

議案第１号参考資料をごらんください。所得制限基準額は、扶養親族がない場合は360万4,000円、扶養親族がある場合は扶養親族１人につき38万円を加算した額となります。また、当該扶養親族が70歳以上の同一生計配偶者もしくは老人扶養親族の場合はさらに10万円が加算、特定扶養親族または控除対象扶養親族の場合は、さらに25万円を加算がされます。また、所得審査の対象は本人所得のみとなります。

改正条例をごらんください。第４条第３項につきましては、災害により対象者の所有する住宅、家財等にその価格のおおむね２分の１以上の損害を受けた場合、所得制限を適用しないとするものでございます。

第５条第２項及び第６条につきましては、第４条第２項、第３項の規定、所得制限の導入に係る受給資格の認定と登録等について追加したものでございます。

第６条の受給者証の交付につきましては、第４条の改正に伴い、文言を改正するものでございます。

第９条第２項につきましては、第４条第２項の改正に伴い、所得状況の届け出の義務を追加したものでございます。

附則につきましては、この条例は平成31年１月１日から施行となるものでございます。ただし、この条例の施行の際、現に受給者証の交付を受けている方の医療費助成金の所得制限の適用は平成34年10月１日からの施行となるものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　真に支援が必要な低所得者に今後はしていくために所得制限を導入するのだという説明でありましたが、まことに遺憾だなというふうに思います。それで、この対象人数がどのぐらい嵐山町はなるのか伺いたいと思います。真に必要なというのは、これは県の意見ですね。嵐山町としてはどういう意見を持っているのか伺いたいと思うのです。

それから、継続した場合、町単でやった場合、どのぐらい費用がかかるかを伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長　近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長　それでは、お答えいたします。

まず、対象者ですが、この所得制限は現在交付を受けている方につきましては34年10月１日からの施行となってございますが、参考までに今年度８月１日現在の受給者数のうち、この所得基準額を超える方を出してみましたところ、430人中８人、全体の1.9％を占めております。

続きまして、所得制限の導入につきましてですが、埼玉県の重度心身障害者医療費支給事業の２分の１の補助を受けて実施している事業でございまして、町といたしましてもこの要綱にのっとった形で実施をしていきたいと考えております。

また、町単で所得制限のある方の部分を町が負担した場合、どのぐらいの費用になるかということですが、これあくまでも試算です。今年度所得の基準額を超える方の、過去の支給額を計算しまして、また新規で該当になる方の部分を含めますと、少なくとも年間200万円ぐらいになるかなと推計しております。ただ、ここにまた入院等がふえますと、この金額は大きく変わってきますので、あくまでも推計という形になります。

以上です。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そうですか。今ちょっと入院中の話もあったので、これは在宅も、入院も、この金額以上の人はもう対象外だということでよろしいのか。

それから、年間200万円ぐらいかかると、町としては単独で少し頑張ってみようという議論はしたのか、した上でなかなか難しいという結論になったのか、ちょっとその辺がありましたら伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長　近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長　こちらの医療費につきましては、保険診療の自己負担金の部分の助成になってございまして、通院、入院も含まれております。ただし、食費等は含まれてございません。

次に、町として議論をしたのかということなのですが、担当課といたしましては、高齢化がどんどん進んでいく中で、扶助費の占める割合がかなり大きくなってきておりまして、その部分で町が補助金をなく全部負担していくというのは、将来的にもかなり難しい状況なのではないかということで今回判断させていただきました。

以上です。

○佐久間孝光議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　今伺っていますと、高齢者がふえてくるということで、この重度心身障害者の医療費というのは、高齢者は75歳以上、それとも、どのぐらいで切っていくのですか。75歳になったら後期高齢の医療費になります。なので、ちょっとその感覚がわからないのですけれども、その点について伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長　近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長　お答えいたします。

医療費の高齢者の関係なのですけれども、こちらの支給に関しましては、保険診療の自己負担金の部分を助成するということで後期高齢者も含まれております。

以上です。

○佐久間孝光議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　後期高齢者もということで、現状ですと430人中８人ということでした。そういうふうな中に後期高齢者の方はどのぐらいいらっしゃるのですか。後期高齢者の場合、自己負担額が所得によって違ってきますけれども、それでもなおかつ、ここに係る後期高齢者の方はどの程度いらっしゃるのか伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長　近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長　８人中お二人が後期高齢者になってございます。負担割合としましては１割負担でございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　ほかに。

第５番、青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　議案41号の参考資料なのですけれども、限度額というふうに出ている、特別児童扶養手当の支給に関する法令の施行令の第７条というふうにしてあるわけなのです。恐らく特別児童扶養手当の支給要件では、これよりももう少し高い額が設定されているように思うわけなのですけれども、施行令の第７条を基準とするとしたところの根拠というのは何をもって第７条とされてきたのか。

それと、あと今重度の障害の関係の、郡内においての状況というものはどのような状況になっているのでしょうか。その２点についてお伺いいたします。

○佐久間孝光議長　近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長　特別児童扶養手当等の支給に関する法令の第７条を基準

とするということにつきましては、埼玉県のほうで定めました基準に準拠するものでございます。埼玉県がこの基準を導入した理由としましては、他県においても最も多く準拠している基準額でありまして、国における障害者福祉のための制度でありますことから、基準額とすることに一定の理解が得られやすいということでございました。

続きまして、近隣の導入の状況でございますが、年度当初県のほうで調査いたしましたところ、県内導入予定が33、未定が30、導入予定なしは０でございました。未定のところにつきましても県の条例の確定に合わせて導入をしていきたいという意見がございました。

以上です。

○佐久間孝光議長　第５番、青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　この参考資料を見させてもらったときに、いわゆる本人の所得制限になるわけですから、一般的には児童扶養手当というと、保護者の収入等によって支給額が決められてくるわけでしょうけれども、施行令の第７条をやっぱり県のほうでもって所得制限をしていきたいという、主導というのでしょうか、例えばこれを嵐山町では特別児童扶養手当の支給に関する要件がありますね。その要件には、できる、できないというようなことの検討というようなことはなかったのでしょうか。要するに０人で所得制限基準額が、特別児童扶養手当をもらう方はある程度収入制限がありますね。その収入制限額というのはもう少し高いように私は見ているのです。それが施行令の第７条だと、０人で360万4,000円という金額になってくるので、これをもう少し、例えば459万6,000円とか、特定の手当をいただく場合の保護者のですよ、そこの考え違いというか、あくまでも本人の、障害者の所得がこれですよという基準のようなものが決まっているのだということであれば、私もそれで理解するのですけれども、その点のところはちょっとどうなのでしょうか。

○佐久間孝光議長　近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長　お答えいたします。

大変申しわけございません。勉強不足でして、ちょっとその辺のところを確認をとってはございませんでした。申しわけございません。

○佐久間孝光議長　第５番、青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　私もこの参考資料が出されたものですから、７条というのを私なりに調べてみたのです。そうすると、国の特別児童扶養手当の条例の中に、それ

に準じて20条か何かに第７条を適用するとなっているのですけれども、一般的な考え方として、この特別児童扶養手当をいただく方、これについては20歳までになるのかもしれませんけれども、そういった方も該当してくる形になるわけです。それであってそのところの額は高い額であって、今回の重度心身障害者のところだけは基準が少し低いということは、該当してくる方たちもふえるのではないかというふうに私なりに考えたところなのです。ですから、そこの違いがあるところについてだけはどちらかで答弁というか、なぜ一般的な特別児童扶養手当が支給される要件と、この施行令の第７条に違いが生じてくるのかということを説明いただきたかったのです。

〔「休憩とってもらう」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長　暫時休憩いたします。

休　　憩　午前１１時０２分

再　　開　午前１１時１５分

○佐久間孝光議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長　お答えいたします。

国の基準と町の基準が違うということなのですけれども、本条例改正につきましては、県の補助基準が国の基準に準ずるものでありますので、町といたしましては、そちらの国の基準のほうでやらせていただきたいと思っております。

以上です。

○佐久間孝光議長　ほかに。

第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　１点になると思うのですけれども、質問させていただきますが、29年度の受給者証を受けている方たちの人数、それからそういった点で31年の１月１日から施行するということですけれども、この今受けている方たちが更新について５年間かなというふうに思っていますけれども、何名ぐらいいらっしゃって、31年の１月の施行までの間から今受給して、例えばあと４年あるとか３年あるとかというふうになってくると思うのですけれども、その間はもちろん所得制限はしないということになるかと思うのですけれども、その辺のところにつきまして何名ぐらいいて、どんなふうな形になっていくのか教えてもらえればと思っています。

○佐久間孝光議長　近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長　お答えいたします。

平成29年度末で重度心身障害者医療の給付金の受給の登録者は431人になってございます。この方たちが34年10月１日までは現状の給付を受けられるようになってございまして、更新時、更新が一斉になりますので、この時点で仮に現在受給者の中で所得基準額を超える方８名がそのまま継続される形になりますと、34年10月１日から所得制限がかかるといういう形になってございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　よろしいですか。

ほかに。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　討論を終結いたします。

これより議案第41号　嵐山町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○佐久間孝光議長　挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第４２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長　日程第７、議案第42号　平成30年度嵐山町一般会計補正予算（第３号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第42号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第42号は、平成30年度嵐山町一般会計補正予算（第３号）議定についての件で

ございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,948万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を63億6,223万円とするものであります。このほか債務負担行為の追加が２件、地方債の変更が１件であります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木総務課長。

〔青木　務総務課長登壇〕

○青木　務総務課長　それでは、議案第42号の細部につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算書の、まず６ページ、７ページをお願い申し上げます。６ページでございますが、第２表、債務負担行為補正ということで２件、新たに追加をさせていただくものでございます。千年の苑事業用地公有化事業でございまして、債務を負担すべき期間につきましては、平成30年度から平年36年度までの７年間でございます。内容でございますが、埼玉県土地開発公社が千年の苑事業用地の公有化のために借り入れる資金の元本利子及びの事務費の合計額ということで、限度額のほうを文言で設定をさせていただくものでございます。

２件目につきましては、今申し上げました公有化事業に関しまして、埼玉県土地開発公社に対する債務保証ということでございます。期間につきましては同様、平成30年度から36年度までということでございます。

７ページでございますが、第３表、地方債補正をごらんいただきたいと存じます。今回臨時財政対策債の発行可能額が決定をしたことに伴いまして、限度額を267万9,000円減額をいたしまして、２億7,732万1,000円とさせていただくものでございます。起債の方法等々につきましては、補正前と変わってございません。

続きまして、12ページ、13ページをお開きをいただきたいと存じます。今回の補正の総額でございますが、4,948万4,000円を増額するものでございまして、この補正額の財源内訳をあらわしてございます。特定財源でございますが、国県支出金が377万2,000円、その他財源が８万円、一般財源といたしまして4,563万2,000円を増額をするものでございます。

次に、14ページ、15ページをお開きいただきたいと存じます。２の歳入でございます。第10款地方交付税、第１項地方交付税、１目地方交付税でございます。今回交付する交付税の算定がなされまして、決定をしたことに伴いまして補正をさせていただくものでございます。普通交付税を4,404万円を減額いたしまして、６億596万円とさせていただくものでございます。減額の主な理由でございますが、法人税割の推定基準額がかなり伸びたことが大きな要因として考えられるところでございます。

続きまして、第14款国庫支出金、第２項国庫補助金、総務費国庫補助金並びに民生費国庫補助金、次の第３項の委託金の民生費委託金、この３つの国庫支出金でございますが、いずれもシステム改修のための経費に対する補助金でございまして、いずれも10分の10の補助率、交付率というふうになっているものでございます。

次に、16ページ、17ページをお開きいただきたいと存じます。第18款の繰入金、第1項特別会計繰入金、３目介護保険特別会計繰入金でございます。平成29年度の介護保険特別会計の決算が終わりまして、介護給付費、地域支援事業費、低所得者保険料軽減負担金等々、一般会計が繰り出しているものでございます。決算に伴いまして、介護保険特別会計のほうから348万円を一般会計に繰り入れするものでございます。

第19款繰越金でございます。前年度繰越金といたしまして8,709万7,000円を増額するものでございます。これによりまして前年度繰越金が２億7,909万7,000円となるものでございます。

第21款の町債でございますが、先ほど第２表のところでご説明を申し上げました臨時財政対策債を267万9,000円減額するものでございます。

続きまして、18ページ、19ページをお開きいただきたいと存じます。３の歳出でございます。第２款総務費、第１項総務管理費、１目一般管理費中、18住民・税情報システム運用管理事業、電算委託料といたしまして321万4,000円を増額させていただくものでございます。こちらにつきましては、先ほど歳入で申し上げました国庫補助金を活用いたしまして、マイナンバーカード等の記載事項の充実及び国民年金制度改正に伴うシステム改修を行うものでございます。

４目財産管理費、１庁舎管理事業でございます。11の需用費、修繕料172万8,000円を増額させていただくものでございます。内容といたしましては、庁舎の空調の関係でございまして、熱源蓄熱槽用制御自動二方弁、こういったものを改修を行いまして、空調、適切な運用を行いたいとするものでございます。

５目の財政調整基金費でございます。今回1,400万円を財政調整基金に積み立てるものでございます。この積み立てによりまして、今年度末の残高の見込みでございますが、9,205万4,000円というような基金残高の見込みを立てているところでございます。

次に、20ページ、21ページをお開きいただきたいと存じます。６目企画費の２企画総務事業中、８報償費、11需用費、14使用料及び賃借料、それぞれ増額の計上をさせていただいておりますが、いずれも東京23区特別区との連携イベントに要する経費につきまして計上させていただいているものでございます。

８目自治振興費中、２地区集会所等補助事業、19負担金補助及び交付金でございますが、地区集会所等補助金ということでございまして、越畑第１公民館の修繕に要する経費、補助率２分の１でございますが、17万2,000円を新たに計上させていただくものでございます。

続きまして、22ページ、23ページをお願いいたします。第３款民生費、第１項社会福祉費、１目社会福祉総務費中、２社会福祉総務事業に23節償還金利子及び割引料、返還金といたしまして344万円を計上させていただきました。こちらにつきましては、平成29年度に受けました国県支出金の超過交付分を返還するものでございます。具体的に申し上げますと、臨時福祉給付金事業費国庫補助金、臨時福祉給付金事業費事務費の国庫補助金並びに障害者自立支援給付費県負担金でございます。

次に、19地域福祉人材育成基金管理事業でございますが、66万9,000円を積立金として計上させていただきました。平成29年度に基金から80万円を繰り入れまして運用してまいったところでございますが、その実績が13万円でございましたので、その残額を基金に戻すと、積み立てるということでございます。この積み立てによりまして、30年度末の基金残高見込みでございますが、1,760万8,000円ということでございます。

続きまして、26ページ、27ページをお願い申し上げます。第７款商工費、第１項商工費、２目商工振興費中、５企業誘致事業でございます。今回15節工事請負費、19節負担金補助及び交付金ということで、それぞれ増額をさせていただいております。いずれも花見台工業団地の拡張事業に伴う事業でございます。

４目観光費中、２観光施設等管理事業でございますが、工事請負費といたしまして175万円を計上させていただきました。こちらにつきましては、嵐山小川インターチェンジの出口に観光施設案内表示板を設置するに要する経費として計上させていただ

いたものでございます。

続きまして、28ページ、29ページをお願いいたします。第10款教育費、第２項小学校費、１目学校管理費中、３七郷小学校管理事業でございますが、11節需用費といたしまして、修繕費276万1,000円を計上させていただきました。こちらにつきましては、七郷小学校に設置をしてございますエレベーターの修繕に要する経費でございまして、点検に伴い指摘をされた事項を修繕するというものでございます。

次に、30、31ページをお願いいたします。第５項社会教育費、３目文化財保護費中、２指定文化財保存管理事業でございます。19節負担金補助及び交付金といたしまして、新たに補助金を広野大下三差路の庚申塔群管理工事補助金ということでございまして計上させていただきました。こちらにつきましては、町で定めております文化財保存事業補助金交付要綱に基づきまして、３分の２の補助率で交付をさせていただくものでございます。

第６項保健体育費、２目体育施設費中、１スポーツ施設管理事業の中でございますが、14節で使用料及び賃借料14万円、土地借上料を計上させていただきました。こちらにつきましては、総合運動公園の公有地化を進めてまいったところでございますが、ご同意をいただけない未買収地に係る土地借上料を計上させていただきました。

第13款予備費でございます。今回31万7,000円を予備費として増額をさせていただきましたところでございます。

32ページ以降、給与費明細費等々につきましてはご高覧をいただきたいと存じます。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○佐久間孝光議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　初めに、15ページの税システムの改修からなのですが、マイナンバーカード記載事項の充実、どんな記載の充実を図るために改修するのか。

その下の後期高齢者の軽減の関係、どんな軽減の対応に伴う改修なのか。

それから、その下の年金の関係の産前産後の保険料の免除、これはいつからの対応としてなるのかちょっと伺いたいと思います。

それから、25ページの健康増進センターの修繕料がここ出ているわけですけれども、これちょっと内容を伺いたいと思います。それで今度子育て支援センターにしていく

わけですね。この修繕料が子育て支援センターにしていく上で無駄にならないのか、あわせて伺いたいと思います。

それから、27ページの花見台拡張地区推進補助金、ちょっと私も今まで認識なかったのですが、これ補助金なのですね。どこに支出するのか伺いたいと思います。

それから、観光費の看板ということなのですが、どのくらいの大きさを設置する予定なのか。予定先として町内業者でも大丈夫なのか伺いたいと思います。

それから29ページの、七郷小のエレベーターを修繕するということで出ているわけですけれども、これいつ点検をして問題があるというふうに言われたのか、その問題点も含めて伺いたいと思います。

31ページの庚申塔の関係なのですが、どんな工事をするのか、これも補助金ですので、どこに支出するのかを伺いたいと思います。

それと、学校給食センター、この修繕内容を伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長　伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長　それでは、お答えさせていただきます。

まず15ページの社会保障制度に係るシステム改修のうち、マイナンバーカード等の記載事項の充実に係るシステム改修でございますが、昨年度から年を追うごとにやらせていただいている内容でございまして、マイナンバーカード及び住民票等への旧姓表記の表示の改修に係る費用につきまして、国のほうから10分の10の補助金が来るものでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　村田町民課長。

○村田　朗町民課長　お答えさせていただきます。

15ページの高齢者医療制度円滑運営事業費補助金、こちらの内容ですけれども、被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料算定の基礎、こちらの軽減が、均等割軽減が31年度に終了するために、その基礎を印字するための帳票レイアウト変更、特別徴収開始通知書、普通徴収納入通知書等の印字の変更でございます。

続きまして、その下の基礎年金等事務費交付金、こちらですけれども、こちらにつきましては国民年金の第１号被保険者の産前産後期間の保険料免除におけるものでございまして、平成31年４月施行ということで、こちらの記録の移動処理機能あるいは届け出、報告書の様式の変更対応等の内容でございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長　25ページの学習指導室の修繕に関することにつきまして説明させていただきます。

学習指導室には調理実習用の台が設置されておりまして、そちらの水栓が故障している場所が何カ所かございます。これを修繕するために計上させていただきました。また、子育て世代包括支援センターの改修工事を今年度行いますが、この工事につきましては学習指導室は含まれてございません。学習指導室も含め、子育て世代包括支援センターができましても今までどおりこの施設を町の事業等で利用するような形になってございます。

○佐久間孝光議長　山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　それでは、27ページの花見台拡張地区の関係及び看板の関係につきましてお答えをさせていただきます。

今回花見台拡張地区の推進補助金としまして670万を計上させていただきましたけれども、こちらの関係につきましては、既存の駐車場がございまして、この駐車場を利用している企業さん、花見台の工業会の会員企業さんでございます。こちらの補助金につきましては花見台の工業会さんのほうにお願いをいたしまして、調整を図っていただくということで計上をさせていただいたものでございます。内容につきましては工事費、農地転用等の関係の費用、そして登記費用等を含めて670万でございます。

次に、看板のほうの関係でございますけれども、こちらにつきましては観光施設のほうの看板設置というようなことで、今回特に外国人向けの英語表記を加えた上での看板の設置を予定させていただいております。大きさにつきましては、横幅が２メーターほどございます。縦幅は１メーター80ほどで予定をさせていただいておりますけれども、こちらについては関越の嵐山小川インターを出てＴ字路でぶっつきますけれども、その真正面にそれぞれ１枚ずつ、右側左側１枚ずつの合計２枚を設置する予定でございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　お答えさせていただきます。

29ページ、七郷小学校のエレベーターでございますけれども、今年の５月の保守点

検の際に指摘を受けたもので、七郷小学校のエレベーターの巻き上げ機、前回の交換が平成10年ということで20年たっていると。期間的にももう交換、今すぐ危険ということではないのですけれども、もう交換時期に来ているということでございます。

以上です。

〔「31ページ」と言う人あり〕

○村上伸二教育総務課長　失礼しました。

給食センター、31ページの修繕ですけれども、こちらは場外施設のブロワーのオーバーホールの修繕でございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　田畑文化スポーツ課長。

○田畑　修文化スポーツ課長　31ページの庚申塔はどんな工事をするのかということでございますが、この広野三差路の庚申塔群につきましては、現状が台形のこんもりしたところに６基乗っております。昨年の大雨でこの台座が流出しまして、傾いてしまいまして簡易的な補修をしたのですが、今後も同様なことが起こると予想されるということで、地権者の方から要望書が出てまいりました。工事としましては、台座の乗っているところを１メーター下げて、コンクリートで固めたしっかりした土台の上に乗せかえるという工事になります。

どこに補助金として出るかということでございますが、こちらのほうは管理していただいている地権者の方、要望が出てきた地権者の方に出すという要綱になっております。

以上です。

○佐久間孝光議長　ほかに。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　21ページだったと思うのですが、21ページの企画総務事業で特別区との連携イベントに要する経費及び時間外手当を補正するものとなっています。特別区との連携イベントというのは、具体的にはどのようなものか、当初で出ているのかもしれませんが伺います。

それと、29ページの英会話指導事業が、英会話講師派遣事業の委託料が確定に伴い300万円の減額になっていますが、これは300万円も減額されるとかなり大きいなと思うのですが、そのことの理由について状況について伺います。

それと、33ページになります。33ページ、一般職の給与の明細書がありますが、一般職の方が１人減になって、そして職員手当が513万8,000円増になっているわけなのですが、１人減になると、このような形になっていくくらい時間外手当をふやさなくてはいけないような状況になってくるのか。見ていますと、各課とも時間外手当がふえてるのです。その点について伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長　伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長　それでは、ページナンバー21の特別区との連携事業につきましてお答えさせていただきます。

これにつきましては、本年５月１日に埼玉県町村会と特別区と連携するということを、埼玉県で調印式を行わさせていただきました。それに伴いまして、10月13日に千年の苑におきましてラベンダーの植栽イベントを行うというものでございまして、それに対する経費を計上させていただいたものでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　29ページの英会話講師派遣業務委託料でございますが、こちら学習指導要領が変わることに伴いまして、小中学校先行で移行期間中にも嵐山では英語の授業をふやすということで、新たに設計を30年度組んだものでございます。

予算段階では、４月から３月までの１年間を想定して積算したものでございましたが、４月の当初の入札ということが設計を変えることでできなかった関係で実際には５月の入札で、学校のほうに実際に授業に入るのは６月から３月ということで２カ月間短縮になったということと、もともとの設計額に対して入札の落札額が低かったということで、トータル300万円の減額という形になっております。

以上です。

○佐久間孝光議長　青木総務課長。

○青木　務総務課長　では、33ページの給与費明細につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

今回時間外勤務手当ということで592万5,000円を増額させていただいております。こちらに関しましては、かなり多くの課にわたりまして増額をさせていただいておるところでございますが、そもそも当初予算の編成時に若干低めなというのでしょうか、そういったお願いもしていたということも実情としてはございます。参考までに申し

上げますと、平成29年度の決算でございますが、時間外勤務手当の総額が約2,100万円ということでございます。今回の補正後が2,044万円ということでございますので、昨年よりは若干少ない額となっていると。各課にはいろいろ節減等をお願いはさせていただいていると。こういったことが現状でございまして、今回職員退職ということで補正減をさせていただいた部分もございますが、その退職とは直接的に大きなかかわりがあるということではないというふうに思ってございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　時間外勤務手当なのですが、どこの課が最も多くなっていて、そして大体平均１人当たりどのくらいの時間外があるのか伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長　青木総務課長。

○青木　務総務課長　お答えをさせていただきます。

時間外勤務手当でございますが、例えば４月の組織が固まった時点で、昨年よりも人員が減になったようなところもございます。当然そういったところにつきましては、特定の職員に負担がかかると、そういったこともございますし、各課を見ますと、業務量に人が追いついていかない部分も見受けられるところもございます。そういったところについては、やはり時間外勤務をせざるを得ない状況があると、そういったものを把握をしているところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　時間外手当をとられていないというか、実際にはブラックな形の方というのはいらっしゃいますか、把握されていないですか。

○佐久間孝光議長　青木総務課長。

○青木　務総務課長　時間外勤務でございますが、これは時間外勤務命令ということでございます。上司が、基本的には副課長職にお願いをしているところでございますが、副課長が業務の状況を見、こういった業務が今日しなければいけない、そういったことの判断のもとに、きちんとつけていると。勤務命令をし勤務をしていただいているということが原則でございますので、そういったブラックの部分というのは、それはないと思っております。

以上です。

○佐久間孝光議長　ほかに。

第５番、青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　１点お尋ねしたいと思います。

６ページの債務負担行為の補正で追加が上がってまいりました。この千年の事業用地の公有化事業ということで、その限度額の内容には、埼玉県の土地開発公社が千年の苑事業用地の公有化のために借り入れる資金の元本利子及び事務費の合計額を債務負担するという内容になっておりますが、期間は36年度までと。そしてその下にも埼玉県土地開発公社に対する債務保証が出されております。これは、本来であると限度額ですから、金額で出してこれるものであれば、出さなくてはならないのかと思いますが、どのような範囲にかけて公有化事業というものが進んでいくのかどうかというということです。そして、土地開発公社に対する債務保証というのはおおよそどのぐらいの金額が町のほうにその債務保証として行くものなのかどうか。現時点でわからないということなら、それも結構なのですけども、公有化を含めて債務保証になりますので、お尋ねしておきたいと思います。

○佐久間孝光議長　青木総務課長。

○青木　務総務課長　お答えをさせていただきます。

今回千年の苑事業用地公有化事業ということで、債務負担行為のほう設定させていただきましたが、内容といたしましては、今年度千年の苑事業の駐車場用地、こういったものを取得をし、整備をしていこうというふうに考えてございます。この取得につきましては、埼玉県土地開発公社にお願いをさせていただくということでございまして、債務負担行為を設定させていただいたものでございます。限度額につきましては、まだ金額が確定をしてございませんので、文言として書かさせていただいたものでございます。

上段については、この取得のために必要な元本利子、事務費の合計額と、それとその返済が滞った場合の債務保証ということで、債務負担行為を設定させていただいたところでございます。期間は７年間ということでございますが、考えてございますのは２年据え置きで５年間で償還をしていくということでございます。

金額、およその金額ということで、担当課のほうから聞き及んでおりますのは約600万円ほどと、こういったもの、金額がこの事業に対してかかっていくものということでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第５番、青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　内容はわかりました。そうすると駐車場用地、これについては現在、今回プレオープンで行われたあの用地の部分になってくるのですか、どうでしょうか、今駐車場で借りている部分。それとも前に取得を目指したけれども、できなかった部分がありましたね。その辺のところがどうなのでしょうか。

○佐久間孝光議長　杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長　駐車場の用地ということですので、担当のほうでお答えさせていただきます。

これにつきましては、一般質問等でも検証の中で駐車場用地の確保というものがございました。そういった中で、これから大型バス等がみえるというふうなこともございますので、今千年の苑の県道側の反対側、当初事業計画をしてございましたけれども、そういったところを視野に入れまして、これから用地交渉に入りたいというふうに考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　ほかに。

第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　お聞きをします。

最初に27ページ、先ほども質問が出ましたですが、観光案内表示板のことでございますけれども、その補助の関係で８万円ついていまして、外国人の方の案内を主にというふうなことでございますけれども、どのような内容にするものですか。場所的にもインターの出口ということでございますけれども、インターの出口でも結構なのですが、バイパス等でも今表示をされているのは１カ所ぐらいしかないと思います。ほかにもいわゆる観光地というところへ入って行く、今言ったラベンダーのほうですとか、そういうことも視野にあるのではないかなというふうに思うのですが、そういうバイパス等にももう少し必要性があるかなというふうに、もうそこのところに２基つけるということでございますけれども、つけるのは異論はございませんが、そういうことも場所的な選定についてもどういう観点からそこになったのかお聞きをしたいと思います。

それと、31ページに土地の借り上げ料、文化スポーツの関係でございますが、スポ

一ツ施設等に要する経費を補正するものの中に、土地の借り上げ料14万円載っておりますが、これの内容について、私が想定しているものとどうなのか、ちょっとそこら辺を教えていただきたいと思います。

○佐久間孝光議長　山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　それでは観光の看板のほうからお答えをさせていただきます。

今回工事請負費で175万円というふうなことで予定をさせていただいておりますけれども、こちらの看板につきましては、補助金のほうが若干８万円という額でございますけれども、これにつきましては埼玉県の外国人観光誘致推進協議会のほうからいただくことになっております。今回申し込み当初は事業費の50％ほどの補助の予定というふうなことでご案内いただいたわけなのですけれども、最終的に申し込みをされる市町村が多かったというふうなことで、この額をいただくということに最終的にはなっております。

それと、場所の選定の関係でございます。場所につきましては254バイパス、例えば今予定をさせていただいております、関越を出てＴ字路の真正面ということで今現在予定をしておりますけれども、さらにその先の国道の254のバイパスのＴ字路もございます。そういった部分もございまして、何カ所か検討はさせていただいたのですけれども、どうしてもやはり金額のほうもかかるというふうなこともあって、今回関越自動車道の出て真正面が今のところ一つも看板関係がないものですから、唯一道路標示が真ん中にございましてその道路標示の左右、右側左側に今回予定をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　田畑文化スポーツ課長。

○田畑　修文化スポーツ課長　お答えいたします。

31ページ、土地借り上げ料でございますが、昨年29年度に議員の皆様方にご決議いただきましたスポーツ施設の公有化事業でございますが、その中で総合運動公園で買収が、公有化できなかった２筆の土地の借り上げ料になります。担当課といたしましては、今後も交渉のほうは続けていきまして、なるべく早目に交渉により買収に応じていただければと考えております。よろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長　会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

午後の再開を１時30分といたします。

休　　憩　午後　零時０２分

再　　開　午後　１時２７分

○佐久間孝光議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

第４番、長島邦夫議員の再質疑からです。どうぞ。

○４番（長島邦夫議員）　それでは、再質問させていただきます。

最初に観光案内板のことでお聞きしますが、インターのおりたところに２基をつけるというふうなことでございます。何基あってもいいことでございますから、多ければ多いほど目につくのではないかなというふうに思うのですが、嵐山に入って来る方がどこから入ってくるかというと、東京都内であれば高速で来る場合もあるだろうし、嵐山バイパスを通って入って来る方も多いのではないかなというふうに思います。そういう面からして、嵐山バイパスにもあってもいいような感情をいつも思っているものですから、そこに２基つけるということでございますので、こちらにも必要かなというふうに思うのですけれども、そういうお考えはなかったのかどうかお聞きをします。

それと、土地の借り上げ料の関係なのですが、昨年どうしてもご理解いただけないでというのを私も知っております。私の身近な方の団体でございます。ですけれども、そこの役員体制もまた変わっております。役員が前の方と違いますので、プッシュすると可能性もありますので、継続的にやっていただいたほうが町としてなるべく公有地化したいということであれば進めたほうがいいような気がいたしますので、それをなさるということでございますけれども、もう一度お返事をいただきたいというふうに思います。

○佐久間孝光議長　山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　それでは、観光看板の関係でお答えをさせていただきます。

議員さんおっしゃいますように、高速だけではなくてバイパスにもやはり必要ではないかというふうな内容のお話をいただきました。私どものほうでも看板を設置する予定地としまして254バイパスも当初から考えておりました。バイパスの上り側、下り側、双方に必要ではないかというふうなことで現地にも行ってみたりしております。今回の関越道を出て、Ｔ字路の真正面にというふうなことで先行して設置を上げさせ

ていただいておりますけれども、差し当たりまして額は少ないですけれども、補助金が今回いただけたものですから、最初に看板の一つもない関越の出口を、言葉はちょっと悪いですけれども、陣取ってしまおうというふうなことで設置を予定させていただいたものでございます。254バイパスについてもこの後順次補助をいただきながら設置を考えているところでございます。あわせて昨年からご答弁を申し上げておりますけれども、千年の苑関係の既存の看板の補完作業もございます。そして、北部の観光資源に対する看板設置もあわせて補助金の要望をしているところでございますので、そちらもあわせて順次行う予定でございます。

最初のご質問の中で一部落としてしまったかと思うのですけれども、看板の表示内容でございますけれども、関越出まして、まず左側に設置する看板の表示内容に関しましては、「嵐山渓谷」、それと「ラベンダー園（千年の苑）」、そして「菅谷館跡」、看板の寸法の制約もございますので、こういったものを看板の中に表示を考えているところでございます。そして、出て右側でございますけれども、こちらにつきましては、「杉山城」ですとか、「あじさい寺」、そして若干観光とは離れますけれども、「花見台工業団地」も入れていこうということで考えているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　田畑文化スポーツ課長。

○田畑　修文化スポーツ課長　お答えいたします。

借り上げのほうにつきましては、既にこちらのところ、公有化にご協力いただいた方々もいらっしゃいます。その辺を念頭におきまして、借り上げの金額を示していただければ借り上げ交渉をしていく段階でも公有化に早期につなげるよう打診をし、早急に公有化できるように交渉していきたいと思います。

○佐久間孝光議長　ほかに。

第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　それでは、３点ほどになると思いますけれども、質問をさせていただきます。

27ページなのですけれども、先ほどからいろんな方が聞いておりますが、花見台の関係で拡張工事の関係ですが、これは駐車場にするために現在あるところを代替えだというようなお話のようでしたけれども、これは拡張の中にということでよろしいでしょうか。

それともう一点は、２者ということになりますと、平米数はどのくらい駐車場として用意し、代替えとするのでしょうか。

それから、その下のほうなのですけれども、道路修繕の関係なのですが、608万円ほどありますが、こちらの委託料の関係になってきます。どちらの場所を修繕計画を立ててやるのでしょうか。

それと、補正ということで出しますので、急を要しているというふうなとり方でよろしいでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

○11番（松本美子議員）　608万……すみません、680万4,000円ということですね。申しわけなかったです。

それから、31ページになりますけれども、こちらも先ほども質問なされた方もおりますけれども、庚申塔の関係なのですが、指定文化財ということで、それの経費の補助金ということになりますが、文化財指定ということになりますと、何カ所かこういったようなものが町内にもあると思うのですけれども、何カ所ぐらいあるのでしょうか。

○佐久間孝光議長　山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　それでは、花見台の関係につきましてお答えをさせていただきます。

花見台の駐車場の関係でございますけれども、こちらにつきましては既存の駐車場が契約地区内にございまして、その地区内の駐車場を地区外に移すという計画によるものでございます。当然地区の外に移していくという計画によるものでございます。

それと、平米数ですけれども、1,200平米の駐車場を考えてございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長　それでは、測量設計業務委託料につきましてのお答えをさせていただきます。

まず、場所についてでございますけれども、場所につきましては、場所というよりは路線数、町道の主に幹線道路、１級町道、２級町道、また、１級２級以外でも交通量の多い一般的な町道について、44路線の路線を今回調査をしたいというふうに考えております。これにつきましては、現在舗装の状況がよくないというところを選定を

して、44路線調査をさせていただければというふうに思っております。

また、今回補正だということで、急なことなのかというようなちょっとお話がありましたけれども、これの調査につきましては、道路の舗装の修繕を補助金を使ってやりたいというところで考えておったわけなのですが、今までは社会資本整備総合交付金という補助事業、そういった補助をいただきながら舗装修繕やっておったのですが、これは平成29年度より国のほうの計画が変わりまして、舗装修繕につきましては交付金の対象外ということになってしまいまして、補助金の制度がなくなってしまったと。そのかわりという形なのだと思うのですが、公共施設等の適正管理推進事業債といういわゆる起債、そういったものが受けられるような形になりまして、その事業債を受けるに当たりましては、このインフラの長寿命化の基本計画、こういった個別計画含めたそういった計画を整備しないと、その対象にならないというところがございまして、今後舗装修繕いろいろ悪いところ結構ございますので、補助的なものを受けないと、なかなか単独費では舗装修繕も今の財政状況からいいますと、町としてはなかなかできないというところもありまして、その事業債を受けるに当たりまして必要な調査を今回補正でお願いをしたというところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　田畑文化スポーツ課長。

○田畑　修文化スポーツ課長　お答えいたします。

指定文化財の件数ですが、正確な数字がちょっと出てこないので申しわけないのですけれども、有形文化財、無形文化財、あと史跡等がございまして、そのうちこういった史跡、石仏系につきましては十数カ所あるかと思います。石仏だけに関しては、指定外も含めまして町内には200基以上ございます。そのうちの指定されているのが多くこの広野三差路のものになります。

○佐久間孝光議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　花見台の関係は、そうしますと、同じ平米数を既存の平米数分が新たに代替えということになるのだという解釈でよろしいでしょうか。もしあれでしたら、質問というふうにさせてください。

それと、道路の関係なのですけれども、こちら44路線の関係だということですが、随分場所も広く修繕しなくてはならないところがいっぱいあるのだなというふうに感じました。そういった中で地区のほうからの、もちろんこれは要望があっての本数も

入っていますでしょうか。

それから、庚申塔の関係なのですけれども、こういったものが指定文化財の中の庚申塔の関係は十数カ所ということですか、確認してすみませんけれども。

以上です。

○佐久間孝光議長　山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　駐車場の関係につきましてお答えをいたします。

既存の平米数と新設の平米数が同じかどうかという内容でよろしいかと思うのですけれども、土地を全筆を駐車場というふうに考えておりまして、駐車場もともとの平米数よりは若干ふえた平米数で今回予定をしております。当然のり面等もついて使える平米数は若干減ってくるわけでございますけれども、一応台数については、普通車30台程度置ければというような駐車場を予定させていただいております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長　それでは、地区の要望の箇所も入っているのかどうかというご質問だったかと思います。幹線道路主に今回計画をさせていただいております。その幹線道路で要望の出ている地区からの区長さんを通しての要望というのもこの中に含まれております。ただ、通過交通のない本当の生活道路といいますか、その地域の方がほぼ利用しているような、そういった生活道路に関しましては、今回の補助対象というところでは考えておりませんので、通過交通の多い幹線道路、そこは要望があったところも含まれているというところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　田畑文化スポーツ課長。

○田畑　修文化スポーツ課長　すみません、ただいま十数カ所と申し上げたのですけれども、訂正させていただきたいと思います。指定文化財につきましては、先ほど言いました有形、無形、史跡等を含めまして41カ所、そのうちこういった庚申塔や板碑などの石仏系につきましては10カ所ほど指定されております。

以上です。

○佐久間孝光議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　それでは、花見台の関係になりますけれども、こちらの補助金が670万ほどということで、これは補助金そのものは工業会のほうに補助金を出し

て、工業会のほうで実施をするというようなことの理解でよろしいのでしょうか。それが１点です。

それと、道路の修繕の関係ですけれども、今回は幹線道路が主だということで、生活道もかなり傷んでいるところがあるというふうに思っているのですけれども、こちらはなぜ一緒にできなかったのでしょうか。何か理由等があるのでしょうか。

○佐久間孝光議長　山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　それでは、花見台の関係につきましてお答えをいたします。

今回補助金として670万を先ほどの答弁でもお答えをさせていただきましたけれども、花見台の工業会さんのほうに補助金として支出というふうなことで予定をさせていただいております。既に土地の関係につきましては、今年度から町のほうで調整をさせていただいておりまして、ほぼ済んでおります。そして、この補助金を工業会さんのほうにお願いして、その後の作業的なものをお願いするという形になっております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長　生活道路のほうの関係で今回なぜやらないのかというようなご質問かなと思います。今回予定している44路線、これは先ほども言いましたとおり幹線道路、または交通量の多い道路。幹線道路というのは基本的には交通量も多くなっていると思いますが、そういったところをまず優先的に舗装の修繕はかけていきたいというふうに思っておりますので、まず最初に44路線を設定しまして、そこから始めていきたいということでございます。生活道路をしないということではございません。生活道路につきましても昨年度もちょっと１件要望がございまして、確かに舗装状況、悪い状況でございました。ただ、一定の距離を舗装を全部やりかえるとなると、今持っている予算の中ではとても対応できる予算ではないというところから、部分的にひどいところ、そういったところは一定の面積を取り壊してのやりかえ、生活道路ではそういった対応をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　ほかに。

第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　花見台のところの質問がたくさん出ていたのですけれども、

ちょっと確認ですけれども、670万の中には先ほどの答弁では工事費、農地転用等登記費用ということでご答弁いただいておりますが、今まで２社の企業さんが止めていたところが今度工業団地を新しく建てるためで、別のところにそういうふうに代替地として借りるわけですけれども、その土地は賃借料というのですか、今回この670万の中には土地を買っている企業が入っているのか、それとも借りるのか、もし借りるとするならば何年契約とかになっているのか、その辺確認したいと思います。

以上。

○佐久間孝光議長　山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　お答えをさせていただきます。

こちらの駐車場の関係でございますけれども、もともと関係する企業さん、計画地内にある企業さんが全て個別の契約で賃貸という形態をとって駐車場として利用をしておりました。今回はその計画地区内から地区外に駐車場を新たに設けるという形になりますので、当然地権者の方もいらっしゃいます。それが民地になりますので、その後の契約に関しても民民との契約という形をとっていただくようなことになります。工事の発注に関する部分、それと農地転用、それと登記に関する部分を工業会さんのほうに一括してお願いをするというものでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　民民で契約をするということですから、借り手企業さんが、その利用される企業さんのところでお支払いするというのはわかりました。今度今まで止めていたところも賃貸で借りていたのですね。でも、今度工業団地にそこが拡張になったから別のところに場所を移して、そこが民民契約になったということは、ずっと継続的にそこを駐車場として借りていくということでよろしいのですね。

○佐久間孝光議長　山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　そのとおりでございます。そのための手続等に関して工業会さんのほうに一切お願いをしていくという内容でございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長　質疑を終結いたします。

◎議案第４２号の修正案の提出

○佐久間孝光議長　議案第42号　平成30年度嵐山町一般会計補正予算（第３号）議定についての件に対し、お手元に配付したとおり、渋谷登美子議員外１名から修正動議が提出されております。よって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　それでは、42号に対する修正動議の説明をいたします。

下から５枚目を見ていただきたいと思うのですが、そこに修正動議の参考資料というのをつくってあります。ちょっと申しわけないのですけれども、ナンバリングが２から始まっています。２から言いますけれども、２の民生費として、高校生等医療費支給というのを行います。それは、その次のページに嵐山町高校生等医療費支給要綱というのがありまして、これで今回は12月１日から施行するものですが、この計算の高校生の医療費等の計算ですけれども、平成28年度の滑川町と越生町と寄居町の実績を見ます。そうすると３町の実績では、１人当たり１万6,914円になります。嵐山町の16歳から18歳の人口が490人なのです。そうすると、総額は828万7,860円になります。それで、12月１日より交付にしますので、275万9,000円という金額になります。これを民生費のほうに新たにつけ加えます。

それから衛生費ですけれども、廃棄物減量等推進審議会運営費というのが嵐山町にはずっとあるわけなのですけれども、それを全くここのところ開催していません。それを開催するために費用弁償と旅費です。15人分を12月から４回で36万円の増です。

次が２番目ですけれども、埼玉中部資源循環組合嵐山町負担金2,612万2,000円を323万1,000円にします。これは埼玉中部資源循環組合の解散までの議会費と、今年度の開催までの議会費と、それから総務費分といいますけれども、事業費分のほうの人件費も加わって、それを差し引いたものを嵐山町負担割合で計算したものです。それが323万1,000円になりますので、それを減額していきます。

次に教育費ですけれども、新規事業として公立小中学校学習支援費851万8,000円の増となっています。計算式ですけども、10月１日からの施行になりますので、今年度は半年分となって小学生5,500円、中学生１万1,000円になります。菅谷小学校で218万

3,500円、七郷小学校で48万9,500円、志賀小学校で125万9,500円、菅谷中学校で248万6,000円、玉ノ岡中学校で202万4,000円で、特別支援学校の小学生が４万4,000円、特別支援学校の中学生が３万3,000円で、全額で851万8,000円の増となります。

新規事業として、幼稚園・学校給食費第３子補助事業175万8,000円を増額します。中学生が11人で、これ11月から無料ですので、簡単ですね、25万8,500円。小学生が62人ですので132万円。町立幼稚園児が９人ですので、５カ月分として18万円になります。これをそれぞれの後ろに要綱をつくってあります。

それで、次は上から２枚目といいますか、このページになりますけれども、ここから入っていきます。総括の前に（２）の歳出です。民生費が、補正前の額が２億1,441万9,000円ですが、それに275万9,000円を増額します。ですので、合計額が２億1,763万8,000円になります。児童福祉費の総務費がそのようになっていきます。

次のページに行きます。３ページというところです。３ページになりますが、環境衛生費です。これは補正前の額が4,674万8,000円ですが、廃棄物減量等推進審議会運営事業のうち36万円を増額しますので、委員報酬が30万円、費用弁償が６万円ふえます。そのために報酬が96万円、旅費が11万2,000円になりまして、補正額が10万8,000円が46万8,000円になりまして、補正後の額が4,721万6,000円となります。

次の下のページですけれども、衛生費の清掃費、塵芥処理費です。これは補正前の額が２億6,126万7,000円なのですが、一部事務組合負担金事業のうちの小川地区衛生組合のほかに埼玉中部資源循環組合の負担金を減額しますので、（３）の一部事務組合負担金事業のうちの埼玉中部資源循環組合負担金事業が2,612万2,000円を減額しまして323万1,000円になります。塵芥処理費が、補正前の額が２億6,126万7,000円の補正額が2,587万3,000円のマイナスになりまして、補正後が２億3,539万4,000円となります。

次のページに行きます。５ページになりますけれども、これは小中学校学習支援費と幼稚園・学校給食費第３子補助事業があります。小中学校学習支援費851万8,000円を新たにつくります。それから、幼稚園・学校給食費第３子補助事業175万8,000円を新たに加えます。そうしますと、総務費の事務局費が262万円の減だったのですけれども、補正額が765万6,000円になりまして、補正前の額が１億4,630万6,000円が、補正後が１億5,396万2,000円となります。

そして、最後のページですが、予備費ですが、予備費が補正前の額が1,638万6,000円

ですが、修正前の額が31万7,000円なのですが、修正して981万3,000円の増になります。そうすると、補正後が2,619万9,000円となります。

そして、総括になります。ここの上の表になります。１ページ目になりますが、民生費が、補正前の額が19億4,621万8,000円が、補正額が821万8,000円を修正しまして1,097万7,000円になり、合計が19億5,719万5,000円になります。

衛生費ですけれども、５億7,629万3,000円で、修正前の額が125万9,000円の減だったのが2,379万円の減になり、補正後が５億5,250万3,000円となります。

教育費ですけれども、補正前の額が５億1,809万4,000円ですけれども、修正前の額が21７万8,000円を1,245万4,000円に修正します。そして、補正後の額が５億3,054万8,000円になります。

予備費ですけれども、予備費が補正前の額が1,638万6,000円です。修正前の額が31万7,000円が修正後981万3,000円になりまして、補正後が2,619万9,000円です。歳出合計は変わりなく同じです。

提案書の最初のページになりますが、３款の民生費のうちの児童福祉費が８億3,686万5,000円の、修正前の額が46万円ですが、修正後は321万9,000円になりまして、補正額が８億4,008万4,000円になりまして、民生費は補正前の額が19億4,621万8,000円が、修正前の額が821万8,000円が修正後1,097万7,000円になりまして、補正額が19億5,719万5,000円になります。

衛生費ですけれども、１項の保健衛生費が２億5,980万4,000円が、修正前の額が84万6,000円、それを修正後が120万6,000円になりまして、補正額が２億6,101万円になります。

清掃費ですが、清掃費が補正前の額が３億1,648万9,000円ですが、修正前の額が210万5,000円ですが、修正後が2,499万6,000円の減になります。両方とも減なのですが、補正後の額が２億9,149万3,000円になります。

教育費ですけれども、教育総務費が補正前の額が１億4,917万5,000円が、修正前の補正額が262万円の減ですが、修正後765万6,000円の増になりまして、補正額が１億5,683万1,000円になりまして、教育費全体が補正前の額が５億1,809万4,000円ですが、それが補正額が、修正前の額が217万8,000円を補正後、修正額を1,245万4,000円にしまして、補正後５億3,054万8,000円となります。

予備費ですけれども、補正前の額が1,638万6,000円、補正額が修正前が31万7,000円

ですけれども、それを修正後981万3,000円にしまして、補正後が2,619万9,000円になりまして、歳出合計は変わりありません。

以上です。

○佐久間孝光議長　修正案の説明が終わりました。

これより渋谷登美子議員外１名から提出された修正案に対する質疑を行います。

第５番、青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　渋谷議員にお尋ねしたいと思いますけれども、議会には当然予算というものを審議して、可決したり否決したりしていくわけですけれども、何回かこれ出されているわけですけれども、予算を増額する、例えば小中学の支援費なんてものが増額して出ているわけです、０から。その増額ということについての、これは今町長が予算案の中で、補正予算として今回の上程されている中にはこういったものは含まれていない。まして、増額については長の予算提案権というものがあるわけなのです。そのようなことについて、当初の本議会において議決されているわけなのです。その点についてまずどういうふうに考えていらっしゃるか。

それから、減額をしているものもあります、中部の関係です。これについては、１つの組合の義務的経費です。このようなものを減額した場合の影響をどのように考えておるのか、きょうはその点、２点お尋ねして要求したいと思います。

○佐久間孝光議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　予算の修正案ですけれども、予算全体の増額というのは可能なのです。予算というか予算書の中での増額というのは可能なのです。各項の中での流用のやり方ですから、全く新たに財源を持ってくる、新たなものを持ってくるという形ではない。国庫補助金を持ってくるとか、町税をふやすとか、そういうふうな形ではないものですから、これは地方自治法で全く可能なのです。それができるのが議員の提案権で、議員にこれができなければ、ほかの行政をただすことができない。ですから、松戸市とかいろんなところでは必ずこれが出てきます。そして、それも可決されています。いろんなところで可決されるというふうな状況があって、議会というのはそれだけの重要な権限があります。そのことについて、どうぞご勉強なさっていただきたいと思います。

その次ですけれども、中部資源循環組合です。中部資源循環組合の中身をご存じでしょうか。中身をご存じの中でそういった発言がなさるのならよろしいのですけれど

も、そうではない状況の中で、今全く事業が進行していないという形の中で、こういった発言はかつて青柳議員は中部資源循環組合の議員でありました。そういったことも考えてご発言、質問をしていただきたいと思います。中部資源循環組合というのはもうかなり難しい状況になっています。それは、今嵐山町議会がこれをしっかりとどういうふうな状況になっているか見詰めていく、そのことで組合自体の住民全体の問題、それからごみ処理の問題に責任を持つことになります。今の状況ですと、嵐山町の町民に対しての責任を持っていないのが嵐山町議会の状況であります。

以上です。

○佐久間孝光議長　第５番、青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　それはあなたの主張です、見解として。ただ、嵐山町議会は、多数議決されているわけです。その重みというものもあなた感じなくてはならない。

そして、私が申し上げたいのは、増額についてはいろいろな全体を見た長の中での予算を配分しながら来ている。それは、もう長に託されているわけです。その中において、減額すると。まして、私だって中部の資源のときいました。それは当然説明を受けた範囲の中で、小川の地区組合のあそこのところが、とにかく耐えられないという中で進んでいるわけですから、そういうようなことを含めたときに大勢的に考えたときに今のこの予算案が修正で、その辺がまずどう考えているかということなのです。私が申し上げたいのは、義務的経費まで削るなんていうのは、果たして修正案として出すのがどうなものかということです。果たしてそれの出し方というものがどうかということを言っているのです。

○佐久間孝光議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　これに関して言いますと、これは議員には政策提案権があります。その議員の政策提案権の中でこのような形をやって、町長の政策提案と議員の中で私は少数派ですけれども、多くの皆さん、この議会の皆さんは多数派ですけれども、果たして議会の中での多数派です。ですけれども、町民の中での多数派とは必ずしも言えない。そして、私たちは、私も川口さんもほかの住民の代表もしています。だから、あなたたちが保守系会派の政友会の方たちが、自分たちは多数派で、多数派が決めたことを守らないというのはおかしいと言うのですけれども、私は町民の代表としてこれをやっていますから、そのことについてとやかく言われる必要はない。

それからもう一つ、この中部資源循環組合の負担金ですけれども、義務的経費とい

うのは人件費なのですけれども、人件費と総務費という部分は削っておりません。全部事業費をここから削減しているということで、事務的経費だけは残しております。なぜかといいますと、埼玉中部資源循環組合を、私たちが例えば脱退の議決をしたとしても、２年間は総務費という事業を行う経費を支払わなくてはいけません。その事業費というのは恐らくこれからはずっと見ていて支出することはできない、そういった状況になります。それがわかっているのはなぜかというと、この中部資源循環組合が大きな人権侵害をしているからです。人権侵害というのは、ずっと今までも話してきていますが、埼玉中部資源循環組合の吉見町大串地区というところが、裁判の和解で、ここはつくってはいけないというふうなところに無理やり位置を出してしまったこと、そのことによって、近所に住んでいる人たちの人権を著しく侵害しています。それは昨日川口議員が一般質問しましたけれども、ほとんど行政の住民に対してのハラスメントなのです。これは住民と行政の信頼性、そういったものを一切なくす、そういった事態ですから、この事業はできません。もしそれをやったとして、どのような形になっていくかというのは私も一般質問していますし、川口さんも一般質問しています。その中でどれだけのことが質問されているかということです。それに対して真摯に答えていない。そういうふうな状況があって今があります。青柳議員は、このことについて吉見町の大串地区の町民から文書をいただいているはずです。それもきっちりと政友会の皆さん読んでないですよね。そういった一つ一つの事態、そういったことを大切にしていかなくてはいけない。人権侵害をしてはいけない。人権侵害をしては、行政は、議会もそれをやってはいけない。そういうことです。公である以上御上的な感覚で議会は進んではいけないです。そういうことです。

○佐久間孝光議長　第５番、青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　義務的経費とおっしゃったけれども、一部事務組合というのは、加入している以上はその経費は負担しなくてはいけないのです。それが妥当な措置と言えるかどうかということなのですよ、私が言っているのは。それで、きのうの一般質問でもそうだったですけれども、議会で決まって議決されたことが、政友会がどうのこうのなんてことは、あなた言うことではない、それは。議決権というのがあるのだ、議会には。それが尊重されないような議会のほうがおかしいのだよ。あと答弁要りません。

〔「すみません……自由討論になっていますか

ら」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長　今に対する答弁は要りませんか。

○５番（青柳賢治議員）　要りません。

〔「困ります。それだったら、勝手な討論を、そちらが討論をしておいて、こっちが討論をしないというのは嵐山町の議会基本条例では……議長、いいですか、議会基本条例で……基本的に自由討議は許されていますけれども、それを質疑という形でするのであるならば、こちらもちゃんと答弁という形でやりますから」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長　質疑者のほうからそういう答えでありますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

〔「そうしたらば、今の質疑に対して取り消すか、謝るかしてください」「そんな必要ないよ。私が要らないと言っているんだからいいだろう」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長　ほかに。

第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　私からも少し質問させていただきますけれども、今渋谷議員のほうから、議会だって政策提案権があるのだから、当然修正案出てもおかしくないのですよと。確かにおかしくないですよ。ですけれども、確かにきょうの修正案も前回または前々回と同じように埼玉中部の関係の、そこの清掃費を削られて、ほかのところの、自分がここにつけたらいいのではないでしょうかというところに予算をつけているような、そういうふうなことだというふうに思います。確かに私も悪い案ではないかなというふうに思いますが、医療費は高校生以上ですか、高校生にも医療費を出すだとか、または給食の関係等も出すのもいいかなというふうに思いますけれども、この清掃費を削って、そこがなくなって、その後どういうふうになってしまうのだか、削るのは構いませんけれども、削ることによって大きな問題が出てくるのではないのでしょうか。そこのところどういうふうにお考えなのか、お聞きをしたいというふう

に思いますが。

○佐久間孝光議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　今現在の状況で平成35年まで嵐山町の小川地区衛生組合は十分やっていけます。そして、その間で行政もそうですし、それから今廃棄物事業検討委員会というのをつくるように提案しています。私たちは今回はもうどうしようもないので、私と川口さん、それから河井さん、参加される方ではいつもそうですけれども、ゼロウェイスト調査・推進特別委員会というのを議会で設置するようにしています。一応提案しています。皆さん否決されていますけれども、その中で十分考えていくだけのまだ余裕があります。そして、すぐそばにエコ計画があります。それからもう一つ、寄居町にもオリックスというものがあります。それはほとんど今の嵐山町の可燃物の処理費と同額程度の金額で、支出できるだけの経費なのです。

そういうふうなことを考えますと、35年からの焼却になっておりますけれども、35年度の４月からというふうな予定になっていますが、それについては、私は十分クリアできると考えています。そのようなことがあってこれをやっていますし、今の状況の中で、例えば埼玉中部資源循環組合でやっていたときに嵐山町でどれだけ大きな負担が出てくるかといいますと、ごみ処理費だけで、きのうも話しましたけれども、２億9,000万から３億円ぐらいの金額になってきます。そういった金額を私たちは次の将来の世代に負担を20年間以上、30年間以上、平成35年から20年から30年以上、それを続けていくというふうなことを責任持つことはできません。むしろそれに対して物すごく申しわけない状況にあります。財政計画を考えたときに、この中部資源循環組合のごみ処理費というのがいかに負担になってくるか。それは行政の方も、それから議員もそのぐらいの計算をしながらいろんなことをやっていかなくてはいけないので、こういうふうな形になっていきますけれども、清掃費がなくなったとしても今現在のこれでずっと続いていくわけですけれども、大丈夫です。

○佐久間孝光議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　将来に負担を残すというのは非常によくないことだと思います。ですけれども、私なんかも小川衛生の組合委員やっていたときに、次から次に補正が出てくるわけです。それは修理の補正です、施設の。それを考えたときに、将来的にこれは危ないという考え方から、組合の方は、小川衛生の町村は、それでは新しいところということで考えたのだというふうに思います。それが今の姿だというふう

に思うのです。ですから、逆に負担を残すといえば、そういうところに禍根を残すような感じになってしまうのではないですか。住民に心配をさせるということと、そういうところに負担を残すということはよくないことだというふうに思いますが、どのように思いますか。

○佐久間孝光議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　今でもそうなのですけれども、小川地区衛生組合は補修費がとても多いです。それはなぜかというと、その場その場の対応でやっているからです。ここのところがなくなったら、次はここを補修する。だから、基本的な補修ができていません、必要な。それで、それに関して言えば、小川地区衛生組合の場合はありがたいことに何年までにこの協定を、ここで焼却しないでくださいというふうな形がないのです。次につくることはやめてほしいという形です。ありがたいことですよね、それは。協定書がそうあります。基本的な部門として、今焼却ごみに関して言いますと、焼却ごみではなくて、焼却しないでもやれるというシステムが寄居町のオリックスにてやっています。乾式というのですけれども、そういうふうな形で焼却ではなくて、小川地区衛生組合で、今焼却している燃えるごみ、それを別の形にするというシステムができていて、いろいろなところでそういうふうな形ができています。嵐山町の場合ですけれども、全部で16億から20億ぐらいになります、20年間で、運営費と建設費で。そうなのです。

そして、小川地区衛生組合の場合、平成３年までどこにつくるかという調査をしていましたけれども、それ以後全然やっていないです。そして、いきなり中部資源循環組合です。ですので、調査して、今までなかったからというふうに町長はたびたびやっていますけれども、全く調査をしていない、そういうことなのです。それは、吉見町の町長が新井さんですけれども、新井さんが吉見町で全部ごみをうちに任せてくれ、場所も任せてくれというふうな形で行きまして、そういう協定をしたのです。吉見町に一任するよという協定をして、この８市町村ですか、９市町村ですけれども、９市町村の中でどこが適任か、適切かというふうな形も全く調査していませんし、小川地区衛生組合では、全部それを放り投げてしまった、吉見町に一任してしまいました、新井町長に。そのために、では本当はもっと別なところが、適正なところがあったのではないですかというふうな形のこともやっていない、極めて怠慢な、政治家としてのリーダーシップとして非常に怠慢な状況になりまして、それに嵐山町議会も追従し

ているという形になっています。

○佐久間孝光議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　最後にお聞きしますけれども、小川衛生の将来はないのだよというふうに執行側は考えているのだというふうに思います。そこの将来がないので、新たなところを探したのだと思います。そこにかわって、渋谷さんのおっしゃるのは民間を活用したらいいのではないでしょうかというようなお話をいつもお聞きしますが、民間にそんなに信用してよろしいのですか。民間は営利事業です。営利がなかったらやっていかないです。そこのところに、どれだけこれから町のほうが負担しなくてはならない、そういうところは全然見えないです。こちらにお願いをしたらこういうふうになりますよというようなあれがないです。それだと余計心配してしまうのではないのですかというふうに私は言っているのです、住民の方が。そこのところをもうちょっと説明してください。

○佐久間孝光議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　今民間事業者それぞれ１トン幾らという契約額があります。その部分というのは、今の小川地区衛生組合の経費とほとんど同じです。それで、そのほかに民間に委託するというふうなことが非常に問題であると言いますけれども、日高市は全面的に民間に委託しています。八王子市とか立川市などももうこのオリックスのほうまで持ってきています。そういうふうな形で、私はオリックスがいいとは言いません。そして、今の形でも埼玉中部資源循環組合も実際にはＤＢＯ方式ですから民間委託とほとんど変わりなく、そしてその施設設計なども日本環境衛生センターというところがやっていて、それは環境省からの天下りが来ているところなのですが、それが多分いろいろな形で采配をしているということは予測もできるところで、どういうふうな形のお金の動きがあるかというのは、私は経時的な部分というのはわかりませんが、そういうふうな問題もあり、特に嵐山町は福祉事業でさえも民間委託なのです。学童保育や福祉事業でさえも民間委託なのです。ごみ処理に関して適正な価格というのはあります。それは営利になったとしてもある程度のものというのは一般的な契約ができますし、私は必ずしも今の段階ではエコ計画とかオリックスとかというふうな形でやっていって構わないだろうと思いますし、それで契約を進めていけばいいだろうし、将来的には別の形式というのを考えられるということで、そういったことを考えましょうというふうな形で嵐山町のゼロウェイスト調査・推進特別委員会の

設置しましょうと、ずっとやっていますけれども、皆さんが否決されているという状況です。

○佐久間孝光議長　ほかに。

第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員）　確認をしておきたいことがありまして質問させていただきます。

今回のこの修正案、ずっと前から何回も長島さんが言うように出されています。そういう中で、青柳さんの質問のところで、私たちは反対していますと。町民がついていますと言っていますね。だけれども、我々も選挙で出てきているわけです。我々のほうにも町民がいるわけです。その町民と行政とのパイプ役として我々がいるわけですから、その辺は自分たちだけが町民がついているという、その主張については私は違和感がありますので、その点、ひとつお伺いいたします。

それからもう一点、渋谷議員、吉見にということに対する、中部資源組合に対する脱退を主張する中で、それをベースに修正案が出されているわけですけれども、今答弁の中で吉見の前町長が、私のところでやるから問題ありませんというようなことを言っているとかいろいろおっしゃっていますが、この議場で言っているわけです。その根拠となるもの、今川口さんは根拠あると言っているのだけれども、根拠のあるものがあるとすれば出してください。ただ、想像なことではだめですからね。自分の主張のための裏づけというものを出されても意味がありませんから。

〔「それだけですか。それで……」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長　いや、ちょっと待ってください。渋谷議員、ちょっと待ってください。

渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　町民の代表という考え方ですけれども、私も、それから川口さんも町民の代表です。そして皆さんも町民の代表ですけれども、その町民の代表の皆さんが、それぞれの町民の方にそういったことを話をしているかということです。していると、私はそれぞれの方、町民の方いろんな方に聞いていますけれども、それほど多くの方は、この問題に関して嵐山町で知っている方はいません。それで、私や川口さんが私の個別の議会報告を出していますので、そこで知っていらっしゃる方は

多いです。ですけれども、議員としてそういった発言をされているというふうな方、自公的な場で議員としてそういうふうな形で発言をされているということはありません。そうですね。それで、お互いに町民の代表ですけれども、私はこの議会の中では少数派ですけれども、町民の代表として議員に選出されています。ですから、そこのことを、多数会派の多数決によってそれを退けるということはできません。それが地方自治の本旨です。

それで、吉見町の話ですけれども、いろいろ言っているのは全て情報公開で会議録をとっていますが、それについて欲しいと言われるのであるならば出していきますけれども、そういうふうなことを私は皆さんから聞いたこともないし、そして吉見町のことに関して町民の方から、皆さんお手紙いただいていますよね。25年か26年の……

〔「25年の11月27」と言う人あり〕

○13番（渋谷登美子議員）　出されています。それについて真摯に取り組まれましたか。そういうふうな形はずっと情報公開で、18年とか24年からの情報公開請求でやっていまして協定書がある。町長は協定を結んでいます。吉見町に一任するというふうな形で協定を結んでいます。そういったことは全部ありますので、私の憶測ではありません。

○佐久間孝光議長　第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員）　私は、最初のこの議会というものに対する捉え方がちょっとずれがあるのではないかな。政友会がどうのこうのって言っているわけではないです。政友会がいるからだめだとか、そういう言い方常にやっているではないですか。我々は政友会として会のメンバーになっていますけれども、それは意見をいろいろ言う中で、議論する中で歩調を合わせていきましょうということで。

ただ、それで、では私と川口さんだけが町民にいろいろ言っていると言うけれども、そういう捉え方だけです。我々も言っていますし、ましてや町は広報でいろいろこのことに対して町民に流しています。

〔「流していないよ」と言う人あり〕

○12番（安藤欣男議員）　流していますよ。だから、地方自治法の中で議会が位置づけられて、その中で議決をされて事が済んでいるわけですから。それは私は反対だからといってずっとやっているわけですけれども、それは主張だから構いませんけれども、我々も今までこんな議論したことありません。一方的に常に、意見書だってみんなそ

うだよ。自分の意見だけれども、同じことを出してくる。こんなことが毎回毎回やっている。どうなのですか。地方自治の多数決で物は決定していくわけです。それを賛成や、それを出せる人を議会では町民が選んでいるわけだ。そのことに対してどういうふうにとるのですか。意見を言うのは構いませんけれども、同じことを言われても困ってしまうのだよ、毎回毎回。

○佐久間孝光議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　議会は一事不再議ということがありますけれども、議会は年に４回開催されます。その４回のたびに、それは議会不再議でその都度出すことができるというのが議会の本旨であります。そして、地方自治の本旨というのは、町長部局と議会とは同等のものです。そして、町長が提案してきたものを議会が議決するというのが今の地方自治のあり方です。市町村の議会のあり方です。それに関して問題があれば、私たちのほうで提案することができる、そういうふうなことが保障されていますから、どんなに多数決でそれを決めたとしても、その多数決に反対する議員に関しては、そういったものを提案する権利がありますし、そういった形で物事を少しずつ少しずつ動かしていく、そういった力が嵐山町議会にはあるのです。

　そして、そういうふうな形で議会基本条例も何とかできてきていますし、今までの議会も変わってきています。むしろ安藤議員がそういったことをどうやって今、嵐山町議会が、議会の改革度は50何位ですか、そういうふうなところになってきたか。どうやって嵐山町議会が民主化してこようとしてきているかということを考えてきてください。例えば「公教育無償化はなぜ日本でできないか」という本があるのですけれども、公教育無償化は民主化度によるといいます。各国の民主化度によるというのは実証されているものがあるのですけれども、嵐山町はそういった意味で、かつて民主的だったと思います。医療費に関しては違ったけれども、民主的な部分がありました。ですけれども、今は全くこの議会というのは町長翼賛議会ですから、町長翼賛でない者には反対する。私たちの意見書は、安倍政権に対しての問題点を提起しているわけですから、それに反対するという形のものは、政友会の皆さんは安倍政権、与党の議員の皆さんですから、それに対して非常に不愉快であることはよくわかりますけれども、私たちには意見書を提案する議員でもありますので、皆さんがどんなに不愉快だと思われてもそれはできることです。

○佐久間孝光議長　ほかに。

第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　渋谷さんのお出しになりました今回の金額は学習支援費を小学生、半年分5,500円、中学生１万1,000円ということで、５ページには書いてあります。後ろから２枚目の嵐山町立小中学校学習支援費交付要綱の中に、先ほど半年分5,500円であるにもかかわらず、30年10月１日施行で附則のところに書いてあるわけですけれども、では今年度に限り半年分5,500円なのだけれども、来年は年額5,500円、中学生は１万1,000円という形に、これなさるのでしょうか。

○佐久間孝光議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　これは要綱ですので、31年４月からはまた違う形の年１万1,000円、中学生２万2,000円になりますけれども、その金額に関しても今どんどん保護者から学校側はお金を取るということになっていますので、金額が変動するのです。この小学生１万1,000円と中学生２万2,000円は、教師の勘の中でやっています。ですけれども、私が見た感じでは、金額を１万円と２万円のときですと、教師のほうがそれを検討していくというふうな可能性がありますので、今回またやってみて、２月か３月にどのくらい経費を使っているかということを計算してみて、また平成31年度の４月１日からは違う要綱になります。

○佐久間孝光議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　この要綱の中に補助対象者は、第２条の１項のところに「町立小中学校に在籍する児童生徒の保護者」にって書いてあるのですけれども、今までの町長がやっていたものは学校にお出ししていたのかなと思うのですけれども、これ保護者に渡すというのはどういうことなのでしょうか。

○佐久間孝光議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　それは、町長が出していた学年費の要綱と同じです。これを直接保護者に渡さないで、学校のほうに渡して、それの中でやっていくというやり方を学年費ではやっていましたので、それでやっていこうと思います。これに関して言いますと、特別支援学校の場合は保護者にお渡しするようになっています。

○佐久間孝光議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　では、こういう書き方をしていても学校に渡すということの解釈でよろしいということですね。今親御さんが割と児童手当とかいただいても、子供に充てないで食費に充ててしまうとか、何か別のものに使ってしまうとか、そうい

うことがあるので確認したいと思います。

○佐久間孝光議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　前回の学校の学年費と同じような支給の仕方をやります。それは、そのような形で教育委員会のほうで考えて、そういうふうな形をとられたのだと思います。

○佐久間孝光議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　会議の途中ですが、暫時休憩いたします。再開の時間を２時50分といたします。

休　　憩　午後　２時３９分

再　　開　午後　２時５０分

○佐久間孝光議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑のある方。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。討論に関して少し補足説明をさせていただきたいと思います。討論には３種類ありまして、原案に対する賛成討論、原案に対する反対討論、修正案に対する賛成討論、討論を希望される方は、どの討論かということを最初につけていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長　討論を終結いたします。

これより議案第42号　平成30年度嵐山町一般会計補正予算（第３号）議定についての件の採決に入りますが、この際、挙手しない議員の取り扱いについてお諮りいたします。

議案第42号の採決は挙手により行いますが、挙手しない議員は本案に対し反対とみなすことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長　ご異議なしと認めます。

よって、挙手しない議員は本案に対し反対とみなすことに決しました。

それでは、まず本案に対する渋谷登美子議員外１名から提出された修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○佐久間孝光議長　挙手少数。

よって、本修正案は否決されました。

次に、原案を採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○佐久間孝光議長　挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第４３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長　日程第８、議案第43号　平成30年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第43号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第43号は、平成30年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億5,214万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億5,314万8,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

村田町民課長。

〔村田　朗町民課長登壇〕

○村田　朗町民課長　議案第43号　平成30年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算

（第２号）議定についての細部につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の48、49ページをごらんください。２の歳入でございますが、８款繰越金は１目療養給付費交付金繰越金を返還額の確定により442万円増額し、補正後の額を442万1,000円とし、２目その他繰越金の前年度繰越金を平成29年度決算の確定により１億4,772万8,000円増額し、補正後の額を１億4,772万9,000円とするものです。

続きまして、50、51ページをごらんください。３の歳出でございますが、６款保健事業費、１項１目疾病予防費、８節報償費25万円の増額ですが、コバトン健康マイレージ参加者に対し、町独自ポイント制度を導入し、ポイント獲得数に応じて差し上げるインセンティブとしての景品の購入、及び次の13節委託料400万円の増額ですが、健康づくりのためのウォーキングマップ作成費用として増額補正をお願いするものでございます。

次に、７款基金積立金、１項２目国民健康保険財政調整基金積立金１億1,800万円は新たに基金に積み立てるものとし、基金の合計を１億1,980万4,622円とするものでございます。

次に、９款諸支出金、１項７目療養給付費等負担金償還金2,422万1,000円、８目療養給付費等交付金償還金442万1,000円は、それぞれ平成29年度の療養給付費等負担金及び退職者医療給付費交付金について、支払い実績によりそれぞれの額が確定し、返還するため増額補正をするものでございます。

最後に、10款予備費でございますが、125万6,000円を増額し、補正後の額を379万2,000円とさせていただくものです。

以上、細部説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　平成30年度から埼玉県に国保が移管されたわけです。それで、補正予算の中では、これはよく見えてこないのですが、職員の方たちどの程度職務が軽減されたというふうな形のものがありますでしょうか。ある程度職務が軽減されたというふうなものがありますか。

○佐久間孝光議長　村田町民課長。

○村田　朗町民課長　お答えさせていただきます。

職務の軽減の関係ですけれども、県のほうにそれぞれ多数の申請書類、今までのも

のとは同じものを送付してございます、調査等。あと、そのほかに療養給付費の関係ですけれども、県が保険者の責任者ということで、今まで町で国保連合会へ納付してございましたけれども、今度は県から保険給付費等交付金ということで受け入れをしまして、それを歳出で国保連合会へ療養給付費等で支出している点が大きく変わっているかと思います。それは同金額を歳入歳出していますので、相殺してございますが。そういった点が変わっておりまして、業務の負担というのは、まず今年１年目ですので、昨年よりはふえているという状況でございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　ほかに。

第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　51ページのコバトンの件なのですけれども、こちらマイレージのインセンティブで今25万円の負担があるというご答弁でしたが、県の事業で万歩計を何か機械に提示して当たりとか外れとか、あと何歩だか歩くと何かもらえるというような形になっていると思うのですけれども、これは町として25万円負担してあの景品を全体として上げているのか、町独自で25万円の経費を出して、何か別の物をお配りしているのか、あとどういったものなのか、お伺いしたいと思います。

○佐久間孝光議長　村田町民課長。

○村田　朗町民課長　お答えさせていただきます。

コバトン健康マイレージ、歩数計の関係なのですけれども、そちらにつきまして県ではその歩数によりましてポイントがつきます。そのポイントで抽せんをして、景品が歩数計を持っている方に当たるわけなのですけれども、そのほか町では独自ポイントといたしまして、29年度は国県からインセンティブの交付金が保健事業等に係りまして多く入ってきている状況でございました。それを今度は国保の被保険者の方、そして町民の方全体にインセンティブといたしまして歩数計を利用して歩いていただく、あるいは健康事業への参加等により独自ポイントを、これから考えるところなのですけども、検討しているところでございまして、独自ポイントを付与いたしまして、それで景品を差し上げようという考えでございます。

内容ですけれども、今関係する課でワーキンググループをつくりまして、景品あるいはウォーキングマップのことを検討していただいているわけなのですけれども、この予算に計上した積算基礎を申し上げますと、地域の商品券、あるいはＪＡの商品券

500円分掛ける500人分を計算しまして、今回報償費で25万円計上させていただいております。

以上です。

○佐久間孝光議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　わかりました。コバトン健康マイレージって書いてあったので、県のマイレージとは違う、インセンティブが入ったから町独自でやるということを始めるということで、この400万かけてウォーキングマップをこれから作成をして、そのコースみたいなものを万歩計を利用して歩いていただいたときのポイントがついた場合に、こちらの、今の商品券がもらえるのですよという新たなものを今回の補正で出されたということの認識でよろしいということでよろしいのですね。

○佐久間孝光議長　村田町民課長。

○村田　朗町民課長　ただいまの積算基礎で、商品券ということでお話し申し上げましたけれども、今ワーキンググループでいろいろ話し合っていただきまして、これを何にするかということで検討していただいております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　ほかに。

第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　今ウォーキングマップのことが出ましたので、確認でちょっとお聞きしますが、いろんなコースを設定をして、ここからここの間は何分ぐらい、何キロぐらいあって、何キロカロリーぐらい消費するというようなものをウォーキングマップでつくるのではないかなと思います。ただ普通の観光のとはまた違うというふうに思うのですが、エリア的には何コースぐらいを、嵐山町内を網羅するようなウォーキングマップになるのですか、その点をちょっとお聞きをいたします。

○佐久間孝光議長　村田町民課長。

○村田　朗町民課長　お答えさせていただきます。

ウォーキングマップですけれども、以前健康いきいき課のほうで作成したものがございます。それを見直しをいたしまして、先ほどのワーキンググループのメンバーですけれども、国保担当のほうで町民課、子供の関係で子育て支援課、長寿あるいは介護の関係で長寿生きがい課、観光面で企業支援課、歴史文化財関係で文化スポーツ課、健康事業の担当で健康いきいき課、健康いきいき課が事務局で行っておりますが、こ

ちらの主査級未満の職員を集めまして今話し合っているとこでございまして、議員さんおっしゃいますとおり、何コースかというのはまた協議することになるかと思いますけれども、キロ数とか、ここの区間は何分かかるとか、そういうようなものが入ってくればと思ってございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　理解したのですが、今までのものというのを私見たことがないものですから、お聞きをするのですけれども。ただのウォーキングマップといっても観光的な面にこだわってしまうと、いいものができないような気がします。ですから、体力というか、いろんな方に合わせたようなものをつくるのでしょうけれども、やはりじっくり考えていただいて、今言ったように観光的なものに余りこだわらないようにいいコースができればというふうに思いますので、参考にしていただければというふうに思います。

○佐久間孝光議長　答弁は要らないですか。

○４番（長島邦夫議員）　結構です。

○佐久間孝光議長　ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　討論を終結いたします。

これより議案第43号　平成30年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○佐久間孝光議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第４４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長　日程第９、議案第44号　平成30年度嵐山町後期高齢者医療特別会計

補正予算（第１号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第44号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第44号は、平成30年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ330万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を２億1,530万6,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

村田町民課長。

〔村田　朗町民課長登壇〕

○村田　朗町民課長　議案第44号　平成30年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）議定についての細部につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の62、63ページをごらんください。２の歳入でございますが、５款繰越金は平成29年度決算により前年度の繰越額が確定したことに伴いまして330万6,000円増額し、補正後の額を380万6,000円とさせていただくものです。

次に、64、65ページをごらんください。３の歳出でございますが、４款予備費を330万6,000円増額し、補正後の額を388万9,000円とさせていただくものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　討論を終結いたします。

これより議案第44号　平成30年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○佐久間孝光議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第４５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長　日程第10、議案第45号　平成30年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第１号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第45号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第45号は、平成30年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第１号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,530万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億7,710万6,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

山下長寿生きがい課長。

〔山下次男長寿生きがい課長登壇〕

○山下次男長寿生きがい課長　それでは、議案第45号　平成30年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第１号）議定についての細部についてご説明をいたします。

補正予算書の76、77ページをお開きください。２の歳入ですけれども、７款繰越金につきましては前年度決算における剰余金が確定したため7,037万9,000円を増額し、補正後の額を7,038万円とするものです。この中には超過交付となっている国、県等への返還金及び一般会計への精算金3,917万6,145円分も含まれております。

次に、８款諸収入、３項５目過年度収入ですが、平成29年度の介護給付費交付金の確定に伴い、診療報酬支払基金からの追加交付金492万7,000円を増額するものであります。

78、79ページをお開きください。３の歳出ですけれども、１款総務費、３項２目認定調査費等24万1,000円の増額については嘱託職員の報酬及び臨時職員の賃金等を補正するものでございます。

次に、３款地域支援事業費、１項３目一般介護予防事業費136万3,000円の増額につきましては、（６）の地域介護予防支援事業で、その２つ下の４目任意事業費からの予算の組み替えによる120万円の増額と、７の地域リハビリテーション活動支援事業で、介護予防教室の委託内容の変更等により16万3,000円を増額するものでございます。

２項包括的支援事業・任意事業費、３目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費９万円の増額につきましては、自立支援型の地域ケア会議の専門職の報酬費を増額するものでございます。

４目任意事業費120万円の減額につきましては、先ほどご説明をいたしました１項３目一般介護予防事業費、６地域介護予防支援事業費へ予算を組み替えるための補正をするものです。

次に、４款基金積立金3,600万円につきましては、繰越金の一部を介護保険介護給付費支払準備基金に積み立てるための補正をするものです。前年度末の基金残額は２億1,365万8,879円で、これによりまして基金の残額は２億4,966万円程度になる見込みでございます。

80、81ページをお開きください。５款諸支出金、１項２目償還金3,521万5,000円につきましては、平成29年度介護給付費負担金調整交付金及び地域支援事業交付金等の確定に伴い、国県診療報酬支払基金への返還金を補正するものでございます。

２項繰出金、１目一般会計繰出金348万円につきましては、平成29年度の一般会計繰入金の精算金分を補正するものでございます。

最後に６款予備費につきましては11万7,000円を補正し、補正後の額を464万9,000円とするものでございます。

以上、議案第45号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　おたすけサービスが地域介護予防支援事業になるわけですけれども、地域介護予防支援事業となりますと、そうすると要介護１とか２とかいう

人がそれを利用するのであって、65歳以上の、ちょっとどうしたらいいかなって思う人たちは、それは利用できないという形になるのでしょうか。

○佐久間孝光議長　山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

　こちらのおたすけサービス事業の運営費補助金につきましては、当初予算では任意事業費のほうに計上させていただきました。こちらのほうの中にもこれは補助の対象になっているものですから、幾つかの補助メニューというものがあるのですけれども、その一つに該当するということで、こちらのほうに予算を計上させていただきましたが、今年度に入りまして交付申請をしたところ、そこのところでは補助の対象になりませんというようなことでご指導を受けました。そして、ではどうしたらいいかということで、これを地域介護予防支援事業のほうに予算を組み替えることによって、今年度の補助の対象になりますよというようなことでございますので、こちらのほうに組み替えたから、今まで使えていた人が使えなくなるとかということではございませんで、ご利用を希望する方は使えるかなというふうに考えております。

　以上です。

○佐久間孝光議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　これちょっとうまく理解できないのですけれども、これに組み替えることで、でも一般財源ですよね、これ。負担金補助ではなくて、どっかから特定財源から来ているわけではなく、一般財源であるのに、一般財源ですよね、120万というのは、これ見ていると。そうすると、一般財源であるのにそれが対象にならないということの理解がうまくわからないのですが、補助金がどこから来ているのですか、それの補助というのが。そうではなくて、これは国の介護予防事業の中で、そうしたら捉え方の考え方がわからないのですけれども、こういうふうな形に名目をつくっておけばいいというふうな単純な、そういうふうな指導があったということですか。よくわからないな。

○佐久間孝光議長　山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

　これにつきましては、先ほど申しましたように国、県等の補助金が受けられるということだったのですけれども、その任意事業費の中でも受けられるメニューがあるものですから、それとして組んでしまったということなのですけれども。今年の30年度

に入りまして補助金の交付申請を、地域支援事業というところで申請をしたところ、そのメニューの中には当てはまらないので、こちらの先ほど申しました事業のほう、地域介護予防支援事業のほうではそれが対象になるということで、今回はこちらのほうに組み替えをさせていただいたというものでございます。

○佐久間孝光議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　私が、理解が不足しているわけなのですけれども、おたすけサービスというのは、そもそも社会福祉協議会に委託している事業ですね。それが介護予防事業に入ってくるということで、そうしないと介護保険関係の人たち以外の人は何でそういうふうになってくるのかよくわからないのですが、国のメニューに入らなければおたすけサービスをすることはできないということなのですか。よくわからない。

○佐久間孝光議長　山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　申しわけございません。入らなくても、一般事業ということで介護保険の認定とかを受けていない人もこの任意事業という中には、高齢者ということで受けられるような形でおたすけサービスがなっていたのですけれども。ですから、その分と、当然認定を受けている方もいらっしゃいますので、その分の方たちの分として上げるといいましょうか、補助をもらうためには、こちらの任意事業ではそれには該当しないよということで、今補正を組み替えさせていただいたこちらのほうでは、その分は対象になりますよということで予算上の組み替えをしていただければ、今年の対象にはなりますというようなことで指導を受けましたので、そちらのほうに組み替えさせていただいたということでございます。

○佐久間孝光議長　ほかに。

第５番、青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　今の絡みなのですけれども、そうすると当初で84万9,000円ですか、地域の介護予防支援事業、これを組み替えはするのだけれども、120万増額して204万9,000円とする補正予算になっているわけなのですけれども、この地域介護予防活動補助金というのをここまでふやして、そして使っていかなくてはならないという内容的なものというのはどのようなものになってくるのですか。

それともう一つ、その下にある介護予防の委託料なのですけれども、業務委託料の変更によりと書いてあるのです。委託のどのような点が変更されて、この補正、増額

になっているのでしょうか。

２点、お尋ねいたします。

○佐久間孝光議長　山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　先ほどのほうの予算の組み替えの関係につきましては、これはおたすけサービスとして社会福祉協議会のほうでやっていただいているわけなのですけれども、そちらのほうの社会福祉協議会に対しまして、こちらから補助金ということで、総額では150万円出しているわけなのですけれども、その分の一般分といいましょうか、総合事業分と一般事業分というような形で、120万と30万というような形。その中の一般事業分の120万円につきまして、今回その予算を組み替えをさせていただくということで、内容としますと、おたすけ事業に係る経費ということでございます。

それから、委託料の内容でございます。こちらにつきましては介護予防教室、らんらんフィットというような内容でございまして、こちらは嵐山病院のほうに委託をしてやっておるわけなのですけれども、当初予算のときの見積もりを徴収いたしまして計上したものと、その後の額で多少変わりまして。ただ、内容等も、このらんらんフィットというのは、嵐山病院のほうに行きまして、要は簡単な運動とか、そういったものをやって介護予防をしていくということでございまして、理学療法士さんとかがそういったところに入るわけなのですけれども、その回数といいましょうか、全体では１年間で、当初予算では48回ほどで見ていたのですが、それがちょっとできなかったときもありまして、今後47回に減っていく。それからまた、いろいろなプログラム作成料ですとか、中身の単価の変更等がございました。それに伴いましての増額ということと、あと一つ、今ぷらっと嵐トレという事業を始めているのですけれども、当初予算では２カ所予定をしていたわけなのです。それが新規の箇所が立ち上がってきて、やっていただけるというようなところがふえてきました。そこに対しましてアドバイザーを派遣といいましょうか、そういったアドバイザー派遣の経費なのですけれども、それが、新規のグループが４カ所ほどもまたできましたので、そちらのほうの派遣する費用としてこれだけふえて、合計でこの額になっているということでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　第５番、青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　そうですね、ぷらっと嵐トレか、これがだから箇所がふえたということにもなってくるわけですね。わかりました。

それで、この120万は、そうすると下の事業とかぶるのだけれども、切り離して、助成金の関係があるので、社協のほうに120万直接行くという事業の内容だという理解でよろしいのですね。

○佐久間孝光議長　山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　お答えさせていただきます。

そのまま今の任意事業のほうに組まれているものが変更後のほうに移ると、内容は全て同じことをしていただくということでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　討論を終結いたします。

これより議案第45号　平成30年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第１号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○佐久間孝光議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第４６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長　日程第11、議案第46号　平成30年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第１号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第46号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第46号は、平成30年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第１号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ324万9,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を６億8,424万9,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

内田上下水道課長。

〔内田恒雄上下水道課長登壇〕

○内田恒雄上下水道課長　議案第46号　平成30年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第１号）議定につきまして細部説明をさせていただきます。

補正予算書の92、93ページをごらんください。２、歳入でございます。６款１項１目繰越金でございますが、平成29年度決算の確定により324万9,000円を増額し、補正後の額を724万9,000円とするものでございます。

続きまして、94、95ページをごらんください。３、歳出でございます。歳入におきまして前年度繰越金324万9,000円を増額した額と同額、こちらを４款の予備費で増額し、補正後の額を727万4,000円とするものでございます。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　討論を終結いたします。

これより議案第46号　平成30年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第１号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○佐久間孝光議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第４７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長　日程第12、議案第47号　平成30年度嵐山町水道事業会計補正予算（第１号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第47号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第47号は、平成30年度嵐山町水道事業会計補正予算（第１号）議定についての件でございます。

収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業費用を1,197万円を追加し、総額を５億4,183万1,000円とし、事業費用から1,368万6,000円を減額し、総額を４億8,344万9,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的支出に1,400万6,000円を追加し、総額を３億1,104万9,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

内田上下水道課長。

〔内田恒雄上下水道課長登壇〕

○内田恒雄上下水道課長　議案第47号　平成30年度嵐山町水道事業会計補正予算（第１号）議定につきまして細部説明をさせていただきます。

補正予算書109、110ページをごらんください。平成30年度嵐山町水道事業会計予算執行計画（補正第１号）により説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出の収入でございます。第１款事業収益、１項営業収益、３目その他営業収益でございますが、50件の新規加入金分といたしまして810万円増額するものでございます。

２項営業外収益、４目消費税還付金につきましては、仮払い消費税の増額に伴いまして44万1,000円増額するものでございます。

３項特別利益、１目その他特別利益につきましては、４月１日付の人事異動に伴い

まして342万9,000円を増額するものでございます。

次に、支出でございます。第１款事業費用、１項営業費用、１目原水及び浄水費から３目総係費までの各科目につきましては、４月１日付人事異動に伴う人件費の補正を行うものでございます。

なお、３目総係費の報酬及び旅費につきましては、今年度水道事業運営委員会を３回開催する予定のため、１回分を増額するものでございます。

続きまして、111ページをごらんください。資本的収入及び支出の支出でございます。第１款資本的支出、１項建設改良費、１目事務費につきましては、当初予定をしておりました配水池更新計画測量業務委託にかえ、第１配水場更新浄水場基本設計業務委託を行うため1,640万円を増額するものでございます。

３目配水場施設費につきましては、第３配水場県水流量計更新工事といたしまして550万円を増額するものでございます。

４目配水本管施設費につきましては、今年度予定をしておりました菅谷251号線配水管布設替え工事、こちらの実施予定箇所の隣接地におきまして住宅建築工事が実施されることから、今年度中の本事業の実施が困難となったため、当該工事費800万円を減額するものでございます。

５目量水器費につきましては、新規加入見込みの増加に伴い、量水器の新規取りつけも増加することから、量水器購入費を10万6,000円増額するものでございます。

なお、103ページの平成30年度嵐山町水道事業予定キャッシュフロー計算書、104ページの給与費明細書及び106ページの嵐山町水道事業予定貸借対照表の説明は省略をさせていただきたいと存じます。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　109ページの新設加入金50件というのは大きいなと思うのですけれども、これは新築住宅が急にふえたということか、アパートがふえたということか、そこら辺ちょっと、それとも工場がふえたということか、50件ですから、どういうことなのか伺います。

○佐久間孝光議長　内田上下水道課長。

○内田恒雄上下水道課長　新規の加入金50件分ということで、議員さんおっしゃるとお

り非常に多い件数でございます。本年度９月10日までの状況、当初予算では25件分、13ミリの口径の新規加入25件分を当初予算で計上しておりました。９月10日までの状況で、既に13ミリで54件ということで、その内訳といたしましては、通常の一戸建ての住宅が12件、アパートが６棟で42室ということで、既に54件という状況でございます。

それから、昨年度、29年度の決算と関係しますけれども、決算の数字でいきますと、決算数字で86件というような状況もございまして、まだ新築のアパート等も建築中ということもございまして、50件の増を見込ませていただいたものでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　町の中を歩いていると、確かにアパートもふえていますし、新築住宅もふえているのですけれども、どの地域が多くふえているというのはありますか。

○佐久間孝光議長　内田上下水道課長。

○内田恒雄上下水道課長　お答えさせていただきます。

ちょっと手元にどこが何件というデータ持ち合わせておりませんが、アパートが多いという状況は、市街化区域が多いというのは間違いないかと思います。特に川島地区あたりが、今年度私の中で書類が回ってくるのを見まして、多いというような、印象で答えてしまっては大変申しわけないのですが、そういうような感じを受けております。

以上です。

○佐久間孝光議長　ほかに。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　110ページの水道事業の運営委員会なのですが、これどんなことを論議するのでしょうか、その内容をちょっとお伺いしたいと思います。

それから、111ページの配水池更新計画測量業務委託をやめて、第１配水場業務委託に切りかえたと、そういう説明でした。これ金額が全然違うわけです。なぜこんなにも上がってしまったのか、全然説明なかったのですけれども、せめてそのくらいの説明ぐらいまでは、細部説明のときにはしていただきたいなと思うのです。伺います。

それから、配水場施設工事、これも内容を伺いたいと思います。

それから、新規加入者が多いということで今も質問あったのですけれども、量水器の購入、この個数、これは幾つぐらい今回買うのか伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長　内田上下水道課長。

○内田恒雄上下水道課長　まず、水道事業運営委員会の今年度の審議の内容でございます。今年度水道事業の経営戦略というものを策定を既に着手しておりまして、その審議といいますか、いろんな意見を出していただくというようなことが主な活動になってくるわけなのですが、水道事業の運営委員さん、この４月から任命がえで新しい委員さんになっております。その委員さんをお願いしていくに当たりまして、数名の委員さんから、水道の利用者の方にも入っていただいていますので、何もわからないので意見も出せないよというようなお話もいただく中で、ぜひご協力をいただきたいと、地域の推薦をいただいているのもありますので、ぜひ忌憚なくご意見出していただきたいということでお願いをしてまいりまして、いろんな情報っていいますか、基本的ないろんなものを、水道にかかわることを主にでございますけれども、事前に情報提供しながらご意見をいただければというようなお話もしておりましたことから、その具体的な経営戦略の中身に入る前に、町の水道事業の状況ですとかそういったものもご説明して、経営戦略とはどんなものかというのもご説明していく場として初回をやりたいということで、当初２回でお願いしたいなと考えていたのですけれども、その１回分をふやさせていただくということで、今回補正増をさせていただきたいということでございます。

それから、配水池の更新の測量委託業務の関係です。説明のほうが細かくせずに、大変申しわけございませんでした。こちらにつきましては、当初予定しておりました配水池の更新計画の測量業務委託ということで、新しい配水池の更新計画に向けました予定地の測量調査、こういったものを今年度行うような予定でおりました。しかしながら、先ほど経営戦略というお話をさせていただきましたけれども、経営戦略の策定作業を進めていく上で、この経営戦略というものは今後の少子高齢化の進展に伴いまして、水需要の減少であるとか、それに伴います水道料金収入の減少、それから今ある施設、管路ですとか設備の更新等も更新時期を迎えまして、そういった費用もどんどんかかっていくというようなことを踏まえまして、そういう更新費用とか収入の減少だとかを考慮しながら、水道事業の効率的な運営であるとか、経営の健全化を行うための中長期的な計画、これが経営戦略というものでございまして、当然多額の費

用を要します配水池、それから新浄水場の更新、こういった費用を概算で盛り込めばというような考えもあったのですが、今年度策定する経営戦略、あわせてこの辺の基本計画をきちんとつくりながら、その検討を行いながら経営戦略に盛り込んでいきたいということを考えまして、より正確を期するというようなふうにしていきたいなということもありまして、新しい配水池と浄水場の整備費用の、概算でなく、ある程度の具体的な数字に近い額を出すための検討を行いながら基本設計を行って、それを経営戦略に反映していきたいと。

要は、その基本設計を行う業務、それにはいろんな整備する施設、配水池であればその材質であるとか構造であるとか、それからそのほか浄水施設も浄水方法によっていろんな方法がございます。かかる費用も大きく変わってくるということもございます。それから、そういった施設の配置ですとか必要な用地、それから造成計画等もございますので、そういったものの基本設計を行いたいということで大幅に委託料を上げるような形になってしまいましたが、その辺をやっていきたいということで今回補正をお願いするというものでございます。

それから、配水場施設の工事の内容でございます。こちらは第３配水場、大字吉田のところにございます。そちらのほうに県水を受水しておりまして、その県水を受水するに当たりまして、県水の受水の流量計というものを設置しております。こちらは管理区分が町の管理区分ということでございまして、この更新の工事を行うという内容でございます。

それから、量水器の個数ですが、新規加入は50件ということで、量水器の個数もそれに合わせた50個という形で補正予算とさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　運営事業に委員の、要は研修のような費用も今回入るということですね、今の説明ですと。そうですよね。いかがなものかなってちょっと思ったのですが、いや違うのだよということであれば、おっしゃってください。

それと、第１配水場というのは大平山のところにあるのがそうですね。新しい予定地を確保してつくるということなのですか、何か今の説明ですと。大体この辺だというのはもう決まっているのですか、おっしゃれるのですか。もしおっしゃれるのであれば伺っておきたいと思います。

○佐久間孝光議長　内田上下水道課長。

○内田恒雄上下水道課長　委員さんの研修費ということかというようなお尋ねかと思いますが、通常ですと、町民の方が15名の委員さんの中で11名、町民といいますか、水道利用者という区分でお願いしている方が11名いらっしゃいます。この方は全員、新しく委員さんになられた方で、地域の選出の仕方でございますけれども、第１配水場のエリア、それから第２配水場のエリア、第３配水場のエリアと、そのエリアごと、人口の比率も違いますので、それぞれそれに合わせたような形で地域にご推薦いただいておりまして、区の役員さんであったり、役員さんでなく、ほかの方であったりとか、中には区長さんも数名いらっしゃいますけれども、そういった方でございまして、今まで水道のそういったことに対して利用者としてだけで、知識といいますか関心を持たれていなかった方も多く、そういったこともわからないよというようなお話もございました。そういった中で現状をご説明させていただく。それは初回に委嘱と、あとは委員長ですとか、そういった人事もございますので、そのときに少し説明をさせていただいて、これから意見をいただく、経営戦略の説明をさせていただくということですので、また研修とはちょっと意味合いが違うのかなというような、こちらとしては感じを持っております。

それから、新しい浄水場につきましては、今の直売所から上がっていった道路の頂上あたりのところを想定しているという形で、今28年の３月に策定した嵐山町水道ビジョンで概算の費用的なものは出ておりますが、その後のいろんな資材の高騰ですとか、それから消費税等も変わってくることも予定されておりますし、もろもろの条件、それから取り組まなければならないこととかございます。そういったことを具体的な検討をした上で基本設計を行いたいというような考えでおるところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　討論を終結いたします。

これより議案第47号　平成30年度嵐山町水道事業会計補正予算（第１号）議定につ

いての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○佐久間孝光議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎休会の議決

○佐久間孝光議長　お諮りします。

議事の都合により、９月13日、14日、18日、19日、20日、21日、25日及び26日を休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長　ご異議なしと認めます。

よって、９月13日、14日、18日、19日、20日、21日、25日及び26日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○佐久間孝光議長　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　３時５３分）

平成３０年第３回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第５号）

９月２７日（木）午前１０時開議

日程第　１　認定第　１号　平成２９年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第　２　認定第　２号　平成２９年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第　３　認定第　３号　平成２９年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第　４　認定第　４号　平成２９年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第　５　認定第　５号　平成２９年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第　６　認定第　６号　平成２９年度嵐山町水道事業会計決算認定について

日程第　７　議案第４８号　平成２９年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第　８　議員派遣の件について

日程第　９　閉会中の継続調査の申し出について

追加

日程第１０　発議第２７号　ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書の提出について

日程第１１　発議第２８号　東海第二原子力発電所の再稼働を認めないことを求める意見書の提出について

日程第１２　発議第２９号　日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出について

日程第１３　発議第３０号　女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出について

日程第１４　発議第３１号　Ｇ７海洋プラスチック憲章に署名を求める意見書の提出について

日程第１５　発議第３２号　東京電力福島第一原発汚染水の海洋放出に反対する意見書の提出について

日程第１６　発議第３３号　嵐山町立幼稚園３年保育実施の決議

日程第１７	発議第３４号	嵐山町ゼロウェイスト調査・推進特別委員会を設置することについて
日程第１８	発議第３５号	埼玉中部資源循環組合を脱退する決議
日程第１９	発議第３６号	地上配備型迎撃システム（イージス・アショア）の導入に反対する意見書の提出について
日程第２０	発議第３７号	「体罰禁止法」の制定を求める意見書の提出について
日程第２１	発議第３８号	児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書の提出について

○出席議員（１３名）

１番　吉　本　秀　二　議員	２番　森　　一　人　議員
３番　大　野　敏　行　議員	４番　長　島　邦　夫　議員
５番　青　柳　賢　治　議員	６番　畠　山　美　幸　議員
７番　吉　場　道　雄　議員	８番　河　井　勝　久　議員
９番　川　口　浩　史　議員	１１番　松　本　美　子　議員
１２番　安　藤　欣　男　議員	１３番　渋　谷　登美子　議員
１４番　佐久間　孝　光　議員	

○欠席議員（１名）

１０番　清　水　正　之　議員

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	菅　原　浩　行
書　　記	新　井　浩　二

○説明のための出席者

岩　澤　　勝	町　　長
安　藤　　實	副　町　長
岡　本　史　靖	技　　監
青　木　　務	総務課長
伊　藤　恵一郎	地域支援課長
山　岸　堅　護	税務課長
村　田　　朗	町民課長
前　田　宗　利	子育て支援課長
近　藤　久　代	健康いきいき課長
山　下　次　男	長寿生きがい課長
村　田　泰　夫	環境課長
杉　田　哲　男	農政課長
山　下　隆　志	企業支援課長

藤	永	政	昭	まちづくり整備課長
内	田	恒	雄	上下水道課長
金	井	敏	明	会計管理者兼会計課長
永	島	宣	幸	教育長
村	上	伸	二	教育総務課長
田	畑		修	文化スポーツ課長
杉	田	哲	男	農業委員会事務局長 農政課長兼務
堀	江	國	明	代表監査委員
畠	山	美	幸	監査委員

◎開議の宣告

○佐久間孝光議長　皆さん、おはようございます。第３回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しております。よって、平成30年第３回嵐山町議会定例会第23日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（午前１０時００分）

◎諸般の報告

○佐久間孝光議長　ここで報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本定例会初日に決算審査特別委員会に付託し、審査願っておりました認定第１号　平成29年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件、認定第２号　平成29年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、認定第３号　平成29年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、認定第４号　平成29年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、認定第５号　平成29年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、認定第６号　平成29年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件及び議案第48号　平成29年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件、以上決算認定６件並びに議案第48号の審査報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員提出議案が提出されましたので、ご報告いたします。発議第27号　ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書の提出について、発議第28号　東海第二原子力発電所の再稼働を認めないことを求める意見書の提出について、発議第29号　日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出について、発議第30号　女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出について、発議第31号　Ｇ７海洋プラスチック憲章に署名を求める意見書の提出について、発議第32号　東京電力福島第一原発汚染水の海洋放出に反対する意見書の提出について、発議第33号　嵐山町立幼稚

園３年保育実施の決議、発議第34号　嵐山町ゼロウェイスト調査・推進特別委員会を設置することについて、発議第35号　埼玉中部資源循環組合を脱退する決議、発議第36号　地上配備型迎撃システム（イージス・アショア）の導入に反対する意見書の提出について、発議第37号　「体罰禁止法」の制定を求める意見書の提出について及び発議第38号　児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書の提出について、以上の12件であります。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、議員提出議案12件につきましては、後刻日程の追加の件をお諮りいたしまして審議する予定でありますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

ここで、今定例会最終日の審議に当たり、本職より議員の皆さんに一言申し上げます。

議案等審議する上において、活発な議論、激しい論戦は当然のことであり、町民の負託を受けた議員として自分自身の意見を述べ、意思表示をすることは誰にも侵すことのできない権利であります。しかし、熱心な議論をする余り、相手を侮辱したり、相手の名誉を傷つけたり、高圧的、威圧的になったり、また選挙を経て選出された議員として付与されている権利の行使を制限するような言動は厳に慎んでいただき、町民の代表としての自覚を持ち、議会としての品位と規律を保ちつつ自由闊達な議論を心がけていただきたいと思います。どうぞご協力をよろしくお願いいたします。

◎認定第１号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長　日程第１、認定第１号　平成29年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本件につきましては、さきに決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

森決算審査特別委員長。

〔森　一人決算審査特別委員長登壇〕

○森　一人決算審査特別委員長　まず、報告の前に今回審査報告書はコンパクトになるよう心がけましたので、ご了承願います。

それでは、朗読をもって報告とさせていただきます。

平成30年９月27日

嵐山町議会議長　佐久間　孝　光　様

決算審査特別委員長　森　　一　人

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件を審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

認定第１号　平成29年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について。認定すべきもの。

次ページをお願いいたします。

決算審査特別委員会報告書

平成30年９月27日

決算審査特別委員長　森　　一　人

１、付託議案名

認定第１号　平成29年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について

２、審査経過及び結果について

９月５日開会の本町議会第３回定例会において、本決算審査特別委員会に付託を受けました認定第１号　平成29年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を、９月13日、14日及び18日の３日間にわたりを審査いたしました。

（１）９月13日の委員会について

10人の委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員、監査委員の出席のもとに、「平成29年度決算事業現地調査」を行いました。

初めに、担い手育成らん丸塾運営事業について、現地において、杉田農政課長より説明を受けました。

次に、第３配水場滅菌設備及び補給水電動弁等更新工事について、現地において、内田上下水道課長より説明を受けました。

次に、地域活力創出拠点施設整備工事について、現地において、山下企業支援課長より説明を受けました。

最後に、橋梁修繕工事（八幡橋）について、現地において、藤永まちづくり整備課長より説明を受け、全ての現地調査を終了しました。

現地調査終了後、午後１時30分より審査を行いました。審査に当たり、11人の全委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員、監査委員の出席のもとに、課局ご

とに、歳出を基本に歳入も含め審査することとし、議会事務局、税務課、総務課・会計課及び地域支援課の順で質疑を行いました。

主な質疑は、次のとおりでありました。

税務課では、他市町村へのふるさと納税額はとの質疑に対し、198名の方が1,629万2,722円を寄附し、控除額は688万3,434円になるとの答弁でした。

総務課・会計課では、町制施行50周年事業についての内容と評価について質疑があり、記念事業実施団体補助金に12団体が手を挙げていただき記念事業を行っていただいた。これまでの50年を祝うとともに、新たな50年につなげていくという思いを職員全てが持ち、町民とも共有をしての事業実施ができたという答弁でした。

地域支援課では、電子自治体推進事業内の嵐山町公衆無線ＬＡＮ環境整備工事についての狙いと月額使用料はとの質疑に対し、外国人を含めた観光客誘致を考え、有利な補助金を活用し、６カ所において整備した。ジャパン・コネクテッド―フリー・ワイファイを利用し、月額使用料は６万1,286円かかるという答弁でした。

（２）９月14日の委員会について

全委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員、監査委員の出席のもとに、課局ごとに、歳出を基本に歳入も含め審査することとし、町民課、子育て支援課、健康いきいき課、長寿生きがい課、環境課・上下水道課、農政課、企業支援課及びまちづくり整備課の順で質疑を行いました。

主な質疑は、次のとおりでありました。

町民課では、後期高齢者医療保険事業内の保養所利用の内容はという質疑があり、男女合わせて計190名が利用、団体で12組、個人71名、２泊利用が８名という答弁でした。

子育て支援課では、地域子育て支援拠点運営事業において、前年と比較しての嵐丸ひろば利用状況はとの質疑に対し、平成29年度の利用延べ人数１万1,807人、平成28年度は１万1,115人で、１日に30人から40人の利用者があるという答弁でした。

健康いきいき課では、健康長寿を延ばそう！プロジェクトにおいて、どのような効果があったのかとの質疑に対し、平成27年度から３カ年にわたり実施した、参加人数は計302名。効果判定としての体力測定・血液検査ともよい数値が出ており、アンケート調査においても健康への意識向上の回答が見られたという答弁でした。

長寿生きがい課では、高齢者外出支援タクシーの利用者減と事業費減は制度変更に

よるものだと思うが、この事業評価についてはとの質疑に対し、平成29年度より制度を見直し、送迎料金が初乗り料金を超えている場合、１枚だけで利用できるようになったのと、相乗りしたときに、人数分の枚数利用ができなくなったため、また前の制度では730円までを助成していたが、菅谷から千手堂までの中部地区の方が現制度においては自己負担が発生するようになり、利用を控えたのも減の理由になっていると思う。制度を変更すると、高齢者の方は使いづらく感じることもあると思うが、申請者自体はふえており、この制度をもっと周知していく。利用枚数が多いより申請者が多く、必要なときに使っていただくほうが制度としてはいいと思うという答弁でした。

環境課・上下水道課では、空き家等管理事業のアンケート結果においての課題はという質疑に対し、アンケートにおいて、空き家の所有者は、７割以上の方が空き家を何らかの形で活用しており、そのうちの６割程度は今後もそれを活用する意向があるという調査結果であり、現時点では所有者みずからが管理できる状況であるが、管理をなさっている方の年齢が60代、70代という年齢から体力的に継続が困難であると予想される。今後は空き家を本人ではなく、外部委託で管理ができるシステムを構築するのが課題であるとの答弁でした。

農政課では、農業者支援事業内、農業者フォローアップ事業の内容はとの質疑に、平成29年度は管理機が７台（上限10万円）、パイプハウスが４棟（上限20万円）、電気柵３基、南部堆肥生産組合の施設修理代の一部を補助、農産物生産組合に種子代として11万9,000円、花卉部会に対して花苗等に15万円の補助を行ったとの答弁でした。

企業支援課では、企業誘致事業内の花見台地区事業推進支援業務委託の内容はとの質疑に対し、花見台工業団地拡張事業において、県企業局の事業化に向けた調査の実施、嵐山小川インターチェンジランプ内の開発事業が本格的にスタートした状況の中で、企業支援課の職員体制において企業誘致推進室を設置したが、仕事量に対してスタッフが不足するため、民間の事業者から技術系職員を１名派遣してもらい、業務を進めたとの答弁でした。

（３）９月18日の委員会について

全委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員、監査委員の出席のもとに、課局ごとに、歳出を基本に歳入も含め審査することとし、まちづくり整備課、教育総務課及び文化スポーツ課の順で質疑を行いました。

主な質疑は、次のとおりでありました。

まちづくり整備課では、子育て高齢者応援リフォーム補助事業において、町内・町外の割合についての質疑があり、町内が２社で14万7,000円、町外が５社で87万6,000円。子育て世帯に関する補助が２件、高齢者向けの補助が５件であるとの答弁でした。

教育総務課では、学習支援教室運営事業の効果はとの質疑があり、成績にすぐに効果が出るというのは大変難しいと思うが、当初に行ったテスト結果と年度末に行ったテスト結果を比較すると、偏差値がアップしている傾向。特に小学校に関しては算数の伸び率が高く、中学校においては英語の伸び率が高かった。受講者と保護者に対してアンケートをとった結果、学校で手が挙がるようになった、授業の理解度が上がったと答えた方が多かった。また、学習習慣がすごくついた、学習習慣がついたと答えた小中学生が83.3％いた。効果としては、目的である基礎学力向上と学習の習慣化がアンケートからも得られているとの答弁でした。

文化スポーツ課では、放課後子ども教室の参加状況を学校別にとの質疑に、平成29年度の参加者は、菅谷小学校28名、志賀小学校12名、七郷小学校１名であるとの答弁でした。

現地調査並びに全課局の審議が終了し、その後全委員、委員外として議長、関係する執行部説明員及び監査委員の出席のもとに開会し、歳入歳出を含めた総括的な質疑を、渋谷登美子委員、川口浩史委員、吉場道雄委員、青柳賢治委員、長島邦夫委員の５人が順次行いました。

概要は、次のとおりでありました。

埼玉中部資源循環組合において、平成29年度末の基金残高、総務費・人件費、平成29年度末の事業費総額、国・県補助金額の総額について、組合全体と嵐山町負担分は、それぞれどのぐらいになっているかとの質疑に、平成29年度末の基金残高は５億3,708万6,044円、総務費・人件費は３億3,505万5,882円、平成29年度末の事業費総額は６億6,936万5,638円、国・県補助金額の総額は3,347万7,000円、嵐山町負担分は負担金割合以外まだ協議をされていないので、算定できないとの答弁でした。

平成28年度と平成29年度の工事、物品、委託、コンサルの発注率を比較して、町内業者の育成に力点が置かれていないとの質疑に対し、嵐山町では「町内でできることは町内で」というのが基本であり、その考えに変わりはない。平成29年度は水道事業会計において予定された事業の発注ができなかったことが発注率に影響しており、こ

れについては反省をしている。平成30年度においては、そのようなことがないように町内業者に発注できるものは基本原則にのっとって発注していきたいという答弁がありました。

町は土地の公有化を進めているが、少額の借地においては長期にわたり進めていないとの質疑に対し、現在町は借地の解消に努めているが、以前補助事業を実施するのに地権者から協力を得られないために補助金を返還すると、その補助金については二度と同様の補助金はつかないということもあり、円滑に事業を推進するために借地が多くなった。町が長期的に公共用地として利用するものについては、地権者のご理解をいただいて町の名義にしていく考えであるとの答弁でした。

「日本一の教育の町」嵐山の実現に行政効果がどのように発揮できたのかとの質疑に、平成29年度の施政方針にあるとおり、人づくり・学力向上対策及び人口減少・少子化への対応を推進することであり、教育委員会としては学力向上対策の一環として、小学５、６年生を対象に日本語検定及び中学校全学年の希望者を対象に英語検定受験料補助事業と、基礎学力充実と家庭における学習習慣の定着を図るための学習支援教室を開催した。児童生徒数減少への対応として、小中学校適正規模等検討委員会を開催し、将来の子供たちのための教育施設のあり方について検討を進め、中間答申をいただいた。また、少子化への対応について、各小中学校には学校行事のあり方の検討、保護者負担の軽減等について準備を進めているとの答弁でした。

町は多額の費用をかけて地域活力創出拠点整備事業「嵐なび」の運営を始めた。その運営状況全般についての質疑があり、嵐山町の玄関口、武蔵嵐山駅構内の未利用地を利用し、町の地域活力を創出する拠点として嵐山町ステーションプラザ「嵐なび」がオープンした。運営の状況として、１階には法人化した観光協会事務拠点として、町の観光案内やＰＲはもとより地域の物産ＰＲを兼ねた販売を開始し、２階では観光ボランティアガイドによる土、日、祝日を中心とした観光総合案内窓口の開設、また、町の相談員による、月、水、金の週３日による就労支援・居住相談窓口も稼働。憩いのスペース内部の展示作品は文化団体連合会にご協力をいただき、施設の雰囲気づくりに一役買っていただいている。利用される方々にも好評であり、利用者が常時いるような状況であるとの答弁でした。

（４）審査結果について。

総括質疑終了後、討論はなく、本案を採決し、賛成多数により認定すべきものと決

しました。

以上、認定第１号　平成29年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件の審査経過及び結果について報告を終わります。

○佐久間孝光議長　委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

討論を行います。

討論につきましては、４名の議員から届け出をいただいております。

まず、反対討論から行います。

第９番、川口浩史議員。

〔９番　川口浩史議員登壇〕

○９番（川口浩史議員）　日本共産党の川口浩史です。2017年度一般会計決算に反対討論を行います。

2017年度の安倍政権は数におごった政治を進めて異常でありました。森・加計疑惑では、核心部分を知っている証言者には徹底的に証人喚問は拒否し、ガス抜き程度に安倍首相に影響が及ばない範囲で認めるというものでした。疑惑解明に徹底して妨害し、行わせなかったわけであります。こうしたもとで、日本の借金はふえ続け、1,000兆円を超えるまでになっています。しかも、問題なのは全く減る見込みがないということです。いっときの景気高揚に浮かれていられないのが日本の実情のはずですが、そこには目を向けさせないで来ています。日本は爆弾を抱えた状態であるということを強く警鐘を鳴らしたいと思います。

さて、嵐山町の決算に反対する第１の理由は、埼玉中部資源循環組合についてです。負担金は2,905万1,000円です。新しい焼却場は新設しないと、裁判所の和解を結んだところに新しく建てようということです。新しく建てる理由として、和解を結んだのは中部環境保全組合であって、本組合ではないからということがどれだけ説得力を持つでしょうか。大体法律は万能ではないわけです。そこを埋めていくのが社会的常識、妥当性、道理ではないでしょうか。社会的常識、妥当性、道理がないから、７月27日に吉見町で行われた、都市計画の変更に対する公述人から１人も賛成の立場で意見陳述をした方がいなかったのではないでしょうか。全員が反対でした。それでも進めるというのは、もはやハラスメントであり、人権侵害です。

また、昨年４月の吉見町長選挙をめぐって敗れた新井保美前町長は、選挙の事前に配布されたビラに名誉棄損があるとして、同町の戸谷照喜議員に対し1,100万円の損害賠償訴訟を起こしました。新井前町長は、環境保全組合と資源循環組合とは全く別の組織であるから、和解を守る必要がないと主張していたことに対し、戸谷議員が人の道に反するなどとするビラを町内に配布したことによるものです。

この判決が、本年６月20日に言い渡され、名誉棄損と訴えた新井前町長の主張は、全面的に退けられたのです。別人格だから和解を守らなくてもよいとして、吉見町大串地区に決定したわけですが、この唯一の説明が退けられた以上、大串地区への建設は進めるべきではありません。そして、こういう判決が出ることは至極当然のことであり、それをごり押ししてきたことは強い非難に値するものです。

次に、駅西口再開発についてです。費用は、不動産鑑定と駅前広場整備計画作成を合わせて789万40円です。この問題は今年度予算の討論で詳しく批判したので、ここでは、必要性から工事を行うことではなく、請負業者にもうけさせるために行うのがこの事業の目的であるということだけ申し上げて、反対理由を挙げておきます。

次に、学習支援教室についてです。費用は363万1,630円です。１点２点上がったことで、この事業の効果を説明していましたが、それで本当に学力がアップしたのでしょうか。一時的な伸びなど意味のないことであります。大体９歳の壁と言うなら、全児童を対象にしなければいけないわけで、官製の学習塾はやめることを強く求めます。

次に、町制施行50周年事業についてです。費用は2016年度の支出を含めて458万1,772円です。記念事業は必要な事業と考えております。問題は衆議院選挙の投開票日であり、さらには台風21号の襲来した日です。特に台風21号への対応は人命にかかわることでもあり、予断を持って見ることはしてはいけないことです。しかし、記念事業は粛々と進めてしまいました。一度計画したら何があってもやめられない、その典型を見た思いです。幸い大きな被害はなかったわけですが、これでは人命よりも記念事業を優先したというそしりは免れません。人命第一の町政になることを求めます。

次に、企業奨励金についてです。金額は３件で2,191万5,000円です。企業名の非公表は、質問に対する答弁を聞いていて、企業の側からの要請ではなく、町側のそんたくで非公表にしているというものでした。町民が汗水流して働いた血税を、そんたくで非公表にしてよいはずがありません。町民には知る権利があることを忘れないでもらいたいものです。また、企業にとっても町への貢献を認められ頂戴するものであり、

公表は名誉なことと考えます。

次に、町内業者の育成が不十分です。2016年度は、全ての項目の総額に基づく比率が町内業者52％、町外48％でした。2017年度は町内22％、町外78％でした。この数字は、いかに町内業者に仕事を回していないかのあらわれです。このようなことがないようにしっかり町内業者の育成に力を入れるように求めます。

次に、忠魂祠改修事業実行委員会補助金についてです。補助額は150万円。この改修費用は362万3,524円でありますから、補助率は41％になります。天皇のため忠義を尽くした英霊とたたえられ、この人たちに続けと鼓舞したのが忠魂祠です。軍国主義の精神的シンボルとしての役割がありました。日本の無謀な戦争で、日本人320万人、アジアの人々2,000万人が犠牲になったわけですが、その精神的シンボルが忠魂祠です。したがって、平和とは相入れない施設に補助金を支出することは、認めることができないのは当然ではないでしょうか。

最後に、同和問題です。新たな法律を根拠にしていますが、本町では差別の実証はありません。したがって、特別な施策は必要ないわけです。同和事業の廃止を求めるものです。

以上、指摘した点が改善されることを願い、反対討論を終わります。

○佐久間孝光議長　次に、賛成討論を行います。

第５番、青柳賢治議員。

〔５番　青柳賢治議員登壇〕

○５番（青柳賢治議員）　政友会の青柳賢治です。平成29年度一般会計決算を認定すべきものとすることに賛成の討論を行います。

平成29年度の歳入合計は65億9,504万9,000円、うち自主財源は36億5,426万1,000円で55.4％を占め、前年度比0.9％の増率でありました。歳出合計は、商工費が前年度比１億9,646万5,000円増額となる中で、民生費、教育費の大幅な減額もあって、前年度より１億5,685万1,000円減の62億8,181万8,000円でありました。

平成29年度に嵐山町は町制施行50周年を迎えました。多くの町民の皆様と町内各種12団体による記念事業が各地で実施、展開され、10月22日には悪天候と衆議院の総選挙が重なる中でありましたが、町内外から多くの来賓者、表彰者の出席をいただき、記念式典が開催できました。町職員一人一人が次の50年に向けての自覚と、行政マンとして何をなすべきかということへの再確認につながったと聞きました。幾つもの大

事業が重なった一日でしたが、各事業をしっかりとやり遂げていただいたことを高く評価いたします。

平成27年度より取り組む嵐山町総合戦略の基本的方針の実現と、岩澤町長の施政方針の実行に向けて、あらゆる手だてを尽くし、多くの平成29年度事業が実施されました。その一つが日本一の教育の町嵐山の実現です。人づくり、学力向上対策として、小学校５年生、６年生の日本語検定や、日本語を読めるけれども、書けないという活字離れの解消に、少人数指導による学習支援教室の開催は各学校の授業の充実と絡んで、各生徒の伸び率となってあらわれました。埼玉県にあっては比較的検討が早いと言われる教育施設の小中学校適正規模検討委員会においては、少子化に向けての準備も含め、本年８月には中間答申が出されました。慎重にも人口動向、社会の流れ、財政を考えた早目早目の対応をしていただくことは、必ず嵐山の子供たちが豊かな人づくりになることを確信しております。人口減少、少子化への事業としては、子育て支援課の新設は母子保健と児童福祉の連携によって、子育て支援課各種サービスの利用向上が図られ、さらには子育て世帯転入奨励事業は予算を大幅に増額して対応した結果、20世帯65名の社会人口の増加となり、計画を上回る効果となりました。

２点目であります。稼ぐ力の経済効果と行政効果です。駅「嵐なび」の完成リニューアルにより、駅利用者や企業からの評判は上々ということです。「嵐なび」の利活用にさらに磨きをかけることこそ貴重な財源確保が生かされ、真に地方創生の目的にかなうことになるのではないでしょうか。ラベンダー園への地方創生加速化交付金投入後の事業運び、よくも６月の７万人を超えるプレオープンにつなげたものだと感心いたします。総合的な評価といたしまして、各種経済指標が比較的良好な数値を示す中、大きくは人口減少率です。人口ピーク時と比較して8.5％減少というものの、滑川町を除く比企郡の町村間において約10％、20％を超える自治体もある中で善戦です。花見台の拡張事業は今進出企業の募集、エントリー・オーダーメード方式での整備まで進みました。技監など多くの知見をもって嵐山の弱い部分を早目に補い、スピードが求められる各種事業に取り組んだことが好結果をもたらしました。一つ一つの各種施策を町民と一体となって行う未来投資と呼ぶ各事業は、常に学ぶ文化をもって人づくりをなすという考え方を根幹とする嵐山町の総合力こそは、必ず将来への自治体の生き残りとなって結実することでしょう。

３点目といたしましては、安全安心な町、なおかつ健康長寿のまちづくりを推進す

る各種事業の成果が顕著でありました。交通事故の発生件数は前年度比減少となり、犯罪件数はピーク時の271件から約120件に推移しました。12団体ある防災会は本年度38回に及ぶ防災訓練を実施し、自助、共助、公助の好回転が生まれました。健康長寿のまちづくりにおいては、３年間の県のモデル事業を通じて302人の参加があり、参加者１人当たりの医療費は参加前と参加後において2,017円の減少となり、健康寿命は、男性においては0.59年、女性においては0.7年延びたのです。これらの好現象によって発生したインセンティブをさらなる健康寿命の伸長に投資することは、町民の福利を一層向上させることになります。

今回の決算総括質疑において、単年度事業では効果があらわれても、効果の継続性という観点において検討は必要ではないかという質疑がありました。１円でも無駄にはしないという執行の姿勢は十分理解しますが、効果の発言が恒常化する、生きた行財政運営の検討をお願いいたします。多くの各種事業が展開された平成29年度でありますが、どの事業も議決の趣旨と目的によって適正にスピーディーに執行されており、町民福祉の向上につながる事業結果が示された決算であることを認定いたします。今後とも職員一人一人学ぶ姿勢を常に持ち、嵐山町への深い愛着を持って職務に精通していただきますようお願いいたします。常に緊密な連携と研鑽を重ね、一体となって町民の福利向上に取り組まれる執行と職員の皆様に敬意を表しまして、私の賛成討論といたします。

○佐久間孝光議長　次に、反対討論を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　渋谷登美子です。平成29年度の決算認定に反対します。

平成29年度は、嵐山町町制50年の節目のときでした。私は、後半の25年を議員として過ごしています。前半の25年と後半の25年の違いで最も大きいことは、情報技術が行政の隅々までに浸透したことです。ですが、残念なことに政治が情報技術を使いこなせていないこと、その効果の評価を出すことができていないことは、私の議員生活の反省の一つとして挙げておきます。

平成29年度は、嵐山町は稼ぐ町として変貌していくスタートの年になったわけですが、稼ぐ町の目的は何か見えず、稼ぐ町が目的となってしまいました。稼ぐ町が目的ですから、花見台工業団地の拡張、情報発信拠点、ラベンダー園開設などの準備が進

みました。その結果、目につく変化はありましたが、私は次の３点を主に指摘して、平成29年度決算を認めることはしません。

１つ目は、埼玉中部資源循環組合で、平成35年からごみ焼却を始めるための構成団体としての負担金を支出したこと。ごみ焼却の施設のこれからの負担金と、そのほかのごみ処理の経費は、嵐山町が稼ぐ町としてとりあえず成功したとしても、大きな穴のあいたバケツにどんどん税金を注いで、大金が外に出ていくようになります。稼ぐ町にするために多額の税金を使い、観光事業に力を入れ、新しい企業を誘致し、環境保全や、子育て支援や、教育への経費をおろそかにして稼いだとしても、苦労して稼いだ税金がごみ処理費で消えてしまうのです。それを認めるわけにはいきません。穴は小さいうちに修繕していきましょう。

２番目、若い女性が好ましいと思う政策が政策選択されていません。日本創成会議が2014年に消滅可能性都市の一つとして嵐山町を挙げました。そして、若い女性や若い人が好ましいと思わない自治体は滅びの道を行く指摘をしたことは、皆さんがご存じのとおりです。残念なことに嵐山町は消滅可能性自治体の、その要因の分析せずに、ただ稼ぐ町とすることを目的としました。若い女性、若い世代が好ましいと思う町は子育てしやすい町、若い人の居場所のある町、若い人のコミュニケーションと文化のある町です。嵐山町の政策は偏っています。例えば平成28年度までは減額されていましたが、小中学校の学年費がありました。小中学校学年費という補助金のすぐれた点は、公教育無償化の課題を解決するビジョンのある政策でした。残念なことにこども医療費の窓口払いとまぜこぜになった政策として進められました。そして、こども医療費窓口払い廃止で小中学校学年費をなくしました。

公教育無償化はＯＥＣＤ諸国では当たり前、大学教育も無償化ですが、日本では教育の自己責任論を前面に出しており、国が教育費を支出することはよしとしていません。それにもかかわらず、嵐山町の学年費補助金は先進的な事例でした。平成29年度は公教育無償化の嵐山町版をなくし、かわりに行ったのが学習支援塾と英語検定、日本語検定の受験料補助です。教育の自己責任の価値に戻り、格差拡大の方向に戻っていきました。そして、日本一の教育の町にするという町長の公約が掲げられましたが、日本一の教育の町としては、結局として結果は学力テストの点数に左右されることになります。

日本では、教育は親が自分の子供にしてあげるという考え方が古くからあります。

嵐山町も親の子供への家庭教育を支援する方法で日本一の教育の町を進めようとしていますが、人口減少化社会を切り抜けるために社会が子供を育てる視点になって、公教育無償化の政策、そして教育を本当に子供たちが生きていくために必要な政策として立ち戻るべきです。

27年以上前から町立幼稚園の３年保育は子育てをしている若い母親の希望でした。しかし、町制50年という節目のときにも母親の子育て責任論のセンスで、政策として実現されていません。日本一の教育の町として公約を行いながら、幼児教育の重要性は無視して顧みていません。そして、その結果ですけれども、町立幼稚園の３年保育を町民の希望として母親たちが公的に発言することも今難しい状況があります。保育園の待機児童の問題とは異なる問題です。若い女性、子育てをしている人にとって子育てと仕事とコミュニティ参加が保障される必要があります。町制50年の節目の年の平成29年度でも若い人の文化と教育の場をつくろうとする政策はありません。稼ぐ町を目指しても、転入奨励金で人が転入する町を目指しても子育てに携わろうとする若い女性が好ましいと思う町にはならない状況になっています。

３つ目、人権の問題です。私は部落解放同盟嵐山支部への補助金を行使し続けることは、被差別に対する運動団体への補助金として被差別を既得権化し、差別を固定化することとなり、嵐山町が行政として人権侵害の土壌をつくり続けることになり、好ましくないと考えています。部落差別解消法は北部交流センターで行っているふれあい塾、ふれあい教室、各種研修で嵐山町の使命、法律の定める目的を果たしています。差別の固定化を進める政策に嵐山町の税金を活用するのは好ましいことではありません。むしろ貧困政策や障害へのバリアフリー化に税金を活用し、格差拡大を狭める政策の人権確立が必要であると考えます。稼ぐ町は、嵐山町が人口減少社会の未来を持続可能の生活ができる町としてあり続けるために必要な方法の一つと言えます。これから米中の戦争に巻き込まれるかもしれない、原発事故による放射能汚染に日本全国がさらされるかもしれない、気候変動による大災害が起きるかもしれない。その中でも被害を少しでも少なくして、環境保全をして豊かな文化を教育の中で行う生活をつくり続ける政策のために稼ぐ町を目的化しないで、町民の人が意見を話すことができ、聞くことができ、政策に反映できる嵐山町を希望として、反対討論とします。

○佐久間孝光議長　次に、賛成討論を行います。

第４番、長島邦夫議員。

〔４番　長島邦夫議員登壇〕

○４番（長島邦夫議員）　指名を受けました政友会の長島邦夫です。認定第１号　平成29年度嵐山町一般会計決算について、賛成の立場で討論をいたします。

平成29年度の国経済状況は４年半のアベノミクスの取り組みで、長期にわたる景気の回復が続いたと言われておりますが、その状況は国民全てが実感できるような状況ではまだなく、雇用や所得が改善しているとはいえ、個人が感じ得る経済状況は厳しいものがあります。

そのような状況の中、嵐山町は歳入決算額を65億9,504万4,643円、前年比約１億1,072万円の減少でありました。主には法人町民税、固定資産税、軽自動車税は増額でありましたが、個人町民税、たばこ税は減収の厳しい結果となりました。減収の原因はさまざまあるかというふうに考えますが、人口減少の影響はここにもあらわれていると考えます。

そのような中、岩澤町政は施政方針にもあるように日本一の教育のまちづくり、嵐山駅周辺中心市街地活性化、財政健全化を図る稼ぐ力の構築、安心安全なまちづくり、健康長寿まちづくりを目指して大きく前進した事業結果を見ることができました。そして、この決算に当たり、私が特に評価できる点としまして、まず住民の声を生かした子育て支援でございます。あらわれとして、平成29年度から子育て支援課の新設、妊娠期からの切れ目のない子育て支援を目指し、こども医療費及びひとり親家庭医療費の給付事業、子育て世帯の負担軽減、子供の遊び場の充実、保育所保育支援等を図っていることでございます。

２点目としまして、子育て世帯転入奨励金事業があります。28年度に続き、大幅な20軒、65名の定住を図ることができたことは若者、若い世代が入ってくることの町の活性化にもつながることであり、大いに評価するところであります。

３点目は、県中間管理事業を使い、耕作放棄地の解消と観光農業をあわせた千年の苑の事業展開を始めたことでございます。まだまださまざまなものが不足しており、十分な施設ができているわけではありませんが、農地の荒廃を防ぐ第一歩は間違いなく築けたと確信しているところでございます。そして、必ずや嵐山町の観光を担う一角となり、完成することを確信して、期待したいというふうに思っております。

４点目としまして、農業の６次産業化、めんこ61の事業でございます。非常に壮大な事業であり、小麦の生産から麺をつくり、消費者に提供するまでの大変な苦労があ

ったというふうに思っております。さらに、小麦からの特産品が拡充され、進化することを期待するところでもあります。まだまだ評価する部分がございますが、幾つかの課題も申し上げたいというふうに思います。

まず、決算審議でも予算化していない高額な修繕費を指摘いたしました。確かに急な修繕が発生したところもあるかというふうに思いますが、予算で動く町の運営であり、予算づけの重要性を認識していただきたいというふうに思います。

２点目としまして、緑地の維持管理でございます。嵐山町の売りは何といっても豊かな自然でございます。山間地と平野地の境に位置するこの地域は、武蔵野の自然があふれるすばらしい自然環境であり、山林の荒廃がさらに進めば、後世に禍根を残すことになるでしょう。耕作放棄地と同様に林地の荒廃も避けなければならないと考えます。公有地であれ民地であれ、嵐山町の財産には変わりはありません。ぜひ23区との友好関係も進むよいきっかけとして、嵐山町の自然環境を生かした事業にもつながればと思うところであります。

今後人口減、増田ショックは地域に影を落とし、地域サービスの差は避けられないでしょう。さらに自主財源の確保に努め、住民ができることは住民に担っていただく協働のまちづくりがさらに進むことを期待をいたし、賛成討論といたします。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　以上で討論を終結いたします。

これより認定第１号　平成29年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○佐久間孝光議長　起立多数。

よって、本案は認定されました。

◎認定第２号～認定第６号、議案第４８号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長　日程第２、認定第２号　平成29年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第３、認定第３号　平成29年度嵐山町後期高齢者

医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第４、認定第４号　平成29年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第５、認定第５号　平成29年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第６、認定第６号　平成29年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件及び日程第７、議案第48号　平成29年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件、以上決算認定５件及び議案第48号を一括議題といたします。

決算認定５件並びに議案第48号につきましては、さきに決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

森決算審査特別委員長。

〔森　一人決算審査特別委員長登壇〕

○森　一人決算審査特別委員長　それでは、朗読をもって報告といたします。

平成30年９月27日

嵐山町議会議長　佐久間　孝　光　様

決算審査特別委員長　森　　一　人

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件を審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

認定第２号　平成29年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。認定すべきもの。

認定第３号　平成29年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。認定すべきもの。

認定第４号　平成29年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。認定すべきもの。

認定第５号　平成29年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。認定すべきもの。

認定第６号　平成29年度嵐山町水道事業会計決算認定について。認定すべきもの。

議案第48号　平成29年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。可決すべきもの。

次ページをお願いいたします。

決算審査特別委員会報告書

平成30年９月27日

決算審査特別委員長　森　　一　人

１、付託議案名

認定第２号　平成29年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第３号　平成29年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第４号　平成29年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第５号　平成29年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第６号　平成29年度嵐山町水道事業会計決算認定について

議案第48号　平成29年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

２、審査経過及び結果について。

９月５日開会の本町議会第３回定例会において、本決算審査特別委員会に付託を受けました上記決算認定５件及び議案第48号について、９月20日の特別委員会で、11人の全委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員、監査委員の出席のもと審査しました。

最初に、認定第２号　平成29年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件から審査することとし、審査は歳入歳出一括して質疑を行いました。

主な質疑とその答弁は、次のとおりでした。

国民健康保険特別会計では、一般被保険者療養給付費の件数が前年と比較し減少しているが、金額では上昇している。その理由と、70歳以上・一般、70歳以上・現役並み所得者、義務教育就学前の人数はとの質疑に対し、新薬開発によることと、点数、金額のアップが考えられる。70歳以上・一般では１割負担224名、２割負担827名、70歳以上・現役並み所得者３割負担が82名、義務教育就学前２割負担94名との答弁でした。

ジェネリック薬品普及度はとの質疑に対し、町村平均72.2％に対し、嵐山町は76.2％で、県で５番目である。利用率では市町村平均67.2％に対し、嵐山町は72.2％で、県内２番目との答弁でした。

支出済額と保険者負担額の差額は第三者行為受診による診療分、不当利得受診による診療分とあるが、具体的には何を意味するのかとの質疑に対し、第三者行為とは自分の保険証を使用しない場合で、交通事後やけんかなどによるけが等の場合である。不当利得とは、社会保険の人が国民健康保険を使用した場合との答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決の結果、賛成多数により認定すべきものと決しまし

た。

次に、認定第３号　平成29年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を審査いたしました。

主な質疑とその答弁は、次のとおりでした。

医療負担額の１割、３割の人数と医療費総額、疾病の内容はとの質疑に対し、１割が2,433人、３割が132人、医療費総額19億5,486万5,347円、疾病では件数で１番目に循環器系、２番目に消化器系、３番目に眼及び附属器系であり、費用では１番目に循環器系４億6,000万円、２番目に新生物２億3,000万円、３番目に消化器系１億4,000万円との答弁でした。

収納状況の収入未済額の要因はとの質疑に対し、国保から後期に切りかわるときに未納になることが多い、口座振替が一旦終了し、次の書類処理がわからない人がいるとの答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決の結果、賛成多数により認定すべきものと決しました。

次に、認定第４号　平成29年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を審査いたしました。

主な質疑とその答弁は、次のとおりでした。

居宅介護の要支援１、２が昨年より減少している理由と、ひとり暮らし独居老人の人数と支援はとの質疑に対し、人数は男性257名、女性404名で、総合事業のサービスを受けている人が多くなっている。支援は区長、民生委員等で見守り活動をしているとの答弁でした。

脳の健康教室に参加することにより認知症は減ってきているのか、参加率はとの質疑に対し、応募人数は先着順20名で、大変人気があり、キャンセル待ちの状況である。毎年募集をし、継続することはなく、全て新規の募集となる。アンケートでは「認知症の予防になった」が64％、「満足している」が58.8％の結果であったとの答弁でした。

配食サービス事業委託の利用人数と個人ごとの要望がかなうのかとの質疑に対し、１日１食で、昼食が延べ98食、３名、夕食が延べ3,472食、29名で、安否確認とバランスのよい食事の提供が趣旨であり、ご飯のやわらかさ、かたさ程度の要望はお願いできるとの答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決の結果、賛成多数により認定すべきものと決しました。

次に、認定第５号　平成29年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を審査いたしました。

主な質疑とその答弁は、次のとおりでした。

使用料及び戸数がふえている。担当として力を入れた内容はとの質疑に対し、29年度中は急な業務がふえたため取り組めなかったが、今年度当初に未接続家庭に440通の接続願い文書を郵送した。その反響もあり、現在のところ30件の排水設備計画確認申請書が提出されている。また、区域内の事業所が接続したことにより使用料もふえたとの答弁でした。

市野川流域下水道事業建設負担金の金額が1,000万円ほど多いが、その事業内容と町職員により現地確認は行われたかとの質疑に対し、工事概要は１つ目に監視制御電気設備改築工事、２つ目にストックマネジメント計画策定業務委託、３つ目に市野川処理場雨水浸水対策工事、４つ目に漏水部改築工事ほか３件の計７事業であるが、流域下水道の建設事業は、埼玉県流域下水道事業会計予算として県議会の議決を経て執行され、完了検査も県で行う。流域幹線は県の事業、そこに注ぎ込む支線は市町村の業務という仕組みとの答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決の結果、全員賛成により認定すべきものと決しました。

次に、認定第６号　平成29年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件を審査いたしました。

主な質疑とその答弁は、次のとおりでした。

工事物件の中で、株式会社ヤマトの受注が多く、落札率が高いが、設計価格はどこが出しているのか、また12月補正で９件中５件減額した理由は、水道管の耐震化はできなかったのかとの質疑に対し、さまざまな要因があると思うが、補正予算の答弁にもあったように、技術職員の減やそれに対するマネジメントが十分にできなかった。耐震化は155メーターが実施できた。設計は職員が行い、水道工事等の歩掛かりや、それにないものは見積もりをとり、積算しているとの答弁でした。

町内の水道未加入者の状況はとの質疑に対し、12世帯、25名で、いずれも井戸水を利用しているとの答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決の結果、全員賛成により認定すべきものと決しました。

最後に、議案第48号　平成29年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を審査いたしました。

質疑、討論はなく、採決し、全員賛成により可決すべきものと決しました。

以上、認定第２号　平成29年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件外４件並びに議案第48号について、全て審査を終了いたしました。

以上で本委員会の審査経過及び結果について報告を終わります。

○佐久間孝光議長　委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

質疑につきましては、認定第２号から認定第６号及び議案第48号までを一括して行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

討論を行います。

討論、採決につきましては、決算認定及び議案ごとに認定第２号から順次行います。

まず、認定第２号　平成29年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届け出はございません。

討論を終結いたします。

これより認定第２号　平成29年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○佐久間孝光議長　起立多数。

よって、本案は認定されました。

次に、認定第３号　平成29年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届け出はございません。

討論を終結いたします。

これより認定第３号　平成29年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○佐久間孝光議長　起立多数。

よって、本案は認定されました。

次に、認定第４号　平成29年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届け出はございませんでした。

討論を終結いたします。

これより認定第４号　平成29年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○佐久間孝光議長　起立多数。

よって、本案は認定されました。

次に、認定第５号　平成29年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届け出はございませんでした。

討論を終結いたします。

これより認定第５号　平成29年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○佐久間孝光議長　起立全員。

よって、本案は認定されました。

次に、認定第６号　平成29年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件の討論を

行います。

討論につきましては、届け出はございませんでした。

討論を終結いたします。

これより認定第６号　平成29年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○佐久間孝光議長　起立全員。

よって、本案は認定されました。

次に、議案第48号　平成29年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件の討論を行います。

討論につきましては、届け出はございませんでした。

討論を終結いたします。

これより議案第48号　平成29年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○佐久間孝光議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

以上で平成29年度決算認定並びに議案第48号の審議は全て終了いたしました。

堀江代表監査委員、畠山監査委員、ご両名におかれましては各会計の決算監査をいただき、また本定例会並びに決算審査特別委員会に出席をいただきました。そのご労苦に対し、衷心より感謝とお礼を申し上げる次第であります。ありがとうございました。

この際、暫時休憩いたします。再開時間を11時20分とします。

休　　憩　午前１１時０７分

再　　開　午前１１時２１分

○佐久間孝光議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議員派遣の件について

○佐久間孝光議長　日程第８、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件につきましては、嵐山町議会会議規則第122条の規定により、お手元に配付したとおり派遣いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長　ご異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定いたしました。

なお、結果報告につきましては、議長の諸般の報告の中で報告いたします。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○佐久間孝光議長　日程第９、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付したとおり特定事件として調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長　ご異議なしと認めます。

よって、特定事件として調査することに決定しました。

◎日程の追加

○佐久間孝光議長　ここで日程の追加をお諮りいたします。

発議第27号　ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書の提出について、発議第28号　東海第二原子力発電所の再稼働を認めないことを求める意見書の提出について、発議第29号　日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出について、発議第30号　女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出について、発議第31号　Ｇ７海洋プラスチック憲章に署名を求める意見書の提出について、発議第32号　東京電力福島第一原発汚染水の海洋放出に反対する意見書の提出について、発議第33号　嵐山町立幼稚園３年保育実施の決議、発議第34号　嵐山町ゼロウェイスト調査

・推進特別委員会を設置することについて、発議第35号　埼玉中部資源循環組合を脱退する決議、発議第36号　地上配備型迎撃システム（イージス・アショア）の導入に反対する意見書の提出について、発議第37号　「体罰禁止法」の制定を求める意見書の提出について及び発議第38号　児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書の提出についての件につきましては、日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長　ご異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、議題といたすことに決しました。

◎発議第２７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長　日程第10、発議第27号　ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

青柳賢治議員。

〔５番　青柳賢治議員登壇〕

○５番（青柳賢治議員）　ただいま議長の指名をいただきましたので、発議第27号　ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書の提出について提案理由を説明いたします。

ゴルフ場が所在する市町村は、過疎地域や中山間地域がその約75％と多くを占め、自主的な税財源の乏しい地域にあり、これらの地域にとってゴルフ場利用税交付金は、貴重な税財源となっている。

しかしながら、ゴルフ場利用税は、「消費税との二重課税の解消」の論点に加え、ゴルフがオリンピック正式種目となったことにより、「スポーツに課税することへの問題」の観点に移ってきており、2020年東京オリンピックの開催が迫る中、これまでにも増して廃止運動が展開されることが予想される。

このため、ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書を提出をするため、提案するものであります。

裏面のゴルフ場利用税の堅持を求める意見書、朗読いたします。

ゴルフ場利用税は、都道府県税として納付され、その７割がゴルフ場の所在市町村にゴルフ場利用税交付金として交付されている。その規模は平成28年度決算で、全国

で325億円にものぼる。

嵐山町におけるその交付金額は、平成29年度決算額で2,243万9,697円であり、貴重な税財源となっている。

現在、地方自治体は、医療・介護などの社会保障、社会資本の老朽化への対応、子育て支援、教育などにおいて果たす役割が年々増大しており、これらの課題解決には財源確保が必要不可欠であることはいうまでもない。

また、地域活性化及び地方創生に全力で取り組もうとしている中、ゴルフ場利用税交付金を廃止することは、国において進められている地方創生に逆行するものである。

国におかれては、ゴルフ場利用税がゴルフ場所在市町村にとって重要な財源であることを改めて認識していただき、現行制度が存続されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提供する。

平成30年９月27日。埼玉県比企郡嵐山町議会議長、佐久間孝光様。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　討論を終結いたします。

これより発議第27号　ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○佐久間孝光議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎発議第２８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長　日程第11、発議第28号　東海第二原子力発電所の再稼働を認めないことを求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　それでは、東海第二原子力発電所の再稼働を認めないことを求める意見書の提出について提案理由をお話しいたします。

埼玉県から一番近い原発の茨城県の東海第二原発が11月27日で運転開始から40年を迎えます。本来40年経過した原発は廃炉にしなければならないものを、さらに20年延長して運転させるための準備が進められています。

現在の日本では、地震被害・豪雨などの自然災害が多発しています。一たび東海第二原発に事故が発生したら、福島原発事故と同じ状況を招きます。

この夏、原発による電力がなくても、電力は賄えました。地球や人類を含めた生命体の存続を脅かす、原子力発電所の稼働をやめ、持続できる安全な社会をつくるために本意見書を提出します。

意見書を読み上げます。

東海第二原子力発電所の再稼働を認めないことを求める意見書

東海第二原子力発電所は、国内初の大型原子力発電所として1978年11月に営業運転を開始し、東京電力と東北電力に売電をしてきた。

2011年３月に発生した東日本大震災による津波で、冷却機能の一部を失い、現在運転を停止している。

政府は福島第一原子力発電所の事故の後、運転から40年を超えた原発は原則廃炉とし、あわせて原子力規制委員会の審査と地元自治体の同意が得られれば、一度に限り最長20年の運転延長ができるとした。

昨年11月24日、東海第二原子力発電所の運営主体である日本原子力発電株式会社は、原子力規制委員会に対し運転延長申請を行った。

東海第二原子力発電所の圧力器械は、40年使用を前提に作られており、延長されれば60年という長期にわたるものになり、想定しない問題が生じる可能性がある。７年間も止めていた原発を再稼働することは、器械にどのような不具合が生じるか予想がつかない。例えば、７年間止まっていて再稼働した玄海原発３号機の蒸気漏れ事故時、瓜生九州電力社長は「６から７年止めているので何があるかわからない」と述べている。原子力規制委員会は５月23日、東海第二原子力発電所を含む７原発12基で腐食や

穴が見つかったと発表している。

福島第一原子力発電所の事故以降、住民の避難計画は30キロ圏に拡大した。東海第二原子力発電所の場合、30キロ圏内に96万人が住んでおり、避難計画の策定も困難を極めている。又、事故が起きれば首都圏3,000万人にも被害が及ぶことは必至である。

上記より、東海第二原子力発電所の再稼働を認めないことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先ですけれども、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、環境大臣、内閣官房長官、衆議院議長、参議院議長です。

○佐久間孝光議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

第１番、吉本秀二議員。

〔１番　吉本秀二議員登壇〕

○１番（吉本秀二議員）　東海第二原子力発電所の再稼働を認めないことを求める意見書、これに反対の立場で討論をさせていただきます。

私は個人としては本意見書に賛成できるところもありますが、嵐山町議会として本意見書を提出することに反対するものです。埼玉県議会は昨年12月定例会で、世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた原子力発電所の再稼働を求める意見書を採択しました。しかし、私は日本の現状を考えると、原子力発電はやむを得ないものの、それは最小限のものでなければならず、他のエネルギー電源の追求と、原子力発電の安全性を追求し続けるべきだと考えております。東海原子力発電所は40年を迎えるもので、私の最小限の原子力発電という視点から照らしますと、個人的には再稼働はいかがなものかと思っております。

一方、この意見書にもありますように、運転から40年を超えた原発は原則廃炉とし、あわせて原子力規制委員会の審査と地元自治体の同意を得られれば、一度に限り最長20年の運転延長ができるとなっております。そうしたルールに基づいて延長申請がなされていることに加え、本来は原子力発電所の所在地が地元自治体ということになっているわけで、東海村に同意を得ることになりますが、本年３月29日には日本原子力発電が周辺５市も含んだ６市村、日立市、常陸太田市、那珂市、水戸市、ひたちなか

市、東海村に事前了解の権限を認める新しい安全協定を結んでいます。１自治体でも同意は容易ならざるものがありますが、６市村との同意となれば極めてハードルが高いものと考えられます。現在６市村の中で、水戸市は今年の６月議会において、東海第二原子力発電所の住民理解のない再稼働は認めないことを求める意見書を採択していますが、他の自治体ではまだ議会としての意見書の採択等はないようです。何よりも６市町村の自治体が当事自治体でありますので、嵐山町議会としては、まず当事自治体の考えを尊重すべきではないかと考えております。

したがって、嵐山町議会としての意見書の提出に反対をいたすものであります。

以上、反対討論といたします。

○佐久間孝光議長　討論を終結いたします。

これより発議第28号　東海第二原子力発電所の再稼働を認めないことを求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○佐久間孝光議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第２９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長　日程第12、発議第29号　日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　それでは、日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出について提案理由を述べます。

日米地位協定の改定について、全国知事会は７月８日に亡くなった翁長雄志・沖縄県知事の「基地問題は一都道府県の問題ではない」との訴えを受け、２年近くかけて提言にまとめ、７月の全国知事会議において全会一致で採択し、日米地位協定の抜本的な改善、見直しを日米両政府に提言しました。

米軍基地がある都道府県では、米軍基地の存在で住民の安全を守ることができない

ことは共通の認識です。日米地位協定の抜本改定で、航空法や環境法令など、国内法の適応や、現在治外法権とされている米軍関係者の日本における犯罪行為に対しても基地への立ち入り、介入などを新たに明記することで犯罪行為の抑止力になるとも考えます。日本に住む日本人の安全な生活を守るために本意見書を提供します。

意見書ですけれども、日米地位協定の抜本的決定を求める意見書。

わが国には「日米安全保障条約と日米地位協定に基づく米軍施設・基地が30都道府県に128施設、約980平方キロにわたって存在しています。2017年度末では、米軍専用施設は13都道府県に78施設、264平方キロメートルです。

2017年12月13日、米軍の普天間基地に隣接する普天間第二小学校の校庭に、米軍のＣＨ53大型輸送ヘリコプターの窓が枠ごと落下した。校庭では児童約60人が体育の授業を受けており、男の子１人が飛んできた小石でケガをした。

事故が起きたのは、普天間基地所属の輸送機オスプレイが名護市沿岸部に墜落し大破した事故からちょうど１年後であった。沖縄では基地被害が日常化し、人々の暮らしと生命・身体の安全が危機に晒されている。沖縄には日本の米軍基地の74％の基地が集約され、騒音被害・空からの落下被害・米軍兵によるレイプなどがおきている。沖縄県以外でも米軍艦艇と民間船舶の事故などが多発し、危険性が指摘される「オスプレイ」の全国展開が進んでいる。

横田基地によって首都圏空域（東京都、栃木県、群馬県、埼玉県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県の上空）がすべて、米軍の支配空間になっており、民間は横田基地を上空を回避する形で飛行しており、８月下旬、東松山市上空にオスプレイの飛行を見た人がいる。

日米地位協定によって日本は、米軍の治外法権になり犯罪や事故の捜査権が阻まれ、世界に類を見ないほど異様な米軍優位の実態が続いている。

日米地位協定は日本の安全保障体制やわが国の社会環境が大きく変化しているにもかかわらず、1960年締結以来、一度も改正されていない。米軍基地から派生する事件・事故から国民の生命・財産と人権をまもるために日米地位協定を抜本的に見直す必要がある。

よって、国会・政府においては次の措置について万全を期すように強く要請する。

記

国は、国民の生命・財産と人権を守る立場から、米軍基地をめぐる諸問題の解決に

実効が上がるよう、日米地位協定を全体的に見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官です。

○佐久間孝光議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　討論を終結いたします。

これより発議第29号　日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○佐久間孝光議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第３０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長　日程第13、発議第30号　女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　では、女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出について提案理由を説明します。

1979年に国連総会で採択された「女性差別撤廃条約」は、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃を目的とした国際条約です。日本は1985年に批准しており、締約国は189カ国となっております。

1999年、条約の実施措置として「個人通報制度」と「調査制度」が設けられた選択議定書が国連総会にて新たに採決されました。この選択議定書は既に189か国中109か

国が批准していますが、日本は批准していません。

つい最近報道された東京医大を受験する女性の減点制度など、女性への差別は繰り返し続いています。選択議定書は、条約違反の差別で被害を受けた女性（個人または集団）が、国連の女子差別撤廃委員会に対して通報できる制度です。通報できるのは、最高裁の判決でも差別が是正されないなど国内手続きを尽くしていることが基本ですが、問題の解決が不当に引き延ばされている場合などにも通報できます。通報を受けた委員会は、その内容が差別撤廃条約という国際的基準に照らして違反しているかどうかを審査し、締約国に意見や勧告を行います。委員会の意見や勧告には法的拘束力はありませんが、国際的基準に立った判断は、女性の地位向上に大きな力となります。

日本の男女平等を進めるため、本意見書を提出します。

女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書

案つけていないですけれども、読み上げます。

女性差別撤廃条約選択議定書は、条約締約国の個人または集団が条約に定められた権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接通報する権限を認め、国連が通報に基づく調査・審査を行い、通報のあった当事者・政府に「意見」「勧告」を送付するという内容である。同条約の実効性を高めるために1999年の国連総会で採択され、2017年12月現在、締約国189カ国中109国が批准している。

女性差別撤廃委員会における日本レポート審議では、2003年、2009年、2016年とも選択議定書の批准が奨励され、日本が批准を検討するよう繰り返し求められている。女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」している。国連が定めた国際的な基準の適用を積極的に国内ですすめることが、締約国である日本政府の役割であることは明らかである。

第４次男女共同参画基本計画は、「女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める」「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期批准について真剣に検討をすすめる」としている。

政府はこの計画にのっとり、すみやかに選択議定書を批准することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先ですけれども、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣です。

○佐久間孝光議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　では、文面なのですけれども、中段になりますが、女性差別の条約のところですが、「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段」というのは、この「適当な手段」というものはどのようなことを指しているのでしょうか。

○佐久間孝光議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　法設定をするということなのですけれども、例えば男女雇用機会均等法などが1989年でしたか、最初の女性差別撤廃条約に日本が条約に批准したときにつくったあれで、そういうふうな形になってきて、これからいろいろな、例えば労働条約とか女性に対しての性差別に対して女性差別を禁止する法律とか、そういうふうなことが出てくるかもしれませんし、そういう性暴力に対しての禁止とか、そういった形のものが、刑法の改正といったものがこれが適当な法律の手段という形になります。法制定が一番の大きい問題なのですけれども。

○佐久間孝光議長　よろしいですか。

第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　もうちょっとしっかりした答弁していただけますか。一つはこういうもの、こういうもの、こういうものというふうに。わかりませんね、これでは。

○佐久間孝光議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　どのよう言ったらいいのかな。今だったら、今日本で行われている女性差別撤廃条約にかかわる適当な手段というのは、男女雇用機会均等法がそれに当たりますけれども、そのほかに性暴力の被害者、性暴力に対しての対応の法制定とか、刑法でまた別の性暴力に対しての新たな支援をする法律とか、刑法ですから刑ですけれども、そういった形のものを制定していくということです。何でわかんないかね、これが。

○佐久間孝光議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

第１番、吉本秀二議員。

〔１番　吉本秀二議員登壇〕

○１番（吉本秀二議員）　１番議員の吉本秀二です。

女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書に反対の立場で討論させていただきます。

女子差別撤廃条約、正式名称は女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、1979年の国連総会で採択され、1981年に発行しております。日本は戸籍法の改正や男女雇用機会均等法の制定、家庭科の男女必修の検討等、法制度を整えた上で1980年に署名、1985年に批准しております。意見書の条約選択議定書とは、条約に盛り込まれていない事項を、条約の一部として定める法的国際文書であり、条約から独立したものであると同時に、条約から切り離して存在できないものであること、また効力を持つには条約締結国によって批准されることが必要となるものであります。

この女子差別撤廃条約の選択議定書は、個人等の通報制度、個人または集団が条約違反に対して女子差別撤廃委員会に申し立てができることを定めたもので、1999年第54回国連総会で採択され、2000年に発行し、189カ国中109カ国が批准しております。日本ではまだ批准に至っていませんが、この個人通報制に課題も見られるようであります。平成28年３月17日の参議院予算委員会では、社民党の福島瑞穂委員が「伊勢サミットを前に個人通報制度を採択し、サミットでそれを紹介しては。」とただしたのに対し、岸田外務大臣は「我が国として、人権諸条約の実施の効果的な担保を図る、こういった観点から個人通報制度、注目すべき制度と認識しております。個人通報制度の受け入れに当たっては、我が国の司法制度や立法施策との関連での問題の有無、実施体制の検討課題があると認識している。すぐに進めるべきではないかとのご指摘であるが、各方面からの意見も踏まえつつ、真剣に検討を続けたい。」と答弁しております。さらに追及質問に対して、岸田外務大臣は「検討の中身は、要は個人通報制度は、これは女性差別撤廃委員会から見解が各国に示されることとなるわけで、この女性差別撤廃委員会が国内判決と異なる見解を示した場合にどう対応するのか、あるいはこの司法手続が行われている最中に見解が示された場合、どのように対応するのか等、我が国の司法制度や立法制度との関係において検討する必要がある。まず他国における個人からの通報例を可能な限り収集するという作業から進めながら、課題に対する検討を続けている。」と答えております。

また、平成29年６月２日の衆議院法務委員会において、日本共産党の畑野君枝委員が「女性差別撤廃条約は報告制度でしかなく、最も弱い実施措置と言われている。選択議定書は、実施措置としての個人通報制度と調査制度を設けているもので、締結すべき。」という質問をしております。それに対し、飯島俊郎、外務省の大臣官房参事官は「個人通報制度を通じて女子差別撤廃委員会から、例えば国内の確定判決とは異なる内容の見解、あるいは通報者に対する損害賠償や補償を要求する見解、さらに法改正を求める見解が出された場合には、我が国の司法制度、立法制度との関係でどのように対応するか、他国に関する通報事例等も踏まえつつ検討する必要があると認識しております。政府といたしましては、これまで19回にわたりまして、個人通報制度関係者省庁研究会を開催するとともに、諸外国における個人通報制度の導入前の準備や、運用の実態等について調査を行っているところであります。」と答えております。

本意見書は速やかに批准しろという趣旨でありますが、私は政府として責任ある立場で方針を示し、対応していると考えております。政府の対応に十分理解をいたしますので、本意見書を嵐山町議会として提出することに反対する立場であります。

多くの議員にご賛同いただくことを期待いたしまして、反対討論といたします。

○佐久間孝光議長　討論を終結いたします。

これより発議第30号　女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○佐久間孝光議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第３１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長　日程第14、発議第31号　Ｇ７海洋プラスチック憲章に署名を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　Ｇ７海洋プラスチック憲章に署名を求める意見書の提出に

ついて提案理由を説明します。

プラスチックごみによる海洋汚染が深刻な環境悪化を招いていることが報道されています。例えばマイクロプラスチック類が魚から大量に検出されたこと、ウミガメや鯨、海鳥がレジ袋を誤って食べ、胃の中から大量のプラスチック製品が出ていることなどが報道されています。海を汚染するプラスチックは、レジ袋やペットボトルなど、人間の経済活動で一度しか使われないまま捨てられるものが多くを占めています。2016年スイス・ダボス世界経済フォーラムでは、世界の海を漂うプラスチックの量は、重量換算で2050年までに魚の量を上回るという予測を発表しました。

2018年６月８日から９日、カナダでＧ７シャルルボワ・サミットが開催されました。その中でプラスチックの製造、使用、管理及び廃棄に関する現行のアプローチが、海洋環境、生活及び潜在的人間の健康に重大な脅威をもたらすことを認識し、効率性の高い資源管理のアプローチにコミットするとした「Ｇ７海洋プラスチック憲章」には、日本とアメリカだけが署名しませんでした。日本は、海に囲まれた島国です。海の生態系を守ることが持続可能性のある日本をつくります。Ｇ７海洋プラスチック憲章に署名をし、特効性のある国内法の整備を求めるため、本意見書を提出します。

意見書ですけれども、６月９日、カナダで開催されたＧ７シャルルボワ・サミットで、イギリス・ドイツ・フランス・イタリア・カナダは自国でプラスチック規制強化を進める「海洋プラスチック憲章」に署名した。

海洋プラスチックは、人間生活から廃棄されるプラスチックごみが沿岸部や海に流出し、生態系破壊や人体への健康被害、沿岸部の経済社会へのダメージ等を引き起こしている問題である。その解決のために海洋プラスチック憲章は、具体的な内容を規定した。

主な内容は、

・2030年までにはプラスチック用品を全て、再利用可能あるいはリサイクル可能、またどうしても再利用やリサイクル不可能な場合は、熱源利用等の他の用途への活用（リカバリー）に転換する

・不必要な使い捨てプラスチック用品を著しく削減し、プラスチック代替品の環境インパクトも考慮する

・プラスチックゴミ削減や再生素材品市場を活性化するため政府公共調達を活用する

・2030年度までに、可能な製品について、プラスチック用品の再生素材利用率を50％

以上に上げる

・プラスチック容器の再利用またはリサイクル率を2030年までに55％以上、2040年までに100％に上げる

・プラスチック利用削減に向けサプライチェーン全体で取り組むアプローチを採用する

・海洋プラスチック生成削減や既存ゴミの清掃に向けた技術開発分野への投資を加速させる

・逸失・投棄漁具（ＡＬＤＦＧ）等の漁業用品の回収作業に対する投資を謳った2015年のＧ７サミット宣言実行を加速化する

等である。

我が国は、一刻も早く実効性のある国内法を整備すると共に、海洋プラスチック憲章に署名することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長と参議院議長と内閣総理大臣と総務大臣と経済産業大臣、環境大臣です。

○佐久間孝光議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

反対ですか。

第１番、吉本秀二議員。

〔１番　吉本秀二議員登壇〕

○１番（吉本秀二議員）　１番議員、吉本秀二です。

Ｇ７海洋プラスチック憲章に署名を求める意見書に反対の立場で討論いたします。

６月９日、カナダ東部シャルルボワでの先進７カ国首脳会議において、アメリカと日本はＧ７海洋プラスチック憲章を承認しませんでした。承認しなかった理由は、関係各省、政府の中での調整、そして経済界、産業界との調整が十分に進んでいなかったことが理由の一つに挙げられております。こうした調整がおくれていたことに対する指摘はあると思いますが、同憲章が目指す方向性を共有しつつも、一定の数値目標や期限を示された中で日本国内における非難と混乱を考えれば、承認できなかったこ

とにも理解ができるわけであります。

それでは、政府はこの海洋プラスチック問題にどのような対応をしているのかということであります。本年７月13日に中川環境大臣が記者会見を行っています。会見の内容は３点についての記者発表でしたが、その一つが来年日本で開催されるＧ20に関してのものでした。大臣は本日付で中央環境審議会に対し、プラスチック環境循環戦略のあり方について諮問をしましたので、お伝えいたします。「来年６月に我が国で開催予定のＧ20に向けて、海洋プラスチック問題の解決のため、世界のプラスチック対策をリードしていくことが重要であります。このため、第４次循環基本計画を踏まえ、かつＧ７海洋プラスチック憲章に掲げられた数値目標も含め、プラスチック資源循環戦略のあり方について、平成30年度中に中央環境審議会の意見を求めるべき本日付で諮問をしたところでございます。」というものでした。

そこで、ＮＨＫの記者から「プラスチック憲章に合意をせず、それでも世界をリードするのは矛盾に聞こえ、実態が伴わない印象を受ける。プラスチック憲章の数値目標はどうするのか。下回っては世界をリードできないのではないか。」と質問がありました。大臣の答弁は、「下回る目標というふうには考えていません。同等あるいはそれを上回るということについて今申し上げられないということであります。いずれにしましても、プラスチック憲章の期限や目標について十分に調整がまだできなかったということで署名はしておりませんけれども、Ｇ20という立場で、途上国も含めた、より多くの国の合意をその場でしっかり得られるような、そういう合意をつくっていきたい。そのためにはやはり時間が必要だと思うのです。ですから、Ｇ20に向けての合意を目指して、Ｇ20の各国と事前にしっかり調整をしていくというプロセスが必要だというふうに思います。」と答えております。

さらに中川環境大臣は５月14日にも記者会見を行いました。大臣は「５月18日の火曜日から、カナダのハリファックスで開催されるＧ７環境・海洋・エネルギー大臣会合に私は出席をいたします。そこで一連の会合では、気候変動対策、海洋プラスチックごみ問題等の分野について、我が国の取り組みを紹介するとともに、地球規模の対策に向けた議論に積極的に貢献したいと考えております。」と述べられました。そこでも環境新聞の記者から「最初の段階でＧ７の合意には参加していないけれども、Ｇ20というところで自分たちはそこのところに参加しないというところでも説得力に欠けてしまうのではないかという見方があると思うが、どのように考えられるのでしょ

うか。」と質問がありました。

中川環境大臣は「先般のＧ７首脳会議では、プラスチック憲章に日本として参加しなかったということにつきましては、関係各省、政府の中での調整、そして経済界、産業界との調整が十分に進んでいなかったということもその理由の一つだというふうに思っております。今現実に中央環境審議会で関係者の方にもご参加いただいて、そういう調整過程を丁寧に進めているところでございます。もちろん審議会の場だけではなく、いろんなチャンネルを通じて関係各省や産業界、経済界関係者との調整を進めなければなりません。そのような段階を一つ一つ踏んで、そしてＧ20までにはプラスチック資源環境循環戦略をまとめると、こういう段取りを考えております。そのプラスチック資源環境戦略は関係者の調整を踏まえて、プラスチック憲章の内容を超えるものにしていきたいということを今回のＧ７の環境大臣会合で私からも説明するつもりでございます。したがいまして、日本が首脳会議でプラスチック憲章に参加しなかったということがＧ７の他の国に対して日本が後ろ向きだというようなことは全くならない。むしろ日本はきちんと調整をして、そしてそれを超えるものをつくっていくと。そういう日本のまさに行政の進め方であります。調整過程を一つ一つ踏んで、それでそれを超えるようにしていくのだという意気込み、そして日本の強い姿勢というものをＧ７環境大臣会合でしっかり示していきたいと思います。その上でＧ７の各国もやはり問題はＧ20でしっかり議論をして合意をつくっていくべきものだというように皆さんも思っておられると思います。そういった状況を踏まえて、我が国は来年Ｇ20の開催国ですから、リーダーシップをとって、しっかり関係国に働きかけをしていきたいというように考えております。」と答えております。

このように、海洋プラスチック問題に対して、政府としてしっかり対応してるものであります。国内事情があって承認はできなかったわけではありますが、今まさにＧ７海洋プラスチック憲章のさらに上を目指したものに取り組んでいるわけであり、本意見書の提出は必要ないものと考えております。

以上、反対討論といたします。

○佐久間孝光議長　討論を終結いたします。

これより発議第31号　Ｇ７海洋プラスチック憲章に署名を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○佐久間孝光議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

会議の途中ですが、暫時休憩いたします。再開時間を１時30分といたします。

休　　憩　午後　零時０８分

再　　開　午後　１時２６分

○佐久間孝光議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発議第３２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長　日程第15、発議第32号　東京電力福島第一原発汚染水の海洋放出に反対する意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　東京電力福島第一原発汚染水の海洋放出に反対する意見書の提出について提案理由をお話しします。

提案理由ですけれども、廃炉作業が進む福島第一原発から出た汚染水の処分方法を国が検討しています。原子力規制委員会は、海洋放出が最も短期間で低コストにより処分できると試算して８月30日、31日に公聴会を開催しました。漁業をしている人たちは、このことに反発しています。福島原発周辺は福島原発事故時、多くの放射能核物質が放出されました。放射能核物質による海洋汚染で魚類への影響は深刻で、福島県いわき市の2011年10月初旬のころまでに公表されたセシウムの値は、国の規制値（１キロ当たり500ベクレル）に達しない魚介類がほとんどでしたが、中旬ごろから、規制値をオーバーする検体が徐々に出始め、19日公表の福島沖の「コモンカスベ」は、国の規制値の２倍を超える1,280ベクレルが検出されました。26日公表の福島沖の「シロメバル」は何と2,400ベクレルです。

冷却水の浄化後の処理水であっても、東電の公表データでは告示濃度を超えた放射性物質があります。海洋放出は、地球上の全海域に広がっていきます。これ以上の放射性物質による海洋汚染を止めるため、本意見書を提出します。

意見書の内容です。

東京電力福島第一原発汚染水の海洋放出に反対する意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故で溶け落ちた核燃料が水で冷却されている。

その冷却水は、放射性物質汚染水であるが、浄化後、タンクに保管している。東京電力はタンク保管137万トン分を確保している。本年３月末の処理水の貯蔵量は約105万トン。現状１日当たりの150から220トンの汚染水発生で、４年から６年で保管容量に達する。処理水の処分方法について、原子力規制委員会作業部会は地層注入・海洋放出・水蒸気放出・大気放出・地下埋設を検討した。

原子力規制委員会はトリチウム以外の放射性物質は除去されているので希釈して海洋放出するのが現実的な選択としている。それを前提に８月30日・31日と公聴会を開催した。公述人の多くは、海洋放出に反対であった。

東京電力の公表しているデータでは、タンクに貯蔵している処理水は、ヨウ素129は、告示濃度９Ｂｑ／Ｌは2015年４月から９月で最大に121Ｂｑ／Ｌを超え、基準値超えが続出している。ストロンチウム90は告示濃度限度は30Ｂｑ／Ｌであるが、最大141Ｂｑ／Ｌであった。ルテニウム106は告示濃度限度が92.5Ｂｑ／Ｌであるが、最大値1,100Ｂｑ／Ｌで、告示濃度限度を超える値が頻発している。

処理水におけるトリチウム以外の放射性物質についても除去されているとは言えず、海洋放出による生態系への影響は計り知れない。

核実験や再処理工場からの大量のトリチウムの海洋放出は、そのこと自体が問題である。すでに、福島第一原発周辺海域では、大量の放射性物質が放出されている。

これ以上の放射性物質の海洋放出に反対する。汚染水の処理について再度検討を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

提出先は、内閣総理大臣、経済産業大臣、内閣特命担当大臣、衆議院議長、参議院議長です。

○佐久間孝光議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　討論を終結いたします。

これより発議第32号　東京電力福島第一原発汚染水の海洋放出に反対する意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○佐久間孝光議長　挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎発議第３３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長　日程第16、発議第33号　嵐山町立幼稚園３年保育実施の決議の件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　町立幼稚園３年保育実施の決議を行います。

提案理由を読み上げます。嵐山町立幼稚園は、昭和46年に開園しました。平成２年に町立幼稚園３年保育を求める声が大きくなり、それは２年保育を求める請願で形になってきました。嵐山町議会は２年保育を求める請願を１度否決し、２度目は趣旨採択されました。平成５年、町立幼稚園は２年保育実施となりました。その後、３年保育を求める請願がありましたが、嵐山町議会は不採択としました。

議会報告会の意見交換では、若いお母さんから３年保育希望のご意見があります。町長は、３年保育は実施しないという一貫した方針があります。しかし、平成31年10月から国は３歳から５歳の幼稚園、保育園、認定こども園の保育料を無償にします。

嵐山町では、保育園は３歳児保育を求める人がふえ、待機児童がふえることが予測されます。また、幼稚園を希望する父母は町立幼稚園ではなく、町外の私立幼稚園を希望する方も多くなります。嵐山町にとって公が幼児教育を行うことは、教育の根幹を支えることで有意義なことです。多くの３年保育を希望する父母の期待に添うように町立幼稚園の充実を図ります。

裏面に行きます。

嵐山町立幼稚園３年保育実施の決議

平成31年10月から国は３歳から５歳の幼稚園・保育園・認定こども園の保育料を無償にする。嵐山町では、保育園は３歳児保育を求める人が増え、待機児童が増えることが予測される。また、幼稚園を希望する父母は、町立幼稚園ではなく、町外の私立幼稚園を希望する方も多くなる。嵐山町にとって公が、幼児教育を行うことは、教育の根幹を支えることで有意義なことである。多くの３年保育を希望する父母の期待に添うように、町立幼稚園の充実をはかる必要がある。

以上、平成31年４月から嵐山町立幼稚園３年保育を実施することを決議する。

平成30年９月27日、嵐山町議会です。

○佐久間孝光議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　討論を終結いたします。

これより発議第33号　嵐山町立幼稚園３年保育実施の決議の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○佐久間孝光議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第３４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長　日程第17、発議第34号　嵐山町ゼロウェイスト調査・推進特別委員会を設置することについての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　嵐山町ゼロウェイスト調査・推進特別委員会を設置することについて、上記の議案を別紙のとおり会議規則第114条第２項の規定により提出します。

提案理由ですけれども、日本ではごみを焼却して処理します。1990年代から世界で

はごみ焼却をやめました。そのため、焼却炉の75％が日本にあるといいます。ごみは焼却しないで処理していく方策を進めることで資源循環を進めることができ、新しい産業を生み出すことができます。高温度で焼却処理にすることで、大気中にばらまかれた化学物質によって人間の身体は過酷な状況になっています。ごみを焼却しないで分別をして循環させていくこと、無駄をなくしていく。そのためにごみ処理の概念を資源循環のシステムに切りかえていく。どのような手法があるか調査・推進していく特別委員会を設置します。

嵐山町ゼロウェイスト調査・推進特別委員会を設置することについて

次のとおり、嵐山町ゼロウェイスト調査・推進特別委員会を設置するものとする。

記

１、名称、嵐山町ゼロウェイスト調査・推進特別委員会

２、設置目的、焼却ゴミを可能な限り削減し、国内で焼却ゴミをゼロにするためのシステムの取り組みをしている事例、および嵐山町に可能な調査を行い、ゼロウェイストに向けての計画を策定する。

３、委員の定数、６人

４、調査機関ですけれども、平成30年10月１日から平成31年９月30日です。

○佐久間孝光議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　討論を終結いたします。

これより発議第34号　嵐山町ゼロウェイスト調査・推進特別委員会を設置することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○佐久間孝光議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第３５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長　日程第18、発議第35号　埼玉中部資源循環組合を脱退する決議の件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　埼玉中部資源循環組合を脱退する決議です。会議規則第14条第２項の規定により提出します。

提案理由ですが、我が国では大型焼却施設による焼却中心政策でごみ処理が進んでいます。しかし、この政策は日本にとってコストが高く、しかもごみを常に必要とし、健康面、環境面でのマイナスが大きく、生命の安全が損なわれています。そのような政治からごみを燃やさない政策への転換が必要です。嵐山町が埼玉中部資源循環組合から脱退することは初めの一歩になります。これから地球の環境を守る、嵐山町の財政を健全にするため、埼玉中部資源循環組合の脱退を決議します。

裏面になります。

埼玉中部資源循環組合を脱退する決議

嵐山町は、平成26年より、埼玉中部資源循環組合構成自治体として、焼却処理施設をつくる計画で、平成35年稼働予定であるが、吉見町大串は、嵐山町から距離がありすぎる。

現在では、５万人規模の人口で循環型社会形成のための事業に国補助金が交付される。

近距離の民間焼却施設もある。生ごみのバイオマスエネルギーへの転換、小川地区衛生組合管内の建設資材の端材、里山の産物等のエネルギー利用を考慮し、廃棄物処理計画を策定する必要がある。吉見町大串の焼却施設建設並びに付帯施設の建設・運営を行うには、将来的な負担が大きすぎる。CO_2の排出の大きいガソリン車を、日常的に運行するのは、地球環境への影響も大きすぎる。

嵐山町が本組合を脱退することで、比企地域のごみ処理計画は、広域処理から、地域での処理を検討することができる。また、嵐山町においては、環境面においても人口減少による今後の財政改革も踏まえたまちづくりを進めることが可能になる。

以上、埼玉中部資源循環組合から脱退することを決議する。

平成30年９月27日、嵐山町議会です。

○佐久間孝光議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　討論を終結いたします。

これより発議第35号　埼玉中部資源循環組合を脱退する決議の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○佐久間孝光議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第３６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長　日程第19、発議第36号　地上配備型迎撃システム（イージス・アショア）の導入に反対する意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

川口浩史議員。

〔９番　川口浩史議員登壇〕

○９番（川口浩史議員）　地上配備型迎撃システム（イージス・アショア）の導入に反対する意見書の提出について、初めに提案理由を述べさせていただきます。

「イージス・アショア」は弾道ミサイルを追跡する高性能レーダーと、ミサイルを撃ち落とす迎撃ミサイルから成るものである。しかし、防衛省自身、全ての弾道ミサイルを迎撃するのは困難だと分析しているのである。その「イージス・アショア」を朝鮮半島の脅威を殊さらあおり、配備しようというのである。

朝鮮半島情勢は、４月の南北首脳会談と６月の米朝首脳会談によって核戦争の脅威から抜け出す扉が開かれたのである。防衛省も北朝鮮のミサイル発射の可能性が低下したとして、住民参加の避難訓練を中止し、北海道や中国・四国地方に展開していた迎撃ミサイル（ＰＡＣ３）部隊を撤収したのである。こうした動きに照らしても「イージス・アショア」に固執することは完全に矛盾しているのである。

今、何よりも求められているのは、朝鮮半島の平和体制構築と非核化の実現に向けて外交努力を尽くすことであり、「イージス・アショア」の配備はするべきでないことから本意見書を提出する。

ということで、安倍首相が国連で次のように演説したのです。北朝鮮に対して「相互不信の殻を破り、新しいスタートを切って、金委員長と向き合う用意がある。」ということで、これから日朝の首脳会談も行われる可能性も出てきたと、そういう状況です。そういうことを踏まえてご判断いただきたいと思います。

それでは、意見書を朗読いたします。

初めの見出しが地上配備型迎撃システム（イージス・アショア）の導入に反対する意見書。

政府は米国から購入する地上配備型迎撃システム（イージス・アショア）２基を秋田、山口両県の陸上自衛隊演習場に配備して日本全土をカバーする計画である。導入経費は30年間の維持・運営費を合わせて4,664億円にもなり、搭載する新型迎撃ミサイル「ＳＭ３ブロック２Ａ」は１発30億～40億円とされる。さらにミサイル発射装置や用地取得費を含めれば、もっと膨れ上がることは明らかだ。健康被害にも不安がある。強力な電磁波はどのような影響を及ぼすかわからない。その上、攻撃対象になる可能性が高いと言える。

このような「イージス・アショア」を導入するため、今年の防衛白書は、北朝鮮の脅威をことさら煽っている。核・ミサイルの脅威について「基本的な認識に変化はない」としながら、「これまでにない重大かつ差し迫った脅威」とさらに強めている。

変化がないなら、さらに強める必要はないはずだ。しかも本年６月、シンガポールでの米朝首脳会談後、菅義偉官房長官は「日本にいつミサイルが向かってくるか分からない安全保障上の極めて厳しい状況は、かつてより緩和された」と述べたのである。だから日本政府も米朝首脳会談後、ミサイル飛来の可能性は低いと判断して迎撃部隊を撤収し、住民避難訓練も中止したのではなかったか。

秋田、山口両県の地元住民から上がる反対の声をよそに、「イージス・アショア」の導入を急ぐ背景に、アメリカ製武器の購入と軍事費の増額を求めるトランプ米政権への配慮から、脅威をことさら煽るなど情勢を政府に都合よく変えることは許されないことである。

よって嵐山町議会は、地上配備型迎撃システム（イージス・アショア）の導入に強

く反対するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣をはじめ、関係各大臣であります。

○佐久間孝光議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　討論を終結いたします。

これより発議第36号　地上配備型迎撃システム（イージス・アショア）の導入に反対する意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○佐久間孝光議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第３７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長　日程第20、発議第37号　「体罰禁止法」の制定を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　これは、「体罰禁止法」の制定を求める意見書の提出についてです。

８月28日に日弁連とセーブ・ザ・チルドレンの共催により、厚生労働省が講演をした内容を、私参加しまして、これは嵐山町として提出することが大事だなと思った次第です。そのときの冊子がこれです。

それでは、まず提案理由を申し上げます。

児童虐待が後を絶たない。しつけと称して「虐待」をし、指導と称して「体罰」が行われているからだ。しかも行き過ぎたしつけや指導に理解が示されているところに、児童虐待が後を絶たない根源があると言える。

スウェーデンでは約40年前「体罰禁止法」を制定したが、その後死亡例が激減し、フィンランドでも制定後大きく減ったのである。

そのため、効果のある体罰禁止法の制定を求め、本意見書を提出する。

それでは、意見書の朗読をいたします。

児童虐待が後を絶たない。本年１月、埼玉・草加市で８カ月の子どもをトイレに約20時間放置し凍傷を負わせ、低体温症による意識障害や骨折などがあり、日常的に暴行を加えていたという。また本年３月には東京・目黒区において、船戸結愛（ゆあ）ちゃん（５歳）が父親から虐待され死亡した。結愛ちゃんは「これまでどんだけあほみたいにあそんだか、あそぶってあほみたいだからやめる」とノートに書いていた。子どもが遊ぶことは普通のことだが、それがどれだけ叱られ暴行を受けたうえの死亡であるかがわかる。まことに痛ましい事件だ。

このような虐待が「躾」と称しておこなわれている。虐待を受けた子どもは、その後、心に深い傷を負うことも明らかになっている。

厚生労働省が８月30日、2017年度は13万3,778件の児童虐待があったと発表した。前年度より１万1,203件の増、統計を開始した1990年度から毎年増えている。どうしてふえつづけているのかだが、虐待＝躾について約６割の大人が容認しているのである。ここに要因がある。

スウェーデンは、1979年に「体罰禁止法」を制定した結果、1970年に15人も死亡したが2010年は４人へと減少した。フィンランドでも深刻な体罰を受けた子どもは、半減したのである。

よって嵐山町議会は、上記の事例から子どもを守るため「体罰禁止法」の制定を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣はじめ関係各大臣であります。

○佐久間孝光議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　１点、民法に懲戒というものが認められているのですけれども、この懲戒との関係をどのように考えておられますか、お伺いします。

○佐久間孝光議長　川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　それ説明があったのです。体罰等禁止と懲戒権との関係とい

うの。児童福祉の保障、虐待防止のために児童福祉法あるいは児童虐待防止法により体罰等の明示的禁止を行うことは、民法の懲戒権に抵触しないと考えることができると、こういう説明だったのですけれども、これ以上説明受けていないので、あったかもしれませんが、ちょっとわかりません。

○佐久間孝光議長　よろしいですか。

ほかに。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

第１番、吉本秀二議員。反対ですか。はい。

〔１番　吉本秀二議員登壇〕

○１番（吉本秀二議員）　「体罰禁止法」の制定を求める意見書に反対の立場で討論を行います。

子供に対するあらゆる体罰を終わらせるグローバルイニシアティブ、この組織は体罰の法的全面禁止を訴え、世界的規模で活動している組織だということです。その組織で出している調査情報を見ますと、この意見書にも書かれているような法整備をした国での成果が記述されております。そういうことから、体罰禁止法の議論は今後日本でも深まっていくものではないかと思われるところであります。

しかし、状況の問題点について、国会でのやりとり等を紹介してみます。平成28年５月18日の衆議院厚生労働委員会であります。中野委員からの質問で、今回児童虐待防止法の14条の規定が改正されるということで、社会保障審議会の中でも体罰など、子供の心身への障害のある罰というものは禁止すべきではないかという提言がなされました。このとき議論になりましたのが、民法822条に懲戒権というものがあって、虐待するほうが、これは虐待ではなく、懲戒だと主張されるケースもあるやに伺っていて、この規定が体罰を容認しているのではないかとの指摘もありました。

そこで法務省にお伺いしたいのですが、この規定が体罰を許容しているものではないという理解でよろしいか、こういう質問をしております。これに対して、金子政府参考人は、民法には親権者による懲戒に関する規定があります。それによりますと、子に対する懲戒は子の利益のために子の監護及び教育に必要な範囲ですることができるとされています。そこで、いわゆる体罰というものが懲戒として認められる余地が

あるのかという問題ですが、これは体罰というものをどのように定義するかということにかかっているために一概に申し上げることは困難であります。仮に子に対する有形力の行使であれば、どんな軽いものでも体罰だということになりますと、それが懲戒として許容されることが一切ないかというと、そうは言い切れないようにも思います。結局それが子の利益になるために、かつ子の監護及び教育上必要なものと認められるかどうかによることによります。

もっともこうした懲戒として許される範囲というのは、社会と時代の健全な社会常識により判断されることとなるものと考えられますので、児童虐待が社会問題として深刻化しているような現状を踏まえますと、その範囲は相当程度限定されていくということになるのではないかというふうに考えております。このように答えています。これは、議論の中の一部であります。極めてぎりぎりのやりとりを行っているわけです。もっと紹介していきたいところですけれども、長くなりますので、この程度にしておきます。

親が子を養育するという行為について、法律でどこまでどういうふうに規定するのか、民法の規定の解釈、必要性、体罰の範囲等々、大変難しい問題があるわけです。したがって、体罰禁止法を制定しましょうということですが、それでは、そういうことにしようではないかということには、なかなかならないわけであります。

私は、嵐山町議会として本意見書を提出することには反対であります。しかし、子供たちを体罰、児童虐待の被害から守るためには、声を上げていかなければならないわけではあります。

以上、反対討論とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　討論を終結いたします。

これより発議第37号「体罰禁止法」の制定を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○佐久間孝光議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第３８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長　日程第21、発議第38号　児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

畠山美幸議員。

〔６番　畠山美幸議員登壇〕

○６番（畠山美幸議員）　それでは、発議第38号を朗読させていただきます。

平成30年９月27日、嵐山町議会議長佐久間孝光様、提出者畠山美幸。

児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条２項の規定により提出します。

提案理由です。2016年度の児童虐待相談件数は12万件を超え、５年前と比べ倍増しています。最近では東京都目黒区で親から虐待を受けた女児が死亡する事件があり、児童相談所が関与していたにもかかわらず防ぐことができませんでした。このような痛ましい事件が二度と繰り返されないためにも児童虐待防止対策のさらなる強化を求めます。

児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書

今般、東京都目黒区で両親から虐待を受け女児が死亡するという痛ましい事件が発生した。このような虐待事案は、近年急増しており、平成28年度全国の児童相談所に寄せられた児童虐待件数は12万件を超え、５年前と比べると倍増している。

こうした事態を重く受け止め、政府は平成28、29年と連続して児童福祉法等を改正し、児童虐待防止対策を強化してきた。しかし、今回の事案は、児童相談所が関与していたにもかかわらず、虐待から救うことができなかった。

虐待から子供の命を守るためには、子供の異変に早期に気づき、虐待の芽を摘むことが何よりも重要であり、そのためには児童相談所のみならず関係機関や民間団体が協働し、虐待の防止に取り組むことが必要である。

よって政府においては、こうした痛ましい事件が二度と繰り返されないためにも、児童虐待防止対策のさらなる強化に向け、下記の事項に取り組むことを強く求める。

記

１　平成28年度に政府が策定した「児童相談所強化プラン」を拡充し、市町村における児童虐待防止体制の強化や中核市・特別区への児童相談所の設置も加えた児童虐待防止体制を強化するプランを新たに策定するとともに、地方交付税措

置を含めた必要な財源を速やかに講ずること。

2　子どもの問題を児童相談所に一極集中させている現状を改めること。具体的には、児童相談所と市町村の役割分担をさらに明確にするとともに、施設やＮＰＯ等民間機関・団体や他の行政機関等との連携を強化して役割分担・協働を加速する「児童相談体制改革」を行うこと。

3　児童相談所間および児童相談所と市町村の情報共有については、仮に転居があったとしても、危機感や支援状況が確実かつ迅速に引き継げるよう、引き継ぎの全国共通ルールを定めるとともに、全国からアクセスできるシステムを整備すること。また、児童相談所と警察との情報共有については、必要な情報がタイムリーかつ確実に共有できるようにするとともに、適切かつ効果的に情報共有できるシステムを新たに構築すること。

4　全国共通ダイヤル「１８９」を児童虐待通告に限定し、児童相談所の相談できる窓口につながるまでの間に未だ半数以上の電話が切れている実態を速やかに検証・分析し、その結果を踏まえ、児童相談所への通告の無料化の検討を含め、運用の改善に努めること。

5　保健所や幼稚園・学校と情報共有を図ること。いじめ防止対策と同様、小中学校の校務分掌に虐待対応を位置づけ、対応する組織を明確化するとともに、スクール・ソーシャル・ワーカーを中心とした学校における虐待対応体制を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年９月27日、埼玉県比企郡嵐山町議会議長、佐久間孝光。

提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、総務大臣、国家公安委員長。

以上です。

○佐久間孝光議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　児童虐待防止ということで、私はこれのことに関しては全然問題は感じていないのですけれども、先ほどのことから考えますと、嵐山町でもＰＴＡの会長さんなんかと話をすることがあったのです、昔文教厚生委員会で。そうすると、親御さんであったＰＴＡの会長は、昔体罰を受けるのは当然だったというふう

におっしゃって、その虐待、かなりひどい体罰も自分たちは受けてきたというふうに言われるのです。それの虐待と体罰の境目というふうなのをどう考えていくのか。これが結構難しいかなと思います。それで虐待というのは児童相談所強化プランを策定して、相談所の強化プランですか、それの中で虐待と体罰の見きわめというのをどういうふうに考えていくのか。これに関しては、私は体罰は虐待にすぐつながるものであるし、ネグレクトも虐待につながるものであるし、言葉の暴力も虐待につながるものであるし、と考えるのですが、その点について虐待と体罰の境目をどう考えていくのか、それがここにどういうふうに、この中に意見書の中に生かされているのか、ここのところをどういうふうに考えているのか１点伺います。

それともう一つ、子供の問題、児童相談所に一極集中されているというのは、具体的には埼玉県では熊谷と川越と浦和に相談所があると思うのですけれども、どの程度集中していて、それが今虐待の子供たちが埼玉県ではどういうふうになっているのかというふうな形のことの展開を、嵐山町はどういうふうに引き受けているかということをご存じでしょうか。

それと、児童相談所と警察の情報共有については当然のことなのですが、それに係ってＤＶとの関係、ＤＶと児童虐待とは非常に密接していますから、それはここのところへどういうふうに表現されていくか、解決しようとする児童虐待防止のさらなる強化を求める意見書の中で、当然ＤＶと児童虐待は連係しているものですから、同じようなものですから、連鎖していくものですから、それについてはこれに全く出ていないのですが、それをどのような形でこれで進めていくのか伺いたいと思います。３点です。

○佐久間孝光議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　今３点につきまして質問いただきました。

体罰と虐待の違いということですけれども、やっぱり子供が悪いことをしたときに、例えば物を食べていて、わざとぽいってしたときに、だめでしょって手をたたきます。そういうことも体罰になってしまうのか。やはりしつけと称して度を過ぎた暴力を子供に対してやっていいこと、やって限度ってあると思うのです。手をたたくことまで体罰としていいのか。それをまた悪いことをしたからといって、ぼこぼこに半殺しにするようなくらいまでたたきのめす、そういうことは親として本来してはいけないことなのに、現状そういうことをしている親がいるということが今あるわけです。

でも、体罰、さっきの禁止法ですか、法律までつくるところまでは私はどうなのかなって。だから、親としてそこはやってはいけないでしょということは、口で言ってわからないときはやっぱりたたきます、私も。手をたたいたり、手とか足がやっぱり悪さすれば、だめでしょって、それがどこまで、度を過ぎるというのか、そこはやっぱり人間としてやっていいべきことと、やっていけないことと、やっぱり道理がわかるから親としてやるわけなのですけれども、この方の場合は、目黒の人の場合は、自分の子ではなかったわけですから、いろいろ何があるのだか私には本当にわかりませんけれども、そういうところが違うのかなと思います。今の状況を、さっき言った、熊谷と川越と浦和にあるのは私も存じ上げておりますけれども、今の現状というのは私は調べておりませんので、わかりません。

ＤＶと虐待ですけれども、虐待とＤＶって書いてありますが、今回につきましてはＤＶのことは入れておりませんで、虐待、今回こういう小さなお子さんが大変な目に遭っているというところで虐待のことだけを入れさせていただいております。

以上です。

○佐久間孝光議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　体罰というのはなかなか難しい感覚で、私はそういうふうなことも体罰はしないです。一切やらないです。その人の感覚によって違うのです。それで、虐待と体罰の問題ですけれども、嵐山町の方、特にＰＴＡの男性の方、ほとんど体罰を受けてきたのだそうです、学校でも。そして学校の先生がびんたするのは当たり前のことだったというふうに言っています。それが児童虐待防止とどういうふうになっていくというのはすごく難しいと思うのですけれども、この体罰というのは、それから子供たちに連鎖してくるものなのです。体を殴るとか、暴力的な行為をするということ自体が、殴るっていうこと自体、それが限度を過ぎたというのは、限度をどこに持っていくかというののセンスです。そのセンスをどこに持っていく。この中で虐待防止の対策のさらなるというふうになっていますけれども、虐待防止というのは、その子供にとって違うでしょうけれども、私だったら教師が子供を殴ってしつけをしていた昔の人たちというのですか、森さんや佐久間さんもそういうふうにおっしゃっていましたけれども、そのときに、そういうふうな形、川口さんもそういうふうなことを言っていました。そういうふうな議員として。それは体罰として教師がそれを受けるわけです。それが虐待防止になるかどうかって、虐待になるかどうかという

のは、その子供のセンスによるのです。私だったら、これは虐待というか暴力で虐待だなって思うのですけれども、そこのところの発想の違いというのですか、それが大きいと思うのですが、ちっちゃな体罰だったら、それはやってもいいということで、畠山さんは全ての暴力的な行為も、ちっちゃな体罰だったらやってもいいから、児童虐待にはならないという考え方なのかどうか伺います。

それと、今回に関しては川越や熊谷、それからさいたま市にも児童相談所があります。さいたま市も児童相談所もどこもすごくいっぱいです。すごく大変で、そして嵐山町には虐待の子供たちが入所する施設があります。そこの子供たちというのは、それをご存じない。ちょっとどうなのかなって思うのですけれども、そこに入っていくのには児童相談所で最低半年間待ちます。それが一般的で、半年間待っている間に、だからこの児童相談所をすごく充実させていかなくてはいけない、お金をこうやっていかなくてはいけないということはあるのですけれども、そういったことは、こういうふうな意見書を嵐山町から出す場合には、最低嵐山町がこの埼玉県の中でどんな役割を担っているかということをご存じであるべきだと思うのですが、それについてはそういうふうな今の埼玉県の現状、児童虐待されている子供たちがどういうふうな形で置かれているかということをご存じなくてこれを出されて、そしてそれは政友会でそのことについても話もなさらずにこれが出されたということなのですか、その点伺います。

それと、児童虐待とＤＶは連係しています。今回ＤＶは入っていないということですけれども、必ず児童虐待を受けるお子さんでも、ＤＶですごく苦しい思いをしていらっしゃる方でも児童虐待をしない親もいます。ですけれども、基本的に児童虐待というのは、ＤＶを見て育った場合には、それは児童虐待になります。それは、概念としてそうなっています。だから、ＤＶが入っていないということないのですけれども、児童相談所と市町村の情報共有でＤＶが入っていないということ自体の問題点がすごく大きいなと考えているんですが、ＤＶは当たり前なのです。ＤＶと児童虐待はほとんどセットになっている。それについて、ここでは今回これに書いていないということですが、それについては、児童虐待されるお子さんはＤＶを見ていなくて、児童虐待だけが家庭の中であると思われているのがうかがえます。

それと、もう一つ、児童虐待されている子供というのは、いろんな形で症状が出てきます。それは、ここの中では出ていないのですけれども、どういうふうな形でキャ

ッチするかということもここには出てないのですが、単純に児童虐待防止のさらなる強化に向けて下記の事項に取り組むことというふうになっていますが、その点について、ここが書かれていないと、単純に女性への暴力、母親への暴力なしで児童虐待だけがあるというふうにこの意見書は書かれているということでしょうか、伺います。

○佐久間孝光議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　まず体罰のことですけれども、やはり言葉がわかる年ごろになれば、言葉で言って言い聞かせればわかると思うのですけれども、まだ言葉が理解できないような年ごろで、だめでしょと言って、それでやめれば、私はやめます。しかし、それでもなおかつ物を投げたりとか、やっぱり何かしてしまったときには、だめでしょと手はたたきます、こういうふうに投げた手を。

さっき度が過ぎる、だからあざとか、やはり傷になっているというのは、そこまで親がたたきますか。そんなにあざになるほど何度も何度も。だから、それはおかしいことでしょと。ただ、しつけとして、やっぱり言葉のまだ理解できない年ごろのときは、何か悪さをしたときには、その悪いことをした手とか足とか、そういうところはだめと言って、それを思いっ切りばちんとたたくわけではなくて、だめでしょと手を添えるというのですか、そういう程度で教え込むことは、私はします。畠山さん、どういうふうにしますかと言うから、それはやります、私は。体罰とかということではなくて、しつけと称した手を添えるということはします、私は。

現状ですけれども、私は嵐山町のこども課のほうにはそういうことは一切聞いておりませんけれども、私にはいろんな相談は来ております、個々に。そういうときには、町のほうにこういう事例があるのですけれども、どうしましょうかと相談には行っておりますので、何も内容がわからないでやっているわけではございません。

それと、ＤＶと虐待ですけれども、ドメスティック・バイオレンスですけれども、今回はさっきも言っているとおり、児童虐待防止対策ですから、そこに妻とかそういうところは入ってきていませんので、児童虐待についてのところのことしか今回は入っておりません。

以上です。

○佐久間孝光議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　すみません、私は畠山さんの見解を聞いているのではなくて、一般的に体罰と児童虐待の境目というのがありますね。そして、学校では、今は

体罰というふうな形で殴ったりしたら、それは絶対だめなことになっていますけれども、一般的には体罰というのは許されるというふうな概念が嵐山町のＰＴＡの方たちとか男性の方たちはそうだったのだなというふうに思っていますが、それと児童虐待防止との境目をどういうふうに考えていくのか、それが児童相談所になってくると思うのですが、それが通報になってくるわけですね。

それで、申しわけないけれども、私は犬や猫ではないから、子供はたたかないというのが体罰としても原則だと、子供のしつけとしても原則だと思っていますから、それは畠山さんとは全く違う考え方になってくるわけですし、それからこちらの皆さん、先ほどの吉本さんの懲戒という考え方とも全く違う考え方になってくるのですけれども、体罰というのは、意見の問題としてではなくて、それの境目をどこに持ってくるかという議論がされていなくて、こういうふうな児童虐待防止法というふうな形だけいきなり意見書が出てくるのは、私は別にこの意見書に関しては問題はないなと思いますけれども、そういったことに関して、児童相談所強化プランというのをつくると言いながら、では児童相談所がどういうふうな状況になっているかということをご存じなくて、嵐山町や埼玉県の児童虐待のことも全部、心のケアハウスで、全部の児童虐待の子供たちがそこに来る。だけれども、すごく待ち人数が多くて、最低半年以上は待っていないと、児童虐待の子供たちがそこに入っていくことができない、そういう状態があるということをご存じなくて、この意見書というのは、私はすごく表面的な公明党さんの考え方なのかなと思うのですけれども。どういうふうな形で、今嵐山町の子供たちが入ってきていて、なぜ嵐山町では児童虐待の子供たちを学校で引き受けなかったということもわかっていなくて、そして児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書というのは、ちょっと何か背景的に余りに情報がなさ過ぎるのかなと思います。

それと、ＤＶと児童虐待ですけれども、児童虐待されている子供というのは、児童虐待だけではないのです、必ずＤＶがあります。ＤＶだけで、お母さんがお父さんに暴力を受けているから、それの連鎖として、子供にお母さんが暴力を振るう。そうではなくて、お母さんが夫から暴力を受けているから、それを何とかするために夫の言うことを聞くために児童虐待をしていく。それはもう一つの定説としてでなくて当たり前なので、なぜここにそういうふうな形のことを出してこないのか。ＤＶだけで本来の問題、児童虐待だけでは済まないような大きな問題が背景にあるのにこれを入れ

てこなかったのか。それは、児童虐待に関しての、ご自分が相談を受けていると言いながらも、余りに児童虐待の実態をご存じなくて児童虐待防止の対策のさらなる強化を求める意見書を提出されているのではないかと思うのですが、その点いかがなのでしょうか。ＤＶと児童虐待は必ずくっついているものです。

○佐久間孝光議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　ＰＴＡのさっきお話がございました学校での体罰につきましては、この間体操の選手がコーチに虐待をされているということで、そのコーチがやめさせられるという報道がありました。でも、選手にしてみれば、あれは私を成長させてくれるための体罰だったというようなお答えで、髪の毛を引っ張られたとか、たたかれたとか言っておりましたけれども、本人にしてみれば、さっき渋谷さんも言いましたけれども、個人差が、やっぱり自分は虐待を受けている、体罰を受けているというふうな捉え方の方と、もうこれは指導なのだと思う方といるというような、個人個人ちょっと違う部分があるのかなと。

でも、今は学校では体罰はいけないということで話が出ているにもかかわらず、報道はされているところではございますが、学校側としては今体罰は禁止ということにはなっているはずですので、度を過ぎたことは、やはり学校側だってやっていないと、私は。昔は私も休憩時間が終わって来ないと、みんな並べとか言って、１メートルの物差しでお尻をパン、パン、パンとたたかれた記憶がございますけれども、今そういうことをやられたという話は聞いておりませんし、今はないと思います。

先ほどの、町内の状況がわからないでというお話ですけれども、町内はさっきも言いましたけれども、個々にはそういうお話は伺って対応はしていますし、今回問題だったのは児童相談所にこの目黒の方がどこからか引っ越してくるときに、向こうの児童相談所と東京の児童相談所で話ししているけれども、格差があり過ぎたわけでしょ。引っ越し先のほうは大変なことがあるというふうに思われていたのかどうなのかわからないですけれども、都内のほうではそんなに大ごとになっていないと思った。そういうところを強化しなくては、やっぱりお互いに、こんなに大変なのだからよく見ていてくださいよという、そういう情報交換がうまくできなかったら大変だから、さらなる強化を求めなくてはいけないでしょということを書いてあります。

ＤＶと虐待ですけれども、今回は児童虐待防止についてということで、そういうつもりでやっていますので、そこをのみ込んでいただきたいと思います。

○佐久間孝光議長　ほかに。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　これは、児童虐待防止法の強化を基本的には求めるものだと思うのです。児童虐待防止法の基本的な悪い点というか、法的な落ち度がある点は、事件が起きてからそれに対処するという、そこなのです。そこは、ある面強めなければならないのですけれども、事件をどう起こさせないかというところを、それは体罰禁止法でやるべきものなのです。そこがここでは不十分だと。これは、事件はまだふえてしまいます。1994年から統計とっていて毎年ふえていると。児童虐待防止法ができたってふえてきているのだから。ちょっとやそっと強化しましたでおさまらない、そういうものです。

私はこれに賛成しようと思っていたのですけれども、まさか反対するとは思わなかったから、体罰禁止法に。世間の教育をしっかりしていかなかったら、なくならないのだと思うのです。これセーブ・ザ・チルドレンも弁護士の先生も、それと大学の教授の先生もそれぞれおっしゃっていたのですけれども。そこがなくて、ただ事件が起きたらこういうところを強化しましょうと、部分的にやりましたと、それは不十分ではないですかということを私は質問したいのですけれども、いかがですか。

それと、親の教育というものがここにはないわけです。それはちょっとお認めになるのかどうか伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　さっきの体罰何法は、私は賛成できませんでしたけれども、やはり子供にとってみれば、さっき私は「手をたたきますよ」と言いましたね。それを、親が体罰したなんて、何でかんで、渋谷さんにとっては大したことなのでしょうけれども、親の立場としてしつけの範疇でたたいてしまう部分ってあると思うのです。それがさっき言ったとおり、あざができるほど、傷ができるほどやるというのは、私はおかしいと思いますけれども、そういうことでない限り、必要最小限の体罰ってあるのかなと思うので、全部体罰禁止なんていうのはどうかと思って私は反対しました。

あとは何だっけ、２問目は。

〔何事か言う人あり〕

○６番（畠山美幸議員）　数は減らない。でも、今回連絡不足だった部分が多々あったわけではないですか。そういうところはしっかり連携とってやっていってくださいよ

ということを強化してほしいということを書かせていただいていますので。

〔「親の教育」と言う人あり〕

○６番（畠山美幸議員）　親の教育は、今嵐山町においては親の教育とか言って、たしか中学校でやっていますよね、嵐山町においては。やっています。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　これで減るようなことを言っていますけれども、児童虐待防止法ができても1990年度からずっとふえているのです。ちっとやそっとの改革したって私は減るなんて思いません。そうではないですか。この程度のものをやったからといって。やはりフィンランドやスウェーデンというのはそこをしっかり教育してきたのだ。だから、減ってきたのです。法律ができたからすぐ減ったというものではなくて。79年にできて、10年後ぐらいにだんだん減ってきているのですけれども、それまでの時間差というのはあるわけで。親というか、世間というか、日本でも朝日新聞が2010年に調査しているのですけれども、親の６割が体罰を容認していると。今の手をたたくというのは７割が容認しているという、こういうことなのです。ここを変えていかなかったら、手をたたくという程度でだんだん済まなくなってくるのです。いわゆる子供をコントロールしたいという。子供は恐怖心から従うようになるのですけれども、それで、わかったなというふうになるのですけれども、親は。実際はわかっていないのだと。恐怖からは理解をしているだけなのだということだけで。だから、たたくということ自身が大変子供に害悪を与えるということをセーブ・ザ・チルドレンの先生はおっしゃっていたのですけれども。そういうたたくということ自身が容認している、これを変えていかなかったら、この問題は少なくなっていかないと思います。いかがですか。そう思いませんか。この程度の改革で少なくなるなんて思えないわけです。いかがですか。

○佐久間孝光議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　余り怒られないで育った子って何やってもいいのかなというふうになってしまう部分もあるのではないかなと思うのですけれども、私はとにかく、しつけの部分で、さっきから言っていますけれども、あざにならない程度の、手をたたく、足をたたくぐらいはやりましたから、子供を育てているときに。だから、体罰を全て禁止という、どこまでを体罰、どこまでが体罰ではないかというのは曖昧ですね、さっきの感じ方の部分もありますし。

あと、最初に言ったのは何だっけ。

〔何事か言う人あり〕

○６番（畠山美幸議員）　もういい。なので、私としてはその一線が曖昧だなと思っております。

○佐久間孝光議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

賛成討論ですね。

第13番、渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書を提出するのにとりあえず賛成します。ですけれども、これには余りにいろいろな問題が大き過ぎて、この意見書自体が体罰を容認する立場からの意見書であって、そして児童虐待は、ＤＶは必ずあるとか、そして嵐山町ではどういうふうな形で埼玉県の児童虐待の子供たちを受け入れているか、そしてなぜ普通の小学校や中学校では、その子供たちを受け入れることができなかったか、そういった背景的な問題を全くなしにしてこういった意見書が出されてきます。体罰というのはちょっとのことでも、その人の感覚で親がよいと思っていたとしても、それがその親の感覚ですごくエスカレートしてくる、それが今回の痛ましい事件につながってくるわけです。そういった発想がここの中にないです。とりあえずは、児童相談所強化プランを拡充していく、交付税措置をしていく、そして子供の相談所に一極集中させているということは大きな問題があって、虐待の子供たちは、半年も１年もそこで待機されているという状況を改善しなくてはいけないです。ですからそれはいいです。

それと、市町村の情報共有に関しても、転居したらそれについてはとりあえず情報の共有はしなくてはいけない、今それさえもないぐらい状況が悪い。だけれども、基本的な問題として体罰をしてはいけない、そういった部分がなくて、度を過ぎた児童虐待はいけないと、それを禁止する。度を過ぎていない児童虐待というのはどこになるのか。その人の親の感覚、それから教師の感覚、それになっていきます。なので、とりあえず今の政策としてこの部分は必要ですけれども、基本的な部分は間違ってい

るかなと思いますが、この意見書の提出には賛成します。

○佐久間孝光議長　第２番、森一人議員。

〔２番　森　一人議員登壇〕

○２番（森　一人議員）　児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書に賛成討論いたします。

「おねがい、ゆるして」とノートにメモを残して、５歳児が虐待死した事件を受け、政府は平成30年７月、児童虐待防止の緊急対策をまとめました。児童相談所で相談や支援に当たる児童福祉司を2022年までに2,000人ふやす方針などを打ち出しました。相談所への虐待相談件数は年々増加している現状ではありますが、児童福祉司の人数は約2.6倍にとどまり、昨年４月のデータでございますが、現在で約3,200人です。子供の虐待死に至っては年間約80人に上っています。児童相談所は、家族のプライバシーに深く関与し、場合によっては子供の命にかかわる重大な事案も扱うことから、多忙をきわめる児童相談所の体制強化は喫緊の課題であり、また職員の専門性や資質を高めたり、質の強化に向けた取り組みも急務であると思います。

今回の緊急対策では、児童相談所側が子供に会えず、安全が確認できない場合は立入調査を実施するルール化や、児童相談所と警察の情報共有の強化も盛り込まれましたが、いずれも今回の事件を踏まえての対策であるため、児童相談所の対応に限界があるのも事実であると考えます。児童相談所は、子供を一時保護するなど問題のある家庭に介入する一方で、親子関係を修復する支援も担います。子供の安全を確保し、どなり込んでくる親に対応し、親との信頼関係も築く児童相談所の職員に全てを求めるのには無理があると思います。警察や弁護士、市町村などと連携を図るだけでなく、深刻なケースの介入は主として警察が担うなり、支援は児童相談所や自治体が担うなど、機能の分担化が必要であると思います。

以上のことから、さらなる強化の必要性を感じ、この意見書に賛成いたします。

○佐久間孝光議長　討論を終結いたします。

これより発議第38号　児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○佐久間孝光議長　挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎町長挨拶

○佐久間孝光議長　これにて本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議長のお許しをいただきましたので、平成30年第３回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の挨拶を申し上げます。

まず、９月６日に発生をしました北海道胆振東部地震により被害に遭われました方々に対しまして、心からお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りを申し上げます。

さて、今期定例会は９月５日に開会をされまして、９月27日の本日まで23日間にわたり、極めて熱心なご審議を賜り、提案をいたしました29年度一般会計決算をはじめとする諸議案を全て原案のとおり可決及び認定を賜り、深く感謝申し上げる次第であります。また、教育委員会委員及び固定資産評価審査会委員の選任並びに人権擁護委員の推薦につきましてもご同意を賜りまして、重ねて御礼を申し上げます。

議案審議並びに一般質問等を通じまして提言のありました諸問題につきましては、十分検討いたしまして対処をする所存でございます。

また、堀江代表監査委員並びに畠山議会選出監査委員におかれましては、連日にわたりましてご出席を賜り厚く御礼申し上げます。決算審査意見書を十分参考にいたしまして、今後の行政運営に資する所存でございます。

さて、今月13日には、千年の苑におきまして、 ラベンダー植栽イベント　ｉｎ　ＲＡＮＺＡＮを開催をいたします。来年の本オープンに向け、新たな観光資源を確立すべく総力を挙げて盛り上げてまいります。

秋が深まり、朝晩肌寒くなってまいりました。日本の南方には台風24号が接近をし、非常に心配をされているところでございますが、その対応には万全を期してまいりたいと思います。議員各位におかれましては健康に留意をされまして、さらなるご活躍をいただきますようご祈念を申し上げまして、閉会に当たりましての御礼の挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。（拍手）

◎議長挨拶

○佐久間孝光議長　次に、本職から挨拶申し上げます。

本定例会は９月５日の開会から23日間という近隣の町村議会に比べ、大変長い期間にわたり慎重なるご審議をいただき、まことにありがとうございました。時間をしっかりかけ審議をすることは大変重要なことと考えますが、その一方で、報告の仕方、会議の進め方を工夫することで、審議自体に影響を与えることなく、効率性を高めることができる余地もあるかもしれません。皆様方のお知恵をおかりする中で検討してまいりたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

結びに、本定例会の進行にご協力いただきましたことを心より感謝申し上げ、本職からの挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）

◎閉会の宣告

○佐久間孝光議長　これをもちまして、平成30年第３回嵐山町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　２時３９分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長

署名議員

署名議員